

土木工事の施工管理基準 及び規格値

令和5年10月

大分県土木建築部

大分県農林水産部

目 次

土木工事の施工管理基準及び規格値	総 - 1
1. 工 程 管 理	1 - 1
(1) 工程管理基準	1 - 1
(2) 工事履行報告	1 - 1
(3) 実施工程表の作成	1 - 1
(4) 工程表の大きさ	1 - 1
(5) 計画工程表の作成にあたり考慮すべき事項	1 - 1
工事月報及び工事履行報告書作成要領	1 - 2
2. 出 来 形 管 理	
(1) 出来形管理基準及び規格値	
・ 目 次	2-目-1
・ 共 通 編	2 - 1
・ 土木工事共通編	2 - 8
・ 港 湾 編	2 -92
・ 港 湾 海 岸 編 (港湾編準用)	
・ 河 川 編	2 -101
・ 河 川 海 岸 編	2 -107
・ 砂 防 編	2 -114
・ ダ ム 編	2 -119
・ 道 路 編	2 -124
・ 農業農村整備編	2 -150
・ 森 林 土 木 編	2 -178
・ 漁 港 漁 場 編	2 -190
・ 「多自然川づくり施工管理基準(案)」の要点及び運用について	2 -202
3. 写 真 管 理	
(1) 写真管理基準	3-総-1
(2) 工事写真の分類	3-総-1
(3) 工事写真の撮影及び提出頻度	3-総-1
(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理	3-総-1
(5) 工事写真の省略	3-総-1
(6) 工事写真の編集等	3-総-2
(7) 工事写真の色彩	3-総-2
(8) 工事写真の大きさ	3-総-2
(9) 工事写真帳の大きさ	3-総-2
(10) 工事写真の提出部数及び形式	3-総-2
(11) 工事写真の整理方法	3-総-2
(12) 写真管理における留意事項	3-総-2

(13) 目次	3-目-1
(14) 撮影箇所一覧表	3 - 1

4. 品質管理

(1) 品質管理基準	4 - 1
(2) 品質管理	4 - 1
(3) 品質管理の方法	4 - 1
(4) 管理資料のまとめ方	4 - 1
(5) 公的試験機関	4 - 1
(6) 骨材・土質関係試験書の有効期間	4 - 2
(7) 試験書について	4 - 2
(8) 品質管理基準及び規格値	4 - 3
目次	4 - 4
(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ	4 - 6
(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランプ試験、空気量測定の試験基準について	4 - 32

※ 下記項目の作成については、別に定める「**土木工事施工管理の手引**」による。

詳細は大分県ホームページを参照 (<http://www.pref.oita.jp/soshiki/18720/tebiki31.html>)

- 1) 施工計画書作成の手引
- 2) 工事に係る提出資料
- 3) 設計図書の照査・工事測量の成果
- 4) 工程管理
- 5) 品質管理
- 6) 出来形管理
- 7) 写真管理
- 8) 安全管理
- 9) 参考資料

土木工事の施工管理基準及び規格値

1. 目的

土木工事の施工管理基準及び規格値（以下、「管理基準」とする。）は、土木工事共通仕様書第1編1-1-23「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

この管理基準は、土木工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質の確保と、円滑かつ合理的な施工の確保を図ることを目的とする。

2. 適用

この管理基準は、大分県農林水産部及び土木建築部が発注する土木請負工事に適用する。ただし、**設計図書**に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、施工条件等により、この基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と**協議**の上、施工管理を行うものとする。

3. 規格値

- (1) 規格値とは、設計数値と出来上がり数値との差の許容限界をいう。
- (2) 原則として個々の測定値はすべて規格値の範囲内になければならない。
- (3) 規格値は、個々の測定値に対するもので、その平均値（延長については合計延長、面積については合計面積）は設計数値を下廻ってはならない。
(注) ダム、擁壁等で全延長がマイナス規格となっているもの、上流側、センター下流側の平均値は設計数値以上でなければならない。
- (4) 構造物の法勾配について、規格値が示されていないものについては、設計数値以上とする。ただし、高さ、幅等個々の規格値を満たさなければならない。
- (5) 切土、盛土の法勾配については、設計数値以上とし、労働安全衛生規則を満たさなければならない。

4. 管理基準

施工管理の基準は次のとおりとする。

- (1) 工程管理
- (2) 出来形管理
- (3) 写真管理
- (4) 品質管理

5. 管理の実施

- (1) 受注者は、施工管理を実施するに当って施工管理担当者を定め監督員に**届け出**なければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を掌握し、常に適切な管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等は、工事の施工と並行して速やかに実施し、管理の目的が達せられるようにしなければならない。

- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果は、その都度逐次管理図表、出来形図、工程能力図及び同付表等に記録しておかなければならない。
- (5) 受注者は、側定値及び試験値が著しく偏向する場合、バラツキが大きい場合又は規格値を外れる場合は、受注者の負担でその原因を追求し、監督員と**協議**のうえ、手直し、補強、やり直し等の処理を行わなければならない。
- (6) 受注者は、出来形確認、中間検査及び完成検査に際して管理図表、出来形図表並びに工所用材等の品質証明書（正本）及び試験結果報告書（正本）等を監督員に**提出**しなければならない。
- (7) 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。
なお、これにより難しい場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

6. 管理項目及び方法

- (1) 工程管理
工程管理は、監督員に提出した**計画工程表**により工事の進捗を管理するものとする。
- (2) 出来形管理
出来形管理は、設計数値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表又は出来形図を作成し、別に定める「**出来形管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。
なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数を測定するものとする。
- (3) 写真管理
写真管理は、工事着手前の状況、施工段階及び完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、材料の寸法及び品質、並びに安全管理状況及び工事中の災害状況を別に定める「**写真管理基準**」に基づき管理するものとする。
- (4) 品質管理
品質管理は、別に定める「**品質管理基準及び規格値**」に基づき管理するものとする。

7. その他

- (1) 情報化施工
10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。
- (2) 3次元データによる出来形管理
ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。
また、農業農村整備工事のほ場整備工事並びに管水路工事のICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」の規

定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

※1 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/content/001396085.pdf>

※2 「情報化施工技術の活用ガイドライン」については、農林水産省のホームページをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/220812-2.pdf>

1. 工程管理

令和5年10月

1 工 程 管 理

(1) 工程管理基準

工程管理は、工事内容、工期及び現場の実情に応じて作成した**計画工程表**(バーチャート又はネットワーク)により**管理**するものとする。工事の種類、規模を問わずすべての工事について実施するものとする。また、**変更指示及び契約変更**があった場合は、**残工事に対する変更工程表**を作成するものとする。

(2) 工事履行報告

受注者は、工事請負契約約款第 11 条に規定する工事の**進捗状況を翌月 5 日迄**に、監督員に**報告**するものとする。なお履行報告の様式は後述の「工事月報及び工事履行報告書作成要領」に基づき作成するものとする。

(3) 実施工程表の作成

受注者は、計画工程に対する実施工程を管理するものとする。

- 1) 計画工程の**下段に赤書きで実施工程**を記入し対比する。
- 2) 変更指示、契約変更、出来形検査など特記すべき事項を記入する。

(4) 工程表の大きさ

工程表の大きさはA 4 判又はA 4 判の倍程度にまとめるものとする。

(5) 計画工程表作成にあたり考慮すべき事項

- ① 工事及び作業の制約
 - ・ 先行工事や後続工事の関連からの当該工事の着工、完了時期、施工方法。
 - ・ 現道工事等施工箇所^の立地条件による施工時期、施工時間、施工方法。
 - ・ 関係機関との協議、工事用地の確保、支障物件の撤去等の有無。
 - ・ 公害防止対策のための施工時間、施工方法。

等によっても、工事及び作業の制約を受けることがある。

- ② 環境(地形、地質、気象、水理等)を考慮した施工計画
- ③ 施工順序
- ④ 労務、機械の使用計画
- ⑤ 作業能力及び標準稼働時間の決定
- ⑥ 工事期間の作業可能日数の算定
- ⑦ 立会、段階確認(社内検査)の計画

工事月報及び工事履行報告書作成要領

1. 目的

工事請負契約約款第 11 条（履行報告）に、「受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。」と規定されている。

そこで本章は、工事履行報告書及び基礎資料となる工事月報の作成要領を取りまとめたものである。

2. 作成上の留意点

2-1 工事月報

- (1) 工事月報は、受注者が作成し保管する。（原則提出不要。監督員が進捗状況の確認を必要とする場合には、指示書により提出を求める。）
- (2) 出来高数量は、契約数量が一式又は一式（ ）表示の場合は進捗年数量表示の場合は数量で記入する。
- (3) 累計出来高は進捗率を記入する。
- (4) 出来高数量は下記について確認できた数量とする。
 - ① 切土（掘削、積込、運搬）は運搬まで完了した土量。
 - ② 盛土（敷均し、転圧）は転圧まで完了した土量。
 - ③ 鉄筋工は組立が完了した鉄筋重量。
 - ④ コンクリートは打設完了後 1 週間以上経過し、所要強度の確認又は推定できたコンクリート立積。
 - ⑤ 型枠工は脱枠が完了した型枠面積。
 - ⑥ 仮設工（足場工、支保工、土留工、水替工等）で仮設期間が長期間に及ぶものは、その期間の進捗率を出来高に反映させる。
 - ⑦ その他出来高が確認できた数量。

2-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書は、受注者が工事月報を基に作成し、翌月 5 日迄に提出する。（監督員が確認する。）
- (2) 工事履行報告書の用紙規格は A-4 縦とする。
- (3) 状況写真を数枚程度添付する。
- (4) 実施工程表の添付は原則不要。中間前金払認定請求を行う場合のみ添付する。
- (5) 指示・承諾・協議書の添付は要しない。

3. 作成要領

3-1 工事月報

- (1) 工事月報の用紙規格は A-4 縦とする。

- (2) 対象費目は直接工事費とし、間接費は記入しなくてよい。
- (3) 契約数量は工事数量総括表の数量とし、当該月に変更指示があった場合は、当該月の契約数量の上段に（ ）朱書で記入する。一式契約の場合も工事内容に変更があった場合は、同じく上段に（一式）朱書で記入する。また、この記入は契約変更の前月まで続行する。また、この変更指示数量については、当該月に契約変更があったものとして計算する。
- (4) 出来高数量は概算でよい。
- (5) 記事欄については下記事項を記入する。
 - ① 変更指示内容（指示年月日、番号、指示数量）
 - ② 工事中止及び解除内容（通知年月日・中止期間等）
 - ③ 災害、事故その他特記すべき重要事項
- (6) 出来高進捗率の算出手順を下記に示す。次ページ出来高進捗率の算出例及び月報作成例を加え参照されたい。
 - ① 各工種内訳金額は工事請負者の見積金額とし、直接工事費を算出する。
 - ② 直接工事費を100%として、工種、種別、細別、の順に順次構成率を算出する。
(2) → (3) → (4)
 - ③ 各細別（又は種別）の当該月までの出来高数量及び契約数量が一式又は一式（ ）の場合は、積み上げ計算により進捗率を算出し(5)に記入する。
 - ④ 各細別(又は種別)の契約数量に対する出来高数量の進捗率を算出して(6)に記入する。この場合契約数量が一式又は一式（ ）の場合は、その進捗率をそのまま記入する。この数値を月報の細別（又は種別）の累計出来高欄に記入する。
 - ⑤ 各細別の出来高構成率(7)を算出する。
 - ⑥ 一つの種別に複数の細別がある場合は、細別(7)を集計(8)し、当該種別の構成率に対する出来高進捗率(9)を算出する。この数値を月報の種別の累計出来高欄に記入する。又、細別を含まない種別は、当該種別の出来高構成率(8)を算出する。
 - ⑦ 一つの工種に複数の種別がある場合は、種別(8)の集計(10)及び当該工種の構成率に対する出来高進捗率を算出する。この数値を月報の工種の累計出来高欄に記入する。
 - ⑧ 各工種(10)を累計(12)する。これが直接工事費の出来高進捗率となる。この数値を月報の直接工事費の累計出来高欄に記入する。

3-2 工事履行報告書

- (1) 工事履行報告書の用紙規格はA-4縦とする。
- (2) 施工計画書作成時に作成される計画工程表で、あらかじめ各月の出来高予定を計算しておき、予定工程の欄に記入する。
- (3) 前項の工事月報で算出された出来高を実施工程の欄に記入する。尚、共通仮設費（積上げ分）の占める割合が大きい場合は別途考慮する。

4. 作成例

作成例については次頁に示す。

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単 位	契約数量 (1),	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		細別 出来高 構成率(7) =(4)×(6) ÷100	種 別 出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高 進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	工種		費目
						工種 (2)	種別 (3)	細別 (4)	数量 (5)	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)				出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	
直接 工事費					184,110	100										7.6+0.6+9.9+5.0+…… =24.7%
土工					52,550	28.5								0.7+6.9=7.6	7.6÷28.5× 100=26.7%	
	切土				17,790		9.6					0.6+0.1= 0.7	0.7÷9.6× 100=7.3%			
		砂質土	回式	(14,268) 1	6,370			3.4	(2,650) 18.6%	18.6%	3.4×18.6÷ 100=0.6					
		軟岩(1)	回式	(11,023) 1	11,420			6.2	(200) 1.8%	1.8%	6.2×1.8÷ 100=0.1					
	盛土				34,760		18.9					0.1+0.1+ 6.7=6.9	6.9÷18.9× 100=36.5%			
		自工区流用土	回式	(24,415) 1	3,220			1.7	(2,100) 8.6%	8.6%	1.7×8.6÷ 100=0.1					
		発生土	回式	(1,951) 1	320			0.2	(1,250) 64.1%	64.1%	0.2×64.1÷ 100=0.1					
		採取土	回式	(32,758) 1	31,220			17.0	(12,900) 39.4%	39.4%	17.0×39.4 ÷100=6.7					
法面工					5,210	2.8								0.1+0.4+0.1= 0.6	0.6÷2.8× 100=21.4%	
	切土法面 整形工		回式	(1,865) 1	1,400			0.7	(280) 15.0%	15.0%	0.7×15.0 ÷100=0.1					
	盛土法面 整形工		回式	(4,256) 1	2,365			1.3	(1,380) 32.4%	32.4%	1.3×32.4 ÷100=0.4					
	人張芝工		m ²	4,256	1,445			0.8	700 ×100=16.4%	16.4%	0.8×16.4 ÷100=0.1					
擁壁工					90,740	49.3								5.2+3.8+0.9 =9.9	9.9÷49.3× 100=20.1%	
	逆T擁壁		(m) 式	(151) 1	67,800			36.8	(0) 14.2%	14.2%	36.8×14.2 ÷100=5.2			※出来高延長は0であるが、床堀及び基礎工が一部 完了したため積み上げ計算の結果14.2%となった。		
	重力式擁壁				13,060			7.1			1.6+2.2= 3.8	3.8÷7.1× 100=53.5%				
		1号重力式擁壁	(m) 式	(45) 1	4,230			2.3	(32) 71.1%	71.1%	2.3×71.1 ÷100=1.6					
		2号重力式擁壁	(m) 式	(65) 1	8,830			4.8	(30) 46.2%	46.2%	4.8×46.2 ÷100=2.2					
	ブロック積擁壁		回式	(528) 1	9,880			5.4	(85) 16.1%	16.1%	5.4×16.1 ÷100=0.9					
函渠工					19,010	10.3								4.0+1.0=5.0	5.0÷10.3× 100=48.5%	
	1号函渠工		式	1	12,080			6.5	62.2%	62.2%	6.5×62.2 ÷100=4.0					
	2号函渠工		式	1	6,930			3.8	25.4%	25.4%	3.8×25.4 ÷100=1.0					

工 事 月 報

工 事 名		〇〇地区〇〇工事			請負者名		〇〇建設(株)		平成〇年〇月〇日
工 種	種 別	細 別	単 位	契約数量	出 来 高 数 量			累 計 出来高 %	記 事
					前 期 迄	今 期	累 計		
直 接 工事費								24.7	
土 工								26.7	
	切 土							7.3	
		砂 質 工	㎥ 式	(14,268) 1	(800) 5.6%	(1,850) 13.0%	(2,650) 18.6%	18.6	
		軟 岩 (I)	㎥ 式	(11,023) 1	0	(200) 1.8%	(200) 1.8%	1.8	
	盛 土							36.5	
		自 工 区 流 用 土	㎥ 式	(24,415) 1	(700) 2.9%	(1,400) 5.7%	(2,100) 8.6%	8.6	
		発 生 土	㎥ 式	(1,951) 1	(950) 48.7%	(300) 15.4%	(1,250) 64.1%	64.1	
		採 取 土	㎥ 式	(32,758) 1	(4,600) 14.0%	(8,300) 25.4%	(12,900) 39.4%	39.4	
法面工								21.4	
	切 土 法面整形工		㎥ 式	(1,865) 1	0	(280) 15.0%	(280) 15.0%	15.0	
	盛 土 法面整形工		㎥ 式	(4,256) 1	(300) 7.0%	(1,080) 25.4%	(1,380) 32.4%	32.4	
		人 工 張 芝 工	m ²	4,256	0	700	700	16.4	
擁壁工								20.1	
	逆 T 擁 壁		㎥ 式	(151) 1	(0) 4.5%	(0) 9.7%	(0) 14.2%	14.2	
	重 力 式 擁 壁							53.5	
		1 号 重 力 式 擁 壁	㎥ 式	(45) 1	0	(32) 71.1%	(32) 71.1%	71.1	
		2 号 重 力 式 擁 壁	㎥ 式	(65) 1	0	(30) 46.2%	(30) 46.2%	46.2	
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		㎥ 式	(528) 1	0	(85) 16.1%	(85) 16.1%	16.1	
函渠工								48.5	
	1 号 函 渠 工		式	1	13.3%	48.9%	62.2%	62.2	
	2 号 函 渠 工		式	1	6.1%	19.3%	25.4%	25.4	

出来高進捗率の算出例

工種	種別	細別	単位	契約数量	見積額 (千円)	構成率			累計出来高		種別			工種		費目	
						工種	種別	細別	数量	進捗率(6)= (5)÷(1)×100 又は(5)	出来高 構成率(7) =(4)×(6) ÷100	出来高 構成率(8) =Σ(7)又は (3)×(6)÷100	累計出来高 進捗率(9) (8)÷(3)×100 又は(5)	出来高構成率 (10) =Σ(8)	累計出来高 進捗率 (11)		累計出来高 進捗率 (12) Σ(9)
直	接				190,270	100									16.2+1.4+36.5+8.8+.....	=69.4%	
土	工				56,300	29.6								2.3+13.9= 16.2	16.2+29.6× 100=54.7%		
	切	土			17,800		9.4					1.9+0.4= 2.3	2.3÷9.4× 100=24.5%				
		砂質土	回式	(16,976) 1	7,850		4.1	(7,850) 46.2%	46.2%	4.1×46.2÷ 100=1.9							
		軟岩	回式	(9,604) 1	9,950		5.3	(690) 7.2%	7.2%	5.3×7.2÷ 100=0.4							
	盛	土			38,500		20.2					0.5+0.1+ 13.3=13.9	13.9+20.2× 100=68.8%				
		自工区流用土	回式	(25,366) 1	3,350		1.7	(7,560) 29.8%	29.8%	1.7×29.8+ 100=0.5							
		発 生 土	回式	(2,138) 1	350		0.2	(1,500) 70.2%	70.2%	0.2×70.2+ 100=0.1							
		採 取 土	回式	(36,514) 1	34,800		18.3	(26,600) 72.8%	72.8%	18.3×72.8 ÷100=13.3							
法	面	工			6,060	3.2								0.2+0.8+0.4 =1.4	1.4÷3.2×100 =43.8%		
	切	土	法	面	回式	(2,126) 1		0.8	(630) 29.6%	29.6%			0.8×29.6 ÷100=0.2				
	盛	土	法	面	回式	(4,988) 1		1.5	(2,700) 54.1%	54.1%			1.5×54.1 ÷100=0.8				
	人	張	芝	工	m	4,988		0.9	2,300	2,300÷4,988 ×100=46.1%			0.9×46.1 ÷100=0.4				
擁	壁	工			92,300	48.5								26.0+5.8+ 4.7=36.5	36.5÷48.5× 100=75.3%		
	逆	T	擁	壁	回式	(151) 1		35.6	(60) 73.0%	73.0%			35.6×73.0 ÷100=26.0				※出来高延長は60mで、その進捗率は40%であるが 床掘及び基礎工が完了したため積上げ計算の結果 73%となった。
	重	力	式	擁		13,060		6.9				2.2+3.6= 5.8	5.8+6.9× 100=84.1%				
		1	重	力	式	(45) 1		2.2	(45) 100%	100%			2.2×100+ 100=2.2				
		2	重	力	式	(65) 1		4.7	(50) 76.9%	76.9%			4.7×76.9+ 100=3.6				
	ブ	ロ	ク	積	擁	回式	(609) 1		6.0	(480) 78.8%	78.8%		6.0×78.8 ÷100=4.7				
函	渠	工			19,010	10.0								6.0+2.8=8.8	8.8+10.0× 100=88.0%		
	1	函	渠	工	式	1		6.3	95.8%	95.8%			6.3×95.8 ÷100=6.0				
	2	函	渠	工	式	1		3.7	75.3%	75.3%			3.7×75.3 ÷100=2.8				

工 事 月 報

工 事 名		〇〇地区〇〇工事		請負者名		〇〇建設備		平成〇年〇月〇日	
工 種	種 別	細 別	単 位	契約数量	出来高数量			累 計 出来高 %	記 事
					前期迄	今 期	累 計		
直 接 工 事 費								69.4	〇月〇日 第〇号監督員指示
土 工								54.7	
	切 土							24.5	
		砂 質 工	㎡	(16,979) (14,268)	(2,650) 18.6%	(5,200) 30.6%	(7,850) 46.2%	46.2	
		軟 岩 (I)	㎡	(9,604) (14,268)	(200) %	(490) 5.1%	(690) 7.2%	7.2	
	盛 土							68.8	
		自 工 区 流 用 土	㎡	(25,366) (24,415)	(2,100) 8.6%	(5,460) 21.5%	(7,560) 29.8%	29.8	
		発 生 土	㎡	(2,138) (1,951)	(1,250) 64.1%	(250) 11.7%	(1,500) 70.2%	70.2	
		採 取 土	㎡	(36,514) (32,758)	(12,900) 39.4%	(13,700) 37.5%	(26,600) 72.8%	72.8	
法 面 工								49.8	
	切 土 法 面 整 形 工		㎡	(2,126) (1,865)	(280) 15.0%	(350) 16.5%	(630) 29.6%	26.9	
	盛 土 法 面 整 形 工		㎡	(4,988) (4,256)	(1,380) 32.4%	(1,320) 26.5%	(2,700) 54.1%	54.1	
		人 工 張 芝 工	㎡	(4,988) 4,256	700	1,600	2,300	46.1	
擁 壁 工								75.3	〇月〇日 第〇号監督員指示
	逆 T 擁 壁		㎡	(151) 1	(0) 14.2%	(60) 58.8%	(60) 73.0%	73.0	
	重 力 式 擁 壁							84.1	
		1 号 重 力 式 擁 壁	㎡	(45) 1	(32) 71.1%	(13) 28.9%	(45) 100%	100	
		2 号 重 力 式 擁 壁	㎡	(65) 1	(30) 46.2%	(20) 30.7%	(50) 76.9%	76.9	
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		㎡	(609) (528)	(85) 16.1%	(395) 64.9%	(480) 78.8%	78.8	
函 渠 工								88.0	
	1 号 函 渠 工		式	1	62.2%	33.6%	95.8%	95.8	
	2 号 函 渠 工		式	1	25.4%	49.9%	75.3%	75.3	

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量
土 工				
	切 土			
		砂 質 土	㎡	(16,979) 1
		軟 岩 (I)	㎡	(9,604) 1
	盛 土			
		自 工 区 流 用 土	㎡	(25,366) 1
		発 生 土	㎡	(2,138) 1
		採 取 土	㎡	(36,514) 1
法 面 工				
	切 土 法 面 整 形 工		㎡	(2,126) 1
	盛 土 法 面 整 形 工		㎡	(4,988) 1
	人 工 張 芝 工		㎡	4,988

工 種	種 別	細 別	単 位	数 量
擁 壁 工				
	ブ ロ ッ ク 積 擁 壁		㎡	(609) 1

工 事 履 行 報 告 書

工事名	〇 〇 地 区 〇 〇 工 事		
工 期	平成7年5月7日～平成8年3月30日		
日 付	平成8年3月1日（2月分）		
月 別	予 定 工 程 % （ ）は工程変更後	実 施 工 程 %	備 考
7 年 5 月		2.2	
6 月		9.1	
7 月		17.4	
8 月		24.7	
9 月		38.7	
1 0 月	58 (55)	54.9	工程変更
1 1 月	73 (69)	69.4	
1 2 月	82 (79)	78.3	
8 年 1 月	90 (88)	88.5	
2 月	96 (96)	96.2	
3 月	100 (100)		
(記事欄)			

監督員	副 監 督 員

現 場 代理人	主任(監理) 技 術 者

2. 出来形管理

令和5年10月

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 土工							
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土	2-3-2	1	掘削工			2-1	
	2-3-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-1	
	2-3-2	3	掘削工(水中部) (面管理の場合)			2-2	
	2-3-3	1	盛土工			2-2	
	2-3-3	2	盛土工 (面管理の場合)			2-3	
	2-3-4			盛土補強工	補強土(テールアルメ) 壁工法		2-4
					多数アンカー式補強土工		2-4
					ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-4
	2-3-5			法面整形工	盛土部		2-4
	2-3-6			堤防天端工			2-4
第4節 道路土工	2-4-2	1	掘削工			2-5	
	2-4-2	2	掘削工 (面管理の場合)			2-5	
	2-4-3	1	路体盛土工			2-6	
	2-4-3	2	路体盛土工 (面管理の場合)			2-6	
	2-4-4	1	路床盛土工			2-6	
	2-4-4	2	路床盛土工 (面管理の場合)			2-6	
	2-4-5			法面整形工	盛土部		2-7
	第3章 無筋、鉄筋コンクリート						
第7節 鉄筋工	3-7-4		組立て			2-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁			
第2章 一般施工									
第3節 共通の工種	2-3-4		矢板工	鋼矢板		2-8			
				軽量鋼矢板		2-8			
				コンクリート矢板		2-8			
				広幅鋼矢板		2-8			
				可とう鋼矢板		2-8			
	2-3-5			縁石工	縁石・アスカープ		2-8		
	2-3-6			小型標識工			2-8		
	2-3-7			防止柵工	立入防止柵		2-9		
					転落(横断)防止柵		2-9		
					車止めポスト		2-9		
	2-3-8	1	2	路側防護柵工	ガードレール		2-9		
					ガードケーブル		2-9		
	2-3-9			区画線工			2-10		
	2-3-10			道路付属物工	視線誘導標		2-10		
					距離標		2-10		
	2-3-11			コンクリート面塗装工			2-10		
	2-3-12	1	2	プレテンション桁製作工 (購入工)	けた橋		2-11		
					スラブ橋		2-11		
	2-3-13	1		ポストテンション桁製作工	桁製作工		2-11		
	2-3-13	2		プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)			2-12		
	2-3-14			プレキャストセグメント主桁組			2-12		
	2-3-15			PCホースラフ製作工			2-12		
	2-3-16	1	2	PC箱桁製作工	箱桁		2-13		
					押し出し箱桁		2-13		
	2-3-17			根固ブロック工			2-13		
2-3-18			沈床工			2-14			
2-3-19			捨石工			2-14			
2-3-22			階段工			2-14			
2-3-24	1	2	伸縮装置工	ゴムジョイント		2-14			
				鋼製フィンガージョイント		2-15			
				埋設型ジョイント		2-15			
2-3-26	1	2	多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		2-15			
				かごマット		2-15			
2-3-27	1	2	羽口工	じゃかご		2-16			
				ふとんかご、かご枠		2-16			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-28		プレキャストカバート工	プレキャストボックス工		2-16
				プレキャストパイプ工		2-16
	2-3-29	1	側溝工	側溝工		2-17
				場所打水路工		2-17
				暗渠工		2-17
	2-3-30		集水桝工			2-18
2-3-31		現場塗装工			2-18	
第4節 基礎工	2-4-1		一般事項	切込砂利		2-19
				砕石基礎工		2-19
				割ぐり石基礎工		2-19
				均しコンクリート		2-19
	2-4-3	1	基礎工（護岸）	現場打		2-19
				プレキャスト		2-20
	2-4-4	1	既製杭工	既製コンクリート杭		2-20
				鋼管杭		2-20
				H鋼杭		2-20
				鋼管ソイルメント杭		2-20
	2-4-5		場所打杭工			2-20
	2-4-6		深礎工			2-21
	2-4-7		オープンケーソン基礎工			2-21
2-4-8		ニューマチックケーソン基礎工			2-21	
2-4-9		鋼管矢板基礎工			2-22	
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3	1	コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		2-22
				コンクリートブロック張		2-22
				連節ブロック張り		2-22
				天端保護ブロック		2-23
	2-5-4		緑化ブロック工			2-23
2-5-5		石積(張)工			2-23	
第6節 一般舗装工	2-6-6	4	橋面防水工	シート系 新規設定床版		2-24
				防水層		
	2-6-7	1	アスファルト舗装工	下層路盤工		2-25
				下層路盤工 (面管理の場合)		2-25
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-26
				上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-26
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-27
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-27
				加熱アスファルト安定処理工		2-28
				加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-28
				基層工		2-29
				基層工(面管理の場合)		2-29
				表層工		2-30
				表層工(面管理の場合)		2-30
	2-6-8	1	半たわみ性舗装工	下層路盤工		2-31
				下層路盤工 (面管理の場合)		2-31
				上層路盤工(粒度調整路盤工)		2-32
				上層路盤工(粒度調整路盤工) (面管理の場合)		2-32
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		2-33
				上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工) (面管理の場合)		2-33
				加熱アスファルト安定処理工		2-34
				加熱アスファルト安定処理工 (面管理の場合)		2-34
				基層工		2-35
基層工(面管理の場合)					2-35	
表層工					2-36	
表層工(面管理の場合)					2-36	
2-6-9	1	排水性舗装工	下層路盤工		2-37	
			下層路盤工 (面管理の場合)		2-37	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁				
第6節 一般舗装工	2-6-9	3	排水性舗装工	上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-38				
				上層路盤工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-38				
				上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-39				
				6	6	上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）（面管理の場合）		2-39		
						7	7	加熱アスファルト安定処理工		2-40
								加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-40
				9	9	基層工		2-41		
						基層工（面管理の場合）		2-41		
						表層工		2-42		
						表層工（面管理の場合）		2-42		
						12	12	表層工（面管理の場合）		2-42
				2-6-10	1	透水性舗装工	路盤工		2-43	
		路盤工（面管理の場合）					2-43			
		表層工					2-44			
		表層工（面管理の場合）					2-44			
		2-6-11	1	グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		2-45			
					加熱アスファルト安定処理工（面管理の場合）		2-45			
					基層工		2-46			
					基層工（面管理の場合）		2-46			
					表層工		2-47			
					表層工（面管理の場合）		2-47			
		2-6-12	1	コンクリート舗装工	下層路盤工		2-48			
					下層路盤工（面管理の場合）		2-48			
					粒度調整路盤工		2-49			
					粒度調整路盤工（面管理の場合）		2-49			
					セメント（石灰・瀝青）安定処理工		2-50			
					セメント（石灰・瀝青）安定処理工（面管理の場合）		2-50			
					アスファルト中間層		2-51			
					アスファルト中間層（面管理の場合）		2-51			
					コンクリート舗装版工		2-52			
					コンクリート舗装版工（面管理の場合）		2-52			
					転圧コンクリート版工（下層路盤工）		2-53			
					転圧コンクリート版工（下層路盤工）（面管理の場合）		2-53			
					転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		2-54			
					転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）（面管理の場合）		2-54			
					転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		2-55			
					転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）（面管		2-55			
					転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		2-56			
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）（面管理の場合）		2-56						
		転圧コンクリート版工		2-57						
		転圧コンクリート版工（面管理の場合）		2-57						
		2-6-13	1	薄層カラー舗装工	下層路盤工		2-58			
					上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-58			
					上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-59			
					加熱アスファルト安定処理工		2-59			
					基層工		2-59			

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-14	1	ブロック舗装工	下層路盤工		2-60	
		2		上層路盤工（粒度調整路盤工）		2-60	
		3		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		2-61	
		4		加熱アスファルト安定処理工		2-61	
		5		基層工		2-61	
	2-6-15	1	路面切削工			2-62	
		2	路面切削工（面管理の場合）			2-62	
	2-6-16		舗装打換え工			2-62	
	2-6-17	1	オーバーレイ工（面管理の場合）			2-63	
		2			2-63		
	第7節 地盤改良工	2-7-2		路床安定処理工			2-64
2-7-3			置換工			2-64	
2-7-4		1	表層安定処理工（ICT施工の場合）	サンドマット海上		2-65	
		2		サンドマット海上		2-65	
2-7-5			パイルネット工			2-66	
2-7-6			サンドマット工			2-66	
2-7-7			パーチカルドレーン	サンドドレーン工		2-67	
				ペーパードレーン工		2-67	
				袋詰式サンドドレーン工		2-67	
2-7-8			締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		2-67	
2-7-9			1	固結工	粉末噴射攪拌工		2-67
					高圧噴射攪拌工		2-67
					スラリー攪拌工		2-67
					生石灰パイル工		2-67
	スラリー攪拌工（施工履歴データを用いた出来形管理要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）による管理の場合）					2-68	
3		中層混合処理		2-68			
第10節 仮設工	2-10-5	1	土留・仮締切工	H鋼杭		2-69	
				鋼矢板		2-69	
				アンカー工		2-69	
				連節ブロック張り工		2-69	
				締切盛土		2-69	
	5		中詰盛土		2-70		
	2-10-9		地中連続壁工（壁）			2-70	
	2-10-10		地中連続壁工（柱列式）			2-70	
2-10-22		法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-84		
第11節 軽量盛土工	2-11-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1	1	一般事項	鋳造費（金属支承工）		2-71	
						2-72	
				鋳造費（大型ゴム支承）		2-72	
				仮設材製作工		2-73	
				刃口金物製作工			2-73
							2-73
							2-73
							2-73
	2-12-3	1	桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		2-74	
				ディレクション仮組立検査を行う場合		2-75	
				仮組立検査を実施しない場合		2-76	
			3	鋼製堰堤製作工（仮組立時）		2-77	
						2-78	
	2-12-4		検査路製作工			2-78	
2-12-5		鋼製伸縮継手製作工			2-78		
2-12-6		落橋防止装置製作工			2-79		
2-12-7		橋梁用防護柵製作工			2-79		
2-12-8		アンカーフレーム製作工			2-79		
2-12-9		プレビーム用桁製作			2-80		
2-12-10		鋼製排水管製作工			2-80		
2-12-11		工場塗装工			2-81		
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工（鋼橋）	クレーン架設		2-82	
				ケーブルクレーン架設		2-82	
				ケーブルエレクション架		2-82	
				架設桁架設		2-82	
				送出し架設		2-82	
				トラバラークレーン架設		2-82	
							2-82

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工 (コンクリート)	クレーン架設		2-83	
				架設桁架設		2-83	
第13節 橋梁仮設工	2-13		架設工支保工	固定		2-83	
				移動		2-83	
			架設桁架設	片持架設		2-83	
				押出し架設		2-83	
第14節 法面工(共通)	2-14-2	1	植生工	種子散布工		2-84	
				張芝工		2-84	
				筋芝工		2-84	
				市松芝工		2-84	
				植生シート工		2-84	
				植生マット工		2-84	
				植生筋工		2-84	
				人工張芝工		2-84	
				植生穴工		2-84	
				植生基材吹付工		2-84	
	客土吹付工		2-84				
	2-14-3			吹付工(仮設を含む)	コンクリート		2-85
					モルタル		2-85
	2-14-4	1		法枠工	現場打法枠工		2-86
					現場吹付法枠工		2-86
					プレキャスト法枠工		2-87
2-14-6			アンカー工		2-87		
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1		一般事項	場所打擁壁工		2-88	
	2-15-2		プレキャスト擁壁工			2-88	
	2-15-3		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		2-89	
				多数アンカー式補強土工		2-89	
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法		2-89	
2-15-4			井桁ブロック工		2-89		
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3		浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		2-90	
				グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船		2-90	
				バックホウ浚渫船(面管理の場合)		2-91	
第18節 床版工	2-18-2		床版工			2-91	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第3章 一般施工							
第3節 共通の工種	3-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-92	
				グラブ浚渫		2-92	
				硬土盤浚渫		2-92	
				砕岩浚渫		2-92	
				バックホウ浚渫		2-92	
	3-3-6	1	圧密・排水工	サンドドレーン		2-92	
				敷砂		2-92	
				敷砂均し		2-92	
				4	載荷土砂		2-92
				5	ペーパードレーン		2-92
	3-3-7	2	締固工	サンドコンパクションパイル		2-92	
				敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
				敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
	3-3-8	1	固化工	深層混合処理杭		2-92	
				敷砂	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
				敷砂均し	第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
	3-3-9		洗掘防止工	吸出し防止材		2-93	
3-3-10		中詰工			2-93		
3-3-11		蓋コンクリート工			2-93		
3-3-13		鋼矢板工			2-93		
3-3-14	4	控工	腹起		2-93		
			5	タイ材		2-94	
3-3-15		鋼杭工			2-94		
3-3-16		コンクリート杭			2-94		
3-3-17		防食工			2-94		
第5節 海上地盤改良工	3-5-2		床堀工	ポンプ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				グラブ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				硬土盤浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				砕岩浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
				バックホウ浚渫	第4編3-3-2共通事項	2-92	
	3-5-6		置換工			2-95	
	3-5-7		圧密・排水工		第4編3-3-6圧密・排水工	2-92	
	3-5-8		締固工		第4編3-3-7締固工	2-92	
3-5-9		固化工		第4編3-3-8固化工	2-92		
第6節 基礎工	3-6-3		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93	
	3-6-4		基礎捨石工			2-95	
	3-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
基礎ブロック据付					2-95		
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2		ケーソン製作工			2-96	
	3-7-3		ケーソン進水据付工			2-96	
	3-7-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-7-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2		本体ブロック製作工			2-97	
	3-8-3		本体ブロック据付工			2-97	
	3-8-4		中詰工		第4編3-3-10中詰工	2-93	
	3-8-5		蓋コンクリート工		第4編3-3-11蓋コンクリート工	2-93	

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2		掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-10-3		本体捨石工		第4編3-6-4基礎捨石工	2-95
	3-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
捨ブロック据付				第4編3-6-6基礎ブロック工	2-95	
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2		鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
	3-11-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2		コンクリート矢板工			2-97
	3-12-3		控工		第4編3-3-14控工	2-93
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2		鋼杭工		第4編3-3-15鋼杭工	2-94
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2		コンクリート杭工		第4編3-3-16コンクリート杭工	2-94
第15節 被覆・根固工	3-15-2		被覆石工			2-97
	3-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				被覆ブロック据付		2-97
3-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99	
			根固ブロック据付	第4編3-15-4被覆ブロック工	2-97	
第16節 上部工	3-16-2		上部コンクリート工			2-98
	3-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第4編3-18-3消波ブロック工	2-99
				上部ブロック据付		2-98
第17節 付属工	3-17-2		係船柱工			2-98
	3-17-3		防舷材工			2-99
	3-17-4		車止・縁金物工			2-99
	3-17-5		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第18節 消波工	3-18-2		洗掘防止工		第4編3-3-9洗掘防止工	2-93
	3-18-3	1	消波ブロック工	消波ブロック製作		2-99
		2		消波ブロック据付		2-99
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2		裏込工			2-99
	3-19-4		裏埋工			2-100
第20節 維持補修工	3-20-3		防食工		第4編3-3-17防食工	2-94
第21節 仮設工	3-21-2		仮設鋼矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
					3-3-15鋼杭工	2-94
	3-21-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13鋼矢板工	2-93
					3-3-15鋼杭工	2-94

【第5編 港湾海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防、防潮堤、護岸						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第13節本体工(鋼矢板式)	
第9節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第10節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第11節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第12節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第13節	裏込・裏埋工				第4編第3章第19節裏込・裏埋工	2-99
第14節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第15節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第2章 突堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	
第9節	本体工(鋼矢板式)				第4編第3章第11節本体工(鋼矢板式)	
第10節	本体工(コンクリート矢板式)				第4編第3章第12節本体工(コンクリート矢板式)	2-97
第11節	本体工(鋼杭式)				第4編第3章第13節本体工(鋼杭式)	
第12節	本体工(コンクリート杭工)				第4編第3章第14節本体工(コンクリート杭工)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第3章 離岸堤						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第5節	本体工(ケーソン式)				第4編第3章第7節本体工(ケーソン式)	2-96
第6節	本体工(ブロック式)				第4編第3章第8節本体工(ブロック式)	2-97
第8節	本体工(捨石・捨ブロック式)				第4編第3章第10節本体工(捨石・捨ブロック式)	
第13節	被覆・根固工				第4編第3章第15節被覆・根固工	2-97
第14節	上部工				第4編第3章第16節上部工	2-98
第15節	消波工				第4編第3章第18節消波工	2-99
第4章 樋門・水門						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95
第4節	基礎工				第4編第3章第6節基礎工	2-95
第16節	維持補修工				第4編第3章第20節維持補修工	
第17節	仮設工				第4編第3章第21節仮設工	
第5章 養砂						
第3節	海上地盤改良工				第4編第3章第5節海上地盤改良工	2-95

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸							
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	2-65	
	1-4-3		パイルネット工		第3編 2-7-5 パイルネット工	2-66	
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 パーチカルドレーン工	2-67	
	1-4-5		締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	2-67	
	1-4-6		固結工		第3編 2-7-9 固結工	2-67	
第5節 護岸基礎工	1-5-3		基礎工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	2-19	
	1-5-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
第6節 矢板護岸工	1-6-3		笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工（護岸）	2-19	
	1-6-4		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8	
第7節 法覆護岸工	1-7-3		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-4		護岸付属物工			2-101	
	1-7-5		緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	2-23	
	1-7-6		環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	1-7-7		石積（張）工		第3編 2-5-5 石積（張）工	2-23	
	1-7-8		法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	2-86	
	1-7-9		多自然型護岸工	巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15	
	1-7-10		吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	2-85	
	1-7-11		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-84	
	1-7-12		覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	2-4	
	1-7-13		羽口工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
ふとんかご				第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
かご枠				第3編 2-3-27 羽口工	2-16		
連節ブロック張り				第3編 2-5-3-2 連節ブロック張り	2-22		
第8節 擁壁護岸工	1-8-3		場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	1-8-4		プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	2-88	
第9節 根固め工	1-9-3		根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13	
	1-9-5		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14	
	1-9-6		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14	
	1-9-7		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
第10節 水制工	1-10-3		沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	2-14	
	1-10-4		捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	2-14	
	1-10-5		かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
				ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	2-16	
	1-10-8		杭出し水制工			2-101	
第11節 付帯道路工	1-11-3		路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9	
	1-11-5		アスファルト舗装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-25	
	1-11-6		コンクリート舗装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-48	
	1-11-7		薄層カラー舗装工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装工	2-58	
	1-11-8		ブロック舗装工		第3編 2-6-14 ブロック舗装工	2-60	
	1-11-9		側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	2-17	
	1-11-10		集水柵工		第3編 2-3-30 集水柵工	2-18	
	1-11-11		縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	2-8	
	1-11-12		区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	2-10	
	第12節 付帯道路施設工	1-12-3		道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10
		1-12-4		標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	2-8
	第13節 光ケーブル配管工	1-13-3		配管工			2-101
1-13-4			ハンドホール工			2-102	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 浚渫(川)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2		浚渫船運転工(民船・官船)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
	2-4-2		浚渫船運転工(面管理の場合)		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3章 樋門・樋管							
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 地盤改良工	3-4-2		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	3-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
	3-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	3-5-6		函渠工	本體工			2-102
				ヒューム管			2-102
			PC管			2-102	
			コルゲートパイプ			2-102	
			ダクタイル鋳鉄管			2-102	
	3-5-6			PC函渠	第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
	3-5-7		翼壁工			2-103	
	3-5-8		水叩工			2-103	
第6節 護床工	3-6-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	
	3-6-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14	
	3-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-6-7		かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	2-16
第7節 水路工	3-7-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17	
	3-7-4		集水榭工		第3編2-3-30集水榭工	2-18	
	3-7-5		暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17	
	3-7-6		樋門接続暗渠工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16	
第8節 付属物設置工	3-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9	
	3-8-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14	
第4章 水門							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-6		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-7		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-8		鑄造費		第3編2-12-1鑄造費	2-71	
	4-3-9		仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	2-73	
	4-3-10		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
	第5節 軽量盛土工	4-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
	第6節 水門本体工	4-6-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
4-6-5			場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20	
4-6-6			矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4矢板工	2-8	
4-6-7			床版工			2-103	
4-6-8			堰柱工			2-103	
4-6-9			門柱工			2-103	
4-6-10			ゲート操作台工			2-103	
4-6-11			胸壁工			2-103	
4-6-12			翼壁工		第6編3-5-7翼壁工	2-103	
4-6-13			水叩工		第6編3-5-8水叩工	2-103	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 護床工	4-7-3		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	4-7-5		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	4-7-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	4-7-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第8節 付属物設置工	4-8-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	4-8-8		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82
	4-9-10		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第11節 床版工	4-11-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-12-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-12-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-12-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-12-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	4-14-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	4-14-4		プレキャストセグメント製作工(購入)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	4-14-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	4-14-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-14-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	4-14-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	4-14-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	4-15-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	4-15-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	4-15-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	4-16-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	4-16-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	4-16-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	4-16-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第18節 舗装工	4-18-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	4-18-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	4-18-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	4-18-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	4-18-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	4-18-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	4-18-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
4-18-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5章 堰							
第3節 工場製作工	5-3-3		刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	2-73	
	5-3-4		桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	2-74	
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78	
	5-3-6		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	5-3-7		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	2-79	
	5-3-8		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	2-80	
	5-3-9		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80	
第3節 工場製作工	5-3-10		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79	
	5-3-11		鑄造費		第3編2-12-1 鑄造費	2-71	
	5-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	2-79	
	5-3-13		仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	2-73	
	5-3-14		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81	
第5節 軽量盛土工	5-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	2-6	
第6節 可動堰本体工	5-6-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20	
	5-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20	
	5-6-5		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
	5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
	5-6-7		矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
	5-6-8		床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91	
	5-6-9		堰柱工		第6編4-6-8 堰柱工	2-103	
	5-6-10		門柱工		第6編4-6-9 門柱工	2-103	
	5-6-11		ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	2-103	
	5-6-12		水叩工		第6編3-5-8 水叩工	2-103	
	5-6-13		閘門工			2-103	
	5-6-14		土砂吐工			2-103	
	5-6-15		[取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	第7節 固定堰本体工	5-7-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
		5-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
5-7-5			オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	2-21	
5-7-6			ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	2-21	
5-7-7			矢板工		第3編2-3-4 矢板工	2-8	
5-7-8			堰本体工			2-103	
5-7-9			水叩工			2-103	
5-7-10			土砂吐工			2-103	
5-7-11			取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
第8節 魚道工		5-8-3		魚道本体工			2-104
第9節 管理橋下部工		5-9-2		管理橋橋台工			2-104
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(鋼橋)	2-82	
	5-10-10		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138	
	第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第12節 床版工	5-12-2		床版工		第3編2-18-2 床版工	2-91	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2		プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)	2-11
	5-15-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13ポストテンション桁製作工	2-11
	5-15-4		プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13プレキャストセグメント製作工(購入工)	2-12
	5-15-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-15-6		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-7		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-8		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(コンクリート)	2-83
	5-15-9		床版・横組工		第3編2-18-2床版工	2-91
	5-15-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-16-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-16-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	5-16-5		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15PCホロースラブ製作工	2-12
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-2		架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	2-83
	5-17-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-17-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-17-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-18-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-18-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-18-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-18-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第20節 付属物設置工	5-20-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	5-20-7		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第6章 排水機場						
第3節 軽量盛土工	6-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 機場本体工	6-4-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-4-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-4-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-4-6		本体工			2-105
	6-4-7		燃料貯油槽工			2-105
第5節 沈砂池工	6-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-5-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-5-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-5-6		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	6-5-7		コンクリート床版工			2-105
	6-5-8		ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
第6節 吐出水槽工	6-5-9		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	6-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	6-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	6-6-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
	6-6-6		本体工		第6編6-4-6本体工	2-105

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7章 床止め・床固め						
第3節 軽量盛土工	7-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 床止め工	7-4-4		既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	2-20
	7-4-5		矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	2-8
	7-4-6		本体工	床固め本体工		2-106
				巨石張り	第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
				根固めブロック	第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13
7-4-7		取付擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
	7-4-8		水叩工			2-106
				巨石張り	第3編 2-3-26 多自然型護岸工	2-15
				根固めブロック	第3編 2-3-17 根固めブロック	2-13
第5節 床固め工	7-5-4		本堤工		第6編 7-4-6 本体工	2-106
	7-5-5		垂直壁工		第6編 7-4-6 本体工	2-106
	7-5-6		側壁工			2-106
	7-5-7		水叩工		第6編 7-4-8 水叩工	2-106
第6節 山留擁壁工	7-6-3		コンクリート擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88
	7-6-4		ブロック積擁壁工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
	7-6-5		石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
	7-6-6		山留擁壁基礎工		第3編 2-4-3 基礎工(護岸)	2-19
第8章 河川維持						
第7節 路面補修工	8-7-3		不陸整正工		第1編 2-3-6 堤防天端工	2-4
	8-7-4		コンクリート舗装補修工		第3編 2-6-12 コンクリート舗装工	2-48
	8-7-5		アスファルト舗装補修工		第3編 2-6-7 アスファルト舗装工	2-25
第8節 付属物復旧工	8-8-2		付属物復旧工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9
第9節 付属物設置工	8-9-3		防護柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	2-9
	8-9-5		付属物設置工		第3編 2-3-10 道路付属物工	2-10
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3		配管工		第6編 1-13-3 配管工	2-101
	8-10-4		ハンドホール工		第6編 1-13-4 ハンドホール工	2-102
第12節 植栽維持工	8-12-3		樹木・芝生管理工		第3編 2-14-2 植生工	2-84
第9章 河川修繕						
第3節 軽量盛土工	9-3-2		軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	2-6
第4節 腹付工	9-4-2		覆土工		第1編 2-3-5 法面整形工	2-4
	9-4-3		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-84
第5節 側帯工	9-5-2		縁切工	じゃかご工	第3編 2-3-27 羽口工	2-16
				連節ブロック張り	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	2-22
				コンクリートブロック張り	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
				石張り	第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
	9-5-3		植生工		第3編 2-14-2 植生工	2-84
第6節 堤脚保護工	9-6-3		石積工		第3編 2-5-5 石積(張)工	2-23
	9-6-4		コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22
第7節 管理用通路工	9-7-2		防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	2-9
	9-7-4		路面切削工		第3編 2-6-15 路面切削工	2-62
	9-7-5		舗装打換え工		第3編 2-6-16 舗装打換え工	2-62
	9-7-6		オーバーレイ工		第3編 2-6-17 オーバーレイ工	2-63
	9-7-7		排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編 2-3-29 側溝工	2-17
				集水柵工	第3編 2-3-30 集水柵工	2-18
9-7-8		道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編 2-3-5 縁石工	2-8	
第8節 現場塗装工	9-8-3		付属物塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	2-18
	9-8-4		コンクリート面塗装工		第3編 2-3-11 コンクリート面塗装工	2-10

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸						
第3節 軽量盛土工	1-3-1		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		パイルネット工		第3編2-7-5パイルネット工	2-66
	1-4-4		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67
	1-4-5		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-6		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 護岸基礎工	1-5-4		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	1-5-5		場所打コンクリート工			2-107
	1-5-6		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-5-7		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-8		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	1-5-9		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第6節 護岸工	1-6-3		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-6-4		海岸コンクリートブロック工			2-107
	1-6-5		コンクリート被覆工			2-108
第7節 擁壁工	1-7-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
第8節 天端被覆工	1-8-2		コンクリート被覆工			2-108
第9節 波返工	1-9-3		波返工			2-108
第10節 裏法被覆工	1-10-2		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	1-10-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-10-4		コンクリート被覆工		第7編1-6-5コンクリート被覆工	2-108
	1-10-5		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
第11節 カルバート工	1-11-3		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第12節 排水構造物工	1-12-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-4		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-12-5		管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				プレキャストボックス	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				コルゲートパイプ	第3編2-3-29暗渠工	2-17
				タグタイル铸铁管	第3編2-3-29暗渠工	2-17
1-12-6		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17	
第13節 付属物設置工	1-13-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	1-13-6		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
第14節 付帯道路工	1-14-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-14-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-14-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-14-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-14-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-14-9		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-14-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-14-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第15節 付帯道路施設工	1-15-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-15-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬							
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第4節 突堤基礎工	2-4-4		捨石工			2-109	
	2-4-5		吸出し防止工			2-109	
第5節 突堤本体工	2-5-2		捨石工			2-109	
	2-5-5		海岸コンクリートブロック工			2-110	
	2-5-6		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-7		詰杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20	
	2-5-8		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8	
	2-5-9		石枠工			2-110	
	2-5-10		場所打コンクリート工			2-110	
	2-5-11			ケーソン工	ケーソン工製作		2-111
					ケーソン工据付		2-111
					突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)		2-111
	2-5-12			セルラー工	セルラー工製作		2-112
セルラー工据付						2-112	
突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)						2-112	
第6節 根固め工	2-6-2		捨石工			2-112	
	2-6-3		根固めブロック工			2-113	
第7節 消波工	2-7-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	2-7-3		消波ブロック工			2-113	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)							
第3節 海域堤基礎工	3-3-3		捨石工			2-113	
	3-3-4		吸出し防止工		第7編2-4-5吸出し防止工	2-109	
第4節 海域堤本体工	3-4-2		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14	
	3-4-3		海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5海岸コンクリートブロック工	2-110	
	3-4-4		ケーソン工		第7編2-5-11ケーソン工	2-111	
	3-4-5		セルラー工		第7編2-5-12セルラー工	2-112	
	3-4-6		場所打コンクリート工		第7編2-5-10場所打ちコンクリート工	2-110	
第4章 浚渫(海岸)							
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2		浚渫船運転工		第3編2-16-3浚渫船運転工	2-90	
第5章 養浜							
第2節 軽量盛土工	5-2-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6	
第3節 砂止工	5-3-2		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤						
第3節 工場製作工	1-3-3		鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	2-77
	1-3-4		鋼製堰堤仮設材製作工			2-114
	1-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	1-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 法面工	1-6-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-6-3		法面吹付け工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-6-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-6-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-6-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4		コンクリート堰堤本体工			2-114
	1-8-5		コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	1-8-6		コンクリート側壁工			2-114
	1-8-8		水叩工			2-115
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5		鋼製堰堤本体工	不透過型		2-115
				透過型		2-115
	1-9-6		鋼製側壁工			2-117
	1-9-7		コンクリート側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	1-9-9		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	1-9-10		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第10節 護床工・根固め工	1-10-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	1-10-6		沈床工		第3編2-3-18沈床工	2-14
	1-10-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
		ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	2-16	
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第12節 付帯道路工	1-12-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	1-12-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	1-12-6		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	1-12-7		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	1-12-8		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-12-9		集水柵工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	1-12-10		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
	1-12-11		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	1-13-4		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
第2章 流路						
第3節 軽量盛土工	2-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 流路護岸工	2-4-4		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	2-4-5		コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	2-4-6		ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	2-4-7		石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	2-4-8		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	2-4-9		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4		床固め本体工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-5		垂直壁工		第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工	2-114
	2-5-6		側壁工		第8編1-8-6コンクリート側壁工	2-114
	2-5-7		水叩工		第8編1-8-8水叩工	2-115
	2-5-8		魚道工			2-117
第6節 根固め・水制工	2-6-4		根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック	2-13
	2-6-6		捨石工		第3編2-3-19捨石工	2-14
	2-6-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
かごマット				第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2		階段工		第3編2-3-22階段工	2-14
	2-7-3		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第3章 斜面对策						
第3節 軽量盛土工	3-3-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第4節 法面工	3-4-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	3-4-3		吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	3-4-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	3-4-5		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
				ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-4-6		アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編2-14-6アンカー工	2-87
3-4-7		抑止アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87	
第5節 擁壁工	3-5-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-5-4		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-5-5		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	3-5-6		補強土壁工		第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	3-5-7		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
	3-5-8		落石防護工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
第6節 山腹水路工	3-6-3		山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-4		山腹明暗渠工			2-117
	3-6-5		山腹暗渠工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	3-6-6		現場打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	3-6-7		集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
第7節 地下水排除工	3-7-4		集排水ボーリング工			2-118
	3-7-5		集水井工			2-118
第8節 地下水遮断工	3-8-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	3-8-4		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
	3-8-5		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第9節 抑止杭工	3-9-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-9-5		シャフト工 (深礎工)		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-9-6		合成杭工			2-118

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 コンクリートダム						
第4節 ダムコンクリート工	1-4		コンクリートダム工 (本体)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (水叩)			2-119
	1-4		コンクリートダム工 (副ダム)			2-120
	1-4		コンクリートダム工 (導流壁)			2-121
第2章 フィルダム						
第4節 盛立工	2-4-5		コアの盛立			2-122
	2-4-6		フィルターの盛立			2-122
	2-4-7		ロックの盛立			2-122
	2		フィルダム(洪水吐)			2-123
第3章 基礎グラウチング						
第3節 ボーリング工	3-3		ボーリング工			2-123

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良						
第3節 工場製作工	1-3-2		遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		2-124
				工場塗装工	第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第4節 地盤改良工	1-4-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	1-4-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
	1-4-4		サンドマット工		第3編2-7-6サンドマット工	2-66
	1-4-5		パーチカルドレーン工		第3編2-7-7パーチカルドレーン工	2-67
	1-4-6		締固改良工		第3編2-7-8締固改良工	2-67
	1-4-7		固結工		第3編2-7-9固結工	2-67
第5節 法面工	1-5-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	1-5-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	1-5-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	1-5-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	1-5-7		かご工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
ふとんかご				第3編2-3-27羽口工	2-16	
第6節 軽量盛土工	1-6-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第7節 擁壁工	1-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-7-5		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	1-7-6		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
	1-7-7		補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
				ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3補強土壁工	2-89
	1-7-8		井桁ブロック工		第3編2-15-4井桁ブロック工	2-89
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	1-8-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第9節 カルバート工	1-9-4		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	1-9-5		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	1-9-6		場所打函渠工			2-124
	1-9-7		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	1-10-5		集水樹・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	1-10-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	1-10-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	1-10-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4		落石防止網工			2-124
	1-11-5		落石防護柵工			2-124
	1-11-6		防雪柵工			2-125
	1-11-7		雪崩予防柵工			2-125
第12節 遮音壁工	1-12-4		遮音壁基礎工			2-125
	1-12-5		遮音壁本体工			2-125
第2章 舗装						
第3節 地盤改良工	2-3-2		表層安定処理工		第3編2-7-4表層安定処理工	2-65
	2-3-3		置換工		第3編2-7-3置換工	2-64
第4節 舗装工	2-4-5		アスファルト舗装工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	2-25
	2-4-6		半たわみ性舗装工		第3編2-6-8半たわみ性舗装工	2-31
	2-4-7		排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	2-37
	2-4-8		透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	2-43
	2-4-9		グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	2-45
	2-4-10		コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	2-48
	2-4-11		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
	2-4-12		ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	2-60
	2-4		歩道路盤工			2-126
	2-4		取合舗装路盤工			2-126
	2-4		路肩舗装路盤工			2-126
	2-4		歩道舗装工			2-126
	2-4		取合舗装工			2-126
	2-4		路肩舗装工			2-126
	2-4		表層工			2-126
第5節 排水構造物工(路面排水工)	2-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-5		集水樹(街渠樹)・マンホール工		第3編2-3-30集水樹工	2-18
	2-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	2-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	2-5-8		排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29側溝工	2-17
	2-5-9		排水性舗装用路肩排水工			2-127
第6節 縁石工	2-6-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8
第7節 踏掛版工	2-7-4		踏掛版工	コンクリート工		2-127
				ラバーシュー		2-127
				アンカーボルト		2-127
第8節 防護柵工	2-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	2-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	2-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	2-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	2-9-4		大型標識工	標識基礎工 標識柱工		2-127 2-127
第10節 区画線工	2-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 道路付属施設工	2-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	2-12-5		ケーブル配管工	ハンドホール		2-128
	2-12-6		照明工	照明柱基礎工		2-128
第13節 橋梁付属物工	2-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
第3章 橋梁下部						
第3節 工場製作工	3-3-2		刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	2-73
	3-3-3		鋼製橋脚製作工			2-129
	3-3-4		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79
	3-3-5		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第5節 軽量盛土工	3-5-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第6節 橋台工	3-6-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-6-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-6-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-6-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	2-21
	3-6-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-6-8		橋台躯体工			2-130
第7節 RC橋脚工	3-7-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-7-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-7-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-7-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	2-21
	3-7-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-7-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	2-22
	3-7-9		橋脚躯体工	張出式		2-132
				重力式	第10編3-7-9橋脚躯体工	2-132
				半重力式	第10編3-7-9橋脚躯体工	2-132
			ラーメン式		2-134	
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3		既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	2-20
	3-8-4		場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	2-20
	3-8-5		深礎工		第3編2-4-6深礎工	2-21
	3-8-6		オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	2-21
	3-8-7		ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	2-21
	3-8-8		鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9鋼管矢板基礎工	2-22
	3-8-9		橋脚フーチング工	I型・T型		2-136
				門型		2-136
	3-8-10		橋脚架設工	I型・T型		2-136
				門型		2-137
	3-8-11		現場継手工			2-137
	3-8-12		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
第9節 護岸基礎工	3-9-3		基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	3-9-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第10節 矢板護岸工	3-10-3		笠コンクリート工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	2-19
	3-10-4		矢板工		第3編2-3-4矢板工	2-8
第11節 法覆護岸工	3-11-2		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	3-11-3		護岸付属物工		第6編1-7-4護岸付属物工	2-101
	3-11-4		緑化ブロック工		第3編2-5-4緑化ブロック工	2-23
	3-11-5		環境護岸ブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	3-11-6		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
	3-11-7		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第11節 法覆護岸工	3-11-8		多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				巨石積み	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
				かごマット	第3編2-3-26多自然型護岸工	2-15	
	3-11-9			吹付工	第3編2-14-3吹付工	2-85	
	3-11-10			植生工	第3編2-14-2植生工	2-84	
	3-11-11			覆土工	第1編2-3-5法面整形工	2-4	
	3-11-12			羽口工	じゃかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
					ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	2-16
	3-11-12			羽口工	かご枠	第3編2-3-27羽口工	2-16
連節ブロック張り					第3編2-5-3-2連節ブロック張り	2-22	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88	
	3-12-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88	
第4章 鋼橋上部							
第3節 工場製作工	4-3-3		桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-4		検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	2-78	
	4-3-5		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	2-78	
	4-3-6		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79	
	4-3-7		鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	2-80	
	4-3-8		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	2-79	
	4-3-9		橋梁用高欄製作工			2-137	
	4-3-10		横断歩道橋製作工		第3編2-12-3桁製作工	2-74	
	4-3-11		鑄造費		第3編2-12-1鑄造費	2-71	
	4-3-12		アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	2-79	
	4-3-13		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81	
第5節 鋼橋架設工	4-5-4		架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	2-82	
	4-5-5		架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	2-82	
	4-5-6		架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	2-82	
	4-5-7		架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	2-82	
	4-5-8		架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	2-82	
	4-5-9		架設工(トラベラークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラベラークレーン架設)	2-82	
	4-5-10		支承工			2-138	
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3		現場塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18	
第7節 床版工	4-7-2		床版工		第3編2-18-2床版工	2-91	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14	
	4-8-3		落橋防止措置工			2-139	
	4-8-5		地覆工			2-139	
	4-8-6		橋梁用防護柵工			2-139	
	4-8-7		橋梁用高欄工			2-139	
	4-8-8		検査路工			2-139	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第9節 歩道橋本体工	4-9-3		既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	2-20
	4-9-4		場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	2-20
	4-9-5		橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-5		橋脚フーチング工	T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	2-136
	4-9-6		歩道橋（側道橋）架設工		第3編2-13 橋梁架設工	2-82
	4-9-7		現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	2-18
第5章 コンクリート橋上部						
第3節 工場製作工	5-3-2		プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	2-80
	5-3-3		橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	2-79
	5-3-4		鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	2-78
	5-3-5		検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	2-78
	5-3-6		工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	2-81
	5-3-7		鑄造費		第3編2-12-1 鑄造費	2-71
第5節 PC橋工	5-5-2		プレテンション桁製作工（購入工）	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
				スラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工（購入工）	2-11
	5-5-3		ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	2-11
	5-5-4		プレキャストセグメント製作工（購入工）		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工（購入工）	2-12
	5-5-5		プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	2-12
	5-5-6		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-5-7		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-5-8		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-5-9		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-5-10		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2		プレビーム桁製作工（現場）			2-140
	5-6-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-6-4		架設工（クレーン架設）		第3編2-13 架設工（クレーン架設）	2-82
	5-6-5		架設工（架設桁架設）		第3編2-13 架設工（架設桁架設）	2-83
	5-6-6		床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	2-91
	5-6-9		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-7-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-7-4		PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
	5-7-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-8-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-8-4		RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
	5-8-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139
第9節 PC版桁橋工	5-9-2		PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	2-12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2		架設支保工（固定）		第3編2-13 架設工	2-83
	5-10-3		支承工		第10編4-5-10 支承工	2-138
	5-10-4		PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	2-13
	5-10-5		落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	2-139

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2		PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16PC箱桁製作工	2-13
	5-11-3		支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	5-11-4		架設工（片持架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2		PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16PC押し箱桁製作工	2-13
	5-12-3		架設工（押し架設）		第3編2-13 架設工（コンクリート橋）	2-83
第13節 橋梁付属物工	5-13-2		伸縮装置工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	5-13-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	5-13-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	5-13-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	5-13-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第6章 トンネル（NATM）						
第4節 支保工	6-4-3		吹付工			2-140
	6-4-4		ロックボルト工			2-140
第5節 覆工	6-5-3		覆工コンクリート工			2-141
	6-5-4		側壁コンクリート工		第10編6-5-3覆工コンクリート工	2-141
	6-5-5		床版コンクリート工			2-141
第6節 インバート工	6-6-4		インバート本体工			2-142
第7節 坑内付帯工	6-7-5		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
第8節 坑門工	6-8-4		坑門本体工			2-142
	6-8-5		明り巻工			2-143
第11章 共同溝						
第3節 工場製作工	11-3-3		工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	2-81
第6節 現場打構築工	11-6-2		現場打躯体工			2-144
	11-6-4		カラー継手工			2-144
	11-6-5		防水工	防水		2-144
				防水保護工		2-144
			防水壁		2-145	
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2		プレキャスト躯体工			2-145
第12章 電線共同溝						
第5節 電線共同溝工	12-5-2		管路工（管路部）			2-145
	12-5-3		プレキャストボックス工（特殊部）			2-146
	12-5-4		現場打ちボックス工（特殊部）		第10編11-6-2現場打躯体工	2-144
第6節 付帯設備工	12-6-2		ハンドホール工			2-146
第13章 情報ボックス工						
第3節 情報ボックス工	13-3-3		管路工（管路部）		第10編12-5-2管路工（管路部）	2-145
第4節 付帯設備工	13-4-2		ハンドホール工		第10編12-6-2ハンドホール工	2-146
第14章 道路維持						
第4節 舗装工	14-4-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	14-4-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	14-4-5		切削オーバーレイ工			2-147
	14-4-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	14-4-7		路上再生工			2-148
	14-4-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 排水構造物工	14-5-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	14-5-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	14-5-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	14-5-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	14-5-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第6節 防護柵工	14-6-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	14-6-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	14-6-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第7節 標識工	14-7-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	14-7-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第8節 道路付属施設工	14-8-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	14-8-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	14-8-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第9節 軽量盛土工	14-9-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第10節 擁壁工	14-10-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	14-10-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	14-11-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第12節 カルバート工	14-12-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	14-12-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第13節 法面工	14-13-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	14-13-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	14-13-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	14-13-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	14-13-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第15節 橋梁付属物工	14-15-2		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	2-14
	14-15-4		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	14-15-5		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	14-15-6		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	14-15-7		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第17節 現場塗装工	14-17-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10
第16章 道路修繕						
第3節 工場製作工	16-3-4		桁補強材製作工			2-149
	16-3-5		落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	2-79
第5節 舗装工	16-5-3		路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	2-62
	16-5-4		舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	2-62
	16-5-5		切削オーバーレイ工		第10編14-4-5切削オーバーレイ工	2-147
	16-5-6		オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	2-63
	16-5-7		路上再生工		第10編14-4-7路上再生工	2-148
	16-5-8		薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	2-58
第6節 排水構造物工	16-6-3		側溝工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-4		管渠工		第3編2-3-29側溝工	2-17
	16-6-5		集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	2-18
	16-6-6		地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	2-17
	16-6-7		場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	2-17
	16-6-8		排水工		第3編2-3-29側溝工	2-17
第7節 縁石工	17-7-3		縁石工		第3編2-3-5縁石工	2-8

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第8節 防護柵工	16-8-3		路側防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-4		防止柵工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
	16-8-5		ボックスビーム工		第3編2-3-8路側防護柵工	2-9
	16-8-6		車止めポスト工		第3編2-3-7防止柵工	2-9
第9節 標識工	16-9-3		小型標識工		第3編2-3-6小型標識工	2-8
	16-9-4		大型標識工		第10編2-9-4大型標識工	2-127
第10節 区画線工	16-10-2		区画線工		第3編2-3-9区画線工	2-10
第12節 道路付属施設工	16-12-4		道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	2-10
	16-12-5		ケーブル配管工		第10編2-12-5ケーブル配管工	2-128
	16-12-6		照明工		第10編2-12-6照明工	2-128
第13節 軽量盛土工	16-13-2		軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	2-6
第14節 擁壁工	16-14-3		場所打擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	2-88
	16-14-4		プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2プレキャスト擁壁工	2-88
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3		コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	2-22
	16-15-4		石積(張)工		第3編2-5-5石積(張)工	2-23
第16節 カルバート工	16-16-4		場所打函渠工		第10編1-9-6場所打函渠工	2-124
	16-16-5		プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	2-16
第17節 法面工	16-17-2		植生工		第3編2-14-2植生工	2-84
	16-17-3		法面吹付工		第3編2-14-3吹付工	2-85
	16-17-4		法枠工		第3編2-14-4法枠工	2-86
	16-17-6		アンカー工		第3編2-14-6アンカー工	2-87
	16-17-7		かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工 第3編2-3-27羽口工	2-16 2-16
第18節 落石雪害防止工	18-18-4		落石防止網工		第10編1-11-4落石防止網工	2-124
	18-18-5		落石防護柵工		第10編1-11-5落石防護柵工	2-124
	18-18-6		防雪柵工		第10編1-11-6防雪柵工	2-125
	18-18-7		雪崩予防柵工		第10編1-11-7雪崩予防柵工	2-125
第20節 鋼桁工	16-20-3		鋼桁補強工		第10編16-3-4桁補強材製作工	2-149
第21節 橋梁支承工	16-21-3		鋼橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
	16-21-4		PC橋支承工		第10編4-5-10支承工	2-138
第22節 橋梁付属物工	16-22-3		伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮措置工	2-14
	16-22-4		落橋防止装置工		第10編4-8-3落橋防止装置工	2-139
	16-22-6		地覆工		第10編4-8-5地覆工	2-139
	16-22-7		橋梁用防護柵工		第10編4-8-6橋梁用防護柵工	2-139
	16-22-8		橋梁用高欄工		第10編4-8-7橋梁用高欄工	2-139
	16-22-9		検査路工		第10編4-8-8検査路工	2-139
第25節 現場塗装工	16-25-3		橋梁塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	2-18
	16-25-6		コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	2-10

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事						
第3節 整地工	2-3-1		整地工	表土扱い		2-150
				基盤造成		2-150
				表土整地		2-151
				畦畔復旧		2-151
	2-3-4		暗渠排水工	吸水渠		2-151
				集水渠(支線)		2-151
導水渠(本線)					2-151	
第7節 道路工	2-7-11		砂利舗装工	道路工(砂利道)		2-151
第3章 農用地造成工事						
第5節 畑面工	3-5-1		畑面工	耕起深耕		2-152
				テラス(階段畑)		2-152
				土壌改良		2-152
				改良山成		2-152
第6節 道路工	3-6		道路工	耕作道		2-152
第5章 水路トンネル工事						
第5節 トンネル工	5-5-1		トンネル掘削工	支保工		2-153
				コンクリート覆工		2-153
第6章 水路工事						
第6節 開渠工	6-6-2		現場打ち開渠工	現場打開水路		2-154
	6-6-3		プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型 フリーム		2-154
				鉄筋コンクリートL型 水路		2-154
第7節 暗渠工	6-7-2		現場打ち暗渠工	現場打サイホン		2-154
				現場打暗渠		2-155
	6-7-3		プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水 路		2-155
第8章 管水路工事						
第5節 管体基礎工	8-5-1			砂利等		2-156
第6節 管体工	8-6		管水路	遠心力鉄筋コンクリート 管		2-156
				ダクタイル鋳鉄管		2-156
				強化プラスチック複合 管		2-156
				硬質塩化ビニル管		2-157
				鋼管		2-158
				管敷設		2-158
				V型開先(両面溶接)		2-159
				V型開先テープ付き直 管(両面溶接)		2-159
				V型開先(片面溶接)		2-160
				V型開先(片面裏当溶 接)		2-160
				X型開先(両面溶接)		2-160
X型開先テープ付き直 管(両面溶接)		2-161				
				周継手溶接		2-161

【第11編 農業農村整備編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 管体工	8-6		管水路	周継手溶接テープ付き直管		2-163
				すみ肉溶接		2-163
				放射線透過試験		2-164
				素地調整		2-165
				エポキシ樹脂塗装		2-165
				ジョイントコート		2-166
				たわみ率		2-167
				シールド工事 (一次覆工)		2-168
シールド工事 (二次覆工)		2-168				
第9章 畑かん施設工事						
第2節 末端工	9-2-2		散水支管設置工	スプリンクラー		2-169
第18章 ため池改修工事						
第3節 堤体工	18-3		堤体工	堤体工		2-170
第5節 洪水吐工	18-5-1		洪水吐工	洪水吐工		2-170
第6節 取水施設工	18-6		取水施設工	樋管工		2-171
				同上付帯構造物		2-171
参考資料						
管水路（コンクリート二次製品）のジョイント間隔						2-172
管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔						2-173
管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔						2-174
放射線透過試験による点検の項目と判断基準						2-175
塗覆装の方式及びその厚さ						2-176
管水路ジョイント間隔測定結果一覧表						2-177

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
※第3編 土木工事共通編							
第2章 一般施工							
第3節 共通の工種	2-3-29		側溝工	コルゲートパイプ工	第3編 2-3-29側溝工 (暗渠工)	2-17	
				合成樹脂管		2-17	
	2-5-3		コンクリートブロック工	コンクリートブロック積	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
				コンクリートブロック張り	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
	2-5-5		石積 (張) 工	転石積	第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
				雑石積	第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
				巨石積等	第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
	第10節 仮設工	2-10-2		仮設道路工	開設、補修工		2-178
		2-10-19		仮設防護柵			
	第15節 擁壁工 共通	2-15-1		現場打擁壁工		第3編 2-15-1 現場打擁壁工	2-88
2-15-2			プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-1 プレキャスト擁壁工	2-88	
2-15-3			補強土(テールム) 壁工法	補強土(テールム) 壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89	
				多数アカー式補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89	
			ジオテキスタイルを用いた補強土壁工法	第3編 2-15-3 補強土壁工	2-89		
第12編 森林土木編							
第2章 林道工事							
第3節 道路土工	2-3		道路土工	中心線		2-179	
				横断線		2-179	
				路盤工		2-179	
				コンクリート路面工		2-179	
第4節 排水施設工	2-4-2		洗越工	流末工		2-180	
				洗越工		2-180	
	2-4-3		呑口工及び吐口工	現場打擁壁工	第3編 2-15-1 場所打擁壁工	2-88	
				コンクリートブロック工	第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	2-22	
				石積 (張) 工	第3編 2-5-5 石積 (張) 工	2-23	
				ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工	2-16	
	2-4-4		流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編 2-3-27羽口工	2-16	
	2-4-5		流末工			2-180	
	2-4-6		側溝工	素堀、植生工		2-180	
第7節 植生工					第3編 2-14-2 植生工	2-84	
					第3編 2-14-3 吹付工	2-85	

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第3章 溪間工事						
第1節 コンクリートダム工	3-1		コンクリートダム本 体工	コンクリートダム本体工		2-181
				コンクリート副ダム工		2-181
				護岸工・水制工	各種の工法により、該当する規格、 基準を適用する。	-
	3-1		側壁工			2-181
	3-1		水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)			2-181
	3-1		鋼製ダム工			2-182
第4節 緑化工	2-4-1		一般事項		第12編4-8 柵工	2-183
					第12編4-9-5 筋工	2-183
第4章 山腹工事						
第3節 法切工						
第4節 土留工						
第4節 土留工	4-4-1		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				コンクリートブロック工	第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	2-22
				現場打擁壁工	第3編2-15 擁壁工	2-88
	4-4-2		丸太積土留工			
	4-4-3		土のう積土留工			
第5節 埋設工	4-5-2		土留工	石積(張)工	第3編2-5-5 石積(張)工	2-23
				現場打擁壁工	第3編2-15-1 場所打擁壁工	2-88
	4-5-3		柵工		第12編4-8 柵工	2-183
第6節 暗渠工	4-6-2		礫暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-3		鉄線籠暗渠工		第3編2-3-27 羽口工(じゃか ご)	2-16
	4-6-4		その他二次製品を用 いた暗渠工		第3編2-3-29 側溝工(暗渠工)	2-17
	4-6-5		ポーリング暗渠工		第8編3-7 地下水排除工	2-118
第7節 水路工	4-7-2		張芝水路工			2-183
	4-7-3		練張及び空張水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-4		鋼製及びコンクリ ート二次製品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
	4-7-5		丸太柵及び網柵水路 工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-7-6		土のう等緑化二次製 品水路工		第12編4-7-2 張芝水路工	2-183
第8節 柵工	4-8-2		編柵工			2-183
	4-8-3		木柵及び丸太柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-4		コンクリート板柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-8-5		鋼製及び合成樹脂二 次製品の柵工		第12編4-8-2 柵工	2-183
第9節 筋工	4-9-2		石筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-3		萱筋工		第12編4-9-5 その他二次製品を 用いた筋工	2-183
	4-9-4		丸太筋工		第12編4-8-2 柵工	2-183
	4-9-5		その他二次製品を用 いた筋工			2-183
第11節 吹付工					第3編2-14-3 吹付工	2-84
第12節 法枠工					第3編2-14-4 法枠工	2-86

【第12編 森林土木編】

(記載されていない工種については他の工事編を適用)

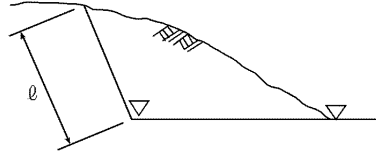
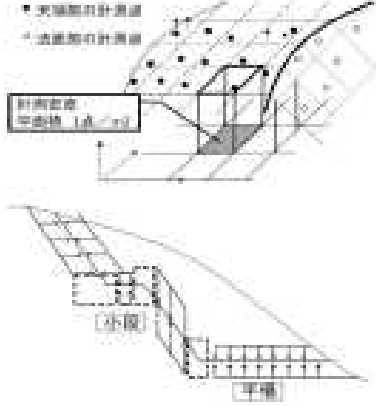
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 植栽工					第12編第5章森林整備工事	2-185
第14節 落石防止工	4-14-2		鋼製落石防止壁工			2-184
	4-14-3		落石防止網工			2-184
第15節 地すべり防止工					第3編2-14法面工	2-86
					第8編3斜面对策	-
第5章 森林整備工事						
第2節 植栽工	5-2-4		地拵え工			2-185
	5-2-5		植え付け工			2-185
	5-2-6		施肥工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-7		支保(支柱工)工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-8		補植工		第12編5-2植栽工	2-185
	5-2-9		追肥工		第12編5-2植栽工	2-185
第3節 風倒木整理工						
第4節 保育	5-4-1		下刈り工			2-186
	5-4-2		つる切り工			2-186
	5-4-3		受光伐工、除伐工			2-186
	5-4-3		本数調整伐工			2-187
	5-4-4		枝落とし工			2-187
	5-4-5		追肥工			2-187
	5-4-6		雪起こし工(倒木起こし)			2-188
	5-4-7 病		病虫獣害防除工			2-188
5-4-8		除草剤散布工			2-188	
第5節 簡易治山施設工					第12編4章山腹工事	2-183
第6節 作業歩道整備工	5-6-1		作業歩道作設工			2-188
	5-6-2		作業歩道補修工		第12編5-6-1作業歩道作設工	2-188
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工						
第2節 森林造成工	6-2-1		盛土工		第1編2-3-3盛土工	2-2
					第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-2		覆砂工(伏工、砂草植栽)		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-3		実播工		第3編2-14-2植生工	2-84
	6-2-4		防風工			2-188
	6-2-5		排水工		第12編2-4-6側溝工	2-17
	6-2-6		静砂工(静砂垣)		第12編6-2-4防風工	2-188
	6-2-7		植栽工		第12編5-2-5植付け工	2-185
第7章 保安林管理道工事						
第1節 適用	7-1-1		開設工		第12編2林道工事	2-179
	7-1-1		舗装工		第3編2-6アスファルト舗装工	2-30
参考資料						
森林整備工事における標準地の取扱いについて						2-189

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5章 一般施工						
第3節 共通の工種	5-3-2		共通事項	ポンプ浚渫		2-190
				グラブ浚渫		2-190
				硬土盤浚渫		2-190
				砕岩浚渫		2-190
	5-3-6		圧密・排水工	バックホウ浚渫		2-190
				サンドドレーン		2-190
				敷砂		2-190
				敷砂均し		2-190
				載荷土砂		2-190
				ペーパードレーン		2-190
	5-3-7		締固工	サンドコンパクション		2-190
				パイル		2-190
	5-3-8		固化工	敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
				敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	2-190
	5-3-9		洗掘防止工			2-191
	5-3-10		中詰工			2-191
	5-3-11		蓋コンクリート工			2-191
5-3-13		鋼矢板工			2-191	
5-3-14		控工	腹起		2-191	
			タイ材		2-192	
5-3-15		鋼杭工			2-192	
5-3-16		コンクリート杭			2-192	
5-3-17		防食工			2-192	
第5節 海上地盤改良工	5-5-2		床掘工	ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
				バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	2-190
						2-190
	5-5-6		置換工			2-193
	5-5-7		圧密・排水工			2-190
	5-5-8		締固工			2-190
5-5-9		固化工			2-190	
第6節 基礎工	5-6-3		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-6-4		基礎捨石工			2-193
	5-6-6		基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
基礎ブロック据付					2-193	
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2		ケーソン製作工			2-194
	5-7-3		ケーソン進水据付工			2-194
	5-7-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-7-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第8節 本体工(ブロック式)	5-8-2		本体ブロック製作工			2-195
	5-8-3		本体ブロック据付工			2-195
	5-8-4		中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	2-191
	5-8-5		蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート	2-191
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-10-3		本体捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	2-193
	5-10-4		捨ブロック工	捨ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
捨ブロック据付				第13編 5-6-6 基礎ブロック工	2-193	
第11節 本体工(鋼矢板式)	5-11-2		鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	2-191
	5-11-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	5-12-2		コンクリート矢板工			2-195
	5-12-3		控工		第13編 5-3-14 控工	2-191
第13節 本体工(鋼杭式)	5-13-2		鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	2-192
第14節 本体工(コンクリート杭式)	5-14-2		コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭	2-192
第15節 被覆・根固工	5-15-2		被覆石工			2-195
	5-15-4		被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
				被覆ブロック据付		2-195
	5-15-5		根固ブロック工	根固ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
根固ブロック据付				第13編 5-15-4 被覆ブロック工	2-195	
第16節 上部工	5-16-2		上部コンクリート工			2-196
	5-16-3		上部ブロック工	上部ブロック製作	第13編 5-18-3 消波ブロック工	2-197
上部ブロック据付					2-196	
第17節 付属工	5-17-2		係船柱工			2-196
	5-17-3		防舷材工			2-197
	5-17-4		車止・縁金物工			2-197
	5-17-5		防食工		第13編 5-3-17 防食工	2-192
第18節 消波工	5-18-2		洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	2-191
	5-18-3		消波ブロック工	消波ブロック製作		2-197
消波ブロック据付					2-197	

【第13編 漁港漁場編】

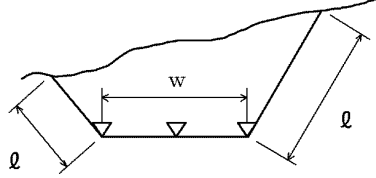
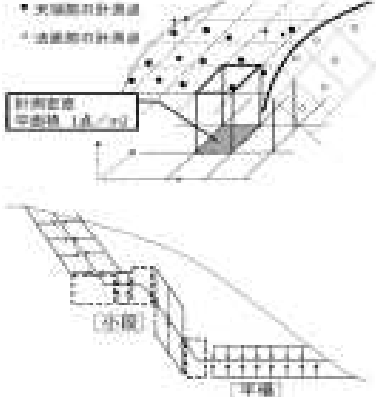
章、節	条	枝番	工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2		裏込工			2-197	
	5-19-4		裏埋工			2-198	
第23節 維持補修工	5-23-3		防食工		第13編 5-3-17防食工	2-192	
第27節 仮設工	5-27-2		仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
	5-27-3		仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13鋼矢板工 第13編 5-3-15鋼杭工	2-191 2-192	
第24節 魚礁工	5-24-2		単体魚礁製作工			2-199	
	5-24-4		魚礁沈設工			2-199	
	5-24-3		組立魚礁製作工	コンクリート部材組立			2-199
				鋼製部材組立			2-200
				科学系（FRP等）部材組立			2-200
				現場鋼材溶接			2-200
				被覆溶接（水中） スタッド溶接（水中）			2-200
				現場鋼材切断 （陸上現場切断） 現場鋼材切断			2-200 2-201
第25節 着定基質工	5-25-2		着定基質製作工			2-201	
5-25-3		着定基質組立工		5-24-3 組立魚礁製作工	2-201		
5-25-4		着定基質設置工			2-201		
5-25-5		石材着定基質工			2-201		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の既定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。			
						幅		-100				
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≥5m	法長-4%				
						延長 L		-200				
			2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平表面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
					平場	標高較差	±50	±150				
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160				

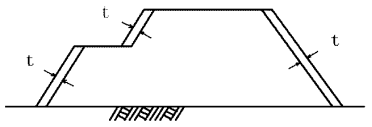
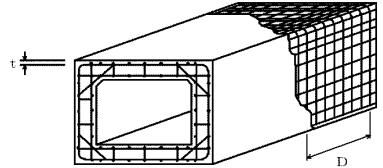
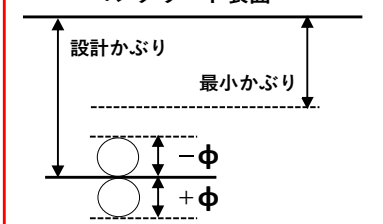
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						平場	標高較差	±50	±300				
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±300				
				3	1	盛土工	基準高▽		-50		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
		法長 ℓ	ℓ<5m		-100								
			ℓ≥5m		法長-2%								
		幅	w ₁ ,w ₂		-100								
		延長	L		-200								

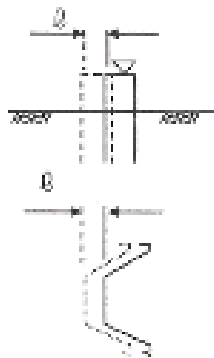
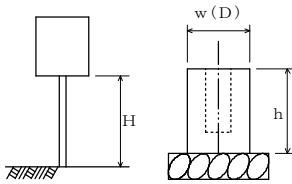
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
						法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170			
					※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	3 河川土工・海岸土工・砂防土工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁 工法) (多数アンカー式補強土 工法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	基準高 ∇	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。			
						厚さ t	-50				
						控え長さ	設計値以上				
						鉛直度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内				
			5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で 測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領(案)」に基づき出来形管理を実施す る場合は、同要領に規定する計測精度・計測 密度を満たす計測方法により出来形管理を 実施することができる。			
			6		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1箇所、延長40m(または50 m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 厚さは、施工延長200mにつき1箇所、200m 以下は2ヶ所、中央で測定。		
							t ≥ 15cm	-50			
						幅 w		-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ<5m	-200				
							ℓ≥5m	法長-4%				
						幅 w		-100				
						延長 L		-200				
				2	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
			平場			標高較差	±50	±150				
			法面 (小段含む)			水平または 標高較差	±70	±160				
			法面 (軟岩Ⅰ) (小段含む)			水平または 標高較差	±70	±330				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
1	2	4	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基 準 高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。							
						法長ℓ	ℓ<5m	-100								
							ℓ≥5m	法長-2%								
						幅	w1,w2	-100								
						延 長 L		-200								
									3	2	路体盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
							天端	標高較差	±50	±150						
							法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190						
	4	路床盛土工 (面管理の場合)														

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※ -30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D:n本間の延長 n:10本程度とする φ:鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1)重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2)橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		(平均間隔)1面当たり10本程度の間隔を測定する。 測定箇所はスパン毎同じ位置としないように測定する。 (かぶり) 1当たり4箇所程度。同一鉄筋上での測定は行わない。
	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	3	4		矢板工(指定仮設・任意仮設は除く)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。変位は、施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1箇所、延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。							
						根入長	設計値以上								
						変位 ϕ	100								
						延長 L	-200								
										縁石工	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定により測点による管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
										(縁石・アスカーブ)					
										小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
					基礎	幅w(D)	-30	基礎1基毎							
						高さh	-30								
						根入長	設計値以上								

単位:mm

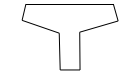
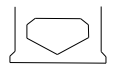
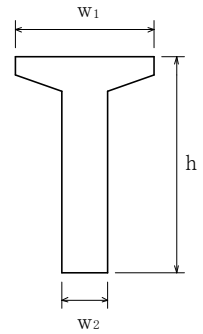
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。			
							高さh	-30				
						パイプ取付高さ H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所
			8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。			
							高さh	-30				
						ビーム取付高さ H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所
8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅w	-30	1ヶ所/1基礎毎						
				高さh	-30							
				延長L	-100							
			ケーブル取付高さ H		+30 -20				1ヶ所/1施工箇所			

※ワイヤロープ式
防護柵にも適用
する

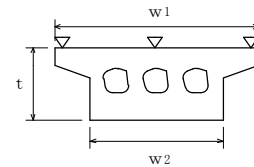
単位:mm

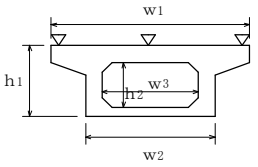
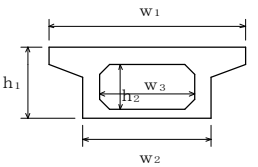
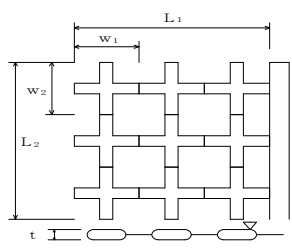
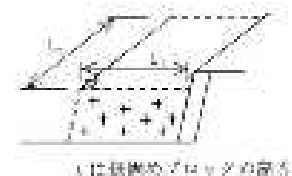
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚さ t (熔融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
				10	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。		
				11	コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

単位:mm

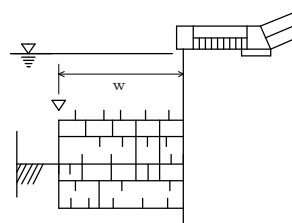
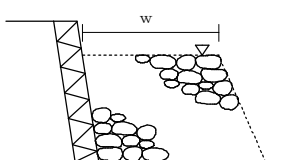
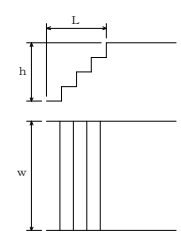
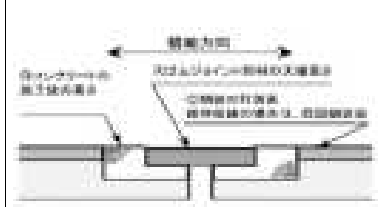
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L(m)	$\pm L/1000$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			
						断面の外形寸法	± 5				
						橋桁のそり δ_1	± 8				
						横 方 向 の 曲 が り δ_2	± 10				
				2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L(m)	$\pm 10 \cdots L \leq 10m$ $\pm L/1,000 \cdots L > 10m$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。			
						断面の外形寸法	± 5				
						橋桁のそり δ_1	± 8				
						横 方 向 の 曲 が り δ_2	± 10				
				13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		
							幅 (下) w_2	± 5			
							高さ h	+10 -5			
							桁長 ℓ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ $\pm 30\text{mm}$ 以内			
							横方向最大タワミ	0.8 ℓ			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	桁長 ℓ	-	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法(mm)	-			
			14	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : 支間長 (m)			
					横方向最大タワミ	0.8ℓ				
			15	PCホロースラブ製作工	基準高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)			
					幅 w_1, w_2	$-5 \sim +30$				
					厚さ t	$-10 \sim +20$				
桁長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内									

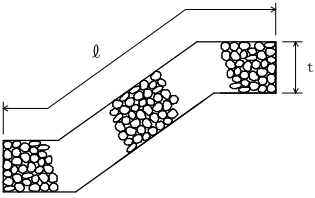
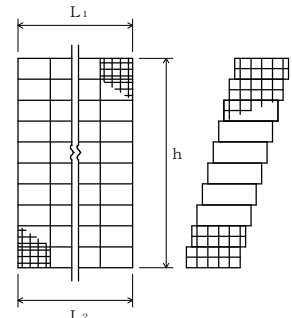
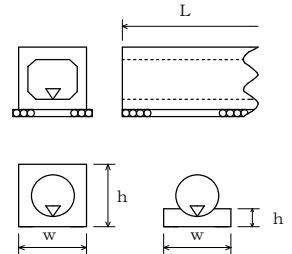


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	3	16	1	PC箱桁製作工	基準高 ▽	±20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1 箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さ は1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ:桁長(m)						
						幅(上) w ₁	-5~+30							
						幅(下) w ₂	-5~+30							
						内空幅 W ₃	±5							
						高さ h ₁	+10 -5							
						内空高さ h ₂	+10 -5							
						桁長 ℓ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内							
				16	2	PC押し箱桁製作工	幅(上) w ₁	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2床版工に準ずる。 ℓ:桁長(m)					
							幅(下) w ₂	-5~+30						
							内空幅 W ₃	±5						
							高さ h ₁	+10 -5						
							内空高さ h ₂	+10 -5						
			桁長 ℓ	ℓ<15…±10 ℓ≥15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内										
			17			17		根固めブロック工	層		基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所。延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。 1施工箇所毎	
											厚さ t	-20		
									積		幅 w ₁ w ₂	-20		
											延長 L ₁ L ₂	-200		
						乱	積	基準高▽	±t / 2		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎			
延長 L ₁ L ₂	- t / 2													

単位:mm

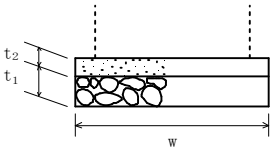
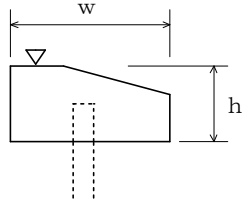
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	18		沈床工	基準高 ▽	±150	1組毎		
						幅 w	±300			
						延長 L	-200			
			19	捨石工	基準高 ▽	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
					幅 w	-100				
					延長 L	-200				
			22	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所			
					高さ h	-30				
					長さ L	-30				
					段数	±0段				
			24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては、車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		
表面の凹凸	3									
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2									

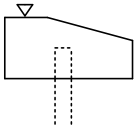
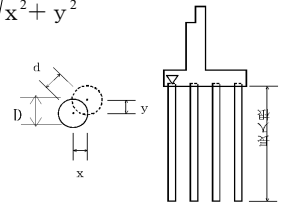
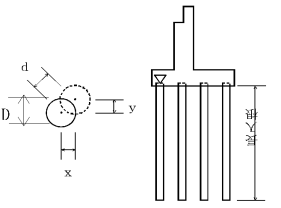
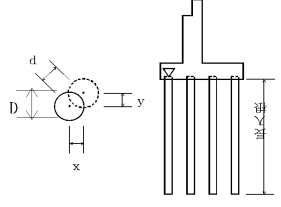
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W_1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 W_2	±5				
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2							
			24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3				
			26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ∇	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎			
						法長 l	-200				
						延長 L	-200				
26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 l	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎						
			厚さ t	-0.2t							
			延長 L	-200							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ t		-50			
			27	1	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高さ h	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L_1 L_2	-200				
			28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		1施工箇所毎	
						※幅 w	-50				
						※高さ h	-30				
延長 L	-200										

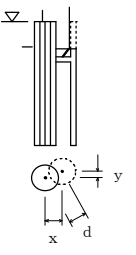
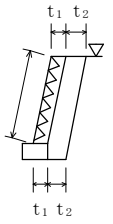
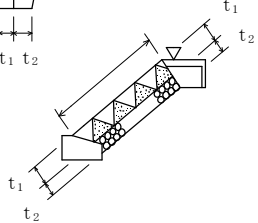
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	3	29	1	側溝工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				
					(プレキャストU型側溝)	延長 L	-200				1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
					(L型側溝工)		(自由勾配側溝)					(管渠)
				2	側溝工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
						厚さ t ₁ t ₂	-20					
						幅 w	-30					
						高さ h ₁ h ₂	-30					
						延長 L	-200				1施工箇所毎	
				3	側溝工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(または50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による。)				
							幅 w ₁ , w ₂				-50	
							深さ h				-30	
							延長 L				-200	1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
※幅 w_1, w_2	-30									
※高さ h_1, h_2	-30									
		31		現場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 箇所単位の物については適宜構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						厚さ t ₁ , t ₂	-30			
						延長 L	各構造物の規格値による			
			3	1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
			4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
			4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
			5		場所打杭工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
杭径 D	(設計径(公称径)-30)以上									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						根入長	設計値以上			
						偏心量d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						杭 径 D	設計径(公称径)以上※			
			7	オープンケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーソンの長さ ℓ	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量d	300以内				
			8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーソンの長さ ℓ	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏心量d	300以内				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	4	9		鋼管矢板基礎工	基準高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 			
						根入長	設計値以上					
						偏心量d	300以内					
	5	3	1	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合は±30とする。	 		
							法長ℓ	ℓ < 3m				-50
								ℓ ≥ 3m				-100
							厚さ(ブロック積張) t	-50				
							厚さ(裏込) t	-50				
							延長 L	-200				
							2					2
法長 ℓ	-100											
延長 L ₁ , L ₂	-200											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅 w	-100				
						延長 L	-200				
				4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(ブロック) t					-50
						厚さ(裏込) t					-50
						延長 L					-200
				5	石積(張)工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※舗装に接する場合の規準高は±30とする。			
						法長ℓ	ℓ<3m				-50
							ℓ≥3m				-100
						厚さ(石積・張) t					-50
						厚さ(裏込) t					-50
						延長 L					-200

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	6	6	4	橋面防水工(シート系 床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	-	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	-	-				
						延長 L	-200							
				7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m 毎に 右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
延長 L	-200												
			7	4	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-			
			7	6	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に 損傷を与える恐れのある場合は、他の方法 によることが出来る。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			7	8	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					幅	-25	-25	-	-				
			7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。				
					(表層工)	幅	-25	-25	-	-						
					平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								
					延 長 L	-200										
				12	アスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。	
					(表層工)	平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
					(面管理の場合)											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-	-	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>		
						厚さ	-45	-45	-15	-15				
						幅	-50	-50	-	-				
				8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>		<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。</p>
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m 毎に 右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
			8	4	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-			
			8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			8	8	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(基層工)	幅	-25	-25	-	-			
			8	10	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(基層工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。					
					(表層工)	幅	-25	-25	-	-							
					平坦性	-											
				8	12	半たわみ性舗装工	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2				-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						(表層工) (面管理の場合)	平坦性	-									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工	基準高 ▽	±40	±50	-	-	<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
					(下層路盤工)	厚 さ	-45	-45	-15	-15			
					幅	-50	-50	-	-				
			9	2	排水性舗装工	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。</p>	
(下層路盤工)	厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15								
(面管理の場合)													

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m 毎に 右、中、左、を交互に)に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工	幅	-50	-50	-	-			
			9	4	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
					(上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
				(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-				
			9	6	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
				(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50	-50	-	-			
			9	8	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
					幅	-25	-25	-	-				
			9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均								
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下							
3	2	6	9	11	排水性舗装工	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。					
					(表層工)	幅	-25	-25	-	-							
					平坦性	-											
				9	12	排水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2				-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。	
						(表層工) (面管理の場合)	平坦性	-									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高 ▽	±50		-		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1箇所測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10				
							t ≥ 15cm	-45	-15				
						幅	-100		-				
				10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
							厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
								t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							厚さあるいは標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15			
								t < 15cm	+90 -70	+50 -10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	10	3	透水性舗装工	厚 さ	-9	-3		幅は、片側延長 80m 毎に1ヶ所測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(表層工)	幅	-25	-					
				4	透水性舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-3		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。		
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
				幅	-50	-50	-	-					
			11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
					(基層工)	幅	-25	-25	-	-			
			11	4	グースアスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	
					(基層工)								
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。				
					(表層工)	幅	-25	-25	-	-					
					平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
				11	6	グースアスファルト舗装工	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2			-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	
						(表層工) (面管理の場合)	平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左、を交互に)1ヶ所を掘り起こし測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。				
						厚 さ	-45		-15							
						幅	-50		-							
						延 長 L	-200									
				12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
							厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線 (40m 毎に 右、中、左、を交互に)1箇所を掘り起こし測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(粒度調整路盤工)	幅	-50		-				
						延 長 L	-200						
			12	4	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。		
(粒度調整路盤工)													
					(面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	幅	-50		-				
			12	6	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。		
				(セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					(アスファルト中間層)	幅	-25		-				
			12	8	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。		
			(アスファルト中間層) (面管理の場合)										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは各車線の中心付近型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 平坦性はコンクリート舗装要綱 による。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1側線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線 40m 毎に両端の版端を測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。		
						幅	-25		-					
						平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械敷設の場合(σ)2.4mm以下 人力敷設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。					
						延長 L	-200							
				12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
							平坦性	-		コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械敷設の場合(σ)2.4mm以下 人力敷設の場合(σ)3mm以下				
							目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				
							延長 L	-						
							厚さあるいは標高較差	-		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
					(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
			12	12	コンクリート舗装工	基準高 ▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	
(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	厚さあるいは 標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15								
(面管理の場合)													

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m 毎に 右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	幅	-50		-				
			12	14	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。		
					(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは、掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工	幅	-50		-				
			12	16	コンクリート舗装工	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。		
(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定 処理工 (面管理の場合)													

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	幅	-25		-				
			12	18	コンクリート舗装工	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。		
			(転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)										

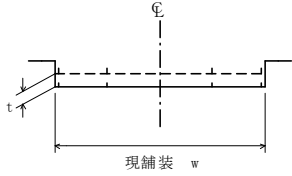
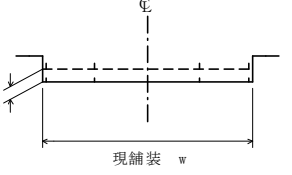
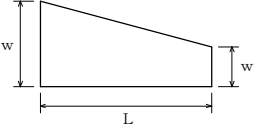
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(X ₁₀) ※面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは、各車線を中心付近で型枠据付後各車線 40m 毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。		工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-35	-					
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2						
				20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 延長が100m未満の舗装、または維持工事 においては、平坦性の項目を省略することができる。			
						平坦性	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下					
						目地段差	±2						

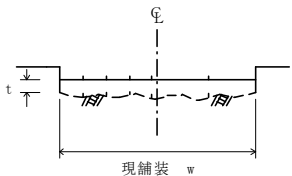
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-		<p>基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、施工面積が1,000㎡未満とする。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(\bar{X}_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
						厚さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
				2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(\bar{X}_{10})について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
					(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50		-				
				13	4	薄層カラー舗装工	厚さ	-15	-20	-5		幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50		-			
13	5	薄層カラー舗装工	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
		(基層工)	幅	-25		-							

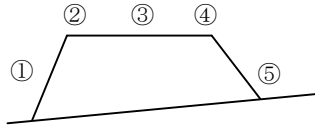
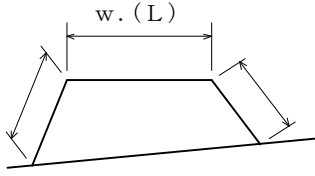
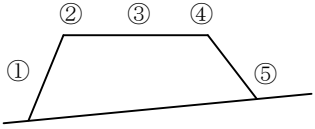
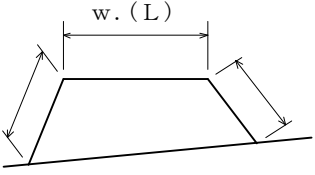
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高 ▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が1,000㎡以上とする。 小規模工事とは、 施工面積が1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						厚さ	-45		-15					
						幅	-50		-					
				14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8			幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線(40m毎に右、中、左を交互に)1箇所を掘り起こして測定。	
							幅	-50		-				

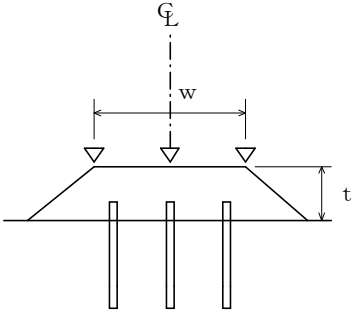
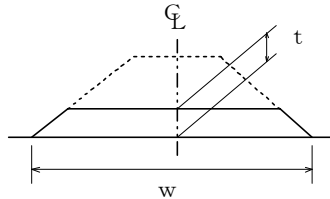
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均(\bar{X}_{10})						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3	2	6	14	3	ブロック舗装工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000㎡ 以上とする。 小規模工事とは、施工面積が 1,000㎡未満 とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
					(上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	-50		-						
				14	4	ブロック舗装工	厚さ	-15	-20				-5	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。	コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。
						(加熱アスファルト安定処理工)	幅	-50					-		
14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアーを採取して測定。								
			幅	-25		-									

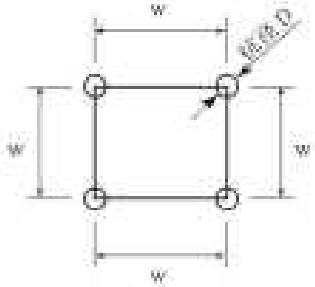
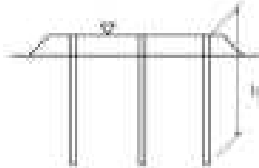
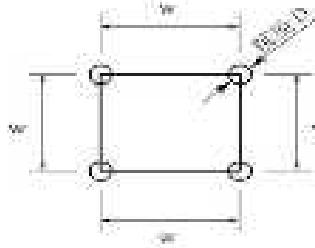
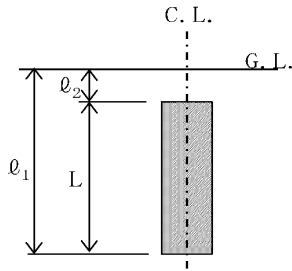
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3	2	6	15	1	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。測定点(5測点)は車道中心線、車道端及びその中心とする。延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 W	-25	-			
				2	路面切削工	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		
						幅 W	-25	-			
				16	舗装打換え工	路盤工	幅 W	-50	各層毎1箇所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			
						舗装工	幅 W	-25			
							延長 L	-100			
							厚さ t	該当工種			

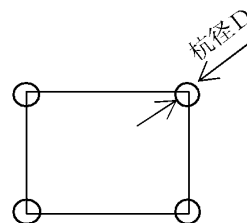
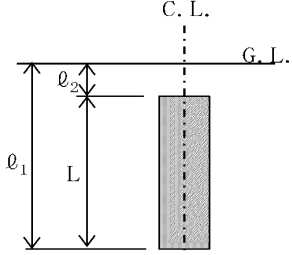
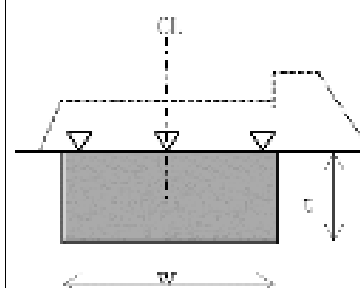
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)				
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。			
						幅 W	-25					
						延長 L	-100					
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
			17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
						平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

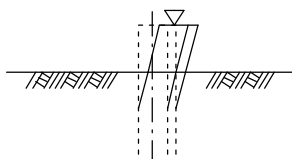
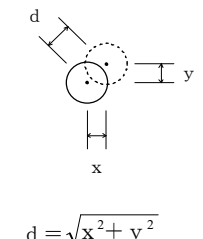
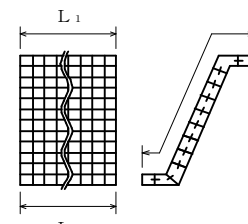
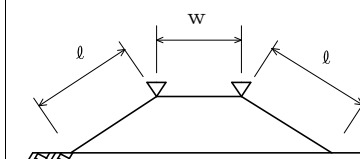
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」による管理の場合は、全体改良範囲図 を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長L を確認(実測は不要)。				
						施工厚さ t	-50					
						幅 w	-100					
						延長 L	-200					
		3			3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1 施工箇所につき2箇所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
								置換厚さ t	-50			
								幅 w	-100			
								延長 L	-200			

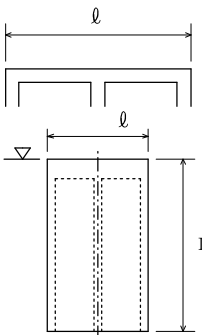
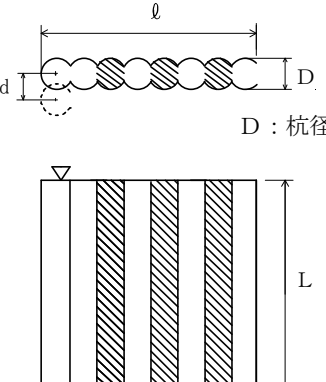
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	7	4	1	表層安定処理工	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w.(L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。	 			
					(サンドマット海上)	法長 ℓ	-500					
					天端幅 w	-300						
					天端延長 L	-500						
			4	2	表層安定処理工	2	(ICT施工の場合)	基準高 ∇	特記仕様書に明示		施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。	 
								法長 ℓ	-500			
								天端幅 w	-300			
								天端延長 L	-500			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	7	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。				
						厚さ t	-50					
						幅 w	-100					
						延長 L	-200					
		6			6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		
								幅 w	-100			
								延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	7	7		バーチカルドレーン工	位置・間隔 w	±100	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。	 		
					(サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	杭径 D	設計値以上				
						打込長さ h	設計値以上				
				8	締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	サンドドレーン、 袋詰式サンドドレーン、 サンドコンパクションパイルの 砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。			
			9	1	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高 ▽	-50	100本に1箇所。 100本以下は2箇所測定。 1ヶ所に4本測定。	 	<p>※余長は適用除外</p>
							位置・間隔 w	D/4以内			
							杭径 D	設計値以上			
							深度 L	設計値以上			
	L = l1 - l2 l1は改良体先端深度 l2は改良端天端深度										

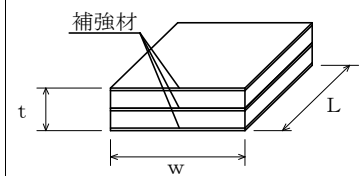
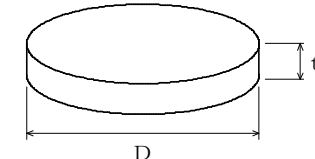
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編」 による管理の場合	基準高 ∇	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	 	
						位置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置を施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						杭径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)		
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)		
			9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高 ∇	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		
						施工厚さ t	設計値以上			
						幅 w	設計値以上			
						延長 L	設計値以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	10	5	1	土留・仮締切 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)			
						根入長	設計値以上				
				5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ ϕ	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)		
							配置誤差 d	100			
				5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長 ϕ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		1施工箇所毎
							延長 L_1 L_2	-200			
				5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
							天端幅w	-100			
							法長 ϕ	-100			

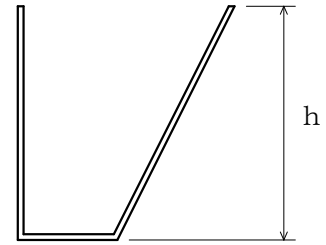
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高 ▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)				
						9	地中連続壁工(壁式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								連壁の長さ l	-50			
								変位	300			
								壁体長L	±200			
						10	地中連続壁工(柱列式)	基準高 ▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。 延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
								連壁の長さ l	-50			
								変位 d	D/4以内			
								壁体長L	±200			

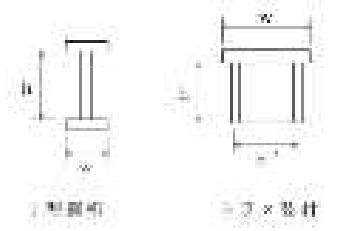
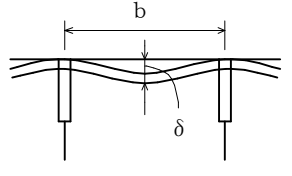
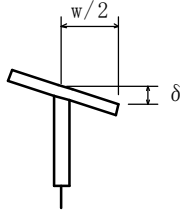
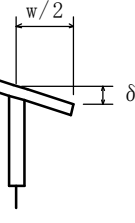
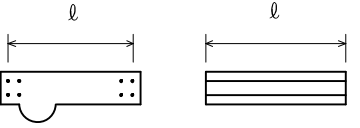
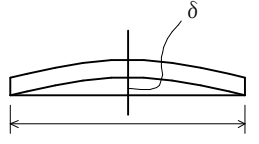
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工) (次頁に続く)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔 中心距離	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照				
							ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ	≤1,000mm				1以下	
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ				>1,000mm	1.5以下
												アンカーアンバー用孔(ボルト(開放し))	加ドリ孔
						>100mm	+4 -2						
						孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13						
							センターボス	ボスの直径				+0 -1	
						ボス ※5		ボスの高さ				+1 -0	
							ボスの直径	+0 -1					
						ボスの高さ		+1 -1					
						上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法		JIS B 0403-1995 CT13					

単位:mm

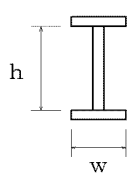
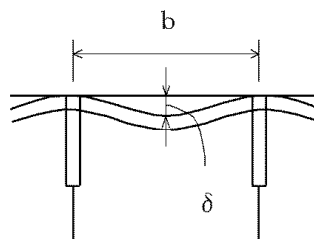
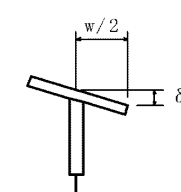
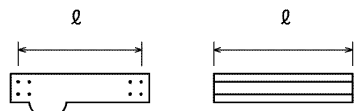
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
3	2	12	1	1	鑄造費 (金属支承工)	全移動量 ϕ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照										
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$											
							組立高さH	上、下面加工仕上げ				± 3							
								コンクリート構造用				$H \leq 300\text{mm}$	± 3						
						普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14							
							鑄放し肉厚寸法 ※2)	JIS B 0403-1995 CT15											
							削り加工寸法	JIS B 0405-1991 粗級											
							ガス切断寸法	JIS B 0417-1979 B級											
						1	2	1				2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅W 長さL 直径D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		
															$500 < w, L, D \leq 1,500\text{mm}$	$0 \sim +1\%$			
															$1,500 < w, L, D$	$0 \sim +15$			
														厚さt	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5			
															$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$			
															$160 < t$	± 4			
相対誤差	$w, L, D \leq 1,000\text{mm}$	1																	
	$1,000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1,000$																	
																			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
					外周長 L (m)	$\pm(10+L/10)$					

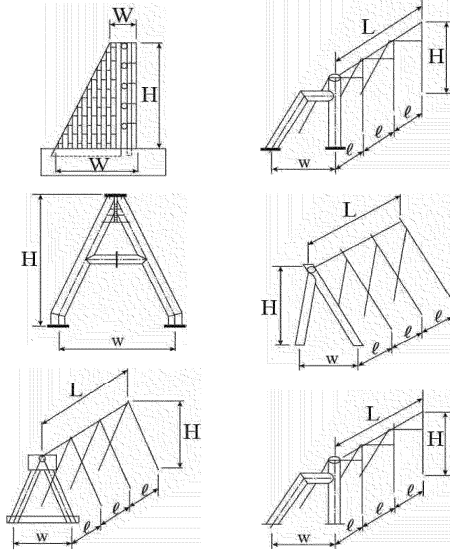
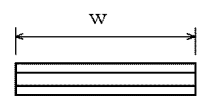
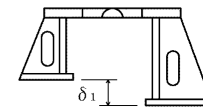
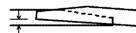


編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要			
								鋼桁等	トラス・アーチ等					
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)		フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m) $\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。						
								部 材 精 度	板 の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板		$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)	
										箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート		$b/150$		
									フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
								部 材 長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$		原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		
									トラス、アーチなど	$\pm 2 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 3 \cdots \ell > 10$				
									圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$		-	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ , 圧縮材の曲り δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>														

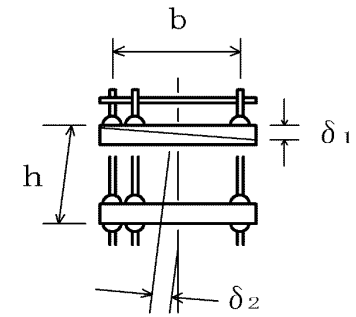
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮 組 立 精 度	全長 L (m) 支間長 Ln(m)	$\pm (10+L/10)$ $\pm (10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。 L: 主げた・主構の支間長(m)			
							主桁、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			
							主構の組立高さ h(m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm (2.5+h/2) \cdots h > 5$	-	両端部及び中心部を測定。		
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \cdots L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)			
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots 80 < L \leq 200$	各主桁について10～12m間隔を測定。 L: 主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L: 主構の支間長 (m)		
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。			
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)		
							現場継手部のすき間 $\delta 1, \delta 2$ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 $\delta 1, \delta 2$ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

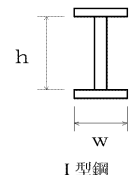
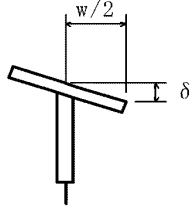
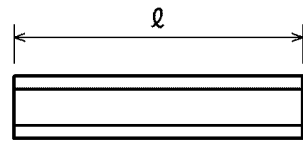
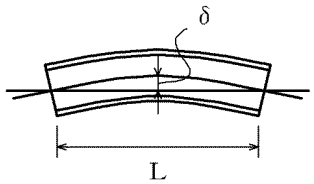
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)		フランジ幅w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁		
						部 材 精 度	板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板	$h/250$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h:腹板高(mm) b:腹板またはリブの間隔(mm) w:フランジ幅(mm)		
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート	$b/150$				
							フランジの直角度 δ (mm)		$w/200$			
							部材長 ℓ (m)	鋼桁	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	主要部材全数を測定。		
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度 δ , フランジの直角度 δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤長L	±30			
						堤長l	±10			
						幅 w	±30			
						幅 w	±10			
						高さh	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
(次頁に続く)										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))								
						4	検査路製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		
						5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0~+30	製品全数を測定。		
								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。		
									フィンガーの食い違い δ_2 (mm)	± 2	 (実測値) δ_2		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
						部材	部材長 ℓ (m)					
3	2	12	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
			7		橋梁用防護柵製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。			
			8		アンカーフレーム製作工	仮組立時	上面水平度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。			
							鉛直度 δ_2 (mm)	$h/500$				
高さ h (mm)	± 5											



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレビュー用桁製作工	部材	フランジ幅w(m) 腹板高 h(m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ $\cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼	
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		
							仮組立時 主桁のそり δ	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10~12m間隔を測定。		
					10	鋼製排水管製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。	

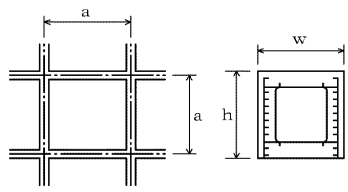
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗膜厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全 長 L(m) 支間長 Ln(m)	$\pm(20+L/5)$ $\pm(20+Ln/5)$	各桁毎に全数測定。 L:主げた・主構の支間長(m)		
						通り δ (mm)	$\pm(10+2L/5)$	L:主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	$\pm(25+L/2)$	主桁、主構を全数測定。 L:主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \cdots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	± 10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1,000$	各主桁の両端部を測定。 H:主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例:設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

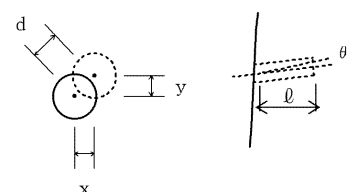
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	13			架設工(コンクリート橋)	全長・支間	-	各桁毎に全数測定。		
					(クレーン架設) (架設桁架設)	桁の中心間距離	-	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
					架設工支保工 (固定) (移動)	そり	-	主桁を全数測定。		
					架設桁架設 (片持架設) (押し架設)					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						
							ℓ≥5m	法長の-4%							
							盛土法長 ℓ	ℓ<5m				-100			
								ℓ≥5m				法長の-2%			
						延長 L		-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			
						2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)				法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
													ℓ≥5m	法長の-4%	
			厚さ t	ℓ<5cm	-10				施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。						
				ℓ≥5cm	-20										
					ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。										
			延長 L		-200				1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。						

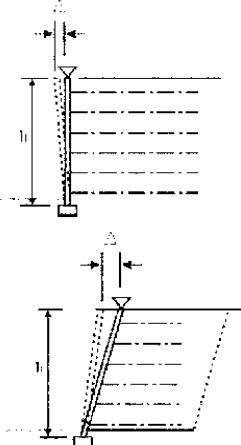
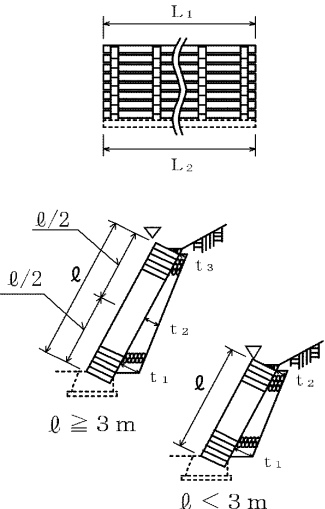
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3	2	14	3		吹付工(仮設を含む) (コンクリート) (モルタル) (簡易法砕工)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100								
						厚さ t	$\ell < 5\text{cm}$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。							
							$\ell \geq 5\text{cm}$	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。										
						延長	L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
						高さ	h	-30	※簡易法砕工 測定基準は法砕工に基づき測定。							
						砕中心間隔		±100								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※施工延長での測定が困難な場合は、200m2につき1ヶ所の割合で測定する。</p> <p>計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</p>		曲線部は設計図書による
							$\phi \geq 10m$	-200			
						幅 w		-30			
						高さ h		-30			
						枠中心間隔a		± 100			
						延長(枠長) L		-200			

単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 ϕ	$\phi < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							$\phi \geq 10m$	-200			
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
			6	アンカー工	削孔深さ ϕ	設計値以上	全数(任意仮設は除く)		※鉄筋挿入工にも適用する。		
					配置誤差d	100					
					せん孔方向 θ	± 2.5 度					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	15	1		一般事項 (場所打擁壁工)	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※舗装に接する場合は規準高は±30とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚さ t	-20						
						裏込厚さ	-50						
						幅 w ₁ ,w ₂	-30						
						高さ h	h<3m				-50		
							h≥3m				-100		
						延長 L	-200				1施工箇所毎		
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。						
					2		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
								延長 L	-200				1施工箇所毎
													「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ∇		± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						高さ h	$h < 3\text{m}$	-50						
							$h \geq 3\text{m}$	-100						
						鉛直度 Δ		$\pm 0.03\text{h}$ かつ ± 300 以内						
						控え長さ (補強材の設計長)		設計値以上						
						延長 L		-200				1施工箇所毎		
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								
			4			4		井桁ブロック工	基準高 ∇		± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
									法長 l	$h < 3\text{m}$	-50			
										$h \geq 3\text{m}$	-100			
									厚さ $t_1 t_2 t_3$		-50			
									延長 $L_1 L_2$		-200			

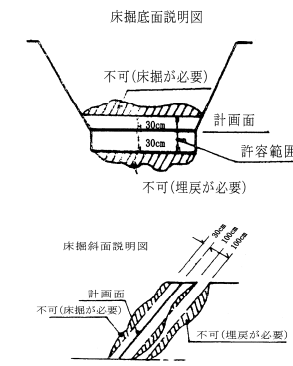

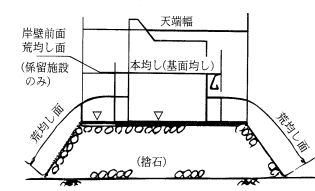
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	16	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準高▽	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること				
								500ps	-1,000~+200					
								1,000ps	-1,200~+200					
							ディーゼル船	250ps	-800~+200					
								420ps 600ps	-1,000~+200					
								1,350ps	-1,200~+200					
						幅		-200						
						延長		-200						
				3	2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽		+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。 ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること				
							幅		-200					
							延長		-200					

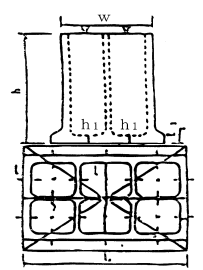
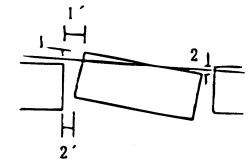
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土木 工事 共通 編	2	16	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下	+400以下					
				18	2		床版工	基準高 ▽		±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10m ² に1ヶ所測定。(床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
		幅 w						0～+30					
		厚さ t						-10～+20					
		鉄筋のかぶり						設計値以上					
		鉄筋の有効高さ						±10					
		鉄筋間隔						±20					
		上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		±10	1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。								

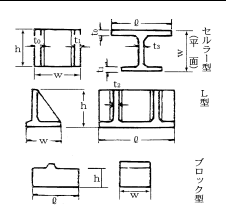
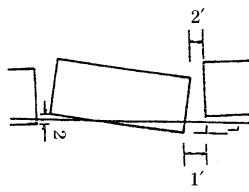
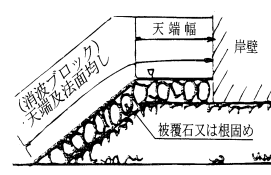
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
4	3	3	2		浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(栗石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。 (2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。 +: 設計値より浅い(高い)ことを言う。 -: 設計値より深い(低い)ことを言う。								
							暫定水深の場合 水面及び法面 + それぞれの 余断厚の数値 - 規定しない			+: 設計値より浅い(高い)ことを言う。 -: 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。								
							6 7			1 2 5	サンドドレーン サンドコンパクション ペーパードレーン	天端高	+ 規定しない - 0	全数				+: 設計値より浅い(高い)ことを言う。 -: 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
												先端深度	+ 0 - 規定しない					
												天端幅	+ 規定しない - 0					
							6			2 3	敷砂	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後				管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。
												天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下				
												天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下				
							6			4	載荷 載荷 (プレローディング)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後				
												天端高	(陸上部) ± 500	測線間隔20m以下				
												天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下				
							8			1	深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。	改良杭全数。				管理図に測定結果を記入し提出。自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば管理不要。
												鉛直度接合		改良杭全数 深度方向2m~5m程度毎に測定。 (引き抜きと貫入時)				改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。陸上施工は除く。
												天端高	+ 規定しない - 0	改良杭全数				打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 +: 設計値より浅い(高い)ことを言う。 -: 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
												先端深度	+ 0 - 規定しない					
												固化材吐出量		改良杭全数				打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。
												盛上り量		改良前、改良後				盛上り量の図面を作成し提出。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	3	3	9		洗堀防止工	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1ヶ所以上		測定表及び敷設図を作成し提出	
						重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点			
						延長	+: 規定しない -: 100	マットの中心を区間毎及び全長			
				10		中詰工	天端高 (砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1ヶ所 (中心)		管理表を作成し提出。
							天端高 (コンクリート、プレバクドコンクリート)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)			管理表を作成し提出。
				11		蓋コンクリート	天端高	± 30 (陸上) ± 50 (水中)	1室につき1ヶ所 (中心)		管理表を作成し提出。
				13		鋼矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
							矢板法線に対する出入	± 100			打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点
							矢板法線に対する傾斜	10/1000以下			打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点
			矢板法線方向の傾斜 (両端部)				上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)			
			矢板天端高				± 100	打込完了時20枚に1枚			
			矢板継手部の離脱					全数			観察結果を報告
			13		鋼管矢板	矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。	
						矢板法線に対する出入	± 100			打込完了時10本に1本及び計画法線の変化点	
						矢板法線に対する傾斜	10/1000以下			打込完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点	
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下			施工中適宜。打込み完了時(両端部)	
						矢板天端高	± 100			打込完了時10本に1本	
						矢板継手部の離脱				全数	観察結果を報告
			14	4	腹起	取付高さ		取付完了時 両端 (継手毎) 全数		管理表を作成し提出	
						継手位置				取付完了時、全数	観察結果を報告
						ボルトの取付				取付完了時、全数	
						矢板と腹起しとの密着度				タイロッド毎、全数	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	3	3	14	5	タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		締付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要	
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔		締付後両端、全数		管理表を作成し提出	
						定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数		観察結果を報告	
						ターンバックルのねじ 込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数			
						リングジョイントのコン クリートへの埋込み		全数			
						支保材の天端高さ		適宜		管理表を作成し提出	
				14	5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取付高さ			締付後両端、全数	管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。
							矢板法線に対する取付 角度および取付間隔			締付後両端、全数	管理表を作成し提出
							定着ナットの締付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること		全数	観察結果を報告
							定着具端部栓の取付			全数	
							トランペットシースの 取付			全数	
			15 16		杭打工 (棧橋ドルフィン脚 柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本	打込工法記録を提出		
						杭天端高	± 50	打込完了時、全数	管理表を作成し提出		
						杭頭中心位置	100 以下				
						杭の傾斜	直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下				
			17	(防食) 電気防食	取付位置		取付完了後、全数	確認結果を報告			
					電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定表を作成し提出			
				(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。			
				(被覆防食) ペトロラタム			鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。			
(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)			鋼管杭：全数 矢板：1打設3ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設と は、コンクリートモルタルの配合 1回当たりの打設を示す。						
	防食塗装			鋼管杭：全数 矢板：5.0m ² に1ヶ所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
4	3	5	2		床堀	測深	法部（外測） 2,000	設計図書の測点ごとに測定する。	法部（斜面に直角に測定） 法部（斜面に直角に測定） 	平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。 『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』						
							法部（内測） 300									
			底面 ± 300													
		6		置換（置換材均し）	延長	+規定しない - 0	設計図書の測点ごとに測定する。	施工完了後。 	管理図に延長を記入し提出。 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。							
	天端高					±500										
	天端幅					+規定しない - 0										
	法面															
		6	基礎工	4		基礎 （基礎捨石工）	本均し	延長 天端幅	設計図書の測点ごとに測定する。	『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』 	出来形図を作成し提出。 注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。					
	天端高							± 50								
荒均し	天端高							± 500 岸壁前面 + 0 - 200								
	法 面							法部 （法面に直角） ± 500								
								天端幅				+ 規定しない - 100				
								延 長				+ 規定しない - 100				
	6											基礎 （基礎ブロック）	異形ブロック 据付面の高さ	異形ブロック 据付面の高さ （層積）±300 据付面の高さ （乱積）±500	※詳細は監督員との協議による。	出来形図を作成し提出。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	3	7	2		ケーソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁 1 箇所		管理表を作成し提出。		
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅		管理表を作成し提出。 投入量管理		
						幅 長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端				
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部 1ヶ所				
						フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅				
						対角線	± 50	底版完成時及び完成時				
						バラスト	砕石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部1ヶ所				
			7	3		ケーソン据付 (岸壁)	目地 間隔	(2000 t 未満)	100 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		管理表を作成し提出
								(2000 t 以上)	200 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		
							法線 の出入	(2000 t 未満)	± 100	据付完了後、両端 2ヶ所		
								(2000 t 以上)	± 150	据付完了後、両端 2ヶ所		
							天端高		据付完了後、中詰完了後、四隅			
							延長		据付完了後、法線上			
						ケーソン据付 (防波堤)	目地 間隔	(2000 t 未満)	200 以下	据付完了後、天端 2ヶ所		管理表を作成し提出
(2000 t 以上)								300 以下	据付完了後、天端 2ヶ所			
法線 の出入 り							(2000 t 未満)	± 200	据付完了後、両端 2ヶ所			
							(2000 t 以上)	± 300	据付完了後、両端 2ヶ所			
天端高								据付完了後、中詰完了後、四隅				
延長								据付完了後、法線上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	8	2		ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各壁2ヶ所 L型、セルラーは全数。 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出
						高さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。
						長さ	+ 20 - 10			管理表を作成し提出。 セルラー、方塊
						壁厚	± 10			管理表を作成し提出。
						対角線	± 30			管理表を作成し提出。
			3	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り	± 50	据付後ブロック1個につき2ヶ所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。	
					隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下				
					天端高					据付完了後、ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)
					延長					据付完了後、法線上(最上段のみ)
		12	2		コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 打込完了時、20枚に1枚 及び計画法線の変化点 施工中適宜 打込完了時(両端部)	管理表を作成し提出。 観察結果を報告	
						矢板法線に対する出入	±100			
						矢板法線に対する傾斜	2/100以下			
						矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下			
						矢板天端高	± 50			
矢板継手部の離脱						全数				
15	2		被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	設計図書の測点ごとに測定する。		出来形図を作成し提出		
				天端均し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200					
				天端幅	+ 規定しない - 200					
				法部均し	(斜面に直角) ± 500					
	4		被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300					
				異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500					
				天端幅	+ 規定しない - 200					

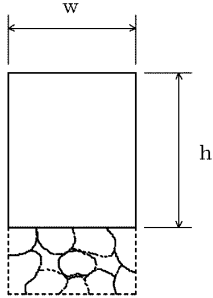
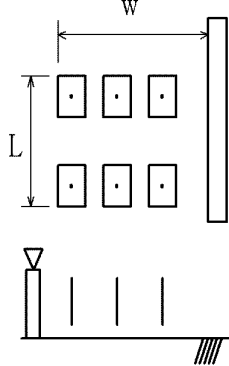
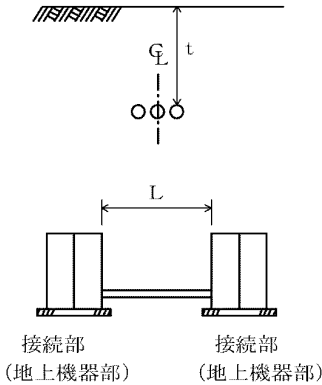
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	3	16	2 3		防波堤上部工	(天端幅10m以下)				測定表を作成し提出	
						延長	+規定しない - 0	法線上			
						天端幅	± 30	1 スパン3ヶ所			
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2ヶ所			
						天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上			
						(天端幅10mを超える)					
						延長	+規定しない - 0	法線上			
						天端幅	+ 50 - 30	1 スパン3ヶ所			
						法線に対する出入	± 50	1 スパン2ヶ所			
		天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4ヶ所以上 パラベット頂部は1スパン2ヶ所以上							
		16	2			岸壁	延長	+規定しない - 0	法線上		測定表を作成し提出
							法線に対する出入	± 30	1 スパン2ヶ所		
							天端高 厚さ 天端幅	± 20	1 スパン3ヶ所		
							防舷材ベッド		スパン毎		
				栈橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ		測定表を作成し提出		
						天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出	
					岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数				
			中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基						
			基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端						
			基礎コンクリート長さ (直柱)		完了時、全数、前後面						
			基礎コンクリート高さ (直柱)		完了時、全数、中心点						

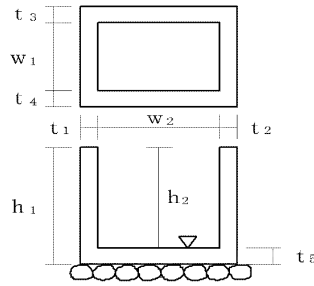
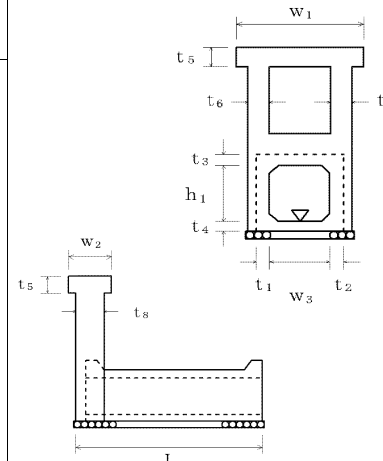
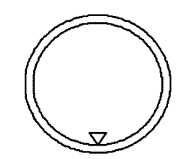
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	3	17	3		防舷材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出		
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数				
			4		車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数				管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入	± 30	取付完了後中心部を1点				
						取付間隔		上部工1スパンに2ヶ所				
			塗装			観察結果を報告						
			警戒色 (シマ模様)		完了時適宜	確認結果を報告						
	18	3	1	1	異形ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する 出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法 コンクリート打設毎の10%を測定する。	形状寸法、 ブロック諸元による。		
						延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。	2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。		
						天端高(層積)	+ 規定しない - 300					
天端高(乱積)	+ 規定しない - ブロック高の1/3											
19	2			裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。			
					天端幅	+ 規定しない - 100						
					法面 (斜面に直角に測定)	± 200						
					延長	+ 規定しない - 100						

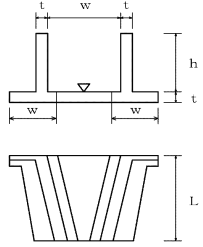
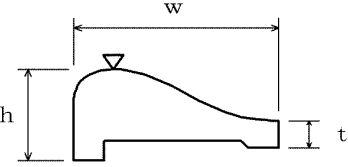
(特)：図面及び特記仕様書

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
4	3	19	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。		
						地盤高	- 0			

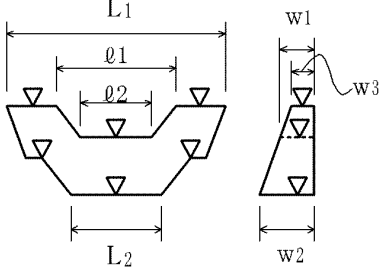
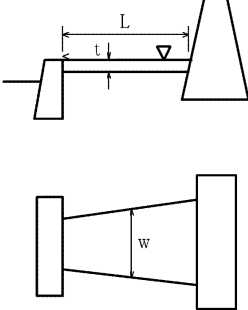
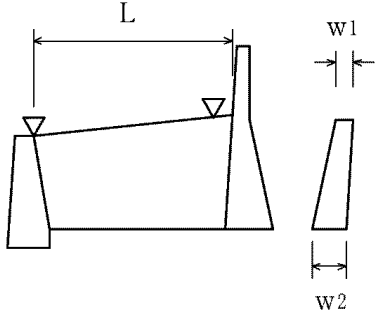
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	1	7	4		護岸付属物工	幅 w	-30	各格子間の中央部1ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						高 さ h	-30			
6	1	10	8		杭出し水制工	基 準 高 ∇	± 50	1組毎		
						幅 w	± 300			
						方 向	$\pm 7^\circ$			
						延 長 L	-200			
6	1	13	3		配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			

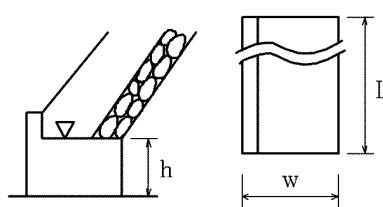
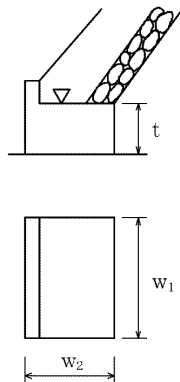
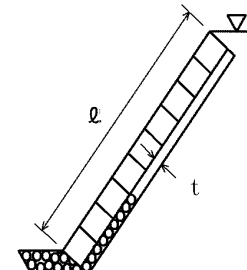
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6	河川編	1	13	4	ハンドホール工	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合				
						※厚 さ $t_1 \sim t_5$	-20					
						※幅 w_1, w_2	-30					
						※高 さ h_1, h_2	-30					
6	河川編	3	5	6	1	函渠工	基 準 高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			
						(本土工)	厚 さ $t_1 \sim t_8$	-20				
						幅 w_1, w_2	-30					
						内 空 幅 w_3	-30					
						内 空 高 h_1	± 30					
						延 長 L	-200					
6	河川編	3	5	6	2	函渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						(ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	延 長 L	-200				1施工箇所毎

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管本体内工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	4 水門	6 水門本体内工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	5 堰	6 可動堰本体内工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						延 長 L	-50			
6 河川編	5 堰	7 固定堰本体内工	8 9 10		堰本体内工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ▽	±30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継手箇所及び構造図の寸法表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	±30			
						堤長 L	L < 20m			
	L ≥ 20m	-100								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	5	8	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。(なお、製品使用の場合の製品寸法は、規格証明書等による)		
						厚 さ t_1 t_2	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1 h_2	-30			
						延 長 L	-200			
6	5	9	2		管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所で測定。		
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 w_1 (橋 軸 方 向)	-10			
						天 端 幅 w_2 (橋 軸 方 向)	-10			
						敷 幅 w_3 (橋 軸 方 向)	-50			
						高 さ h_1	-50			
						壁 高 の さ h_2	-30			
						天 端 長 ℓ_1	-50			
						敷 長 ℓ_2	-50			
						胸 壁 間 距 離 ℓ	± 30			
						支 点 長 及 び 中 心 線 の 変 化	± 50			

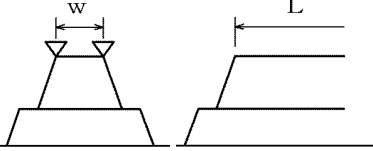
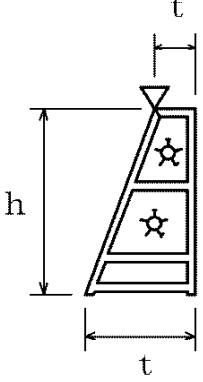
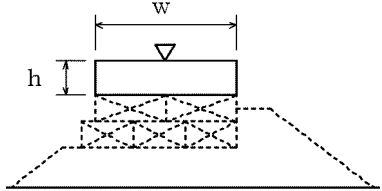
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	6	4	6	本体工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h_1 h_2	± 30			
						延 長 L	-50			
6	河川編	6	4	7	燃料貯油槽工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
6	河川編	6	5	7	コンクリート床版工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6	河川編	7	4	6	本體工 (床固め本體工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所にて測定。		
						天 端 幅 w_1, w_3	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						堤 長 L_1, L_2	-100			
						水 通 し 幅 l_1, l_2	± 50			
6	河川編	7	4	8	水叩工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						厚 さ t	-30			
						幅 w	-100			
						延 長 L	-100			
6	河川編	7	5	6	側壁工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						天 端 幅 w_1	-30			
						堤 幅 w_2	-30			
						長 さ L	-100			

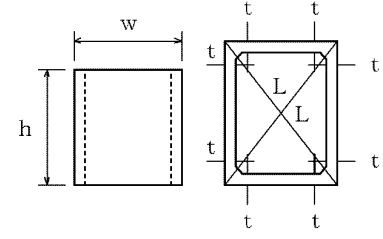
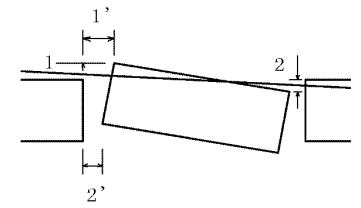
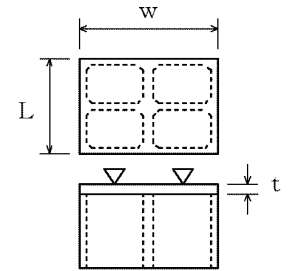
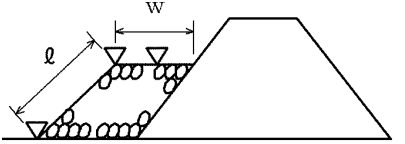
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	1	5	5	場所打コンクリート工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	5	6	海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 w_1	-20				
						ブロック横幅 w_2	-20				
						延長 L	-200				
7	河川 海岸 編	1	6	4	海岸コンクリートブロック工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚さ t					-50
						延長 L					-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定する測点の管理方法を用いることができる。			
						法長 l	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ t	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 t'	-50				
						延長 L	-200				
7	1	8	2		コンクリート被覆工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w	-50				
						厚さ t	-10				
						基礎厚 t'	-45				
						延長 L	-200				
7	1	9	3		波返工	基準高 ∇	± 50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w_1, w_2	-30				
						高さ $h < 3m$ h_1, h_2, h_3	-50				
						高さ $h \geq 3m$ h_1, h_2, h_3	-100				
						延長 L	-200				

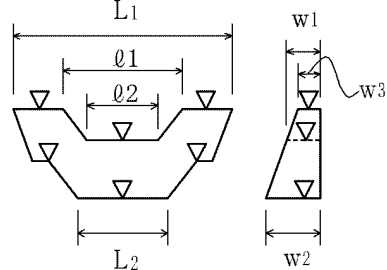
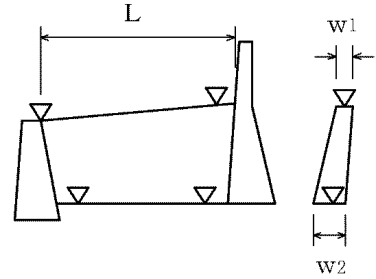
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸編	2	4	4	捨石工	規 準 高 ▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							表面均し	±100				
							荒 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ				±500
								異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ				±300
						法長 ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
天端幅 w_1	-100											
天端延長 L_1	-200											
7	河川 海岸編	2	4	5	吸出し防止工		幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長 L	-500				
7	河川 海岸編	2	5	2	捨石工	規 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300				
							法長 ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。			
							天端幅 w_1	-100				
							天端延長 L_1	-200				

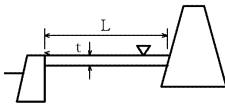
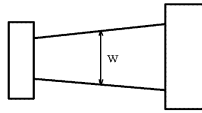
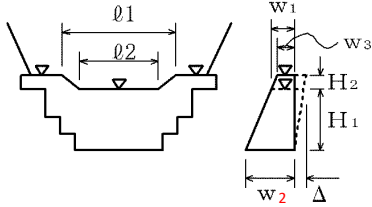
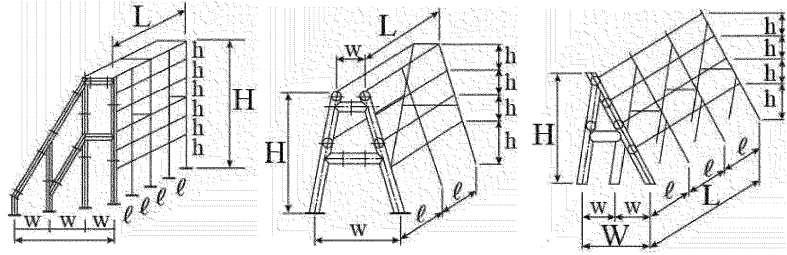
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	河川 海岸 編	2	5	5	海岸 コンクリート ブロック工	規 準 高 ▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、セン ターラインで行う。			
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500				
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2				
						天端幅 w		-ブロックの高さの1/2				
						天端延長 L		-ブロックの高さの1/2				
7	河川 海岸 編	2	5	9	石砕工	基準高 ▽		±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下の ものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さ t		-50				
						高 さ h	h<3m	-50				
							h≥3m	-100				
						延長 L		-200				1施工箇所毎
7	河川 海岸 編	2	5	10	場所打 コンクリート工	基準高 ▽		±30	工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)に つき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のも のは1施工箇所につき2ヶ所。			
						幅 w		-30				
						高さ h		-30				
						延長 L		-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
7	2	5	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	基準高▽ バラストの	砕石・砂	±100	各室中央部1箇所		
							コンクリート	±50			
							壁厚 t_1	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
							幅 w	+30 -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
							高さ h_1	+30 -10	完成時、四隅		
							長さ L	+30 -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
							底版厚さ t_2	+30 -10	底版完成時、各室中央部1箇所		
							フーチング高さ h_2	+30 -10	底版完成時、四隅		
7	2	5	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000t以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000t以上 200以上				
7	2	5	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	規 準 高 ▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7	2	5	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20 -10				
						高さ h	+20 -10				
						長さ L	+20 -10				
7	2	5	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
						隣接ブロックとの間隔 1'、2'	50以下				
7	2	5	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	規 準 高 ▽	陸上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水中	±50			
							厚さ t	±30			
							幅 w	±30			
							長さ L	±30			
7	2	6	2		捨石工	規 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上 測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長 はセンターライン及び表裏法肩。		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
							法長 l	-100			
							天端幅 w	-100			
							天端延長 L	-200			

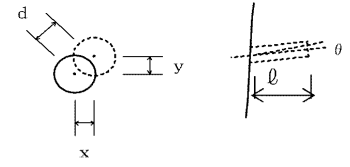
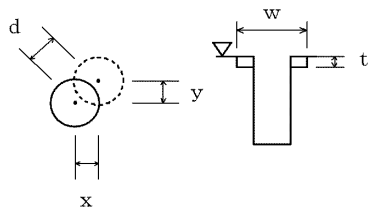
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸編	2	6	3	根固めブロック工	規 準 高 ▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							乱積	±t/2					
						厚さ t		-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。	
						幅 W ₁ W ₂	層積	-20					
								乱積				-t/2	
						延長 L ₁ L ₂	層積	-200				1施工箇所毎	
	乱積	-t/2											
7	河川 海岸編	2	7	3	消波ブロック工	規 準 高 ▽	層積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							乱積	±t/2					
						厚さ t		-20				幅、厚さは40個につき1箇所測定。	
						幅 w ₁ ,w ₂		-20					
						延長 L ₁ ,L ₂		-200					
7	河川 海岸編	3	3	3	捨石工	規 準 高 ▽	本均し		±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			
							荒 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ					±500
								異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ					±300
							被 覆 均 し	異形ブロック据付面(乱積)の高さ					±500
						異形ブロック据付面(乱積)以外の高さ		±300					
						法長 ℓ		-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						天端幅 w ₁		-100					
						天端延長 L ₁		-200					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定		
8	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇		± 30	図面の表示箇所にて測定。		
						天端部 w_1, w_3 堤幅 w_2		-30			
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2		+100 -0			
						堤長 L_1, L_2		-100			
8	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇		± 30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		
						幅 w_1, w_2		-30			
						長さ L		-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
8	1	8	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	 		
						幅 w	-100				
						厚さ t	-30				
						延長 L	-100				
8	1	9	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堰高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所 で測定する。 2. ダブルウォール構造 の場合は、堤高、幅、 袖高は+の規格値は適用 しない。		
							長さ l_1, l_2	± 100			
							幅 w_1, w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
						袖 部	袖高 ∇	± 50			
							幅 w_2	± 50			
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	延長 L	± 50	図面の寸法表示箇所 で測定。			
						堰長 l	± 10				
						堤幅 W	± 30				
						堤幅 w	± 10				
						高さ H	± 10				
						高さ h	± 10				
						(次項に続く)					

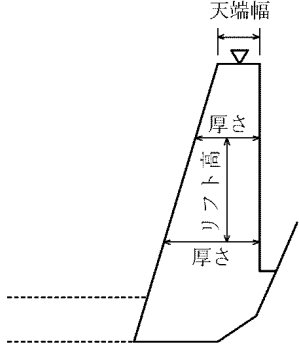
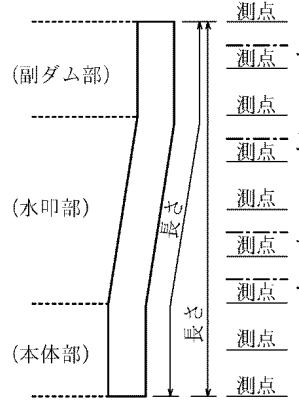
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	延長 L	±50			
						堰長 ℓ	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	6		鋼製側壁工	堰高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						延長 L	± 100			
						幅 w_1, w_2	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$			
						高さ h	h<3m			
	h \geq 3m	-100								
8	2	5	8		魚道工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						幅 w	-30			
						高さ h_1, h_2	-30			
						厚さ t_1, t_2	-20			
						延長 L	-200			
8	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高 ∇	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。(なお、製品使用の場合は、製品寸法については規格証明書等による。)		
						厚さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h_1, h_2	-30			
						深さ h_3	-30			
						延長 L	-200			

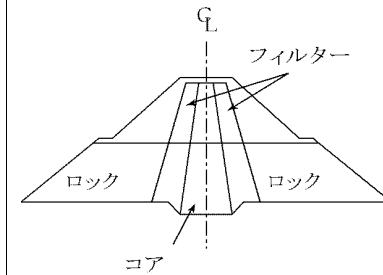
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						配置誤差d	100			
						せん孔方向 θ	± 2.5 度			
8 砂防編	3 斜面对策	7 地下水排除工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						偏心量d	150			
						長さL	-100			
						巻立て幅 w	-50			
						巻立て厚さ t	-30			
8 砂防編	3 斜面对策	9 地下水排除工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。		
						偏心量d	D/4以内 かつ100以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (本体)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督職員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。		
						天端幅	±20			
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	-100			
9 ダム 編	1	4			コンクリートダム工 (水叩)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測点の交点部を測定。 ②長さは、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。		
						ジョイント間隔	±30			
						幅	±40			
						長さ	-100, +60			

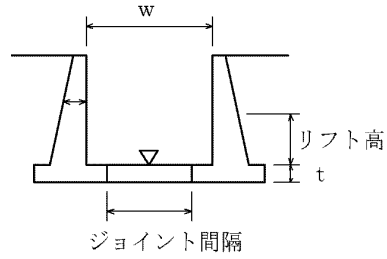
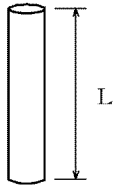
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4			コンクリートダム工 (副ダム)	天端高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	 J : ジョイント	
						ジョイント間隔	±30			
						リフト高	±50			
						堤幅	-30, +50			
						堤長	±40			

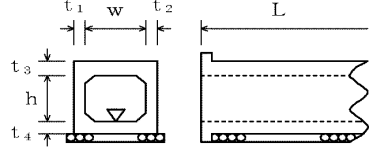
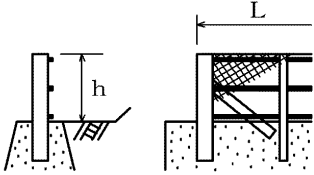
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9	1	4			コンクリートダム工 (導流壁)	天端高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイントについて3リフトごとに測定。 (注)リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リフト高	±50			
						長さ	±100			
						厚さ	±20			
								 <p>J : ジョイント</p>		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピングローラ)の場合		
						外側境界線	-0, +500			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。		
						外側境界線	-0, +1,000			
						盛立幅	-0, +1,000			
9 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。		
						外側境界線	-0, +2,000			



単位:mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2				フィルダム (洪水吐)	基準高 ∇	± 20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所		
						ジョイント間隔	± 30			
						厚さ t	± 20			
						幅 w	± 40			
						リフト高さ	± 20			
						長さ L	± 100			
9 ダム 編	3	3			ボーリング工	深度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行う カーテングラウトに適用する。		
						配置誤差d	100			

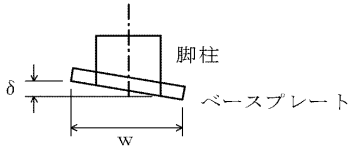
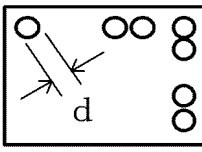
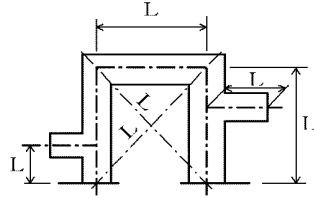
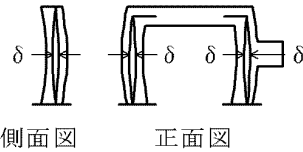
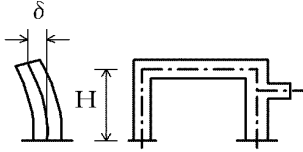
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	1	3	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
10	1	9	6		場所打函渠工		基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。		
							厚さ $t_1 \sim t_4$	-20			
							幅(内法) w	-30			
							高さ h	± 30			
						延長 L	$L < 20\text{m}$	-50			
							$L \geq 20\text{m}$	-100			
10	1	11	4		落石防止網工		幅 w	-200	1施工箇所毎		
							延長 L	-200			
10	1	11	5		落石防護柵工		高さ h	± 30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
							延長 L	-200			
									1施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎	幅 w_1, w_3	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
10	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						延長 L	-200				1施工箇所毎
						基礎	幅 w_1, w_3	-30			基礎1基毎
							高さ h	-30			
						アンカー長	打込み ℓ	-10%			全数
							埋込み ℓ	-5%			
10	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						高さ h	-30				
						延長 L	-200	1施工箇所毎			
10	1	12	5		遮音壁本体工	支柱	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長5スパンにつき1ヶ所		
							ずれ a	10			
							ねじれ b-C	5			
							倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20				
						延長 L	-200	1施工箇所毎			

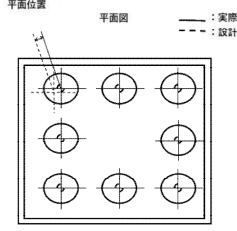
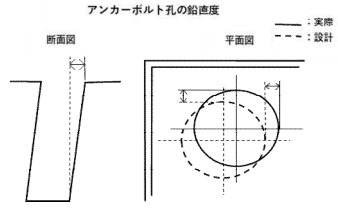
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)					10個の測定値の平均(X ₁₀)
							中規模以上	小規模以下				中規模以上
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高 ▽	±50	-	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 40m 毎に1箇所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 40m 毎に1箇所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、1層当たりの施工面積が 1,000 ㎡以上とする。 小規模工事とは、表層、及び基層の施工面積が 1,000㎡未満 とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		
						厚さ	t < 15cm	-30				-10
							t ≥ 15cm	-45				-15
						幅	-100	-				
10	2	4			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1箇所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			
						幅	-25	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200			
10	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
					沓掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数		
					沓掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数		
					沓掛版工 (アンカーボルト)	アンカー長	±20	全数		
10	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎1基毎		
						高さ h	-30			
10	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	2	12	5	1	ケーブル配管工	埋設深 t	0 ~ +50	接続部間毎に1ヶ所		
						延長 L	-200	接続部間毎で全数		
10	2	12	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20			
						※幅 w ₁ ,w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
10	2	12	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所			
					高さ h	-30				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	3	3	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベース プレート	孔の位置	± 2	全数を測定。		
								孔の径d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長L(m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots 10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20)/10)$ $\dots 20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンバー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。			
							柱の鉛直度 δ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ(m)			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	6	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
						高さ h_1	-50			
						壁壁の高さ h_2	-30			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
						胸壁間距離 ϕ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			
								(次頁に続く)		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	6	8		橋台躯体工	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	<p>平面位置</p>  <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度</p>  <p>断面図</p> <p>平面図</p> <p>— : 実際 - - - : 設計</p>	
						平面位置	±20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	1	橋脚躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
					(張出式)	厚さ t	-20			
					(重力式)	天端幅 w_1 (橋軸方向)	-20			
					(半重力式)	敷幅 w_2 (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						天端長 l_1	-50			
						敷長 l_2	-50			
					橋脚中心間距離 l	± 30				
					支間長及び 中心線の変位	± 50				

(次頁に続く)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
						平面位置	±20				
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下				

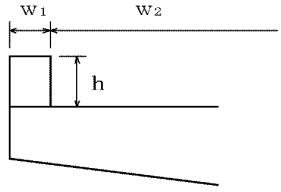
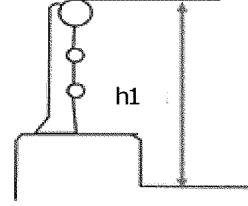
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w_1	-20			
						敷幅 w_2	-20			
						高さ h	-50			
						長さ l	-20			
						橋脚中心間距離 l	± 30			
						支間長及び中心線の変位	± 50			
(次頁に続く)										

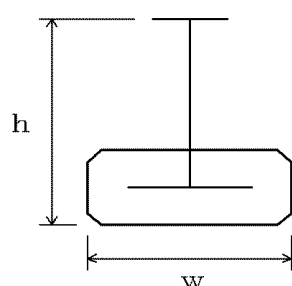
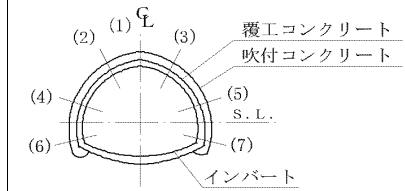
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	3	7	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は杓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。</p> <p>アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>		
							平 面 位 置	±20			
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度	1/50以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	8	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w (橋軸方向)	-50			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-50			
10	3	8	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						幅 w_1, w_2	-50			
						高さ h	-50			
10	3	8	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a1 : 橋軸直角方向) (a2 : 橋軸方向)</p> <p>中心線の変位 (a1 : 橋軸直角方向) (a2 : 橋軸方向)</p>	
						橋脚中心間距離 ℓ	± 30			
						支間長及び 中心線の変位	± 50			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	3	8	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高 ∇		± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	<p>中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)</p>	
						橋脚中心間距離 l		± 30			
						支間長及び中心線の変位		± 50			
10	3	8	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)		5 ※ ± 5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		
10	4	3	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長 l (m)	$\pm 3 \cdots l \leq 10$ $\pm 4 \cdots l > 10$	図面の寸法表示箇所で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水 平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支 承据付時のオフセット量δを考慮して、移動 可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たす ことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				$\pm(4+0.5 \times (B-2))$
						水平 度	橋軸方向				1/100
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										
10	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B:支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面 及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に 肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、水 平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除 く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定す る。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支 承据付時のオフセット量δを考慮して、移動 可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たす ことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了 後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
							±5				$\pm(4+0.5 \times (B-2))$
						水平 度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸 方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上										

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定		
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ-1D以内	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)		
10 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						地覆の高さ h	-10~+20			
						有効幅員 w_2	0~+30			
10 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	6		橋梁用防護柵工	天端幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		
						7 橋 梁 用 高 欄 工	地覆の幅 w_2			
			高さ h_1		-20~+30					
			高さ h_2		-10~+20					
			有効幅員 w_3		0~+30					
10 道 路 編	4 橋 梁 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。		
						高さ	±4			

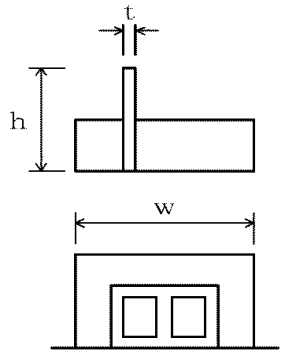
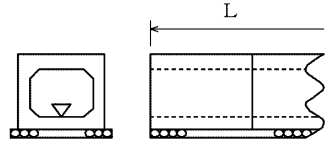
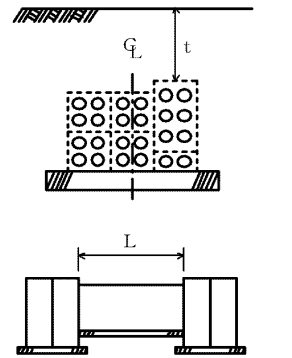
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	5	6	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ:スパン長		
						高さ h	10 -5			
						桁長 ℓ スパン長	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ-30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			
10	6	4	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚以上。 ただし、良好な岩盤で 施工端部、突出部等の 特殊な箇所は設計吹 付け厚の1/3以上を確 保するものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)~(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 注) 良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準 (構造編)・同解説」にいう地盤等級A又はB に該当する地盤とする。		
10	6	4	4		ロックボルト工	位置間隔	-	施工延長40m毎に断面全本数検測。		
						角度	-			
						削孔深さ	-			
						孔径	-			
						突出量	プレート下面 から10cm以内			

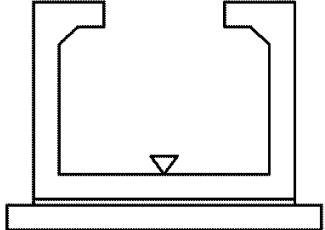
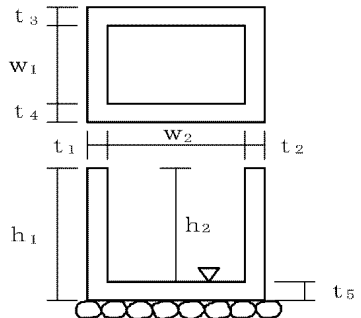
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高 ∇ (拱頂)	± 50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1箇所割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚さ t	設計値以上			
						延長 L	-			
						中心線の偏心量	直線部 ± 100 曲線部 ± 150			
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚さ t	-30			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	6	6	4		インバート本体工	幅 w(全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。			
						厚さ t	設計値以上				
						延長 L	-				
10	6	8	4		坑門本体工	基準高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。			
						幅 w ₁ , w ₂	-30				
						高さ h	h<3m				-50
							h≥3m				-100
						延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	6	8	5		明り巻工	基準高▽(拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。		
						幅 w(全幅)	-50			
						高さh(内法)	-50			
						厚さ t	-20			
						延長 L	-			

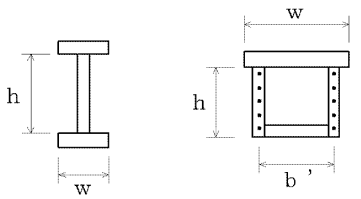
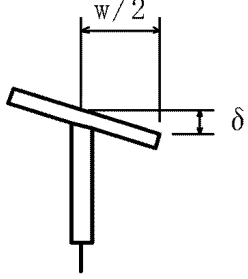
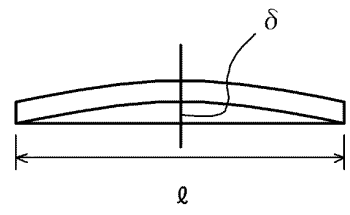
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	11	6	2		現場打躯体工	基準高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		
						厚さ t	-20			
						内空幅 W	-30			
						内空高 h	± 30			
						ブロック長 L	-50			
10	11	6	4		カラー継手工	厚さ t	-20	図面の寸法表示箇所 所で測定。		
						幅 w	-20			
						長さ L	-20			
10	11	6	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。		
10	11	6	5	2	防水工 (防水保護工)	厚さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	11	6	5	3	防水工 (防水壁)	高さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w	±50			
						厚さ t	-20			
10	11	7	2		プレキャスト躯体工	基準高 ▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長:1施工箇所毎		
						延長 L	-200			
10	12	5	2		管路工(管路部)	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。 接続部(地上機器部)間毎で全数。 (管路センターで測定)		接続部 (地上機器部)
						延長 L	-200			

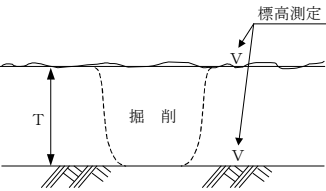
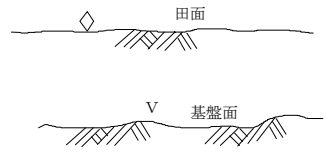
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	12	5	3		プレキャストボックス工	基準高 ▽	±30	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。		
					(特殊部)					
10	12	6	2		ハンドホール工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
						※幅 w_1, w_2	-30			
						※高さ h_1, h_2	-30			

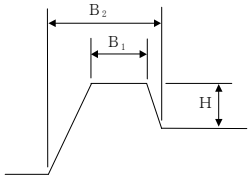
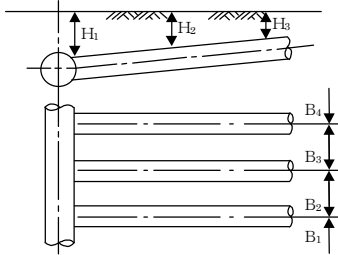
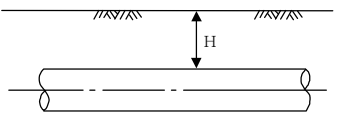
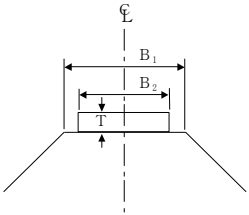
編 章 節 条 枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
			個々の計測値(x)	計測値の平均(̄x)			
10 道路編 14 道路維持 4 舗装工 5 1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
		厚さ t (オーバーレイ)	-9				
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
10 道路編 14 道路維持 4 舗装工 5 2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さまたは標高較差(切削)は、原舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長 40m 毎に1ヶ所の割とし、延長 40m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
		厚さ t (オーバーレイ)	-9				
		幅 w	-25				
		延長 L	-100				
		平坦性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の計測値(x)	計測値の平均(\bar{x})			
10	14	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔 b'(m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁 トラス弦材	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。		
						フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
圧縮材の曲がり δ (mm)	$1/1,000$	-	主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)								

単位：mm

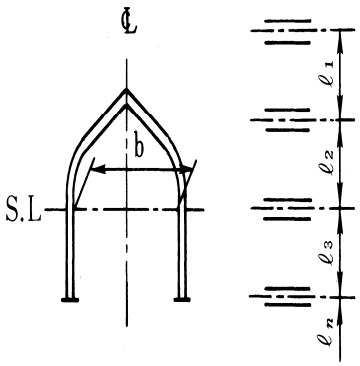
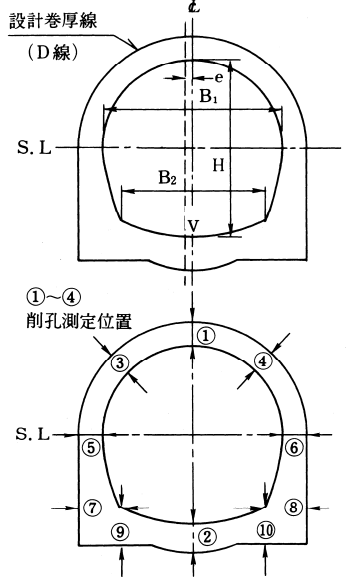
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 ほ 業 場 農 整 村 備 工 事 編	3	1		表土扱い	厚 さ (T)	- 20%	10a当たり3点以上。 (標高差測定又はつぼ掘りによる)		
		3	1		基盤造成 表土整地	基 準 高 (V)	± 150	10a当たり3点以上。 (標高測定する) 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1 基準高は基盤面の高さとする。 2 均平度は表土埋戻後に測定する
						均 平 度 (◇)	± 50			
		3	1		基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	標高格差 (平均値)	± 50	1. 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測はほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. ほ場周縁から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高格差の評価から除く。 5. 「個々の計測値」は、全ての測定値が規格値を満足しなければならない。規格値を満足するとは、出来形評価用データのうち、99.7%が「個々の計測値」の規格値を満たすものをいう。		
標高格差 (個々の計測値)	± 150									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
		3	1		畦畔復旧	幅 (B)	- 50	施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1畝区につき1箇所の割合で測定する。				
						高 さ (H)	- 50					
		3	4	暗渠排水工	吸水渠		布 設 深 (H)	- 75	上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。			
							間 隔 (B)	± 750				
							延長 L	500m未満				- 1000
								500m以上				- 0.2%
		3	4	暗渠排水工	集水渠(支線) 導水渠(幹線)		布 設 深 (H)	- 75	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。			
							延長 L	500m未満				- 1000
								500m以上				- 0.2%
11	2	7	11	道路工 (砂利道)	幅 (B)	- 150	幹線道路は、施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。支線道路は、施工延長おおむね200mにつき1箇所の割合で測定する。					
					厚 さ (T)	- 45						
					延長 L	200m未満				- 400		
						200m以上				- 0.2%		

舗装を行うときは、土木工事共通編3-2-6一般舗装工を適用する

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	3	5	1		耕起深耕	果 樹	- 75	おおむねha当たり10箇所測定するほか、つぼ掘り2箇所/ha。		
						野 菜	- 15			
						耕起深 (T)				
			1	テラス (階段畑)	幅 (B1)	- 150	テラス延長おおむね100m当たり1箇所測定する。			
					耕起幅 (B2)	- 150				
					側溝幅 (B3)	- 75				
					側溝高さ (H)	- 75				
			1	土壌改良	pH測定	± 0.5	おおむね50a当たり1箇所(深さ15cm)改良材散布後2週間以上経過して測定する。(試験方法…ガラス電極法…46農地C第311号参照)		地表から15cmの土壌を柱状に採取し、良く混合する。	
			1	改良山成	基準高 (V)	± 300	基準高については切土部を40mメッシュ地点で測定する。法勾配については40mメッシュ線と切土法尻との交点で測定する。(測定間隔はおおむね40m)		切土部のみ対象とする	
			6	道路工 (耕作道)	幅 (B)	- 150	施工延長おおむね100m当たり1箇所測定する。			
厚 さ (T)	- 45									
側溝幅 (b)	- 75									
側溝高さ (H)	- 75									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 農 村 整 備 編	5	5	1	支保工	幅 (b)	(Bタイプ) - 0	幅、間隔は全基数について測定する。 支保工幅の測定時期は原則として建込み直後及び覆工直前の2回とする。		破砕帯等の特殊な地山における支保工管理については別途定めるものとする。 吹付ロックボルト工法の吹付及びロックボルトは、道路編6章トンネル(NATM)を参考とする。
						(C、Dタイプ) - 40				
						間 隔 (ℓ) ± 75				
				2	コンクリート覆工	基 準 高 (V)	± 50	1. 基準高、幅、巻厚、高さについては1スパンにつき1箇所割合で測定する。 2. 巻 厚 (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1スパンの終点において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ロ) コンクリート打設後の覆工コンクリートについて1スパンの端面(施工継目)において図に示す①～⑩の各点で測定する。 (ハ) 削孔による巻厚の測定は図の①において50mにつき1箇所、②③④において100mにつき1箇所の割合で行う。 ただし、トンネル延長が100m未満のものについては2箇所以上の削孔を行い巻厚測定を行う。 3. 中心線のズレ 直線部は50mにつき1箇所、曲線部は1スパンにつき1箇所の割合で測定する。		
						幅 (B)	- 40			
						巻 厚 (T)	- 0			
						高 さ (H)	- 40			
						中心線のズレ (e)	直 線 部			± 100
							曲 線 部			± 150
						延長 L	150m未満			- 150
							150m以上			- 0.1%

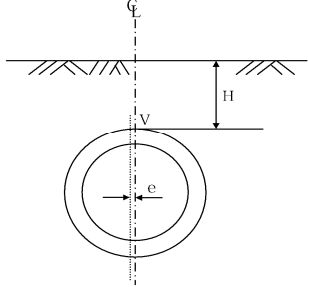
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	農 水 路 開 渠 工 事 農 村 整 備 編	6	6	2	現場打開水路	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		スパン長の標準を9mとした場合	
						幅 (B)	- 25				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 25				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
						スパン長(L)	直 線 部				± 20
							曲 線 部				± 30
		延長L	150m未満	- 150							
			150m以上	- 0.1%							
		7	暗 渠 工	2	現場打サイホン	基 準 高 (V)	± 50	上記と同一		スパン長の標準を9mとした場合	
						幅 (B)	- 20				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 20				
中心線のズレ(e)	直 線 部					± 50					
	曲 線 部					± 100					
スパン長(L)	直 線 部					± 20					
	曲 線 部					± 30					
延長L	150m未満	- 150									
	150m以上	- 0.1%									

単位：mm

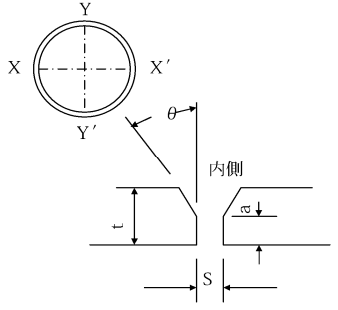
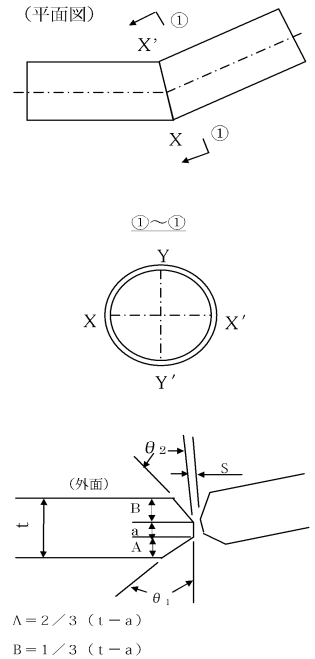
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	農 水 路 農 村 整 備	暗 渠 工 事	2		現場打暗渠	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		スパン長の標準を9mとした場合	
						幅 (B)	- 20				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 20				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
						スパン長(L)	直 線 部				± 20
							曲 線 部				± 30
						延長L	150m未満				- 150
							150m以上				- 0.1%
	開 渠 工	3			鉄筋コンクリート大型 フリューム 鉄筋コンクリートL形 水路	基 準 高 (V)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 幅、厚さについては施工延長50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		幅、厚さはL形水路のみ測定する。	
						幅 (B)	- 25				
						厚 さ (T)	- 20				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
						延長L	150m未満				- 150
							150m以上				- 0.1%
						暗 渠 工	3				
	中心線のズレ(e)	直線部	± 50								
		曲線部	± 100								
	延長L	150m未満	- 150								
150m以上		- 0.1%									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
11	農 業 農 村 整 備 編	8	5		管体基礎工 (砂基礎等)	幅 (B)	- 100	施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		基礎材が異なる場合は種類毎に測定する。 高さ (H) の管理は、 V_2V_1 で算出するものとする。			
						高 さ (H)	± 30						
		11	農 業 農 村 整 備 編	6			管水路 (遠心力鉄筋コンクリート管) RC管	基準高 (V)	被圧地下水のない場合	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		V の測定は管底 (V1) を原則とし、測定時期は埋戻完了とする。 ただし、φ1,350mm以下又は管底での測定作業が困難な場合は、管頂まで埋戻後の管頂 (V2) でもよい。 e の測定は管頂まで埋戻時の管頂を原則とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装 (表層、上層路盤、下層路盤) を除いた埋戻完了時点とする。
									被圧地下水のある場合	± 50			
									中心線のズレ (e)	± 100			
									ジョイント間隔 (z)	別表ア参照			
								延長 L	200m未満	- 200			
									200m以上	- 0.1%			
				3	2	管水路 (ダクタイル鋳鉄管) K形、T形、U形	基準高 (V)	被圧地下水のない場合	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。	基準高 (V) は、 V_1 、 V_2 のいずれか一方を測定し管理する。		
								被圧地下水のある場合	± 50				
								中心線のズレ (e)	± 100				
延長 L	200m未満					- 200							
	200m以上					- 0.1%							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	1		管水路 (硬質塩化ビニル管)	基 準 高 (V)	± 50	設計図書に示された基準高、あるいは埋設深、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mにつき1箇所割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する		
						埋 設 深 (H)	- 50			
						中心線のズレ(e)	± 120			
						延長 L	200m未満			
						200m以上	- 0.1%			

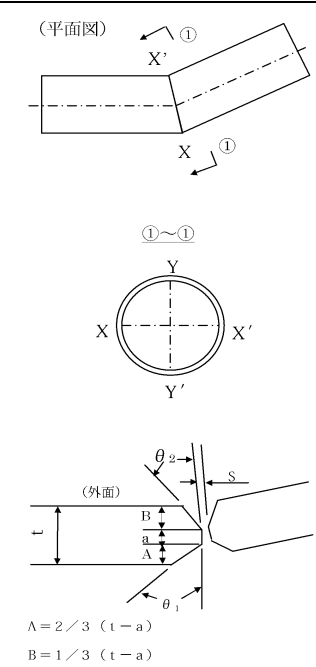
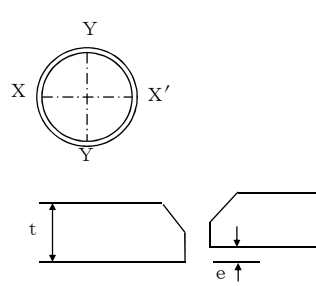
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
11	8	6	4		管水路 (鋼管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。 管 種 J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部:直管) W S P A-101-2009 (農業用プラスチック被覆鋼管) 寸 法 80A~3500A 塗覆装方法 管 外 面 長寿命形プラスチック被覆とする 管 内 面 エポキシ樹脂塗装とする。 なお、塗覆装方法の詳細は別表オのとおりとする。 接 合 法 突き合わせ溶接継手とする。 工 法 通常の開削による布設工法とする。 管路の範囲 導水管、送水管及び配水管とし、配水池、ポンプなどの端部施設との接続部までとする。				通常の開削による布設工法とは、矢板土留・建込簡易土留を含むものとする。							
					管布設	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">基準高(V)</td> <td>被圧地下水のない場合</td> <td>± 30</td> </tr> <tr> <td>被圧地下水のある場合</td> <td>± 50</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中心線のズレ(e)</td> <td>± 45</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長L</td> <td>200m未満</td> <td>- 200</td> </tr> <tr> <td>200m以上</td> <td>- 0.1%</td> </tr> </table>	基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30	被圧地下水のある場合	± 50	中心線のズレ(e)		± 45	延長L	200m未満	- 200
基準高(V)	被圧地下水のない場合	± 30															
	被圧地下水のある場合	± 50															
中心線のズレ(e)		± 45															
延長L	200m未満	- 200															
	200m以上	- 0.1%															

単位：mm

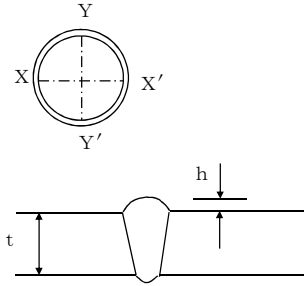
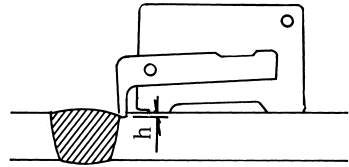
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		V型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						ベベル角度(θ)	30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。			
						ルートフェイス(a)	≦ 2.4				
					V型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。	 <p>①~①</p> <p>(外面)</p> <p>$A = 2/3 (t - a)$</p> <p>$B = 1/3 (t - a)$</p>	左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						ベ ペ ル 角 度 (θ)	Y、Y' :				30 ~ 35°
							X' :				35 ~ 15°
							X :				30 ~ 50°
						ルートフェイス(a)	≦ 2.4				

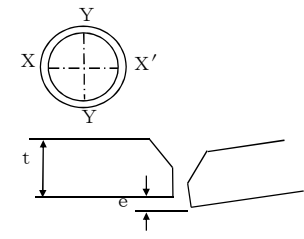
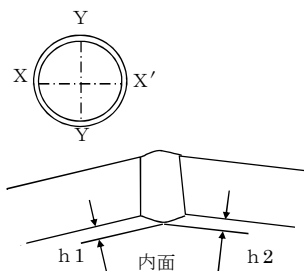
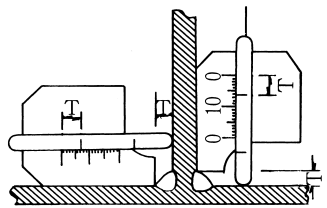
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		V型開先 (片面溶接)	ルートギャップ(s)	1 ~ 4	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						べベル角度(θ)	30 ~ 35°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。			
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4				
					V型開先 (片面裏当溶接)	ルートギャップ(s)	4 以上	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						べベル角度(θ)	22.5 ~ 27.5°	現場切り合わせの場合のみ全溶接箇所を測定する。			
						ルートフェイス(a)	≤ 2.4				
X型開先 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	θ 1	30 ~ 35°	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。					
		θ 2	40 ~ 45°								
	べベル角度										
	ルートフェイス(a)	2 以下									

単位：mm

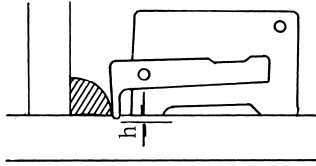
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		X型開先テーパ付き直管 (両面溶接)	ルートギャップ(s)	0 ~ 3	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		左記によらない場合は特記仕様書によるものとする。	
						ベベル角度 θ_1	Y、Y' :				30 ~ 35°
							X' :				35 ~ 15°
							X :				30 ~ 50°
						ベベル角度 θ_2	Y、Y' :				40 ~ 45°
							X' :				40 ~ 60°
							X :				45 ~ 25°
					ルートフェイス(a)	2 以下					
					周継手溶接	目 違 い (e)	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		t : 板厚 (S63)
							両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
							両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
							片面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$			
片面溶接 $6 < t \leq 16$	$e \leq 0.25t$										
片面溶接 $16 < t \leq 38$	$e \leq 4.0$										

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		周継手溶接	余盛高(h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$	溶接箇所10箇所につき1箇所の割合で測定する。		t : 板厚
							$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
						アンドカット(h)	$h \geq 0.5$ は不合格。 $0.3 < h \leq 0.5$ は、1個の長さ30mm（内側にあつては50mm）を越えるもの、又は合計長さが管の円周長さの15%を越えるものは不合格。 $h \leq 0.3$ は合格。	1箇所毎に全円周を目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。			
						ビード外観	ビード表面に極端な不揃い部分があつてはならない。	1箇所毎に全円周を目視により点検する。			
					その他	溶接部及びその付近には、割れ、アークストライクの跡、有害と認められる程度のオーバーラップ、ビット、ジグ跡などの欠陥があつてはならない。					

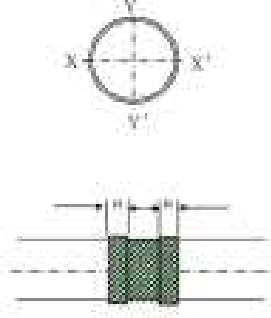
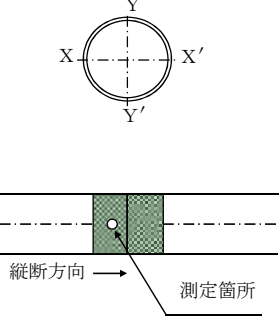
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6	4		周継手溶接テーパ付き直管	目 違 い (e)	両面溶接 $t \leq 6$	$e \leq 1.5$	テーパ付き直管同士の溶接箇所全数を測定する。		t : 板厚
							両面溶接 $6 < t \leq 20$	$e \leq 0.25t$			
							両面溶接 $20 < t \leq 38$	$e \leq 5.0$			
						余 盛 高 (h)	$t \leq 12.7$	$h \leq 3.2$			t : 板厚 ただし $h = (h1 + h2) / 2$
							$t > 12.7$	$h \leq 4.8$			
					すみ肉溶接	脚長(T)	指定脚長を下回ってはならない。ただし、1溶接線の長さの5%以下で-1.0mmまでは認める。	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。			
											のど厚(L)

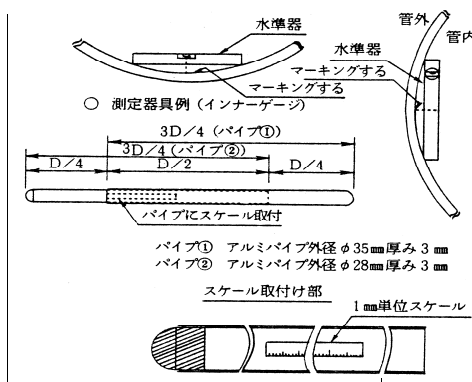
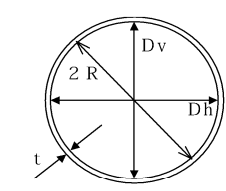
単位：mm

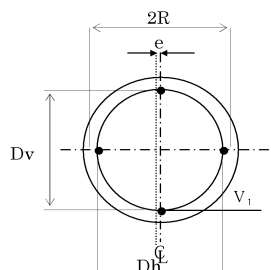
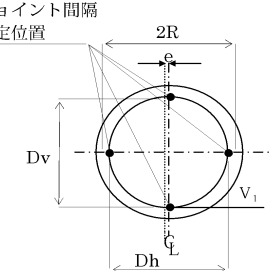
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	8	6	4		すみ肉溶接	アンダカット(h)	0.5<h<1.0 の時アンダ カットの長さ が板厚よりも 大きいものが あつてはなら ない。 h≥1.0 のアン ダカットは あつてはなら	溶接線全長にわたって目視により点検し、懸念のある部分はゲージにより点検する。		
						ピット	ピットの直径 が1mm以下で は溶接長さ1 mにつき3個 までを許容す る。しかし直 径が1mmを超 えるものが あつてはなら ない。			
						ビード外観	ビード表面に 極端な不揃い 部分があつて はならない。			
						その他	溶接部及びそ の付近には、 割れ、アーク ストライクの 跡、有害と認 められる程度 のオーバーラ ップ、ジグ跡な どの欠陥があ つてはなら ない。			
					放射線透過試験	別表エ参照		周継手溶接の場合、全溶接線長の5%を撮影するものとする。 すみ肉溶接の場合は特記仕様書による。		全溶接線長とは、溶接箇所全ての溶接線長の総計をいう。

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 村 整 備	8	6	4	素地調整	外観	水分、錆、油等があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		
					エポキシ樹脂塗装	外観	塗装表面に異物の混入、塗りむら、塗りもれなどがあつてはならない。	現場塗装全面を点検する。		JIS G 3443-4
						膜厚	最低膜厚は別表オ又は特記仕様書に規定する膜厚を下回ってはならない。	現場塗装箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき12点測定する。(天地左右、縦断方向に各3点)		
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	現場塗装全面を点検する。	<p>ホリデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">標準試験電圧</th> </tr> <tr> <th>塗膜の厚さ(mm)</th> <th>試験電圧(DC V)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5 以上</td> <td>2,000~2,500</td> </tr> </tbody> </table>	標準試験電圧
標準試験電圧										
塗膜の厚さ(mm)	試験電圧(DC V)									
0.5 以上	2,000~2,500									
付着性	付着不良の欠陥があつてはならない。		柄のついた鋼製両刃のへら(全長約200mm程度)を用いてはつり、付着の良否を点検する。							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	農 業 村 整 備 編	8	6	4	ジョイントコート	焼損	あつてはならない。	ジョイントコート全数を点検する		
						両端のめくれ	有害な欠陥となる大きなめくれがあつてはならない。			
						ふくれ	ジョイントコートの両端から50mm以内にふくれがあつてはならない。			
						工場被覆部との重ね代(a)	片側50mm以上			
						ピンホール	火花の発生するような欠陥があつてはならない。	ジョイントコート全数全面を点検する	ホルデーディテクターを用いてピンホール検査を行う。試験電圧は10,000～12,000Vを標準とする。	
膜厚	別表オのとおり1.5mm以上。ただし、加熱収縮後の厚さとする。	ジョイントコート施工箇所10箇所につき1箇所測定するものとし、1箇所につき4点測定する。								

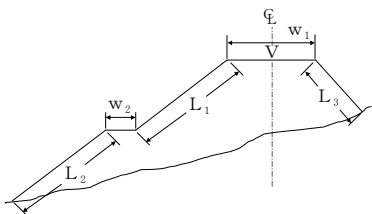
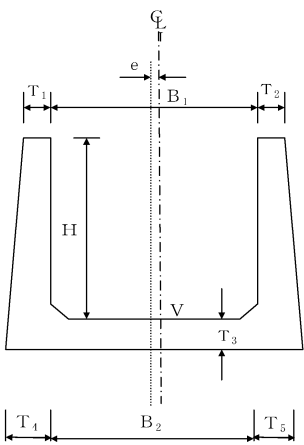
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要														
11	8	6			管水路 (埋設とう性管)	管種等の適用範囲は原則として下記による。				<p>管据付時の測定の際、以下の手順で天・地・左・右の各測定基準点を固定し、以後同一点でたわみ量を測定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 測定しようとする管の管中央位置を管底及び左右管側にペイントでマーキングする。 ② その位置に水準器を下図のように水平におく。その後、水準器の中央点を管にマーキングする ③ ②でマーキングした点に測定棒を立て、測定棒に水準器を添わせて測定棒を垂直にし、その状態で測定棒をスライドさせ測定棒と管の接点をマーキングする(管天測点となる)。 ④ ①でマーキングした位置(左右管側)に下図のように水準器を使って水平点をマーキングする。 														
					ダクタイル鋳鉄管	J I S G 5526(ダクタイル鋳鉄管) J D P A G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管)	鋼管	J I S G 3443-1(水輸送用塗覆装鋼管-第1部：直管) W S P A-101(農業用プラスチック被覆鋼管)	強化プラスチック管		J I S A 5350(強化プラスチック複合管) F R P M K 111-2016 (強化プラスチック複合管内圧管 フライムトワインディング成形法)													
					たわみ率	なし	± 5%	<p>施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 測定は定尺管の中央部とする。 測定時期は管据付時(接合完了後)、管頂埋戻時及び埋戻完了時とする。 なお、「埋戻完了」とは、特に指示がない場合は舗装(表層、上層路盤、下層路盤)を除いた埋戻完了時点とする。</p>	 <p>たわみ率の計算 $\Delta X / 2R \times 100(\%)$ $\Delta X = [2R - (Dh + t)]$ 又は $\Delta X = [2R - (Dv + t)]$ 2R：管厚中心直径 t：管厚</p>	<p>管径900mm以上適用する。矢板施工の場合は管据付時、矢板引抜き時及び埋戻完了時に測定する。</p> <p>締固め程度は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="1859 1308 1971 1436"> <tr> <th>締固め程度</th> <th>仕上がり状況</th> </tr> <tr> <td>締固め</td> <td>締固めは標準</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>矢板引抜き時、埋戻時</td> </tr> <tr> <td>締固め</td> <td>締固め程度の</td> </tr> <tr> <td>I</td> <td>85%以上</td> </tr> <tr> <td>締固めII</td> <td>締固め程度の</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90%以上</td> </tr> </table>	締固め程度	仕上がり状況	締固め	締固めは標準	なし	矢板引抜き時、埋戻時	締固め	締固め程度の	I	85%以上	締固めII	締固め程度の		90%以上
締固め程度	仕上がり状況																							
締固め	締固めは標準																							
なし	矢板引抜き時、埋戻時																							
締固め	締固め程度の																							
I	85%以上																							
締固めII	締固め程度の																							
	90%以上																							
				締固め程度	I	± 5%																		
					I 礫質土	± 5%																		
					II	± 5%																		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	8	6			シールド工事 (一次覆工) コンクリートセグメント 鋼製セグメント	基準高(V)	± 50	基準高、中心線のズレ(直線部)、たわみ率については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。	
						中心線のズレ(e)	直線部				± 100
							曲線部				± 150
						延長L	150m未満				- 150
							150m以上				- 0.1%
						たわみ率	± 5%				
					シールド工事 (二次覆工) 既製管覆工 推進工事	基準高(V) (既製管挿入工)	± 30	基準高、中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所割合で測定する。 中心線のズレ(曲線部)についてはおおむね10mに1箇所割合で測定する。 上記未满是2箇所測定する。 ジョイント間隔については1本毎に測定する。		Vの測定は管底(V1)を原則とし、測定時期は完了時とする。	
						基準高(V) (推進工事)	± 50				
						中心線のズレ(e)	± 100				
						ジョイント 間隔(z)	別表ア、イ及び別表ウ参照				
						延長L	200m未満				- 200
							200m以上				- 0.1%
						たわみ率	± 5%				
			施工延長おおむね50mにつき1箇所を測定する。 上記未满是2箇所測定する。 測定時期は、管据付時、注入完了時とする。								

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
11	9	2			スプリンクラー	埋設深(H)	- 50	構造図の寸法標示箇所を測定する。		

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
11	農 業 農 村 整 備 編	18	3		堤体工	基 準 高 (V)	± 100	線的なものについては施工延長おおむね20mにつき1箇所の割合で測定する。上記未满是2箇所測定する。		<ol style="list-style-type: none"> 1 鋼土の幅は盛土高1m毎に管理する。 2 測定は原則として、水平距離とするが、法長の場合は斜距離とする。 3 出来形測定と写真は同一箇所で行う。 4 出来形図は横断面図面を利用して作成する。 		
						堤 幅 (W)	- 100					
						法 長 (L)	- 100					
						延 長	- 200					
	5	洪 水 吐 工				洪水吐工	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		スパン長の標準を9mとした場合。	
							幅 (B)	± 30				
							厚 さ (T)	± 20				
							高 さ (H)	± 30				
							中心線のズレ (e)	直 線 部				± 50
								曲 線 部				± 100
							スパン長 (L)	直 線 部				± 20
								曲 線 部				± 30
							延 長	- 150				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
11	農 業 農 村 整 備 編	18	6		樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	基 準 高 (V)	± 30	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレについては施工延長10mにつき1箇所割合で測定する。 ジョイント間隔については、1本毎に測定する。 箇所単位のものについては適宜構造図の寸法表示箇所を測定する。		<p>1 基準高(V)は管底を原則とする。</p> <p>2 コンクリート二次製品使用の場合である。</p> <p>3 底樋がトンネルの場合は、農業農村整備編11-5水路トンネルに準ずる。</p> <p>4 斜樋等付帯構造物は土木工事共通編3-2-3-29共通の工種に準ずる。ただし、基準高(V)は、取水孔(ゲート中心)の標高とし、高さ(H)は斜面直角方向とする。</p>	
						幅 (B)	- 20				
						厚 さ (T)	- 20				
						高 さ (H)	- 20				
						中心線のズレ(e)	直 線 部				± 50
							曲 線 部				± 100
						延 長	- 150				

別表ア 管水路（遠心力鉄筋コンクリート管）のジョイント間隔

(単位：mm)

(単位：mm)

呼び径 (mm)	J I S A 5372 R C管(B形管)				J I S A 5372 R C管(NB形管)	
	規 格 値				規 格 値	
	8管水路工事 良 質 地 盤		8管水路工事 軟 弱 地 盤			
150	+20	0	+11	0	+23	0
200	+20	0	+11	0	+23	0
250	+20	0	+11	0	+23	0
300	+18	0	+10	0	+23	0
350	+18	0	+10	0	+23	0
400	+21	0	+11	0	+29	0
450	+21	0	+11	0	+29	0
500	+21	0	+11	0	+29	0
600	+23	0	+13	0	+29	0
700	+21	0	+12	0	+29	0
800	+24	0	+13	0	+29	0
900	+26	0	+15	0	+29	0
1,000	+32	0	+18	0		
1,100	+33	0	+19	0		
1,200	+35	0	+21	0		
1,350	+37	0	+22	0		

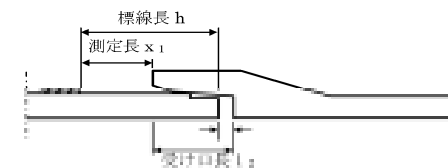
(単位：mm)

呼び径 (mm)	J I S A 5372 R C管(NC形管)			
	標 準 値		規 格 値	
1,500	5	+33	+5	
1,650	5	+33	+5	
1,800	5	+33	+5	
2,000	5	+33	+5	
2,200	5	+33	+5	
2,400	5	+38	+5	
2,600	5	+38	+5	
2,800	5	+38	+5	
3,000	5	+38	+5	

(2) 外面から計測する場合

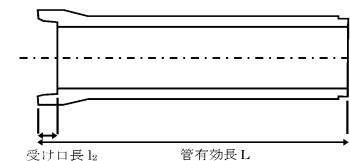
1) 標線による計測

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (標線長 h - 側線長 x_1)



2) 標線によらない計測 (参考)

ジョイント間隔=受け口長 l_2 - (管有効長 L - 測定長 s_2)



注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。

2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示のない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。

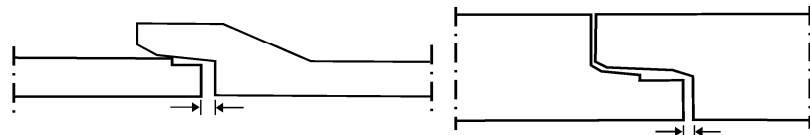
3. 標準値は、目地処理のため施工上必要な本来開くべきジョイント間隔値を示している。規格値は下図に示す位置を測定するものとする。

4. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。

(参考) ジョイント間隔測定位置を以下に示す。

(1) 内面から計測する場合

B形及びNB形



NC形

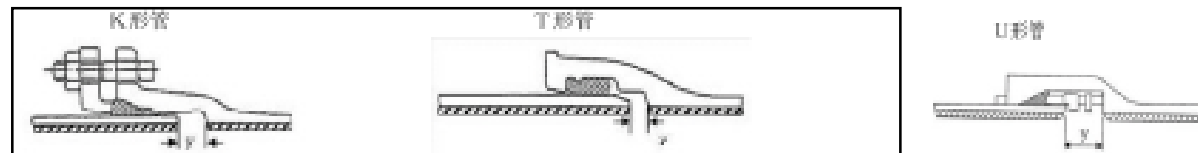


別表イ 管水路（ダクタイル鋳鉄管）ジョイント間隔

（単位：mm）

呼び径 (mm)	JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1027・1029		JIS G 5526・5527及び JDPA G 1029	
	8管水路工事 K形		8管水路工事 T形（直管）		8管水路工事 T形（異形管）		8管水路工事 U形	
	規格値		規格値		規格値		標準値	規格値
75	+19	0	+16	0	+16	0	—	—
100	+19	0	+16	0	+17	0	—	—
150	+19	0	+16	0	+18	0	—	—
200	+19	0	+14	0	+16	0	—	—
250	+19	0	+14	0	+14	0	—	—
300	+19	0	+24	0	—	—	—	—
350	+31	0	+24	0	—	—	—	—
400	+31	0	+24	0	—	—	—	—
450	+31	0	+24	0	—	—	—	—
500	+31	0	+30	0	—	—	—	—
600	+31	0	+30	0	—	—	—	—
700	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
800	+31	0	+30	0	—	—	105	+32 - 5
900	+31	0	+40	0	—	—	105	+32 - 5
1,000	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,100	+36	0	+40	0	—	—	105	+33 - 5
1,200	+36	0	+50	0	—	—	105	+33 - 5
1,350	+36	0	+50	0	—	—	105	+35 - 5
1,500	+36	0	+60	0	—	—	105	+35 - 5
1,600	+40	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,650	+45	0	+70	0	—	—	115	+33 - 5
1,800	+45	0	+80	0	—	—	115	+33 - 5
2,000	+50	0	+90	0	—	—	115	+36 - 5
2,100	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,200	+55	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,400	+60	0	—	—	—	—	115	+36 - 5
2,600	+70	0	—	—	—	—	130	+36 - 5

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 接合時の測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から確認してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外面から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. ダクタイル鋳鉄管のうちK形管・T形管のジョイント間隔測定位置及びU形管の標準値は右図のy寸法である。 (U形)
 yの測定位置は、鋳鉄層とモルタルライニング層の境界部を目安とする。
 5. JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形及びT形用継ぎ輪：300～2,000、K形：300～2,600
 JDPA G 1029（推進工法用ダクタイル鋳鉄管）の呼び径は以下のとおり。
 ・T形：250～700、U形：800～2,600
 JDPA G 1027（農業用水用ダクタイル鋳鉄管）のT形用継ぎ輪のジョイント間隔は、JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形に準じる。
 6. JIS G 5527（ダクタイル鋳鉄異形管）のK形、U形のジョイント間隔は、JIS G 5526（ダクタイル鋳鉄管）のK形、U形に準じる。
 7. 標準値は継手構造上、本来開くべきジョイント間隔値を示しており、規格値は標準値に対する値を示している。

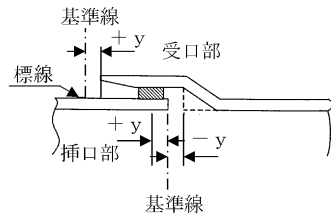


別表ウ 管水路（強化プラスチック複合管）ジョイント間隔

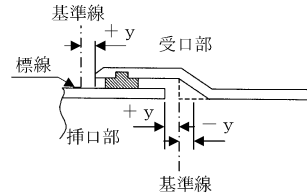
規格 呼び径 (mm)	J I S A 5350 B 形、C 形 及 び T 形				
	標準値	規格値			
		良 質 地 盤	軟 弱 地 盤		
200	0	+33	0	+22	0
250	0	+33	0	+22	0
300	0	+38	0	+25	0
350	0	+38	0	+25	0
400	0	+43	0	+28	0
450	0	+43	0	+28	0
500	0	+53	0	+35	0
600	0	+53	0	+35	0
700	0	+53	0	+35	0
800	0	+53	0	+35	0
900	0	+53	0	+35	0
1,000	0	+53	0	+35	0
1,100	0	+53	0	+35	0
1,200	0	+53	0	+35	0
1,350	0	+53	0	+35	0
1,500	0	+53	0	+35	0
1,650	0	+80	0	+53	0
1,800	0	+80	0	+53	0
2,000	0	+95	0	+63	0
2,200	0	+95	0	+63	0
2,400	0	+113	0	+75	0
2,600	0	+113	0	+75	0
2,800	0	+128	0	+85	0
3,000	0	+128	0	+85	0

- 注) 1. 規格値は埋戻後の値であり、原則として4箇所のうち1箇所でもこの値を超えてはならない。
 2. 測定は、原則として管の内から測定するものとする。ただし、呼び径700mm以下の場合は、管の外から測定してもよい。また、埋戻後の測定は、原則として呼び径800mm以上に適用する。なお、「埋戻後」とは、特に指示がない限り、舗装（表層、上層路盤、下層路盤）を除いた埋戻完了時点とする。
 3. 管の外から測定する場合の測定位置は、「管水路ジョイント間隔測定結果一覧表」に示すa', b', c', d'とする。
 4. 継手部の標準断面は下図のとおりであり、標準値は図の寸法yである。なお、基準線に対し抜け出し側を(+)とする。
 5. 測定値は、受口部長さの製品誤差によりマイナスとなる場合がある。

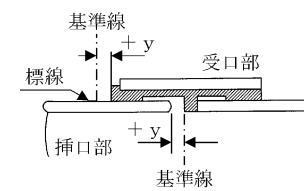
B形



T形



C形



別表エ 放射線透過試験による点検の項目と判定基準

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項 目	判 定 基 準
1. ルートの溶込み不良	目違いのない部分の溶込み不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。
2. 目違いによる溶込み不良	ルートの片側の角が露出している（又は溶融されていない）とき、1個の長さ40mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ70mm以下を合格とする。
3. 内面へこみ	内面へこみは、その部分の写真濃度がこれに接する母材部分の写真濃度を超えない場合は長さに関係なく合格とするが、超える場合には14の溶落ちと同様に取り扱う。
4. 融合不良	母材と溶接金属との間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ25mm以下を合格とする。溶接パス間の融合不良は、1個の長さ20mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。
5. 溶落ち	溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えることなく、連続した溶接長300mm当たり最大寸法の合計長さ12mm以下を合格とする。
6. 細長いスラグ巻込み	細長いスラグ巻込みは、1個の長さ20mm以下、幅1.5mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ30mm以下を合格とする。平行に並んだスラグ巻込みは、その間隔が1mmを超えていればそれぞれ独立したきずとみなす。
7. 孤立したスラグ巻込み	孤立したスラグ巻込みは、1個の長さ6mm以下、幅3mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ12mm以下を合格とする。
8. タングステン巻込み	タングステン巻込みは、J I S Z 3104付属書4の第4種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
9. ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきず	ブローホール及びこれに類する丸みを帯びたきずは、J I S Z 3104付属書4の第1種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。

(J I S Z 3050 A基準 準拠)

項 目	判 定 基 準
10. 虫状気孔	虫状気孔（パイプ）は、J I S Z 3104付属書4の第2種のきずの像の分類の4類以外を合格とする。
11. 中空ビード	中空ビードは、1個の長さ10mm以下、連続した溶接長300mm当たり合計長さ50mm以下で、長さ6mmを超えるものは、50mm以上離れていなければならない。
12. 割れ	割れは、すべて不合格とする。
13. きずの集積	1から11までに掲げるきずの長さの和が管の円周長さの8%以下で、かつ、連続した溶接長300mm当たり50mm以下を合格とする。ただし11に掲げるきずを除く。
14. アンダカット	内面のアンダカットは、1個の長さは50mm、合計長さは管の円周長さの15%を超えてはならない。
15. きずの写真濃度	(a) 透過写真上の大きさと合格するきずでも、写真濃度が母材部の写真濃度より著しく高い場合には、不合格とする。 (b) 内面のビードの写真濃度が著しく低い場合には、不合格とする。

別表オ 塗覆装の方式及びその厚さ

種 別	塗 覆 装 方 式	最小厚さ (mm)
直管 テーパ付き 直管 異形管	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆 (JIS G 3443-3)」	2.0mm以上
現場溶接部	【内面塗装】 「水輸送用塗覆装鋼管－第4部：内面エポキシ樹脂塗装 (JIS G 3443-4)」 溶剤形エポキシ樹脂塗装	0.5mm以上 (「農業用プラスチック被覆鋼管 (WSP A-101-2009)」による)
	【外面塗装】 「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート (WSP 012-2010)」	プラスチック系の場合 基 材：1.5mm以上 粘着材：1.0mm以上
<p>備考 1. 制水弁室、スラストブロック等貫通部の外面塗覆装は、原則としてプラスチック被覆とする。</p> <p>なお、スチフナーについても同様とするが、同部の被覆厚さについては規定しない。</p> <p>ただし、フランジ等外面部でプラスチック被覆の施工ができない場合は水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装とし、塗膜厚0.5mm以上とする。</p> <p>2. 継手部の外面塗覆装は、「水道用塗覆装鋼管ジョイントコート(WSP 012)」プラスチック系を基本とする。なお、施工条件等やむを得ない理由により、プラスチック系が使用できない場合は、ゴム系を使用する。ただし、ゴム系の最小厚さは、1.5mmとする。</p>		

管水路ジョイント間隔測定結果一覧表

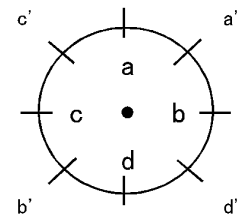
工事名 _____

測定者 _____


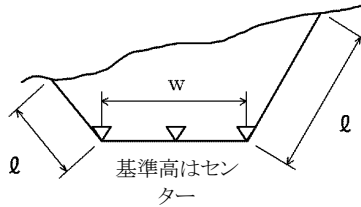
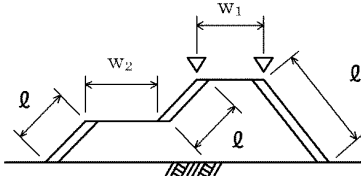
⑩

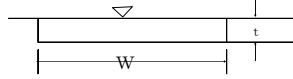
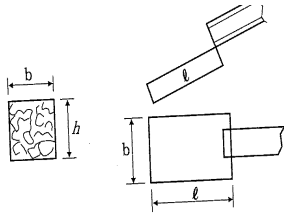
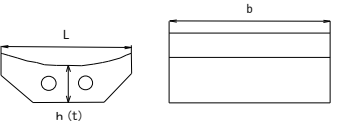
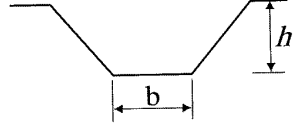
管種名 (呼び径)	測定年月日	測定位置 (管番号)	測定値 (接合時)					管理基準値	判定	備考	測定年月日	測定値 (埋戻後)				規格値	判定	備考
			a	b	c	d	平均					a	b	c	d			

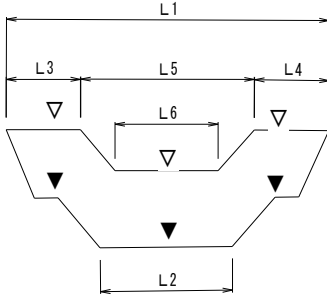
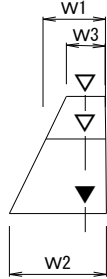
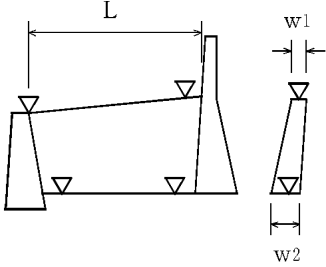
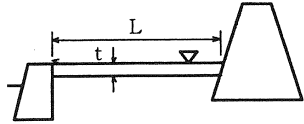
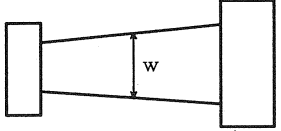
測定箇所



編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
12	2	10	2		仮設道路工 (開設、補修工)	基準高 ▽	±100	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 基準高及び延長については中心線。 (任意仮設は除く)								
						幅w (w ₁ , w ₂)	-100									
						延長(測点間)ℓ	-400									
						法長 ℓ	(切土)	-400	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 (任意仮設は除く)							
							(盛土)	-200								
						路面工	幅 W	-100								
					厚 t		-10									
					その他構造物等	各規格値による	各種構造物の測定基準による。									
							2	仮設道路工 掘削工 (面管理の場合)	1共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-2-2掘削工(面管理の場合) による							
							3	仮設道路工 盛土工 (面管理の場合)	1共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-3-2盛土工(面管理の場合) による							

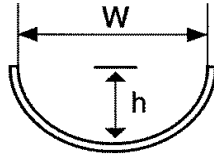
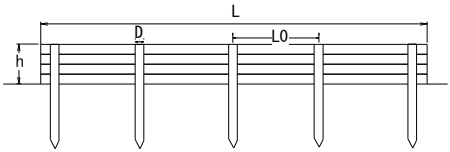
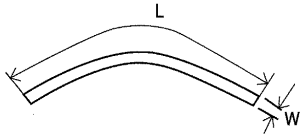
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
12	森 林 土 木 編	2	3		中心線	IP角誤差		交角 ±0° 30'以内	全IP測点 ただし、測点を座標により管理する場合は省略できる。		林野			
						IP間距離	≤40m	±200						
							>40m	±0.5%						
					横断形	基準高▽		±50	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。 道路中心線及び幅員の端部で測定。					
						幅w (w ₁ , w ₂)		-100						
						延長(測点間)L		-200						
						法長SL	ℓ<5m(切土)	-200				施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。		
							ℓ≥5m(切土)	設計法長の-4%						
							ℓ<5m(盛土)	-100						
							ℓ≥5m(盛土)	設計法長の-2%						
						横断形掘削工(面管理の場合)						1共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-2-2掘削工(面管理の場合) による		
横断形盛土工(面管理の場合)						1共通編-2土工-3河川土工・海岸土工・砂防土工-3-2盛土工(面管理の場合) による								
路盤工	厚さ t		-10%	施工延長40mにつき1箇所の割合で測定する。延長40m以下のものは2箇所測定する。		林野								
	幅 w		-50											

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	森 林 土 木 編	2	3		コンクリート路面工	厚さ t	-10	幅は、延長40m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。厚さについては、端部の測定等により実施することができる。			
						幅 w	-25				
		4	排 水 施 設			流末工	長さ ℓ	-100	全箇所		林野
							幅 b	-50			
							高さ h	-10			
					洗越工	長さ L	-200	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。 出来形図等を作成する。		林野	
						幅 b	-30				
						高さ (厚さ) h, t	-50				
					側溝工 (素掘)	高さ h	-50	施工延長40mにつき1箇所とするが、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		林野	
						幅 b	-50				
						延長 L	最小-0.1% 最大-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	3				コンクリートダム本體工 (堰堤工・谷止工・床固工) コンクリート副ダム工	基準高 ▽ 床掘高 ▼	±30 +30	図面の表示箇所にて測定 		8-1-8-4
						幅 天端部 W1,W3 堤 幅 W2	-30			
						水通し幅 L5 L6	+100 -0			
						堤 長 L1~L4	-100			
					側壁工	基準高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。		8-1-8-6
						幅 w1, w2	-30			
						長さ L	-100			
					水叩工・底張り工 (底版及び基礎工)	基準高 ▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは、上下流の両端部及び中間点で測定。	 	8-1-8-8
						幅 w	-100			
						厚さ t	-30			
						延長 L	-100			

単位:mm

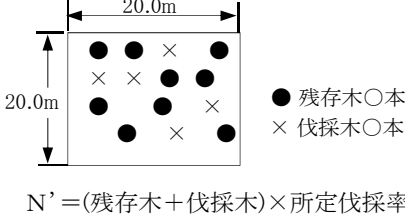
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	3				鋼製堰堤本体工 (谷止工)(不透過型)			8砂防編-1砂防堰堤-9鋼製堰堤工 による。		
					鋼製堰堤本体工 (谷止工)(透過型)			8砂防編-1砂防堰堤-9鋼製堰堤工 による。		

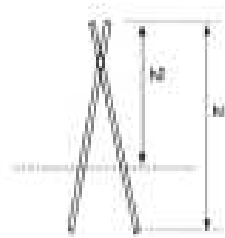
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
12	4	7			水路工 (張芝等水路工) (土のう水路工)	幅 w	-100	施工延長40mにつき1箇所、 延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		林野		
						深さ h	-50					
						延長 L	-200	全延長				
	8	柵工				柵工 (編柵工) (丸太柵工・丸太筋工) (二次製品を用いた柵工)	延長	L<10m	-200	全箇所数		林野
								L≥10m	-2%			
							柵高 h	-30	40mにつき1箇所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。			
							杭の使用本数	設計本数以上				
							杭間隔 L0	+200				
							杭の末口径 D	-10%				
	9	筋工				筋工 (その他緑化二次製品を用いた柵工)	延長 L	L/50 但し、 最小-100 最大-400	全箇所		林野	
							幅(厚さ) w	-50	延長40m毎に1箇所の割合で測定する。 40m以下の場合は2箇所とする。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	4	14			鋼製落石防止壁工	基準高 ∇	± 50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
						長さ L	$L/300$ -50~-100	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート基礎がある場合は、3-2-15-1 場所打擁壁工による。 		
						高さ h	-30	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
				落石防止網工	区間長 L	L<10m	-100	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
		L \geq 10m	-1% 最大-200							
			ロープ間隔 D		-100					
		法長 SL	-2%							
				落石防護柵工		基準高 ∇	± 50	<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 		
	延長 \varnothing	$\varnothing < 10m$	-50			<ul style="list-style-type: none"> ・1施工箇所毎。 				
		$\varnothing \geq 10m$	-0.5% 最大-100							
		高さ h	-50			<ul style="list-style-type: none"> ・施工延長40mにつき1箇所。 ・延長40m以下のものは、1施工箇所につき2箇所とする。 				
	厚さ t	-200								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5				地拵え工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
					植付け工(山行苗・新植)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
						植栽本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の植付け本数の合計本数。ただし、樹種毎、規格毎とする。		
						標準地(管理)内植栽本数	-10%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする		
						植え穴	深さ及び径	設計値以上		植え穴の規格毎に標準地内3箇所以上
					植付け(小・中・大苗木)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	
						植栽本数	設計値以上	植栽樹種、規格毎の全植付け本数。	配植図とナンバリングテープ等により管理	
						植え穴	深さ及び径	設計値以上	植え穴の規格毎に全本数の2%以上	径については地表部の平均径、深さは中心の最深部を測定
						植栽支柱	設置幅及び高さ	±10%	植栽支柱の規格毎に全設置数の2%以上の個体数を測定。	幅については二脚鳥居支柱の上部の横木等の横木材料による固定箇所、高さについては地上部高さを測定。延長については生垣支柱等の延長。いずれも組立後の形状を管理。
					延長		-200			
					植付け(山行苗の部分補植)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において支柱等にナンバリングテープを貼り全植栽本数を測定する。 ※ただし、ある程度まとまった面積に一律に植付ける場合は、標準地による管理を適用できる。標準地の設定箇所数は別紙のとおり	
						植栽本数	設計値以上	補植の全植付け本数。		
						標準地(管理)内植栽本数	-10%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設け植栽木を確認する。なお、標準地の総計は設計値以上とする		
						植え穴	深さ及び径	設計値以上		植え穴の規格毎に全本数の2%以上

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
12	5	3	1		風倒木整理工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲				
						伐採木幹材積	設計値以上	施工区域内の全標準地の伐採木の胸高直径及び樹高、伐採本数から推定伐採幹材積を算出する。 ただし、著しい被害により伐採前の標準地が設定不可能な場合は、胸高直径及び樹高は伐採木の全推定本数の2%程度の個体管理の平均値によることできる。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(伐採本数については伐採後でも可)に測定する。また、胸高直径及び樹高において標準地によらない場合は、被害木の推定伐採本数をあらかじめ算出し、その2%の測定可能個体について作業中に随時測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり				
			4				下刈工 つる切り工 追肥工	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	地拵え工に準ずる	
								3	1	除伐	施工面積		設計値以上
								除伐	伐採率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採本数から割り出した伐採率。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を伐採前(選木後)に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
12	5	森林整備工事	3	2	本数調整伐	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	 <p>$N' = (\text{残存木} + \text{伐採木}) \times \text{所定伐採率}$</p>	プロットの位置は竹杭等により位置を明示すること 伐採木はナンバリングテープの番号を表示すること
						胸高直径(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の伐採木の平均胸高直径とする。ただし、除伐は管理の必要がない。		
						標準地内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。 なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。		
				4	1	枝落し(2m)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
							枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。	
				4	2	枝落し(3m以上)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲 施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を枝落し後に測定する。 ※標準地の設定箇所数は別紙のとおり
							枝落し本数	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の本数から割り出した施工区域の枝落し本数とする。	
							枝落し高(平均)	設計値以上	施工区域内の全標準地の対象木の平均枝落し高とする。	
							標準地(管理)内伐採本数	N'の±20%	1箇所/haの標準地(20m×20m)を設けて標準地拡大図を作成し伐採木、残存木を記入する。 なお、標準地の総計は、設計値以上とする。 ※ 標準地の面積については、監督員と協議を行い決定すること。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
12	5	森林整備工事	6		雪起し工(倒木起し)	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲		
						樹高(平均)	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木の平均胸高直径とする。	施工区域において標準的な場所に施工管理用の標準地を必要量設定し、その標準地内を測定する。		
						倒木起し率	設計値の範囲内	施工区域内の全標準地の倒木本数から割り出した倒木率。	※標準地の設定箇所数は別紙のとおり		
		8		除草剤散布	施工面積	設計値以上	コンパスによる周囲測量での面積の算出	施工地の周囲	地拵え工に準ずる		
					散布量	設計値以上	伝票等で確認する。				
		6	1	作業歩道整備工		作業歩道新設工	延長 L	設計値以上	全延長	林野	
	幅 w						設計値以上	50m毎に確認			
	6	2	4	4	海岸防災林造成	森林造成	防風工 シカ等動物被害防止柵	杭径	-10%	延長、杭本数は1施工箇所毎。その他のものについては、40mに1箇所とし、40m以下の場合は2箇所とする。	
								杭本数	設計値以上		
								高さ h ₁ h ₂	-50		
								延長 L	-200		

森林整備工事における標準地の取扱について

(別紙)

1. 森林整備工事において、標準地による設計・管理・検査を行う場合の設定数量は、以下のとおりとする。

①設計書作成時の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
その他	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	

備考1：下刈りを除く工種について

① 施行面積の2%以上の標準値を調査することとする。

② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たさない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

②出来形管理の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	
下刈り	—	1箇所以上	10㎡	10㎡以上	同じ補正条件の施工地1箇所につき1標準地以上とする。
	1.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
その他	1.0ha以上4.0ha未満	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	施行面積が4.0haを越える場合は、2.0ha増すごとに1箇所、箇所数を追加することを原則とする。
	4.0ha以上	3箇所以上	400㎡	1,200㎡以上	

備考1：下刈りを除く工種について

① 施行面積の2%以上の標準地を管理することとする。

② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たさない場合でも、標準地の総面積が2%以上となるように箇所数を増加させること。

③ 上記のほか、設計書作成時の標準地についても管理すること。

③完成検査の標準地設定

工種	施行面積	標準地概要			適用
		標準地箇所数	標準地/箇所	標準地総面積	
植栽	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。
	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	
下刈り	—	—	—	—	
	4.0ha未満	1箇所以上	400㎡	400㎡以上	
その他	4.0ha以上	2箇所以上	400㎡	800㎡以上	検査面積が施行面積の1%を越えること。

備考1：下刈りを除く工種について

① 施行面積の1%以上の標準地を検査することとする。

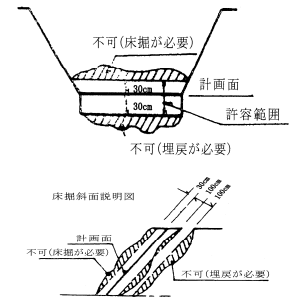

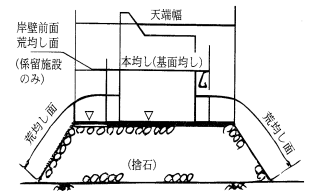
② 1箇所当たりの標準地の面積が400㎡/箇所を満たさない場合でも、標準地の総面積が1%以上となるように箇所数を増加させること。

※注 ①、②、③の各項目の標準地は、重複しないこと。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
13	5	3	2	1 2 3 4 5	浚渫	測深	計画水深の場合 水深及び法面 + 0 - 規定しない	設計図書の測点ごとに測定する		<p>(1) 海底が岩塊(転石)、灰岩(栗石を含む)砂利の場合は岩盤と同一とする。</p> <p>(2) 音響測深機、レッド又はレベル等により測定。</p> <p>+ : 設計値より浅い(高い)ことを言う。</p> <p>- : 設計値より深い(低い)ことを言う。</p>						
							暫定水深の場合 水面及び法面 +それぞれの 余掘厚の数値 - 規定しない									
							7 6 6-5 7-2				サンドドレーン ペーパードレーン サンドコンパクション	天端高	+ 規定しない - 0	全数		+ : 設計値より浅い(高い)ことを言う。 - : 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。
												先端深度	+ 0 - 規定しない			
												天端幅	+ 規定しない - 0			
			2	7	敷砂	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後	管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅および法面勾配を記入し、提出。							
						天端高	(陸上部) ± 300	測線間隔20m以下								
						天端幅	+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下								
						1 3	土砂 盛土	延長		+ 規定しない - 0	施工完了後					
								天端高		(陸上部) ± 500	測線間隔20m以下					
								天端幅		+ 規定しない - 0	測点間隔10m以下					
			8	1	深層混合処理杭	位置	トランシット及び光波測距儀により測定する場合は(特)による。	改良杭全数。	管理図に測定結果を記入し提出。自動位置決め装置を使用している場合、その作動状況が確認されていれば管理不要。							
						鉛直度接合		改良杭全数 深度方向2m~5m程度毎に測定。(引き抜きと貫入時)	改良杭先端部の軌跡図を作成し提出。陸上施工は除く。							
						天端高	+ 規定しない - 0	改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに天端高、先端深度を記入し、管理表を提出。 + : 設計値より浅い(高い)ことを言う。 - : 設計値より深い(低い)ことを言う。 ()は陸上。							
						先端深度	+ 0 - 規定しない									
						固化材吐出量		改良杭全数	打込記録紙または打込記録データに固化材吐出量を記入。							
						盛上り量		改良前、改良後	盛上り量の図面を作成し提出。							

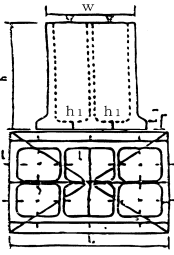
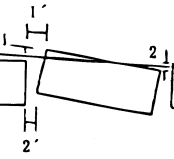
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
13 (漁)第1編共通編	5 一般施工	3 共通的施工	9 洗掘防止工		吸出し防止材	敷設位置		始、終端及び変化する箇所毎、並びに20mに1箇所以上		測定表及び敷設図を作成し提出		
						重ね幅	アスファルトマット 繊維系マット ゴムマット 500以上 合成樹脂系マット 300以上	1枚に2点				
						延長	+:規定しない -:100	マットの中心を区間毎及び全長				
		10 中詰工		中詰工		天端高(砂、石材)	± 50 (陸上) ± 100 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。		
						天端高(コンクリート、プレバッドコンクリート)	± 30 (陸上) ± 50 (水中)			管理表を作成し提出。		
		11 蓋コンクリート		蓋コンクリート		天端高	± 30 (陸上) ± 50 (水中)	1室につき1箇所(中心)		管理表を作成し提出。		
		13 鋼矢板鋼		鋼矢板		矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。		
						矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点				
						矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時20枚に1枚及び計画法線の変化点				
						矢板法線方向の傾斜(両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)				
						矢板天端高	± 100	打込完了時20枚に1枚				
						矢板継手部の離脱		全数	観察結果を報告			
				鋼管矢板		鋼管矢板		矢板壁延長	+ 規定しない - 0	施工中適宜。打込み完了時		管理表を作成し提出。
								矢板法線に対する出入	± 100	打込完了時10本に1本及び計画法線の変化点		
								矢板法線に対する傾斜	10/1000以下	打込完了時、全数確認後、10本に1本及び変化点		
								矢板法線方向の傾斜(両端部)	上下の差が矢板1枚幅未満10/1000以下	施工中適宜。打込み完了時(両端部)		
								矢板天端高	± 100	打込完了時10本に1本		
								矢板継手部の離脱		全数	観察結果を報告	
		14 控工	4	腹起		取付高さ		取付完了時 両端(継手毎) 全数		管理表を作成し提出		
						継手位置		取付完了時、全数	観察結果を報告			
						ボルトの取付		取付完了時、全数				
						矢板と腹起しとの密着度		タイロッド毎、全数				

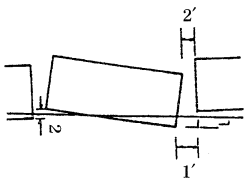
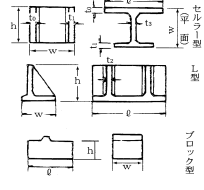
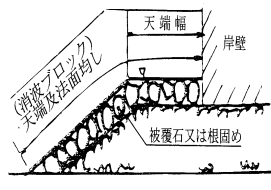
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
13	5	3	14	5	タイ材 (タイロッド取付け)	取付高及び水平度		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出 腹起しに取付ける場合は不要
						矢板法線に対する取付 角度及び取付間隔		縮付後両端、全数		管理表を作成し提出
						定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること。	全数		観察結果を報告
						ターンバックルのねじ 込み長さ	定着ナットの高さ以上	全数		
						リングジョイントのコンク リートへの埋込み		全数		
						支保材の天端高さ		適宜		
				5	タイ材 (タイワイヤー取付け)	取付高さ		縮付後両端、全数	管理表を作成し提出。 腹起しに取付ける場合は不要。	
				矢板法線に対する取付 角度および取付間隔		縮付後両端、全数	管理表を作成し提出			
				定着ナットの縮付	ねじ山が3つ山以上突 き出していること	全数	観察結果を報告			
				定着具端部栓の取付		全数				
			トランペットシースの 取付		全数					
			1615	鋼 管 杭 工 程 の 脚 柱 工	(棧橋ドルフィンの脚柱) (鋼杭H形鋼) (コンクリート杭)	打込記録		支持杭は全数 その他は20本に1本	打込工法記録を提出	
			杭天端高			± 50	打込完了時、全数	管理表を作成し提出		
			杭頭中心位置			100 以下				
			杭の傾斜			直杭 2° 以下 斜杭 3° 以下				
			17	防 食 工	1	(防食) 電気防食	取付位置		取付完了後、全数	確認結果を報告
							電位測定	飽和かんこう電極 基準-770mV 海水塩化銀電極 基準-780mV 又は飽和硫酸銅電極 基準-850mV	取付完了後、測定端子取付箇所毎	測定表を作成し提出
					2	(被覆防食) FRPモルタル	取付高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設 3箇所以上 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。
							(被覆防食) ペトロラタム		鋼管杭：全数 矢板：監督職員の指示による。 完了後、保護カバーの上端又は下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。
					3	(被覆防食) コンクリート	高さ (被覆範囲)		鋼管杭：全数 矢板：1打設3箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)	測定表を作成し提出。 測定密度における矢板の1打設とは、コン クリートモルタルの配合1回当たりの打設 を示す。
防食塗装		鋼管杭：全数 矢板：50m ² に1箇所以上 完了後、上端・下端高さ (被覆範囲の確認)					測定表を作成し提出。			
4										


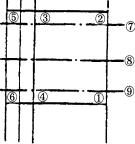
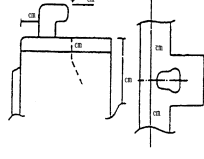
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
13	(漁)	第1編	共通編	5	一般施工	5	海上地盤改良工	2	床掘工	床掘	測深	法部 (外測) 2,000	設計図書の測点ごとに測定する。	法部 (斜面に直角に測定) 法部 (斜面に直角に測定) 床掘底面説明図 	平面図に実測を記入し提出。 断面図は監督員が指示したとき作成し提出。 『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』
												法部 (内測) 300			
												底面 ± 300			
				5	海上地盤改良工	6	置換工	置換 (置換材均し)	延長	+ 規定しない - 0	施工完了後。	設計図書の測点ごとに測定する。	▽ 基準高 	管理図に延長を記入し提出。 管理図に天端高、法肩、法尻、天端幅及び法面勾配を記入し提出。	
										天端高					± 500
										天端幅					+ 規定しない - 0
										法面					
				6	基礎工	4	基礎捨石工	基礎 (基礎捨石工)	本均し	延長天端幅	+ 規定しない - 100	設計図書の測点ごとに測定する。	『音響測深機、レッド又はレベル等により測定』 	出来形図を作成し提出。 注1) 係留施設、護岸、土留壁等の背面については、荒均しを適用しない。 出来形図を作成し提出。	
										天端高	± 50				
										天端高	± 500 岸壁前面 + 0 - 200				
						荒均し	法面	法部 (法面に直角) ± 500							
							天端幅	+ 規定しない - 100							
延長	+ 規定しない - 100														
6	基礎ブロック工	基礎 (基礎ブロック)	異形ブロック据付面の高さ	異形ブロック据付面の高さ (層積) ± 300 据付面の高さ (乱積) ± 500	天端幅	+ 規定しない - 100	※詳細は監督員との協議による。	出来形図を作成し提出。							

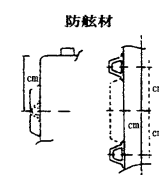
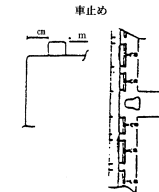
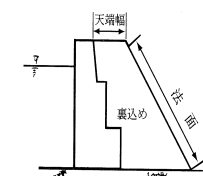
(特): 図面及び特記仕様書

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
13	5	7	2	1 2 3 4 5 6 7	ケーソン製作工	壁厚	± 10	各層完成時 各壁1箇所		管理表を作成し提出。	
						高さ	+ 30 - 10	完成時、四隅			
						幅長さ	+ 30 - 10	各層完成時に中央部及び 底版と天端は両端			
						底版厚さ	+ 30 - 10	底版完成時 各室中央部1箇所			
						フーチング高さ	+ 30 - 10	底版完成時、四隅			
						対角線	± 50	底版完成時及び完成時			
						パラスト	碎石・砂 ± 100 コンクリート ± 50	各室中央部1箇所			
		7	3	ケーソン掘付 (物揚場)	1 2 3 4 5 6 7	ケーソン掘付 (防波堤)	目地間隔 (2000 t 未満)	100 以下	掘付完了後、天端2箇所		管理表を作成し提出
							目地間隔 (2000 t 以上)	200 以下	掘付完了後、天端2箇所		
							法線の出入り (2000 t 未満)	± 100	掘付完了後、両端2箇所		
							法線の出入り (2000 t 以上)	± 150	掘付完了後、両端2箇所		
							天端高		掘付完了後、中詰完了後、四隅		
							延長		掘付完了後、法線上		
							目地間隔 (2000 t 未満)	200 以下	掘付完了後、天端2箇所		
目地間隔 (2000 t 以上)	300 以下	掘付完了後、天端2箇所									
法線の出入り (2000 t 未満)	± 200	掘付完了後、両端2箇所									
法線の出入り (2000 t 以上)	± 300	掘付完了後、両端2箇所									
天端高		掘付完了後、中詰完了後、四隅									
延長		掘付完了後、法線上									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要								
13	(漁) 第1編共通編	5	一般施工	8	2	本体工(ブロック式)	本体ブロック製作工	1	ブロック製作 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	幅	+ 20 - 10	幅、長さは両端部の上面、下面 高さは、四隅、壁厚は各壁2箇所 L型、セルラーは全数。 直立消波、方塊は10個に1個以上 (但し、最低3個、3個未満は全数)		管理表を作成し提出				
								2	高さ	+ 20 - 10								
								3	長さ	+ 20 - 10								
								4	壁厚	± 10								
									対角線	± 30								
								3	本体ブロック据付工	ブロック据付 (L型、セルラー、方塊、直立消波)	法線に対する出入り				± 50	据付後ブロック1個につき2箇所 (最下段、最上段)		管理表を作成し提出。
									隣接ブロックとの間隔	L型、セルラー 50 以下 直消、方塊 30 以下								
									天端高		据付完了後、ブロック1個につき 2箇所(最上段のみ)							
					延長		据付完了後、法線上(最上段のみ)											
				12	本体工(コンクリート矢板式)	2	コンクリート矢板工		コンクリート矢板	矢板壁延長	+ 矢板1枚幅 - 0	施工中適宜、打込完了時		管理表を作成し提出。				
										矢板法線に対する出入	± 100							
										矢板法線に対する傾斜	2/100以下							
		矢板法線方向の傾斜 (両端部)	上下の差が矢板 1枚幅未満 2/100以下							施工中適宜 打込完了時(両端部)								
		矢板天端高	± 50							打込完了時、20枚に1枚								
		矢板継手部の離脱								全数								
		15	被覆・根固工	2	被覆石工		被覆及び根固め (被覆石工)	延長	+ 規定しない - 200	設計図書のと測定する。		出来形図を作成し提出						
								天端均し	± 500 異形ブロック 擦付面(整積) ± 300 岸壁前面 + 0 - 200									
								天端幅	+ 規定しない - 200									
								法部均し	(斜面に直角) ± 500									
				4	被覆ブロック工		被覆及び根固め (被覆ブロック工)	異形ブロック 据付面の高さ(層積)	(斜面に直角) ± 300									
								異形ブロック 据付面の高さ(乱積)	± 500									
天端幅	+ 規定しない - 200																	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 3 (漁)第1編共通編	5 一般施工	16 上部工	2 上部コンクリート工		防波堤上部工	(天端幅10m以下)				測定表を作成し提出	
						延長	+規定しない - 0	法線上			
						天端幅	± 30	1 スパン 3 箇所			
						法線に対する出入	± 50	1 スパン 2 箇所			
						天端高 厚さ	± 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上			
						(天端幅10mを超える)					
						延長	+規定しない - 0	法線上			
						天端幅	+ 50 - 30	1 スパン 3 箇所			
		法線に対する出入	± 50	1 スパン 2 箇所							
		天端高 厚さ	+ 50 - 20	天端面は1スパン4箇所以上 パラベット頂部は1スパン2箇所以上							
		2 上部コンクリート工		物揚場	延長	+規定しない - 0	法線上		測定表を作成し提出		
					法線に対する出入	± 30	1 スパン 2 箇所				
		天端高 厚さ 天端幅	± 20	1 スパン 3 箇所							
	防舷材ベッド		スパン毎								
			栈橋上部コンクリート	岸壁に同じ	岸壁に同じ	岸壁に同じ		梁(高さ、幅)床版厚は型枠検査による			
	17 付属工	2 係船柱工		係船柱 (直柱、曲柱)	天端高	± 20	据付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出		
					岸壁前面に対する出入		据付完了時、全数				
					中心間隔		据付完了時、各スパン毎中心部、各基				
					基礎コンクリート幅 (直柱)		完了時、全数、天端両端				
基礎コンクリート長さ (直柱)						完了時、全数、前後面					
基礎コンクリート高さ (直柱)						完了時、全数、中心点					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
13	5	17	3		防舷材	取付高さ		取付完了時、中心部、全数		管理表を作成し提出		
						中心間隔		取付完了時、中心部、全数				
		4	車止	緑金物工	車止め	天端高		取付完了時、中心部、全数				管理表を作成し提出
						岸壁前面に対する出入	± 30	取付完了後中心部を1点				
						取付間隔		上部工1スパンに2箇所				
	塗装											
	警戒色 (シマ模様)		完了時適宜									
	18	3	消波工	1	消波ブロック製作	形状寸法	+ 20 - 10	異形ブロック及び根固ブロック準用する 出来形・シュミット管理	ブロックの天端、肩、法 コンクリート打設毎の10%を測定する。	形状寸法、 ブロック諸元による。		
						2	消波(異形)ブロック据付	延長	+ 規定しない - 100	設計図書の測点毎に測定する。	この基準によりがたい場合は特記仕様書による。	2層以下の災害復旧、 維持工事等は適用除外。
								天端高(層積)	+ 規定しない - 300			
天端高(乱積)		+ 規定しない - ブロック高の1/3										
19		裏込工	裏込	裏埋工	裏込め均し	天端高	± 200	設計図書の測点毎に測定する。		出来形図を作成し提出。		
						天端幅	+ 規定しない - 100					
	法面 (斜面に直角に測定)					± 200	マットを使用する場合を含む。 出来形図を作成し提出。					
	延長					+ 規定しない - 100	出来形図を作成し提出。					

(特): 図面及び特記仕様書

単位: mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 3 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	19 裏込・裏埋工	4		埋立 裏埋	区域		設計図書の測点毎に測定する。		この基準によりがたい場合、特記仕様書による。
						地盤高	- 0			

(特)：図面及び特記仕様書

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		摘要	
								測定方法	測定密度		
13 (漁)第1編共通編	5 一般施工	24	2		単体魚礁製作	幅	+20 ~ -10	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-1参照	
						高さ	+20 ~ -10				
						長さ	+20 ~ -10				
						壁厚	±10				
						対角線	100	スチールテープ等により測定	型枠取外し後全基測定		
						形状型枠寸法		観察	型枠搬入後適宜		
						ブロック外観		観察	全数		
	4	魚礁沈設工			沈設	位集中配置(乱積配置)	配置中心点: ±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-3参照	
						位ゾーン配置	ゾーン内	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定		
						位計画配置(相対配置)	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	魚礁沈設時に全基測定		
						高さ	集中配置: + 規定しない - 0 ゾーン配置、計画配置: 重ならないこと。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定計画位置は、〈特〉による。		集中配置: 最高部許容範囲
						長さ・幅	〈特〉による。	音響測深器等により測定	集中配置、ゾーン配置は中心点から8方位を測定計画位置は、〈特〉による。		
	3	組立魚礁組立工	1 2		コンクリート部材組立	幅・高さ・長さ	+10×部材連数 - 5×部材連数	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	
						ボルトの取付	〈特〉による。	観察	全箇所		
								締付強度測定	10箇所に1箇所以上測定		

(特): 図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		摘要
								測定方法	測定密度	
13 (漁) 第1編 共通編	5 一般 施工	24 魚礁 工	3 組立 魚礁 組立 工	1 2	鋼製部材組立	幅	+ 30 ~ -10	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照
						高さ	+ 30 ~ -10			
						長さ	+ 30 ~ -10			
						のど厚、脚長、溶接長	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	〈特〉による。	
						有害な欠陥の有	〈特〉による。	観察	全数	
						溶接部非破壊試験	〈特〉による。	カラーチェック	〈特〉による。	
				化学系 (FRP等) 部材組立	幅・高さ・長さ	〈特〉による。	スチールテープ等により測定	全基測定	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形23-2参照	
					接続帯の取付け	〈特〉による。	観察	接続終了後、全箇所		
				現場鋼材溶接	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜	漁港漁場関係工事共通仕様書(水産庁漁港漁場整備部整備課編集)の様式・出来形27-1参照	
					ひずみ		目視による観察	全数		
					有害な欠陥の有		目視による観察	適宜		
				被覆溶接(水中) スタッド溶接(水中)	形状寸法 (のど厚、脚長、溶接長等)	〈特〉による。	スチールテープ、ノギス、溶接ゲージ等により測定	適宜		
					外観		潜水士による観察	全数		
				現場鋼材切断 (陸上現場切断)	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等により測定	全数		
					外観		目視による観察	全数		

(特): 図面及び特記仕様書

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		摘要
								測定方法	測定密度	
13 (漁)第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3 組立魚礁組立工	1	現場鋼材切断 (水中切断)	形状寸法	〈特〉による。	スチールテープ等により測定	全数	
				2		外観	目視又は潜水士による観察	全数		
		25 増殖場工	2 着定基質製作工	型枠形状寸法 (異形ブロック)	観察	型枠搬入後適宜	魚礁タイプは、13-5-25魚礁工事を適用する。			
				ブロック外観 (異形ブロック)	観察	全数				
			3 着定基質組立工	着定基質組立	魚礁タイプは、13-5-25-3 組立魚礁組立工を適用する。					
		4 着定基質設置工	着定基質設置	位置 計画配置 (相対配置) 法	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	着定基質設置時に4隅及び変化点。			
	長さ・幅			±70 cm	音響測深器等により測定	〈特〉による。				
	5 石材投入工	石材投入	投入位置 法	±5,000	GPS及びD-GPS等により測定 (緯度経度公共座標)	4隅及び変化点。 但し、外面に囲礁がある場合は除く。				
			長さ・幅	±70 cm	音響測深器等により測定		各3測線以上			

「多自然川づくり施工管理基準（案）」の要点及び運用について

多自然川づくりの特徴として“目的物の形状より機能”が優先することがあり、また“現場での創意・工夫など柔軟な対応”が必要になることが多い。したがって、多自然川型づくりの趣旨に沿った施工を行うためには、このような特徴を生かせるような施工管理を行う必要がある。

そこで、九州地方整備局管内の多自然川づくりの思想を踏まえて施工管理上の課題を抽出し、現行の施工管理基準のうち、とくに“出来形管理”について見直すべき事項を検討したうえで、その結果を別紙に取りまとめた。

当面、これにより運用を行い、現場からの意見を踏まえたうえで、さらに見直しを加えていきたい。

今回の「多自然川づくり施工管理基準（案）」の特徴は、主に次のような点である。

□施工管理の方法は、従来の出来形管理に加えて「機能管理」を導入し、目的物（工法・材料）に応じて両者を使い分けることとした。すなわち出来形管理が必要な部分（治水上守るべき部分など）と、機能管理を行う部分（出来形を問わない部分）を区別して管理を行うものとした。

□出来形管理については従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため、「目標値」として取り扱うものとした。なお、目標値は現行の上下限（±）の範囲をやや広くして新たに定めた。

□機能管理はチェックシート方式で行うものとした。チェック項目は工法により異なるため、工法ごとに具体的なチェック項目を抽出し、基準のなかに「雛形（参考例）」を掲載した。これを参考に、必要に応じて工事ごとにアレンジして用いるものとした。

□九州地方整備局で平成20年度より運用する「川づくりに関する設計図書の作成要領第2次案」との整合を図った。すなわち、川づくりの目標を記載した「完成予想図」及び目的物の機能、使用材料、施工方法、注意点などを記載した「施工要領図」などの設計図面に対する施工管理が可能な基準とした。

□多自然川づくりでは、施工管理方法が従来の土木工事と異なるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となるので、川づくりの計画から設計、施工に至るまでの標準的な進め方をフローチャートで示した。

1 多自然川づくりの施工管理方法の区分

多自然川づくりでは、各種工法の目的とする機能により施工管理の方法が異なると思われる。

現在よく実施されている工法について、工法の目的・機能を考慮して、管理すべき内容と方法を次のとおり整理した。運用にあたっては**出来形目標値による管理と機能管理を必要に応じて使い分けるものとする。**

表－1 工法別の施工管理方法の区分（案）

工法名	管理方法の区分		備考
	出来形目標値管理	機能管理	
水制工	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	石の積み方、空隙の有無、根入れなど	
覆土	必要に応じた最小厚・勾配など	材料及び仕上がり状況など	
捨石 (根固め含む)	天端高などフィックスポイントとなる高さ、敷設幅の最小幅	石の置き方、空隙の有無など	
カゴ工 (カゴマット含む)	カゴの厚さ、敷設幅など	石の詰め方、平面形の工夫など	
柵工	木杭の径、長さ、中詰め石の大きさなど	材料の連結、根入れなど	
柳枝工	—	ヤナギのさし方間隔の適否、挿し木の時期など	
巨石工 空石張工	石の大きさなど	石の向き、すわり、間隔など	
河道掘削 (陸上部)	高水敷の高さ、堤防法尻からのはなれなど	掘削後の地形のアンジュレーションの工夫など	
河道掘削 (水中部)	目標とする流下能力を確保する横断形状の基準高など	水際の凹凸、水深の変化など	
分散型落差工	石の大きさ、高さなど	石の置き方、積み方、水際部のアーチ構造、水の流れなど	
その他の工法	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	高さ、長さ、間隔、石の大きさなど治水上確保すべき主要項目のみ	

注：出来形目標値及び機能管理の内容については、別紙表－2及び第2節に具体的に記述

表-2(1) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの: mm)

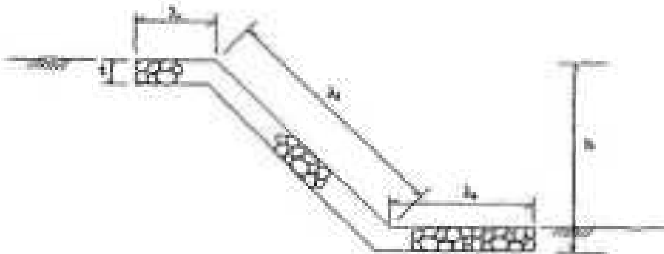
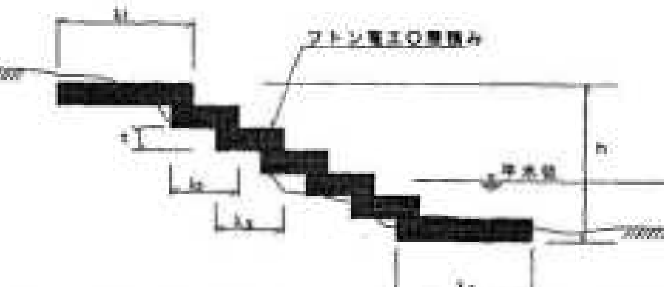
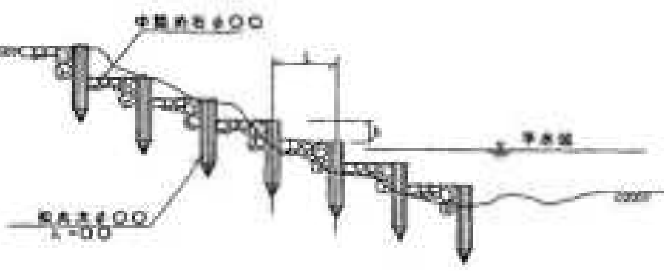
工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
水 制 工	設置基数 n	±0基	1基ごと	
	フィックスポイントの高さ h (先端部・脚部)	±200		
	幅入れ長さ h	-200		
	水制の長さ l	±0.05 l		
	水制の中心間隔 l	±1,000		
	材料(石)の大きさ(※注2)	ϕ 00~ ϕ 00(又は00kg~00kg)表示 ϕ 00程度(又は00kg程度)表示 ϕ 00以上(又は00kg以上)表示		
覆 土	覆土の最小厚 t (但し必要な場合のみ)	-200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以 下のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	平均勾配1:n(同上)	-20%		
捨 石 (根固め含む)	フィックスポイントの高さ h (天端高など)	±200	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以 下のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	設置幅 b	±300		
	石の大きさ ϕ	(※注2) 水制に同じ		

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があります。範囲も-程度、-以上、○-○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表-2(2) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの: mm)

工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
カゴマット	中詰め石の厚さ t'	$-0.2t$ (t :カゴの総厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 l ($=l_1+l_2+l_3$)	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
布田カゴ	中詰め石の厚さ t'	$-0.2t$ (t :カゴの総厚)	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	法長 l ($=l_1+l_2+l_3+\dots+l_n$)	-200		
	法長 L	-200		
	高さ h	-100		
構 工	木杭の径 ϕ	-20	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	木杭の長さ l 、間隔 L	-100		
	木杭の設置高さ h	$\pm 0.2h$		

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があります。範囲も〜程度、〜以上、○〜○など、様々である。(実際も様々なケースが見られる)

表-2(3) 多自然川づくり工種別出来形管理の項目と目標値(案)

(単位の記載が無いもの: mm)

工 種	測 定 項 目	目標値(※注1)	測定基準	測 定 箇 所
構 枝 工	(必要なし-機能検査のみ)			
巨 石 工 空 石 張 工	石の大きさ ϕ	(※注2) 水利に同じ	施工延長40m (測点間隔25m の場合は50m) につき1箇所、 延長40m(又 は50m)以下 のものは、1 施工箇所につ き2箇所。	
	フィックスポイントの高さ h 、根入れ t (ただし護岸として用いる場合のみ)	± 200		
そ の 他 の 工 法	治水または環境機能上、必要と認められる箇 所のみ出来形を管理する。			

※注1: 出来形管理については、従来「規格値」として管理していたが、多自然型川づくりにおいては現場状況により異なるため「目標値」として取り扱うものとする。

※注2: 石の大きさの指定は、径で指定する場合、重さで指定する場合があります。範囲も〜程度、〜以上、○〜○など、様々である。(実績も様々なケースが見られる)

表-2(4) 多自然川づくり工程別出来形管理の項目と目標値(案)

編	章	節	条	技	工 種	測定項目	目 標 値	測定基準	測定箇所
1	共通編	2	河川・海岸・砂防土工	2	①河道掘削 (陸上部)	変化高	±100	施工延長40m(測定間 隔25mの場合は50m)に つき1箇所 延長40m(又は50m)以 下のものは、1施工箇 所につき2箇所	
					②河道掘削 (水中部)	変化高	±200		

※掘削量については、適切な方法で管理すること。

【適用に当たっての留意事項】

- ・上記値は目標値であり規格値ではないので注意すること。
- ・施工に当たっては事前に監督員と協議を行い、流下能力等の確認を行うこと。
- ・中小河川・死水域のない河川には適用しないこと。

2 機能管理の内容

自然素材を用いた工法など、出来形管理になじまないような工法については、工法の機能を満足しているかによって管理を行う方が適切である。対象となる工種としては、**水制工、木杭を用いた柵工、柳技工、植物護岸、覆土、河道掘削（陸上部・水中部）**などが考えられる。

機能管理については、チェックシート方式で行うものとし、対象となる工法ごとに事前に具体的なチェック項目を抽出しておくものとする。

ただし、同じ工法でも、川づくりの目的、あるいは用いる場所により、必要な機能が異なる場合が考えられるので、チェックシートの作成にあたっては、次のような点に配慮するものとする。

機能管理用チェックシート作成の留意点	
①	当初設計時点で、対象工種に求められる機能を整理しておくものとする。
②	チェック項目は、施工方法や施工上の配慮に関することが多くなる。これらは設計図書のうち「完成予想図」「施工要領図」等に記載されているので、これらもとづいてチェックシートを作成する。
③	治水上守るべき高さ、寸法などについては、従来どおりの出来形管理を行う。

以上の考え方にもとづいて、機能管理用のチェックシートの「作成例」を示すと、表-3のとおりである。

なお、表-3はあくまでも一例であり、**同じ工種でも現場条件などによりチェックポイントは異なる**ので、川づくりの目標と現場の条件を踏まえた上で、**不要な項目は除き、また、これ以上に必要な項目があれば適宜加える**ものとする。

機能管理を取り入れた場合の、多自然川づくりの工事の流れは図-1のようなものになると思われる。

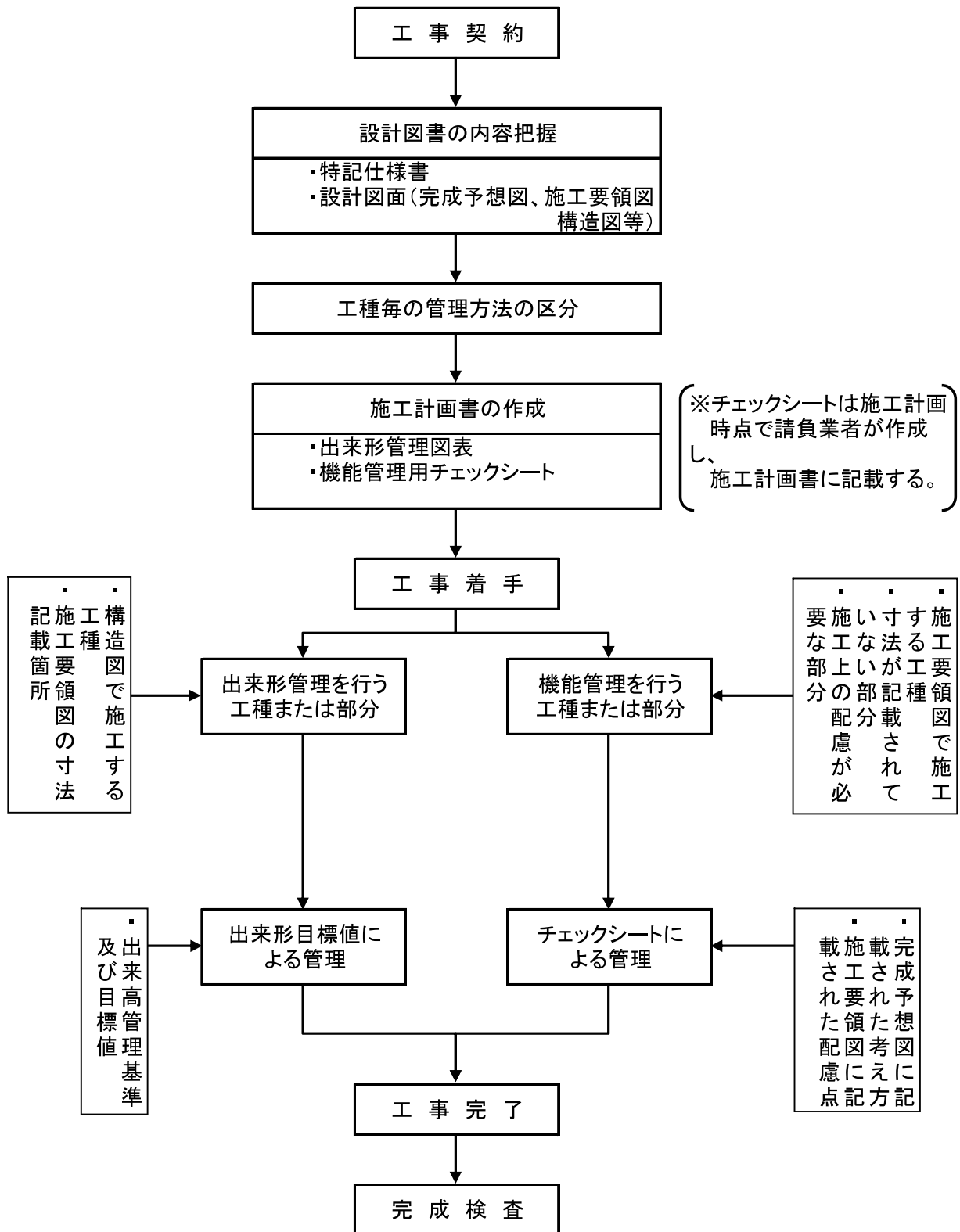


図-1 多自然川づくり工事の流れ

表-3 (1) 機能管理用のチェックシート (例)

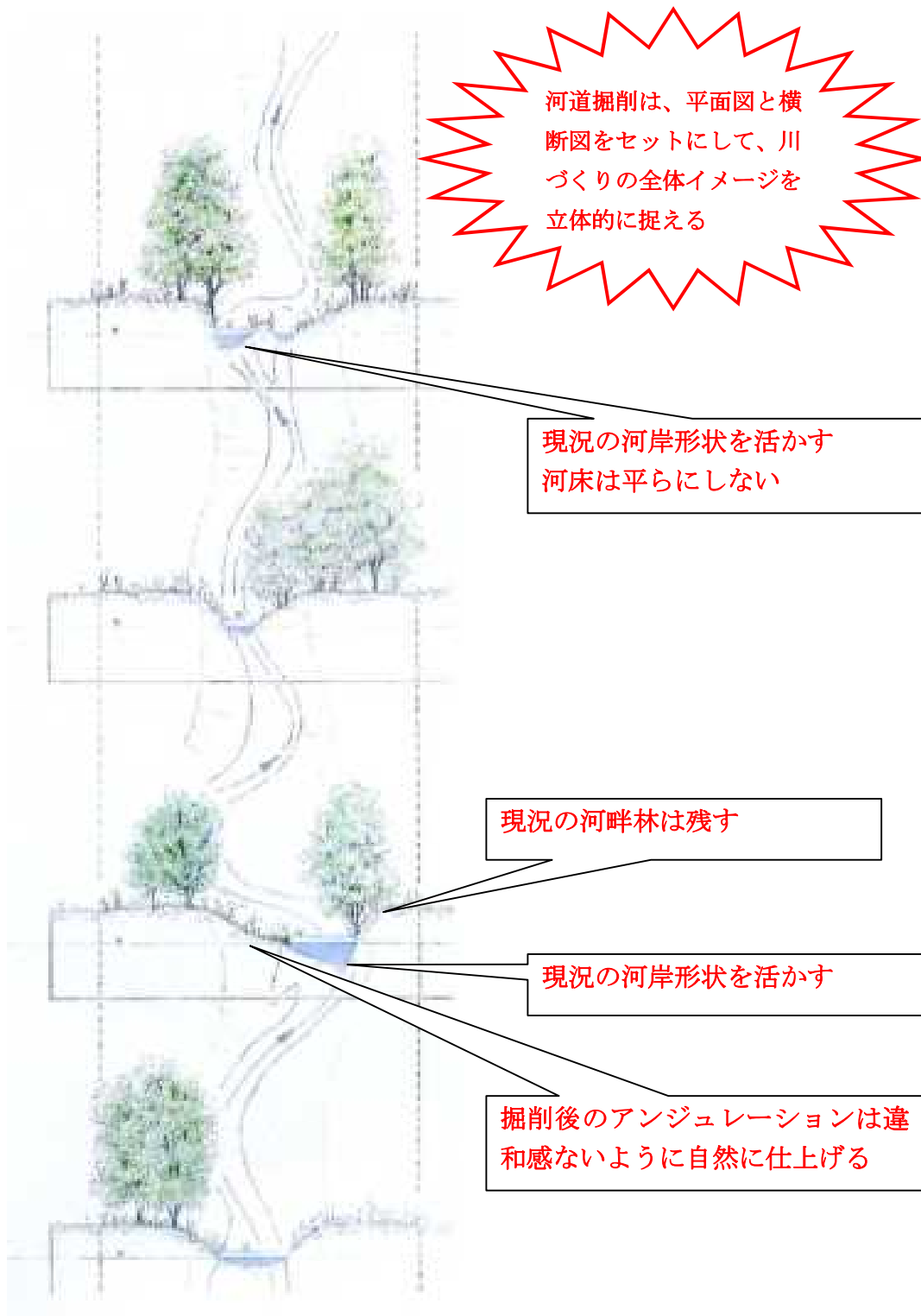
工種	チェック項目	備考
石組み水制工	<input type="checkbox"/> 水制の方向は流れに対して適切か <input type="checkbox"/> 石の積み方は安定する積み方となっているか (平積みでなく、落とし積みとなっているか) <input type="checkbox"/> 投石の地盤への根入れが確保されているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 天端の石が「顎だし」状になっていないか <input type="checkbox"/> 根石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 角の部分を形とらず丸みを付けて自然に仕上げているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔石積み・基本編〕」
覆土	<input type="checkbox"/> 現地発生土を用いているか <input type="checkbox"/> 自然な起状を持たせているか <input type="checkbox"/> 法面を整形しすぎているか <input type="checkbox"/> 法面を締固めていないか <input type="checkbox"/> 水制先端部の根入れは深くなっているか	参考文献 「多自然川づくり施工ハンドブック〔一般次項編〕」 <input type="checkbox"/> 表土敷厚 20~40 cm 程度 <input type="checkbox"/> 時期は冬から春先
捨石	<input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 空隙が適切に確保されているか <input type="checkbox"/> 全体的な景観が人工的になりすぎているか	
カゴ工 (カゴマット・布団カゴ等)	<input type="checkbox"/> カゴ材を傷つけていないか、また大きな変形はないか <input type="checkbox"/> 中詰め石は大きな空隙がないように施工しているか <input type="checkbox"/> 親水上の危険性はないか <input type="checkbox"/> カゴ間の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 中詰め石の大きさはカゴの厚さに対して適切か <input type="checkbox"/> 水際が、直線になっていないか <input type="checkbox"/> 水際に接する石は角張っていないか <input type="checkbox"/> 表面に現地の表土を利用した覆土を行っているか	

表-3 (2) 機能管理用のチェックシート (例)

工種	チェック項目	備考
柵工	<input type="checkbox"/> 耐久性のある木材を使用しているか <input type="checkbox"/> 水面上に出ている部分が多すぎないか (腐食) <input type="checkbox"/> 杭は十分な根入れを取っているか (洗掘に対して) <input type="checkbox"/> 横木の連結は十分であるか <input type="checkbox"/> 流れ方向に対して元口 (丸太) の位置が適切か	「多自然施工ハンドブック [一般次項編]」を参照
柳枝工	<input type="checkbox"/> ヤナギの種類は郷土種を用いているか <input type="checkbox"/> 低木性の種類であるか <input type="checkbox"/> 挿し木の根入れ部分は十分あるか <input type="checkbox"/> 施工時期は適切か (晩秋から冬期の間)	
巨石工	<input type="checkbox"/> 水の流れを目的どおりコントロールしているか	
分散型落差工	<input type="checkbox"/> 構想の水際線形をアーチ状に描いているか <input type="checkbox"/> 石のすわりは良いか (不安定な石はないか) <input type="checkbox"/> 石が立っていないか <input type="checkbox"/> 石の向きは流れに対して適切か (流心または上流に向かって面が下がるような向き) <input type="checkbox"/> 石の配置 (景観) が人工的になりすぎているか <input type="checkbox"/> 配置間隔は適切か (規則的すぎないか)	
河道掘削 (陸上部)	<input type="checkbox"/> 標準断面で画一的に整備していないか <input type="checkbox"/> 掘削後の地形のアンジュレーションに違和感がないか <input type="checkbox"/> 河川敷地の広い所では、川の多様性が回復するような工夫を行っているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	
河道掘削 (水中部)	<input type="checkbox"/> 川底を平らにしていないか <input type="checkbox"/> 瀬や淵等を形成している川の中の石を保全しているか <input type="checkbox"/> 水際の凹凸を考慮しているか <input type="checkbox"/> 水深に変化がついているか <input type="checkbox"/> 現況の河岸形状を活かしているか <input type="checkbox"/> 上下流を見て違和感がないか	

河道掘削施工要領参考図

別図-1



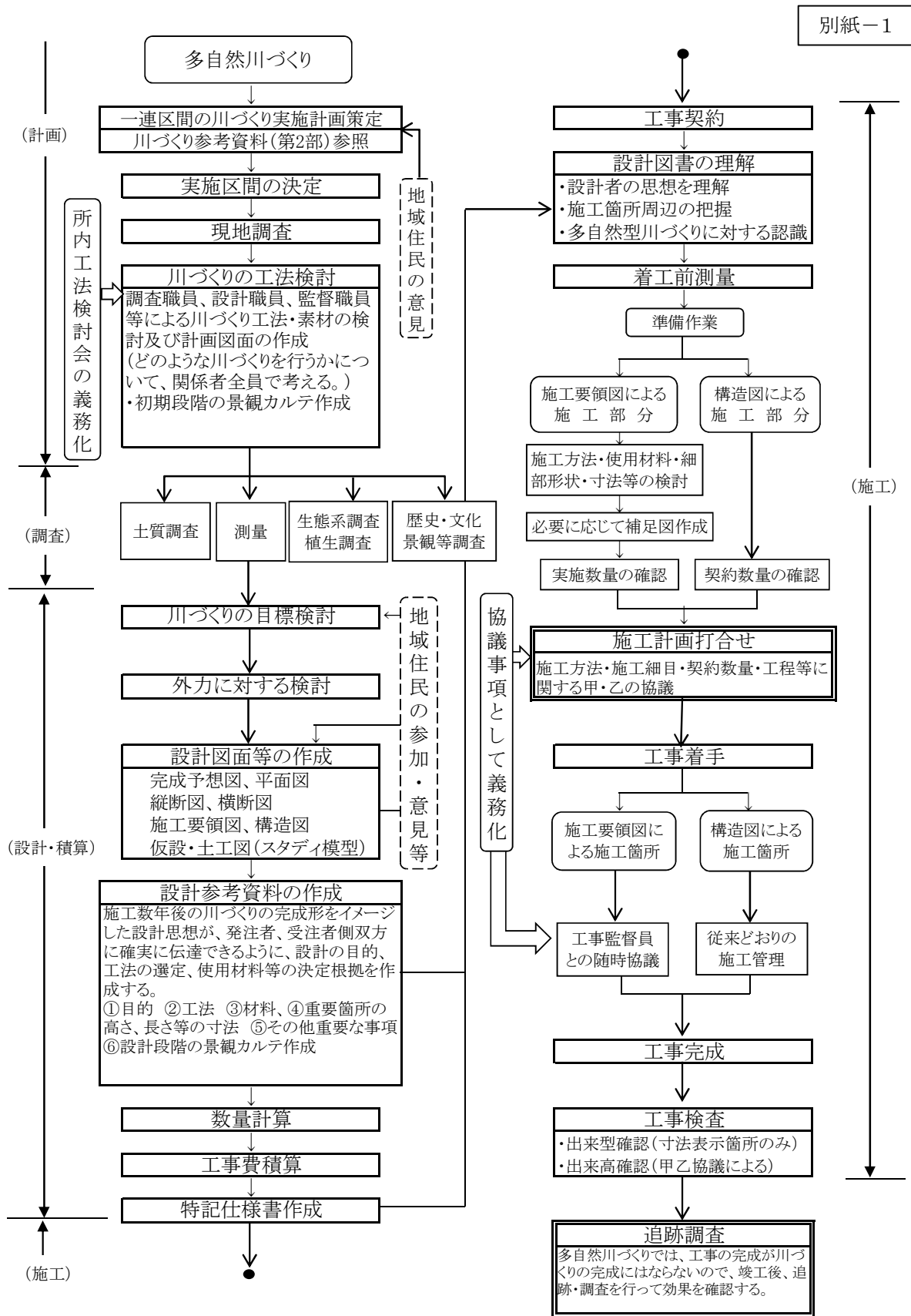
3 多自然川づくりの進め方

多自然川づくりでは、前述のように工事の管理方法が従来の土木工事とことなるとともに、施工の進め方についても従来とは異なる配慮が必要となる。

特に、工事着手前の施工計画打合せや、施工中における監督職員と施工業者との随時協議の重要性が従来以上に大きくなるので、下記のようなことに留意して図－２のフローに示すような進め方を行うものとする。

多自然の川づくりの進め方に関する留意点

- ① 施工要領図で示した部分（又は工種）については、現場条件を踏まえたうえで、施工方法、使用材料、細部形状等について、施工計画打合せ時に施工業者側から提案を行うことを義務づける。
- ② 必要に応じて、工事のための補足図を作成する。
- ③ 施工要領図で示した部分、および機能検査の対象となる部分については、工事監理連絡会を活用して施工中に随時、設計コンサルタント、設計積算担当課、監督職員と施工業者との協議を義務化する。



3. 写真管理

令和5年10月

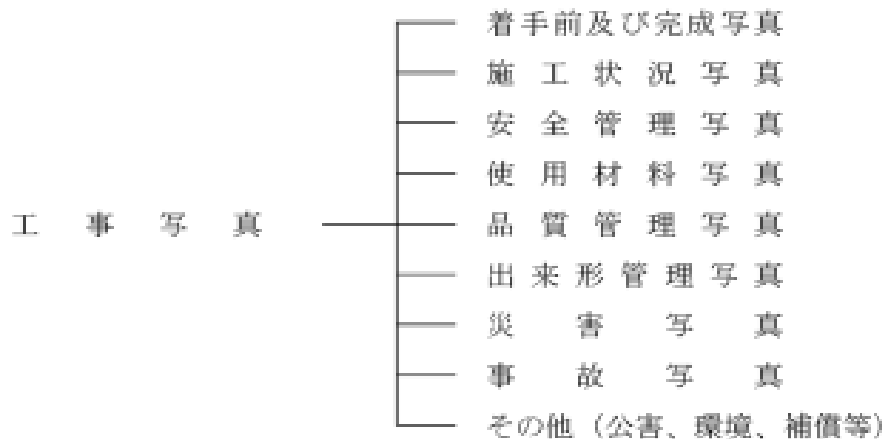
写 真 管 理

(1) 写真管理基準

この写真管理基準は、土木工事施工管理基準6（3）に定める土木工事の工事写真（電子媒体によるものを含む）の撮影に適用する。また、写真を映像と読み替えることも可とする。

(2) 工事写真の分類

工事写真は次のように分類する。



(3) 工事写真の撮影及び提出頻度

1) 撮影頻度及び提出頻度

工事写真の撮影頻度は別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。提出頻度は撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものとする。

2) 特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影提出するものとする。

(4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(5) 工事写真の省略

1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。

2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。

(6) 工事写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし『デジタル工事写真の小黑板情報電子化について』（令和2年3月17日付け建政第1896号または令和2年6月26日付け技管第355号）に基づく小黑板情報の電子的記入は、これに当たらない。

(7) 工事写真の色彩

写真はカラーとする。

(8) 工事写真の大きさ

写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。

ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。

- 1) 着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
- 2) 監督員が指示するものはその指示した大きさとする。

(9) 工事写真帳の大きさ

工事写真帳は、4切版のフリーアルバム又はA4版とする。

(10) 工事写真の提出部数及び形式

工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- 1) 工事写真として、工事写真帳を工事完成時に**1部提出**する。なお、ネガ又は電子媒体は受注者で**5年間保管**するものとし、監督員からネガ又は電子媒体提出の請求があった場合は提出するものとする。
- 2) 電子媒体は、CD-ROM、MOを原則とし、これ以外の電子媒体の場合については、監督員の**承諾**を得るものとする。
- 3) 電子媒体の記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督員の**承諾**を得るものとする。

(11) 工事写真の整理方法

写真は着手前、完成、工程、種別、細別又は名称ごとに分類し見やすいように定められた測点ごとに整理しなければならない。なお、電子媒体の整理方法は、監督員と**協議**して決めるものとする。

(12) 写真管理における留意事項

- 1) 撮影項目、提出頻度等は工事内容により不適切な場合は監督員の**指示**により追加、削減するものとする。
- 2) 施工状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- 3) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(取上げ寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- 4) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面

- 図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- 5) 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。(有効画素数 100 万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで**3年間程度**に顕著な劣化が生じないものとする。)
 - 6) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を**協議**のうえ取り扱いを定めるものとする。
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
 - 7) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
 - 8) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps 程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

※電子媒体での写真整理については、

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県土木建築部)工事編】を参考にすること。

【大分県電子納品運用ガイドライン(大分県農林水産部)工事編】を参考にすること。

※本基準に示す品質管理の工種番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」(品質管理基準及び規格値)に示す工種番号と整合を取っている。

また、本基準に示す出来形管理の編章節番号は、「土木工事施工管理基準及び規格値」(出来形管理基準及び規格値)に示す編章節と整合を取っている。

【撮影箇所一覧表】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
撮影箇所一覧表(全体)				3-1

【第1編 共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工			3-2
	2-3-3 盛土工			3-2
	2-3-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		3-2
		多数アンカー式補強土工法		3-2
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		3-2
	2-3-5 法面整形工	盛土部		3-3
2-3-6 堤防天端工			3-3	
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工			3-3
	2-4-3 路体盛土工			3-3
	2-4-4 路床盛土工			3-3
	2-4-5 法面整形工	盛土部		3-4
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			3-4

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種	2-3-4 矢板工	鋼矢板		3-5
		軽量鋼矢板		3-5
		コンクリート矢板		3-5
		広幅鋼矢板		3-5
		可とう鋼矢板		3-5
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカーブ		3-5
	2-3-6 小型標識工			3-5
	2-3-7 防止柵工	立入防止柵		3-5
		転落(横断)防止柵		3-5
		車止めポスト		3-5
	2-3-8 路側防護柵工	ガードレール		3-5
		ガードケーブル		3-5
	2-3-9 区画線工			3-5
	2-3-10 道路付属物工	視線誘導標		3-5
		距離標		3-5
	2-3-11 コンクリート面塗装工			3-5
	2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		3-6
		スラブ桁		3-6
	2-3-13 ボンプレテンション桁製作工			3-6
	2-3-14 プレキャストセメント主桁組立工	製作工(購入工)		3-6
		組立工		3-6
	2-3-15 PCホースラフ製作工			3-6
	2-3-16 PC箱桁製作工	箱桁		3-6
		押し出し箱桁		3-6
	2-3-17 根固ブロック工			3-7
	2-3-18 沈床工			3-7
	2-3-19 捨石工			3-7
2-3-22 階段工			3-7	
2-3-24 伸縮装置工	ゴムジョイント		3-7	
	鋼製フィンガージョイント		3-7	
2-3-26 多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		3-7	
	かごマット		3-7	
2-3-27 羽口工	じゃかご		3-7	
	ふとんかご、かご枠		3-7	

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3節 共通の工種	2-3-28プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		3-7
		プレキャストパイプ工		3-7
	2-3-29側溝工	側溝工		3-7
		場所打水路工		3-7
		暗渠工		3-7
	2-3-30集水柵工			3-7
2-3-31現場塗装工			3-8	
第4節 基礎工	2-4-1一般事項	切込砂利		3-8
		砕石基礎工		3-8
		割ぐり石基礎工		3-8
		均しコンクリート		3-8
	2-4-3基礎工（護岸）	現場打		3-8
		プレキャスト		3-8
	2-4-4既製杭工	既製コンクリート杭		3-8
		鋼管杭		3-8
		H鋼杭		3-8
		鋼管ソイルメント杭		3-8
	2-4-5場所打杭工			3-8
	2-4-6深礎工			3-8
2-4-7オープンケーソン基礎工			3-9	
2-4-8ニューマチックケーソン基礎工			3-9	
2-4-9鋼管矢板基礎工			3-9	
第5節 石・ブロック積（張）工	2-5-3コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		3-9
		コンクリートブロック張り		3-9
		連節ブロック張り		3-9
		天端保護ブロック		3-9
	2-5-4緑化ブロック工			3-9
2-5-5石積（張）工			3-10	
第6節 一般舗装工	2-6-7アスファルト舗装工	下層路盤工		3-10
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-10
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-11
		加熱アスファルト安定処理工		3-11
		基層工		3-11
		表層工		3-11
	2-6-8半たわみ性舗装工	下層路盤工		3-12
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-12
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-13
		加熱アスファルト安定処理工		3-13
		基層工		3-13
		表層工		3-13
	2-6-9排水性舗装工	下層路盤工		3-14
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-14
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-15
		加熱アスファルト安定処理工		3-15
		基層工		3-15
		表層工		3-15
	2-6-10透水性舗装工	路盤工		3-15
		表層工		3-16

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第6節 一般舗装工	2-6-11 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		3-16	
		基層工		3-16	
		表層工		3-16	
	2-6-12 コンクリート舗装工	下層路盤工		3-16	
		粒度調整路盤工		3-16	
		セメント（石灰・瀝青）安定処理工		3-17	
		アスファルト中間層		3-17	
		コンクリート舗装版工		3-17	
		転圧コンクリート版工（下層路盤工）		3-18	
		転圧コンクリート版工（粒度調整路盤工）		3-18	
		転圧コンクリート版工（セメント（石灰・瀝青）安定処理工）		3-19	
		転圧コンクリート版工（アスファルト中間層）		3-19	
		転圧コンクリート版工 連続鉄筋コンクリート舗装工		3-19	
	2-6-13 薄層カラー舗装工	下層路盤工		3-20	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-20	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-20	
		加熱アスファルト安定処理工		3-21	
		基層工		3-21	
	2-6-14 ブロック舗装工	下層路盤工		3-21	
		上層路盤工（粒度調整路盤工）		3-22	
		上層路盤工（セメント（石灰）安定処理工）		3-22	
		加熱アスファルト安定処理工		3-22	
		基層工		3-22	
	2-6-15 路面切削工			3-23	
	2-6-16 舗装打換え工			3-23	
	2-6-17 オーバーレイ工			3-23	
	第7節 地盤改良工	2-7-2 路床安定処理工			3-23
		2-7-3 置換工			3-23
		2-7-4 表層安定処理工	サンドマット	第3編 2-7-6 サンドマット工	3-23
			サンドマット海上		3-23
2-7-5 パイルネット工				3-23	
2-7-6 サンドマット工				3-23	
2-7-7 バーチカルドレーン工		サンドドレーン工		3-23	
		ペーパードレーン工		3-23	
		袋詰式サンドドレーン工		3-23	
2-7-8 締固め改良工		サンドコンパクションパイル工		3-23	
2-7-9 固結工		粉末噴射攪拌工		3-23	
		高圧噴射攪拌工		3-23	
		スラリー攪拌工		3-23	
		生石灰パイル工		3-23	
	中層混合処理		3-24		

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		3-24
		鋼矢板		3-24
		アンカー工		3-24
		連節ブロック張り工		3-24
		締切盛土		3-24
		中詰盛土		3-24
	2-10-9 地中連続壁工（壁式）			3-24
	2-10-10 地中連続壁工（柱列式）			3-24
	2-10-22 法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	3-24
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-24
第12節 工場製作工（共通）	2-12-1 一般事項	鋳造費（金属支承工）		3-24
		鋳造費（大型ゴム支承工）		3-24
		仮設材製作工		3-24
		刃口金物製作工		3-24
	2-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		3-24
		ミルション仮組立検査を行う場合		3-24
		仮組立検査を実施しない場合		3-25
		鋼製堰堤製作工（仮組立時）		3-25
	2-12-4 検査路製作工			3-25
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工			3-25
	2-12-6 落橋防止装置製作工			3-25
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工			3-25
	2-12-8 アンカーフレーム製作工			3-25
	2-12-9 プレベーム用桁製作工			3-25
2-12-10 鋼製排水管制作工			3-25	
2-12-11 工場塗装工			3-25	
第13節 橋梁仮設工	2-13 架設工（鋼橋）	クレーン架設		3-26
		ケーブルクレーン架設		3-26
		ケーブルエレクション架設		3-26
		架設桁架設		3-26
		送出し架設		3-26
		トラバラークレーン架設		3-26
第14節 法面工（共通）	2-14-2 植生工	種子散布工		3-26
		張芝工		3-26
		筋芝工		3-26
		市松芝工		3-26
		植生シート工		3-26
		植生マット工		3-26
		植生筋工		3-26
		人工張芝工		3-26
		植生穴工		3-26
		植生基材吹付工		3-26
		客土吹付工		3-26

【第3編 土木工事共通編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第14節 法面工(共通)	2-14-3 吹付工(仮設を含む)	コンクリート		3-26
		モルタル		3-26
	2-14-4 法枠工	現場打法枠工		3-26
		現場吹付法枠工		3-26
		プレキャスト法枠工		3-26
	2-14-6 アンカー工	アンカー工		3-27
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		3-27
	2-15-2 プレキャスト擁壁工			3-27
	2-15-3 補強土壁工	補強土(テールアルメ)壁工法	第1編2-4-3 路体盛土工	3-27
		多数アンカー式補強土工法	第1編2-4-3 路体盛土工	3-27
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編2-4-3 路体盛土工	3-27
2-15-4 井桁ブロック工			3-27	
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		3-27
		グラブ浚渫船		3-27
第18節 床版工	2-18-2 床版工			3-27

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 一般施工				
第3節 共通の工種	3-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-28
		グラブ浚渫		3-28
		硬土盤浚渫		3-28
		砕岩浚渫		3-28
		バックホウ浚渫		3-28
	3-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-28
		敷砂		3-28
		敷砂均し		3-28
		載荷土砂		3-28
		ペーパードレン		3-28
	3-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		3-28
		敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	3-28
		敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	3-28
	3-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-28
		敷砂	第4編3-3-6 圧密・排水工	3-28
		敷砂均し	第4編3-3-6 圧密・排水工	3-28
	3-3-9 洗掘防止工			3-29
	3-3-10 中詰工			3-29
	3-3-11 蓋コンクリート工			3-29
	3-3-13 鋼矢板工			3-29
3-3-14 控工	腹起		3-29	
	タイ材		3-29	
3-3-15 鋼杭工			3-29	
3-3-16 コンクリート杭			3-29	
3-3-17 防食工			3-32	
第5節 海上地盤改良工	3-5-2 床堀工			3-28
		ポンプ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	3-28
		グラブ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	3-28
		硬土盤浚渫	第4編3-3-2 共通事項	3-28
		砕岩浚渫	第4編3-3-2 共通事項	3-28
		バックホウ浚渫	第4編3-3-2 共通事項	3-28
	3-5-6 置換工			3-28
	3-5-7 圧密・排水工		第4編3-3-6 圧密・排水工	3-28
	3-5-8 締固工		第4編3-3-7 締固工	3-28
3-5-9 固化工		第4編3-3-8 固化工	3-28	
第6節 基礎工	3-6-3 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	3-29
	3-6-4 基礎捨石工			3-30
	3-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		基礎ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
第7節 本体工(ケーソン式)	3-7-2 ケーソン製作工			3-30
	3-7-3 ケーソン進水据付工			3-30
	3-7-4 中詰工		第4編3-3-10 中詰工	3-29
	3-7-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	3-29
第8節 本体工(ブロック式)	3-8-2 本体ブロック製作工			3-31
	3-8-3 本体ブロック据付工			3-31
	3-8-4 中詰工		第4編3-3-10 中詰工	3-29
	3-8-5 蓋コンクリート工		第4編3-3-11 蓋コンクリート工	3-29

【第4編 港湾編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 本体工(捨石・捨ブロック式)	3-10-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	3-29
	3-10-3 本体捨石工		第4編3-6-4 基礎捨石工	3-30
	3-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作 捨ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工 第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36 3-36
第11節 本体工(鋼矢板式)	3-11-2 鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工	3-29
	3-11-3 控工		第4編3-3-14 控工	3-29
第12節 本体工(コンクリート矢板式)	3-12-2 コンクリート矢板工			3-29
	3-12-3 控工		第4編3-3-14 控工	3-29
第13節 本体工(鋼杭式)	3-13-2 鋼杭工		第4編3-3-15 鋼杭工	3-29
第14節 本体工(コンクリート杭式)	3-14-2 コンクリート杭工		第4編3-3-16 コンクリート杭工	3-29
第15節 被覆・根固工	3-15-2 被覆石工			3-30
	3-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		被覆ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
	3-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
根固ブロック据付		第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36	
第16節 上部工	3-16-2 上部コンクリート工			3-31
	3-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
		上部ブロック据付	第7編2-7-3 消波ブロック工	3-36
第17節 付属工	3-17-2 係船柱工			3-32
	3-17-3 防舷材工			3-32
	3-17-4 車止・縁金物工			3-32
	3-17-5 防食工		第4編3-3-17 防食工	3-32
第18節 消波工	3-18-2 洗掘防止工		第4編3-3-9 洗掘防止工	3-29
	3-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作		3-31
		消波ブロック据付		3-31
第19節 裏込・裏埋工	3-19-2 裏込工			3-32
	3-19-4 裏埋工			3-32
第20節 維持補修工	3-20-3 防食工		第4編3-3-17 防食工	3-32
第21節 仮設工	3-21-2 仮設鋼矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	3-29
	3-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第4編3-3-13 鋼矢板工 3-3-15 鋼杭工	3-29

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	3-23	
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	3-25	
	1-4-4 バーチカルドレーン工		第3編2-7-7 バーチカルドレーン工	3-23	
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	3-23	
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23	
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8	
	1-5-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5	
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8	
	1-6-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5	
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9	
	1-7-4 護岸付属物工			3-33	
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	3-9	
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9	
	1-7-7 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10	
	1-7-8 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26	
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
		巨石積み		第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
		かごマット		第3編2-3-26多自然型護岸工	3-7
	1-7-10吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26	
	1-7-11植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26	
	1-7-12覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	3-3	
	1-7-13羽口工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
		かご枠		第3編2-3-27羽口工	3-7
		連節ブロック張り		第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	3-9
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27	
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27	
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工		第3編2-3-17根固めブロック工	3-7	
	1-9-5 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7	
	1-9-6 捨石工		第3編2-3-19捨石工	3-7	
	1-9-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
第10節 水制工	1-10-3 沈床工		第3編2-3-18沈床工	3-7	
	1-10-4 捨石工		第3編2-3-19捨石工	3-7	
	1-10-5 かご工	じゃかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
		ふとんかご		第3編2-3-27羽口工	3-7
	1-10-8 杭出し水制工			3-33	
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	3-16	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	3-20	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	3-21	
	1-11-9 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7	
	1-11-10 集水樹工		第3編2-3-30集水樹工	3-7	
	1-11-11 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5	
	1-11-12 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	3-5	
	1-12-4 標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	3-5	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			3-33	
	1-13-4 ハンドホール工			3-33	
第2章 浚渫(川)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-2-2 浚渫船運転工 (民船・官船)		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27	
第3節 浚渫工(グラブ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27	
第4節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-4-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27	
第3章 樋門・樋管					
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3	
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編 2-7-9 固結工	3-23	
第5節 樋門・樋管本体工	3-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	3-5-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8	
	3-5-5 矢板工	本体工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5
		ヒューム管			3-33
		PC管			3-33
		コルゲートパイプ			3-33
		ダクタイル鋳鉄管			3-33
	PC函渠	第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工		3-7	
3-5-7 翼壁工			3-33		
3-5-8 水叩工			3-33		
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック工	3-7	
	3-6-5 沈床工		第3編 2-3-18 沈床工	3-7	
	3-6-6 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7	
	3-6-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7	
ふとんかご		第3編 2-3-27 羽口工	3-7		
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編 3-2-29 側溝工	3-7	
	3-7-4 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	3-7	
	3-7-5 暗渠工		第3編 2-3-29 暗渠工	3-7	
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7	
第7節 付属物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	3-5	
	3-8-7 階段工		第3編 2-3-22 階段工	3-7	
第4章 水門					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編 2-12-3 桁製作工	3-24	
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	3-25	
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編 2-12-6 落橋防止装置製作工	3-25	
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編 2-12-10 鋼製排水管製作工	3-25	
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-25	
	4-3-8 鋳造費		第3編 2-12-1 鋳造費	3-24	
	4-3-9 仮設材製作工		第3編 2-12-1 仮設材製作工	3-24	
	4-3-10 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25	
第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3	
第6節 水門本体工	4-6-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	4-6-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8	
	4-6-6 矢板工 (遮水矢板)		第3編 2-3-4 矢板工	3-5	
	4-6-7 床版工			3-33	
	4-6-8 堰柱工			3-33	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 水門本体工	4-6-9 門柱工			3-33
	4-6-10 ゲート操作台工			3-33
	4-6-11 胸壁工			3-33
	4-6-12 翼壁工		第6編3-5-7 翼壁工	3-33
	4-6-13 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	3-33
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック工	3-7
	4-7-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	3-7
	4-7-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	3-7
	4-7-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	3-7
第8節 付属物設置工	4-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	4-8-8 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	3-26
	4-9-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	3-26
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	3-26
	4-9-9 架設工(トラバークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラバークレーン架設)	3-26
	4-9-10 支承工			3-33
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	4-12-4 地覆工			3-34
	4-12-5 橋梁用防護柵工			3-34
	4-12-6 橋梁用高欄工			3-34
	4-12-7 検査路工			3-34
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	3-6
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	3-6
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-6
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	3-6
	4-14-6 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	4-14-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	3-27
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第15節 コンクリート管理橋上部工(PCホロースラブ橋)	4-15-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
	4-15-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	4-15-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	4-15-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
	第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工
4-16-4 地覆工			第6編4-12-4 地覆工	3-34
4-16-5 橋梁用防護柵工			第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
4-16-6 橋梁用高欄工			第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
4-16-7 検査路工			第6編4-12-7 検査路工	3-34
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	3-12

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第18節 舗装工	4-18-7排水性舗装工		第3編2-6-9排水性舗装工	3-14	
	4-18-8透水性舗装工		第3編2-6-10透水性舗装工	3-15	
	4-18-9グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11グースアスファルト舗装工	3-16	
	4-18-10コンクリート舗装工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	3-16	
	4-18-11薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	3-20	
	4-18-12ブロック舗装工		第3編2-6-14ブロック舗装工	3-21	
第5章 堰					
第3節 工場製作工	5-3-3刃口金物製作工		第3編2-12-1刃口金物製作工	3-24	
	5-3-4桁製作工		第3編2-12-3桁製作工	3-24	
	5-3-5検査路製作工		第3編2-12-4検査路製作工	3-25	
	5-3-6鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5鋼製伸縮継手製作工	3-25	
	5-3-7落橋防止装置製作工		第3編2-12-6落橋防止装置製作工	3-25	
	5-3-8鋼製排水管製作工		第3編2-12-10鋼製排水管製作工	3-25	
	5-3-9プレビーム用桁製作工		第3編2-12-9プレビーム用桁製作工	3-25	
	5-3-10橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工	3-25	
	5-3-11鋳造費		第3編2-12-1鋳造費	3-24	
	5-3-12アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8アンカーフレーム製作工	3-25	
	5-3-13仮設材製作工		第3編2-12-1仮設材製作工	3-24	
	5-3-14工場塗装工		第3編2-12-11工場塗装工	3-25	
第5節 軽量盛土工	5-5-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3	
第6節 可動堰本体工	5-6-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8	
	5-6-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	3-8	
	5-6-5オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	3-9	
	5-6-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	3-9	
	5-6-7矢板工		第3編2-3-4矢板工	3-5	
	5-6-8床版工		第3編2-18-2床版工	3-27	
	5-6-9堰柱工		第6編4-6-8堰柱工	3-33	
	5-6-10門柱工		第6編4-6-9門柱工	3-33	
	5-6-11ゲート操作台工		第6編4-6-10ゲート操作台工	3-33	
	5-6-12水叩工		第6編3-5-8水叩工	3-33	
	5-6-13閘門工			3-34	
	5-6-14土砂吐工			3-34	
5-6-15取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	3-203		
第7節 固定堰本体工	5-7-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8	
	5-7-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	3-8	
	5-7-5オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7オープンケーソン基礎工	3-9	
	5-7-6ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8ニューマチックケーソン基礎工	3-9	
	5-7-7矢板工		第3編2-3-4矢板工	3-5	
	5-7-8堰本体工			3-34	
	5-7-9水叩工			3-34	
	5-7-10土砂吐工			3-34	
	5-7-11取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	3-27	
	第8節 魚道工	5-8-3魚道本体工			3-34
	第9節 管理橋下部工	5-9-2管理橋橋台工			3-34
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26	
	5-10-5架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	3-26	

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	3-26
	5-10-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-10-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13 架設工(送出し架設)	3-26
	5-10-9 架設工(トラバークレーン架設)		第3編2-13 架設工(トラバークレーン架設)	3-26
	5-10-10 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-2 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	5-13-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	5-13-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	5-13-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	3-6
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	3-6
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-6
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	3-6
	5-15-6 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-15-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	5-15-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-15-9 床版・横組工		第3編2-18-2 床版工	3-27
5-15-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41	
第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
	5-16-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-16-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
	5-16-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-2 架設支保工(固定)		第3編2-13 架設工	3-26
	5-17-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-17-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	3-6
	5-17-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	5-18-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	5-18-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	5-18-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第20節 付属物設置工	5-20-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	5-20-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第6章 排水機場				
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 機場本体工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	6-4-6 本体工			3-34
	6-4-7 燃料貯油槽工			3-34
第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	3-8
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	3-8
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
	6-5-6 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	6-5-7 コンクリート床版工			3-34

【第6編 河川編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第5節 沈砂池工	6-5-8ブロック床版工		第3編2-3-17根固めブロック	3-7	
	6-5-9場所打水路工		第3編3-2-29場所打水路工	3-7	
第6節 吐出水槽工	6-6-3既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8	
	6-6-4場所打杭工		第3編2-4-5場所打杭工	3-8	
	6-6-5矢板工		第3編2-3-4矢板工	3-5	
	6-6-6本体工		第6編6-4-6本体工	3-34	
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	7-3-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3	
第4節 床止め工	7-4-4既製杭工		第3編2-4-4既製杭工	3-8	
	7-4-5矢板工		第3編2-3-4矢板工	3-5	
	7-4-6本体工	床固め本体工			3-34
		巨石張り	第3編2-5-5石積(張)工		3-10
		根固めブロック	第3編2-3-17根固めブロック		3-7
	7-4-7取付擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	3-27	
	7-4-8水叩工				3-34
巨石張り		第3編2-3-26多自然型護岸工		3-7	
根固めブロック		第3編2-3-17根固めブロック		3-7	
第5節 床固め工	7-5-4本堤工		第6編7-4-6本体工	3-34	
	7-5-5垂直壁工		第6編7-4-6本体工	3-34	
	7-5-6側壁工			3-34	
	7-5-7水叩工		第6編7-4-8水叩工	3-34	
第6節 山留擁壁工	7-6-3コンクリート擁壁工		第3編2-15-1場所打擁壁工	3-27	
	7-6-4ブロック積擁壁工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	3-9	
	7-6-5石積擁壁工		第3編2-5-5石積(張)工	3-10	
	7-6-6山留擁壁基礎工		第3編2-4-3基礎工(護岸)	3-8	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	8-7-3不陸整正工		第1編2-3-6堤防天端工	3-3	
	8-7-4コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12コンクリート舗装工	3-16	
	8-7-5アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7アスファルト舗装工	3-10	
第8節 付属物復旧工	8-8-2付属物復旧工		第3編2-3-8路側防護柵工	3-5	
第9節 付属物設置工	8-9-3防護柵工		第3編2-3-7防止柵工	3-5	
	8-9-5付属物設置工		第3編2-3-10道路付属物工	3-5	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3配管工		第6編1-13-3配管工	3-33	
	8-10-4ハンドホール工		第6編1-13-4ハンドホール工	3-33	
第12節 植栽維持工	8-12-3樹木・芝生管理工		第3編2-14-2植生工	3-26	
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	9-3-2軽量盛土工		第1編2-4-3路体盛土工	3-3	
第4節 腹付工	9-4-2覆土工		第1編2-3-5法面整形工	3-3	
	9-4-3植生工		第3編2-14-2植生工	3-26	
第5節 側帯工	9-5-2縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27羽口工	3-7	
		連節ブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工(連結ブロック張り)	3-9	
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3コンクリートブロック工	3-9	
		石張り	第3編2-5-5石積(張)工	3-10	
	9-5-3植生工		第3編2-14-2植生工	3-26	
第6節 堤脚保護工	9-6-3石積工		第3編2-5-5石積(張)工	3-10	
	9-6-4コンクリートブロック工		第3編2-5-3コンクリートブロック工	3-9	
第7節 管理用通路工	9-7-2防護柵工		第3編2-3-8路側防護柵工	3-5	
	9-7-4路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	3-23	
	9-7-5舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	3-23	
	9-7-6オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	3-23	
	9-7-7排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠	第3編2-3-29側溝工		3-7
		集水樹工	第3編2-3-30集水樹工		3-7
	9-7-8道路付属物工	歩車道境界ブロック	第3編2-3-5縁石工		3-5
第8節 現場塗装工	9-8-3付属物塗装工		第3編2-3-31現場塗装工	3-8	
	9-8-4コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	3-5	

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-1 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	3-23
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	3-23
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	3-23
	1-4-5 締固改良工		第3編2-7-8 締固改良工	3-23
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	3-23
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	3-7
	1-5-5 場所打コンクリート工			3-35
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			3-35
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-5-8 基礎工		第3編2-4-3 基礎工（護岸）	3-8
	1-5-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	3-5
第6節 護岸工	1-6-3 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			3-35
	1-6-5 コンクリート被覆工			3-35
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			3-35
第9節 波返工	1-9-3 波返工			3-35
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積（張）工		第3編2-5-5 石積（張）工	3-10
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編1-6-5 コンクリート被覆工	3-35
	1-10-5 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	3-7
	1-12-4 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
		プレキャストボックス	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
		コルゲートパイプ	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
	1-12-5 管渠工	タグタイル铸铁管	第3編2-3-29 暗渠工	3-7
1-12-6 場所打水路工		第3編3-2-29 場所打水路工	3-7	
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	1-13-6 階段工		第3編2-3-22 階段工	3-7
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	1-14-8 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	3-7
	1-14-9 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	3-7
	1-14-10 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
	1-14-11 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	3-5
	1-15-4 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5

【第7編 河川海岸編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第2章 突堤・人工岬					
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3	
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			3-35	
	2-4-5 吸出し防止工			3-35	
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			3-35	
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			3-35	
	2-5-6 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
第5節 突堤本体工	2-5-7 詰杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	2-5-8 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5	
	2-5-9 石枠工			3-35	
	2-5-10 場所打コンクリート工			3-35	
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作			3-35
		ケーソン工据付			3-36
	2-5-12 セルラー工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			3-36
		セルラー工製作			3-36
	2-5-12 セルラー工	セルラー工据付			3-36
		突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			3-36
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			3-36	
	2-6-3 根固めブロック工			3-36	
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7	
	2-7-3 消波ブロック工			3-36	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			3-36	
	3-3-4 吸出し防止工		第7編 2-4-5 吸出し防止工	3-35	
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編 2-5-5 海岸コンクリートブロック工	3-35	
	3-4-4 ケーソン工		第7編 2-5-11 ケーソン工	3-35	
	3-4-5 セルラー工		第7編 2-5-12 セルラー工	3-36	
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編 2-5-10 場所打ちコンクリート工	3-35	
第4章 浚渫(海岸)					
第2節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-2-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27	
第3節 浚渫工(グラブ船)	4-3-2 浚渫船運転工		第3編 2-16-3 浚渫船運転工	3-27	
第5章 養浜					
第3節 砂止工	5-3-2 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	3-7	

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編 2-12-3-3 桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	3-25
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材 製作工			3-37
	1-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	3-26
	1-6-3 法面吹付け工		第3編 2-14-3 吹付工	3-26
	1-6-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	3-26
	1-6-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	3-27
	1-6-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工 第3編 2-3-27 羽口工	3-7 3-7
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰 堤本体工			3-37
	1-8-5 コンクリート副 堰堤工		第8編 1-8-4 コンクリート堰 堤本体工	3-37
	1-8-6 コンクリート側 壁工			3-37
	1-8-8 水叩工			3-37
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型 透過型		3-37 3-37
	1-9-6 鋼製側壁工			3-37
	1-9-7 コンクリート側 壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側 壁工	3-37
	1-9-9 水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	3-37
	1-9-10 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	3-25
	第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック 工		第3編 2-3-17 根固めブロック
1-10-6 沈床工			第3編 2-3-18 沈床工	3-7
1-10-7 かご工		じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	3-5
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編 2-3-8 路側防護柵工	3-5
	1-12-5 アスファルト舗 装工		第3編 2-6-7 アスファルト舗 装工	3-10
	1-12-6 コンクリート舗 装工		第3編 2-6-12 コンクリート舗 装工	3-16
	1-12-7 薄層カラー舗装 工		第3編 2-6-13 薄層カラー舗装 工	3-20
	1-12-8 側溝工		第3編 2-3-29 側溝工	3-7
	1-12-9 集水樹工		第3編 2-3-30 集水樹工	3-7
	1-12-10 縁石工		第3編 2-3-5 縁石工	3-5
	1-12-11 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	3-5
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	3-5
	1-13-4 小型標識工		第3編 2-3-6 小型標識工	3-5
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	3-8
	2-4-5 コンクリート擁 壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	2-4-6 ブロック積擁壁 工		第3編 2-5-3 コンクリートブ ロック工	3-9
	2-4-7 石積擁壁工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	3-10
	2-4-8 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	3-33
	2-4-9 植生工		第3編 2-14-2 植生工	3-26

【第8編 砂防編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第5節 床固め工	2-5-4 床固め本体工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工	3-37
	2-5-5 垂直壁工		第8編 1-8-4 コンクリート堰堤本体工	3-37
	2-5-6 側壁工		第8編 1-8-6 コンクリート側壁工	3-37
	2-5-7 水叩工		第8編 1-8-8 水叩工	3-37
	2-5-8 魚道工			3-37
第6節 根固め・水制工	2-6-4 根固めブロック工		第3編 2-3-17 根固めブロック	3-7
	2-6-6 捨石工		第3編 2-3-19 捨石工	3-7
	2-6-7 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
かごマット		第3編 2-3-26 多自然型護岸工	3-7	
第7節 流路付属物設置工	2-7-2 階段工		第3編 2-3-22 階段工	3-7
	2-7-3 防止柵工		第3編 2-3-7 防止柵工	3-5
第3章 斜面对策				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第4節 法面工	3-4-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	3-26
	3-4-3 吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	3-26
	3-4-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	3-26
	3-4-5 かご工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
	3-4-6 アンカー工 (プレキャストコンクリート板)		第3編 2-14-6 アンカー工	3-27
3-4-7 抑止アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	3-27	
第5節 擁壁工	3-5-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	3-5-4 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	3-5-5 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
	3-5-6 補強土壁工		第1編 2-3-4 盛土補強工	3-2
	3-5-7 井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	3-27
	3-5-8 落石防護工		第10編 1-11-5 落石防護柵工	3-39
第6節 山腹水路工	3-6-3 山腹集水路・排水路工		第3編 2-3-29 場所打水路工	3-7
	3-6-4 山腹明暗渠工			3-37
	3-6-5 山腹暗渠工		第3編 2-3-29 暗渠工	3-7
	3-6-6 現場打水路工		第3編 2-3-29 場所打水路工	3-7
	3-6-7 集水榭工		第3編 2-3-30 集水榭工	3-7
第7節 地下水排除工	3-7-4 集排水ボーリング工			3-37
	3-7-5 集水井工			3-37
第8節 地下水遮断工	3-8-3 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	3-8-4 固結工		第3編 2-7-9 固結工	3-23
	3-8-5 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5
第9節 抑止杭工	3-9-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	3-9-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	3-9-5 シャフト工 (深礎工)		第3編 2-4-6 深礎工	3-8
	3-9-6 合成杭工			3-37

【第9編 ダム編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 コンクリートダム				
第4節 ダムコンクリート工	1-4 コンクリートダム工 (本体)			3-38
	1-4 コンクリートダム工 (水叩)			3-38
	1-4 コンクリートダム工 (副ダム)			3-38
	1-4 コンクリートダム工 (導流壁)			3-38
第2章 フィルダム				
第3節 盛立工	2-3-5 コアの盛立			3-38
	2-3-6 フィルターの盛立			3-38
	2-3-7 ロックの盛立			3-38
	2 フィルダム (洪水吐)			3-38
第3章 基礎グラウチング				
第3節 ボーリング工	3-3 ボーリング工			3-38

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		3-39
		工場塗装工	第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編 2-7-4 表層安定処理工	3-23
	1-4-3 パイルネット工		第3編 2-7-5 パイルネット工	3-23
	1-4-4 バーチカルドレーン工		第3編 2-7-7 バーチカルドレーン工	3-23
	1-4-5 締固改良工		第3編 2-7-8 締固改良工	3-23
	1-4-6 固結工		第3編 2-7-9 固結工	3-23
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編 2-14-2 植生工	3-26
	1-5-3 法面吹付工		第3編 2-14-3 吹付工	3-26
	1-5-4 法枠工		第3編 2-14-4 法枠工	3-26
	1-5-6 アンカー工		第3編 2-14-6 アンカー工	3-27
	1-5-7 かが工	じゃかご	第3編 2-3-27 羽口工	3-7
ふとんかご		第3編 2-3-27 羽口工	3-7	
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	1-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編 2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	1-7-6 プレキャスト擁壁工		第3編 2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
	1-7-7 補強土壁工	補強土 (テールアルメ) 壁工法	第1編 2-3-4 盛土補強工	3-2
		多数アンカー式補強土工法	第1編 2-3-4 盛土補強工	3-2
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第1編 2-3-4 盛土補強工	3-2
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編 2-15-4 井桁ブロック工	3-27
第8節 石・ブロック積 (張) 工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	1-8-4 石積 (張) 工		第3編 2-5-5 石積 (張) 工	3-10
第9節 カルバート工	1-9-4 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	1-9-5 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	1-9-6 場所打函渠工			3-39
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編 2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第10節 排水構造物工（小型水路工）	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	1-10-5 集水柵・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	3-7
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	1-10-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	3-7
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			3-39
	1-11-5 落石防護柵工			3-39
	1-11-6 防雪柵工			3-39
	1-11-7 雪崩予防柵工			3-39
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			3-39
	1-12-5 遮音壁本体工			3-39
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2-3-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	3-23
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3 置換工	3-23
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	3-10
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	3-12
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	3-14
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	3-15
	2-4-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	3-16
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	3-16
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	3-21
	2-4 歩道路盤工			3-39
	2-4 取合舗装路盤工			3-39
	2-4 路肩舗装路盤工			3-39
	2-4 歩道舗装工			3-39
	2-4 取合舗装工			3-39
	2-4 路肩舗装工			3-39
2-4 表層工			3-39	
第5節 排水構造物工（路面排水工）	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-5 集水柵（街渠柵）・マンホール工		第3編2-3-30集水柵工	3-7
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	2-5-8 排水工（小段排水・縦排水）		第3編2-3-29側溝工	3-7
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			3-39
第6節 縁石工	2-6-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		3-40
		ラバーシュー		3-40
		アンカーボルト		3-40
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工		3-40
標識柱工			3-40	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準		
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編 2-3-9 区画線工	3-5	
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編 2-3-10 道路付属物工	3-5	
	2-12-5 ケーブル配管工	ハンドホール		3-40	
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		3-40	
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編 2-3-24 伸縮装置工	3-7	
第3章 橋梁下部					
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編 2-12-1 刃口金物製作工	3-24	
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			3-40	
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編 2-12-8 アンカーフレーム製作工	3-25	
	3-3-5 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25	
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編 2-4-3 路体盛土工	3-3	
第6節 橋台工	3-6-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	3-6-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8	
	3-6-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8	
	3-6-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	3-9	
	3-6-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	3-9	
	3-6-8 橋台躯体工			3-40	
第7節 RC橋脚工	3-7-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	3-7-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8	
	3-7-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8	
	3-7-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	3-9	
	3-7-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	3-9	
	3-7-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	3-9	
	3-7-9 橋脚躯体工	張出式			3-40
		重力式	第10編 3-7-9 橋脚躯体工		3-40
		半重力式	第10編 3-7-9 橋脚躯体工		3-40
ラーメン式			3-40		
第8節 鋼製橋脚工	3-8-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8	
	3-8-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8	
	3-8-5 深礎工		第3編 2-4-6 深礎工	3-8	
	3-8-6 オープンケーソン基礎工		第3編 2-4-7 オープンケーソン基礎工	3-9	
	3-8-7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編 2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	3-9	
	3-8-8 鋼管矢板基礎工		第3編 2-4-9 鋼管矢板基礎工	3-9	
	3-8-9 橋脚フーチング工	I型・T型			3-41
		門型			3-41
	3-8-10 橋脚架設工	I型・T型			3-41
		門型			3-41
	3-8-11 現場継手工				3-41
	3-8-12 現場塗装工			第3編 2-3-31 現場塗装工	3-25
第9節 護岸基礎工	3-9-3 基礎工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	3-8	
	3-9-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5	
第10節 矢板護岸工	3-10-3 笠コンクリート工		第3編 2-4-3 基礎工 (護岸)	3-8	
	3-10-4 矢板工		第3編 2-3-4 矢板工	3-5	
第11節 法覆護岸工	3-11-2 コンクリートブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	3-9	
	3-11-3 護岸付属物工		第6編 1-7-4 護岸付属物工	3-33	
	3-11-4 緑化ブロック工		第3編 2-5-4 緑化ブロック工	3-9	
	3-11-5 環境護岸ブロック工		第3編 2-5-3 コンクリートブロック工	3-9	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準		
第11節 法覆護岸工	3-11-6 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10	
	3-11-7 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26	
	3-11-8 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	3-7
		巨石積み		第3編2-3-26 多自然型護岸工	3-7
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	3-7
	3-11-9 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26	
	3-11-10 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26	
	3-11-11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	3-3	
	3-11-12 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	3-7
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	3-7
かご枠			第3編2-3-27 羽口工	3-7	
連節ブロック張り			第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	3-9	
第12節 擁壁護岸工	3-12-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27	
	3-12-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27	
第4章 鋼橋上部					
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	3-24	
	4-3-4 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	3-25	
	4-3-5 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	3-25	
	4-3-6 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	3-25	
	4-3-7 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	3-25	
	4-3-8 橋梁用防護柵製作工		第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-25	
	4-3-9 橋梁用高欄製作工			3-41	
	4-3-10 横断歩道橋製作工		第3編2-12-3 桁製作工	3-24	
	4-3-11 铸造費		第3編2-12-1 铸造費	3-24	
	4-3-12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	3-25	
	4-3-13 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	3-25	
	第5節 鋼橋架設工	4-5-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
4-5-5 架設工(ケーブルクレーン架設)			第3編2-13 架設工(ケーブルクレーン架設)	3-26	
4-5-6 架設工(ケーブルエレクション架設)			第3編2-13 架設工(ケーブルエレクション架設)	3-26	
4-5-7 架設工(架設桁架設)			第3編2-13 架設工(架設桁架設)	3-26	
4-5-8 架設工(送出し架設)			第3編2-13 架設工(送出し架設)	3-26	
4-5-9 架設工(トラバークレーン架設)			第3編2-13 架設工(トラバークレーン架設)	3-26	
4-5-10 支承工			第6編4-9-10 支承工	3-33	
第6節 橋梁現場塗装工	4-6-3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-25	
第7節 床版工	4-7-2 床版工		第3編2-18-2 床版工	3-27	
第8節 橋梁付属物工	4-8-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7	
	4-8-3 落橋防止措置工			3-41	
	4-8-5 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34	
	4-8-6 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34	
	4-8-7 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34	
	4-8-8 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34	

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第9節 歩道橋本体工	4-9-3 既製杭工		第3編 2-4-4 既製杭工	3-8
	4-9-4 場所打杭工		第3編 2-4-5 場所打杭工	3-8
	4-9-5 橋脚フーチング工	I型	第10編 3-8-9 橋脚フーチング工	3-41
		T型	第10編 3-8-9 橋脚フーチング工	3-41
	4-9-6 歩道橋架設工		第3編 2-13 架設工(鋼橋)	3-26
4-9-7 現場塗装工		第3編 2-3-31 現場塗装工	3-25	
第5章 コンクリート橋上部				
第3節 工場製作工	5-3-2 プレベーム用桁製作工		第3編 2-12-9 プレベーム用桁製作工	3-25
	5-3-3 橋梁用防護柵製作工		第3編 2-12-7 橋梁用防護柵製作工	3-25
	5-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編 2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	3-25
	5-3-5 検査路製作工		第3編 2-12-4 検査路製作工	3-25
	5-3-6 工場塗装工		第3編 2-12-11 工場塗装工	3-25
	5-3-7 鋳造費		第3編 2-12-1 鋳造費	3-24
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	3-6
		スラブ橋	第3編 2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	3-6
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編 2-3-13 ポストテンション桁製作工	3-6
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編 2-3-14 プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-6
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編 2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	3-6
	5-5-6 支承工		第6編 4-9-10 支承工	3-33
	5-5-7 架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	5-5-8 架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-5-9 床版・横組工		第3編 2-18-2 床版工	3-27
	5-5-10 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第6節 プレベーム桁橋工	5-6-2 プレベーム桁製作工(現場)			3-41
	5-6-3 支承工		第6編 4-9-10 支承工	3-33
	5-6-4 架設工(クレーン架設)		第3編 2-13 架設工(クレーン架設)	3-26
	5-6-5 架設工(架設桁架設)		第3編 2-13 架設工(架設桁架設)	3-26
	5-6-6 床版・横組工		第3編 2-18-2 床版工	3-27
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-2 架設支保工(固定)		第3編 2-13 架設工	3-26
	5-7-3 支承工		第6編 4-9-10 支承工	3-33
	5-7-4 PCホロースラブ製作工		第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
	5-7-5 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-2 架設支保工(固定)		第3編 2-13 架設工	3-26
	5-8-3 支承工		第6編 4-9-10 支承工	3-33
	5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	3-41
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編 2-3-15 PCホロースラブ製作工	3-6
第10節 PC箱桁橋工	5-10-2 架設支保工(固定)		第3編 2-13 架設工	3-26
	5-10-3 支承工		第6編 4-9-10 支承工	3-33
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編 2-3-16 PC箱桁製作工	3-6
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編 4-8-3 落橋防止装置工	3-41

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	3-6
	5-11-3 支承工		第6編4-9-10 支承工	3-33
	5-11-4 架設工 (片持架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	3-26
第12節 PC押し箱桁橋工	5-12-2 PC押し箱桁製作工		第3編2-3-16 PC押し箱桁製作工	3-6
	5-12-3 架設工 (押し架設)		第3編2-13 架設工 (コンクリート橋)	3-26
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	3-7
	5-13-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-34
	5-13-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
	5-13-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第6章 トンネル (NATM)				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			3-41
	6-4-4 ロックボルト工			3-41
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			3-42
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	3-42
	6-5-5 床版コンクリート工			3-42
第6節 インバート工	6-6-4 インバート本体工			3-42
第7節 坑内付帯工	6-7-5 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	3-7
第8節 坑門工	6-8-4 坑門本体工			3-42
	6-8-5 明り巻工			3-42
第11章 共同溝				
第3節 工場製作工	11-3-3 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	3-25
第6節 現場打構築工	11-6-2 現場打躯体工			3-42
	11-6-4 カラー継手工			3-42
	11-6-5 防水工	防水 防水保護工 防水壁		3-42 3-42 3-42
第7節 プレキャスト構築工	11-7-2 プレキャスト躯体工			3-42
第12章 電線共同溝				
第5節 電線共同溝工	12-5-2 管路工 (管路部)			3-42
	12-5-3 プレキャストボックス工 (特殊部)			3-43
	12-5-4 現場打ちボックス工 (特殊部)			3-43
第6節 付帯設備工	12-6-2 ハンドホール工			3-43
第13章 情報ボックス工				
第3節 情報ボックス工	13-3-3 管路工 (管路部)		第10編12-5-2 管路工 (管路部)	3-42
第4節 付帯設備工	13-4-2 ハンドホール工		第10編12-6-2 ハンドホール工	3-43
第14章 道路維持				
第4節 舗装工	14-4-3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	3-23
	14-4-4 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	3-23
	14-4-5 切削オーバーレイ工			3-43
	14-4-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	3-23
	14-4-7 路上再生工			3-43
	14-4-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	3-20
	14-4-11 グルーピング工			3-43

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第5節 排水構造物工	14-5-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	14-5-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	14-5-5 集水枿・マンホール工		第3編2-3-30集水枿工	3-7
	14-5-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	14-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	14-5-8 排水工		第3編2-3-29側溝工	3-7
第6節 防護柵工	14-6-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	14-6-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	14-6-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	14-6-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第7節 標識工	14-7-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
	14-7-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	3-40
第8節 道路付属施設工	14-8-4 道路付属物工		第3編2-3-10道路付属物工	3-5
	14-8-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	3-40
	14-8-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	3-40
第9節 軽量盛土工	14-9-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第10節 擁壁工	14-10-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	14-10-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
第11節 石・ブロック積(張)工	14-11-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	14-11-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
第12節 カルバート工	14-12-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	3-39
	14-12-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28プレキャストカルバート工	3-27
第13節 法面工	14-13-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	14-13-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26
	14-13-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
	14-13-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
	14-13-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	3-7
第15節 橋梁付属物工	14-15-2 伸縮継手工		第3編2-3-24伸縮装置工	3-7
	14-15-4 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-34
	14-15-5 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5.6橋梁用防護柵工. 橋梁用高欄工	3-34
	14-15-6 橋梁用高欄工		第6編4-12-5.6橋梁用防護柵工. 橋梁用高欄工	3-34
	14-15-7 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-34
第17節 現場塗装工	14-17-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11コンクリート面塗装工	3-5
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	16-3-4 桁補強材製作工			3-43
	16-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	3-25
第5節 舗装工	16-5-3 路面切削工		第3編2-6-15路面切削工	3-23
	16-5-4 舗装打換え工		第3編2-6-16舗装打換え工	3-23
	16-5-5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5 切削オーバーレイ工	3-43
	16-5-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17オーバーレイ工	3-23
	16-5-7 路上再生工		第10編14-4-7 路上再生工	3-43
	16-5-8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13薄層カラー舗装工	3-20
第6節 排水構造物工	16-6-3 側溝工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	16-6-4 管渠工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	16-6-5 集水枿・マンホール工		第3編2-3-30集水枿工	3-7
	16-6-6 地下排水工		第3編2-3-29暗渠工	3-7
	16-6-7 場所打水路工		第3編2-3-29場所打水路工	3-7
	16-6-8 排水工		第3編2-3-29側溝工	3-7

【第10編 道路編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	
第7節 縁石工	16-7-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	3-5
第8節 防護柵工	16-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	16-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
	16-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	3-5
	16-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	3-5
第9節 標識工	16-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	3-5
	16-9-4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	3-40
第10節 区画線工	16-10-2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	3-5
第12節 道路付属施設工	16-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	3-5
	16-12-5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	3-40
	16-12-6 照明工		第10編2-12-6 照明工	3-40
第13節 軽量盛土工	16-13-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	3-3
第14節 擁壁工	16-14-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	16-14-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	3-27
第15節 石・ブロック積(張)工	16-15-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
	16-15-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
第16節 カルバート工	16-16-4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	3-39
	16-16-5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	3-7
第17節 法面工	16-17-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	16-17-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	3-26
	16-17-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	3-26
	16-17-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	3-27
	16-17-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27羽口工	3-7 3-7
第18節 落石雪害防止工	18-18-4 落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	3-39
	18-18-5 落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	3-39
	18-18-6 防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	3-39
	18-18-7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	3-39
第20節 鋼桁工	16-20-3 鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	3-39
第21節 橋梁支承工	16-21-3 鋼橋支承工		第6編4-12-4 地覆工	3-39
	16-21-4 PC橋支承工		第6編4-12-4 地覆工	3-39
第22節 橋梁付属物工	16-22-3 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮措置工	3-7
	16-22-4 落橋防止装置工			3-27
	16-22-6 地覆工		第6編4-12-4 地覆工	3-19
	16-22-7 橋梁用防護柵工		第6編4-12-5 橋梁用防護柵工	3-19
	16-22-8 橋梁用高欄工		第6編4-12-6 橋梁用高欄工	3-34
16-22-9 検査路工		第6編4-12-7 検査路工	3-20	
第25節 現場塗装工	16-25-3 橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	3-8
	16-25-6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	3-5

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第2章 ほ場整備工事				
第3節 整地工	2-3-1 整地工	表土扱い		3-44
		基盤造成		3-44
		表土整地		3-44
		畦畔復旧		3-44
	2-3-4 暗渠排水工	吸水渠		3-44
		集水渠（支線）		3-44
導水渠（本線）			3-44	
第7節 道路工	2-7-1 1 砂利舗装工	道路工（砂利道）		3-44
第3章 農用地造成工事				
第5節 畑面工	3-5-1 畑面工	耕起深耕		3-44
		テラス（階段畑）		3-44
		土壌改良		3-44
		改良山成		3-44
第6節 道路工	3-6 道路工	耕作道		3-44
第5章 水路トンネル工事				
第5節 トンネル工	5-5-1 トンネル掘削工	支保工		3-44
		コンクリート覆工		3-44
第6章 水路工事				
第6節 開渠工	6-6-2 現場打ち開渠工	現場打開水路		3-44
	6-6-3 プレキャスト開渠工	鉄筋コンクリート大型フリューム		3-44
		鉄筋コンクリートL型水路		3-45
第7節 暗渠工	6-7-2 現場打ち暗渠工	現場打サイホン		3-45
		現場打暗渠		3-45
	6-7-3 プレキャスト暗渠工	ボックスカルバート水路		3-45
第8章 管水路工事				
第5節 管体基礎工	8-5-1 砂基礎工	砂砂利等		3-45
第6節 管体工	8-6 管水路	遠心力鉄筋コンクリート管		3-45
		ダクタイル鋳鉄管		3-45
		強化プラスチック複合管		3-45
		硬質塩化ビニル管		3-45
		鋼管		3-45
		管敷設		3-45
		V型開先（両面溶接）		3-45
		V型開先テーブ付き直管（両面溶接）		3-45
		V型開先（片面溶接）		3-45
		V型開先（片面裏当溶接）		3-45
		X型開先（両面溶接）		3-45
		X型開先テーブ付き直管（両面溶接）		3-45
		周継手溶接		3-45

【第11編 農業農村整備編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第6節 管体工	8-6 管水路	周継手溶接テープ付き直管		3-45
		すみ肉溶接		3-45
		放射線透過試験		3-45
		素地調整		3-45
		エポキシ樹脂塗装		3-45
		ジョイントコート		3-45
		たわみ率		3-45
		シールド工事 (一次覆工)		3-45
		シールド工事 (二次覆工)		3-45
第9章 畑かん施設工事				
第2節 末端工	9-2-2 散水支管設置工	スプリンクラー		3-46
第18章 ため池改修工事				
第3節 堤体工	18-3 堤体工	堤体工		3-46
第5節 洪水吐工	18-5-1 洪水吐工	洪水吐工		3-46
第6節 取水施設工	18-6 取水施設工	樋管工		3-46
		同上付帯構造物		3-46

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第1編 共通編				
第1章 総則				
第1節 総則	1-1-18 建設副産物処分			3-47
第3編 土木工事共通編				
第2章 一般施工				
第10節 仮設工	2-10-2 仮設道路工			3-47
第15節 擁壁工 共通	2-15-3 補強土壁工	(補強土(テールアルメ)壁工法)		3-47
		(多数アンカー式補強土壁工法)		3-47
		(ジブキスタイルを用いた補強土壁工法)		3-47
第12編 森林土木編				
第1章 共通				
第1節 木材等	1-1-2 枝条整理・根株処理			3-47
第2章 林道工事				
第3節 道路土工	2-3 路盤工			3-47
	2-3 コンクリート路面工			3-47
第4節 排水施設工	2-4-2 洗越工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
			第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
			第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	2-4-3 呑口工及び吐口工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
			第3編2-5-3 コンクリートブロック工	3-9
			第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
		ふとんかご、かご枠	第3編2-3-27羽口工	3-7
	2-4-4 流木除け工及び土砂止め工	ふとんかご、かご枠	第3編2-3-27羽口工	3-7
	2-4-5 流末工			3-48
2-4-6 側溝工(素堀、植生工)			3-48	
第5節 木製土留・擁壁工	2-5-4 木製土留・擁壁工		第12編4-4-2 丸太積土留工	3-48
第6節 土のう積工			第12編4-4-3 土のう積工	3-48
第7節 植生工			第3編2-14-2 植生工	3-26
			第3編2-14-3 吹付工	3-26

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 溪間工事				
第1節 コンクリートダム工	3-1 コンクリートダム 本体工			3-48
		コンクリート副ダム 工		3-48
	鋼製ダム工	第8編1-9 鋼製堰堤工	3-37	
第3節 木製ダム工			第12編3-1 コンクリートダム工	3-48
第4節 緑化工			第12編4-8 柵工	3-48
			第12編4-9-5 筋工	3-48
第4章 山腹工事				
第3節 のり切工	4-3-2 のり切			3-48
	4-3-3 階段切付工			3-48
第4節 土留工	4-4-1 土留工		第3編2-5 石積(張)工	3-10
			第3編2-5-3 コンクリートブ ロック工	3-9
			第3編2-15 擁壁工	3-27
	4-4-2 丸太積土留工			3-48
	4-4-3 土のう積土留工			3-48
第5節 埋設工	4-5-2 土留工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
			第3編2-15-1 場所打擁壁工	3-27
	4-5-3 柵工		第12編4-8-2 柵工	3-48
第6節 暗渠工	4-6-2 礫暗渠工		第3編2-3-29 暗渠工	3-7
	4-6-3 鉄線籠暗渠工		第3編2-3-27 羽口工(じゃか ご)	3-7
	4-6-4 その他二次製品 を用いた暗渠工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-6-5 ボーリング暗渠 工		第8編3-7 地下水排除工	3-37
第7節 水路工	4-7-2 張芝水路工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	4-7-3 練張及び空張水 路工		第3編2-5-5 石積(張)工	3-10
	4-7-4 鋼製及びコンクリート 二次製品水路工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-7-5 丸太柵及び網柵 水路工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-7-6 土のう等緑化二 次製品水路工		第3編2-14-2 植生工	3-26
第8節 柵工	4-8-2 柵工			3-48
	4-8-3 木柵及び丸太柵 工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-8-4 コンクリート板 柵工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-8-5 鋼製及び合成樹 脂二次製品の柵工		第12編4-8-2 柵工	3-48
第9節 筋工	4-9-2 石筋工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-9-3 萱筋工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-9-4 丸太筋工		第12編4-8-2 柵工	3-48
	4-9-5 その他二次製品 を用いた筋工			3-48

【第12編 森林土木編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第11節 吹付工			第3編2-14-3吹付工	3-26
第12節 法枠工			第3編2-14-4法枠工	3-26
第13節 植栽工			第12編第5章森林整備工事	3-49
第14節 落石防止工	4-1 4-2 鋼製落石防止壁工			3-48
	4-1 4-3 固定工（ロープ伏工）			3-48
第15節 地すべり防止工			第3編2-14法面工	3-26
			第8編3 斜面対策	3-37
第5章 森林整備工事				
第2節 植栽工	5-2-4 地拵え工			3-49
	5-2-5 植付け工			3-49
	5-2-6 施肥工			3-49
	5-2-7 支保（支柱工）工			3-49
	5-2-8 補植工		第12編5-2-8 植付け工	3-50
	5-2-9 追肥工			3-50
第3節 風倒木整理工				
第4節 保育	5-4-1 下刈り工			3-50
	5-4-2 つる切り工			3-50
	5-4-3 本数調整伐工、受光伐工、除伐工			3-50
	5-4-4 枝落とし工			3-51
	5-4-5 追肥工			3-50
	5-4-6 雪起こし工（倒木起こし）			3-51
	5-4-8 除草剤散布工		第12編5-2-5-1 植付け工（施肥）	3-49
第5節 簡易治山施設工			第12編4章 山腹工事	3-48
第6節 作業歩道整備工	5-6-1 作業歩道作設工			3-51
	5-6-2 作業歩道補修工		第12編5-6-1 作業歩道作設工	3-51
第6章 海岸防災林造成(森林造成)工				
第2節 森林造成工	6-2-1 盛土工		第1編2-3-3 盛土工	3-2
			第3編2-14-2 植生工	3-26
	6-2-2 覆砂工（伏工、砂草植栽）		第3編2-14-2 植生工	3-26
	6-2-3 実播工		第3編2-14-2 植生工	3-26
	6-2-4 防風工			3-51
	6-2-5 排水工		第3編2-3-29側溝工	3-7
	6-2-6 静砂工（静砂垣）		第12編6-2-4 防風工	3-51
6-2-7 植栽工		第12編5-2-5 植付け工	3-49	
第7章 保安林管理道工事				
第1節 適用	7-1-1 開設工		第12編2 林道工事	3-47
	7-1-1 舗装工		第3編2-6 アスファルト舗装工	3-11

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第3章 共通仮設				
第2節 汚濁防止膜工				3-52
第5章 一般施工				
第3節 共通の工種	5-3-2 共通事項	ポンプ浚渫		3-52
		グラブ浚渫		3-52
		硬土盤浚渫		3-52
		砕岩浚渫		3-52
		バックホウ浚渫		3-52
	5-3-6 圧密・排水工	サンドドレーン		3-52
		敷砂		3-52
		敷砂均し		3-52
		載荷土砂		3-52
		ペーパードレン		3-52
	5-3-7 締固工	サンドコンパクションパイル		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-8 固化工	深層混合処理杭		3-52
		敷砂	第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
		敷砂均し	第13編 3-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-3-9 洗掘防止工			3-53
	5-3-10 中詰工			3-53
	5-3-11 蓋コンクリート工			3-53
	5-3-13 鋼矢板工			3-53
	5-3-14 控工	腹起		3-53
タイ材			3-53	
5-3-15 鋼杭工			3-53	
5-3-16 コンクリート杭			3-54	
5-3-17 防食工		第13編 5-17-5 防食工	3-56	
第5節 海上地盤改良工	5-5-2 床堀工			3-52
		ポンプ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		グラブ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		硬土盤浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		砕岩浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
		バックホウ浚渫	第13編 5-3-2 共通事項	3-52
	5-5-6 置換工			3-52
	5-5-7 圧密・排水工		第13編 5-3-6 圧密・排水工	3-52
	5-5-8 締固工		第13編 5-3-7 締固工	3-52
5-5-9 固化工		第13編 5-3-8 固化工	3-52	
第6節 基礎工	5-6-3 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53
	5-6-4 基礎捨石工			3-54
	5-6-6 基礎ブロック工	基礎ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36
		基礎ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36
第7節 本体工(ケーソン式)	5-7-2 ケーソン製作工			3-54
	5-7-3 ケーソン進水据付工			3-54
	5-7-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	3-53
	5-7-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	3-53

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁	
第8節 本體工(ブロック式)	5-8-2 本體ブロック製作工			3-55	
	5-8-3 本體ブロック据付工			3-55	
	5-8-4 中詰工		第13編 5-3-10 中詰工	3-53	
	5-8-5 蓋コンクリート工		第13編 5-3-11 蓋コンクリート工	3-53	
第10節 本體工(捨石・捨ブロック式)	5-10-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53	
	5-10-3 本體捨石工		第13編 5-6-4 基礎捨石工	3-54	
	5-10-4 捨ブロック工	捨ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
捨ブロック据付		第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36		
第11節 本體工(鋼矢板式)	5-11-2 鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工	3-53	
	5-11-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-53	
第12節 本體工(コンクリート矢板式)	5-12-2 コンクリート矢板工			3-53	
	5-12-3 控工		第13編 5-3-14 控工	3-53	
第13節 本體工(鋼杭式)	5-13-2 鋼杭工		第13編 5-3-15 鋼杭工	3-54	
第14節 本體工(コンクリート杭式)	5-14-2 コンクリート杭工		第13編 5-3-16 コンクリート杭工	3-53	
第15節 被覆・根固工	5-15-2 被覆石工			3-54	
	5-15-4 被覆ブロック工	被覆ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
		被覆ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
	5-15-5 根固ブロック工	根固ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
根固ブロック据付		第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36		
第16節 上部工	5-16-2 上部コンクリート工			3-56	
	5-16-3 上部ブロック工	上部ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
		上部ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
第17節 付属工	5-17-2 係船柱工			3-56	
	5-17-3 防舷材工			3-56	
	5-17-4 車止・縁金物工			3-56	
	5-17-5 防食工		第13編 5-3-17 防食工	3-56	
第18節 消波工	5-18-2 洗掘防止工		第13編 5-3-9 洗掘防止工	3-53	
	5-18-3 消波ブロック工	消波ブロック製作	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
		消波ブロック据付	第7編 2-7-3 消波ブロック工	3-36	
第19節 裏込・裏埋工	5-19-2 裏込工			3-56	
	5-19-4 裏埋工			3-56	
第20節 維持補修工	5-20-3 防食工		第13編 5-17-5 防食工	3-56	
第21節 仮設工	5-21-2 仮設鋼矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-53	
	5-21-3 仮設鋼管杭・鋼管矢板工		第13編 5-3-13 鋼矢板工 5-3-15 鋼杭工	3-53	
第24節 魚礁工	5-24-2 単体魚礁製作工			3-57	
	5-24-4 魚礁沈設工			3-57	
	5-24-3 組立魚礁組立工	コンクリート部材組立			3-57
		鋼製部材組立			3-57
		科学系 (FRP等) 部材組立			3-58
現場鋼材溶接				3-58	

【第13編 漁港漁場編】

章、節	条	枝番	準用する写真管理基準	頁
第24節 魚礁工	5-24-3 組立魚礁組立工	被覆溶接（水中） スタッド溶接（水中）		3-58
		現場鋼材切断 （陸上現場切断）		3-58
		現場鋼材切断		3-58
第25節 増殖場工	5-25-2 着定基質製作工			3-58
	5-25-3 着定基質組立工		5-25-3 組立魚礁組立工	3-58
	5-25-4 着定基質設置工			3-58
	5-25-5 石材投入工			3-58

【 その他 】

章	節	条	枝番	頁	
その他	舗装関係	橋面防水工		3-59	
	ダム関係	仮排水路		3-59	
		仮締切（土石）		3-59	
		仮締切（コンクリート）		3-59	
		基礎掘削		3-59	
		堤体コンクリート打設		3-59	
		堤体止水		3-59	
		堤体排水工		3-59	
		堤体冷却工		3-59	
		堤体埋設計器		3-59	
	トンネル工関係	トンネル坑門工		3-59	
		トンネル（矢板工法）		3-59 3-60	
		シールド		3-60	
	維持修繕工関係	アスファルト舗装工		3-60	
		コンクリート舗装工		3-60	
		路肩、路側路盤工		3-60	
		道路除草		3-60	
		路肩整形		3-60	
		新設、更新	修理防護柵類		3-60
			修理標識類		3-60
			修理照明灯		3-60
		視線誘導標		3-60	
		清掃（路面、標識、側溝、集水柵）		3-60	
		区間線路面標示		3-60	
		街路樹植樹		3-61	
		街路樹補強補植		3-61	
		街路樹剪定		3-61	
		街路樹消毒、施肥		3-61	
		街路樹雪囲		3-61	
		排雪除雪		3-61	
		凍結防止剤散布		3-61	
		河川除草		3-61	
		応急処置		3-61	
		鉄筋、無筋コンクリート	配筋		3-61
			打設		3-61
			養生		3-61

【 品質管理 】

番号	工種	頁
1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工)	3-62
	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	3-62
5	ガス圧接	3-62
7	既製杭工	3-62
11	下層路盤	3-62
12	上層路盤	3-62
13	アスファルト安定処理路盤	3-63
14	セメント安定処理路盤(施工)	3-63
15	アスファルト舗装(プラント)	3-63
	アスファルト舗装(舗設現場)	3-63
16	転圧コンクリート(施工)	3-63
17	グースアスファルト舗装(プラント)	3-63
	グースアスファルト舗装(舗設現場)	3-63
18	路床安定処理工	3-63
19	表層安定処理工(表層混合処理)	3-64
20	固結工	3-64
21	アンカー工	3-64
22	補強土壁工	3-64
23	吹付工(施工)	3-64
24	現場吹付法砕工	3-64
25,26	河川・海岸土工(施工)	3-64
27	砂防土工	3-64
28	道路土工(施工)	3-65
29	捨石工	3-65
30	コンクリートダム(材料)	3-65
	コンクリートダム(施工)	3-66
31	覆工コンクリート(NATM)	3-66
32	吹付けコンクリート(NATM)	3-66
33	ロックボルト(NATM)	3-66
34	路上再生路盤工(材料)	3-66
	路上再生路盤工(施工)	3-66
35	路上表層再生工(材料)	3-67
	路上表層再生工(施工)	3-67

【 品質管理 】

番号	工種		頁
36	排水性舗装工・透水性舗装工(プラント)		3-67
	排水性舗装工・透水性舗装工(舗設現場)		3-67
37	プラント再生舗装工(プラント)		3-67
	プラント再生舗装工(舗設現場)		3-67
38	ガス切断工		3-67
39	溶接工		3-67
40	工場製作工		3-68
44	中層混合処理		3-68

撮影箇所一覧表（全体）

区分	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度〔時期〕	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 〔着手前〕	
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 〔完成後〕	
施工状況写真	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 〔月末〕	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜 〔施工中〕 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 〔施工中〕	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付
	仮設（指定仮設）	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 〔施工前後〕	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回（写真測量に使用したすべての画像量(ICONフォルダに格納）） 〔発生時〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザ）、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS」による場合は、計測毎に1回 〔発生時〕	指示・承諾・協議書に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 〔設置後〕	
		監視員交通整理状況	各1回 〔作業中〕	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 〔実施中〕	実施状況資料に添付する。
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 〔使用前〕	品質証明に添付する。
		品質証明 (JISマーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 〔検査時〕	
品質管理写真		別添 品質管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工	適宜	
出来形管理写真		別添 出来形管理写真撮影箇所一覧表に記載 不可視部分の施工	適宜	
		出来形管理基準が定められていない	監督員と協議事項	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度 〔被災前〕 〔被災直後〕 〔被災後〕	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	着手前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害状況等	その都度 〔発生前〕 〔発生直後〕 〔発生後〕	
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回 〔設置後〕	

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
			3		盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」における「締め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締め時〕	
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕				

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕		
			6		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 〔施工後〕		
		4 道 路 土 工	2			掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 〔掘削中〕	<ul style="list-style-type: none"> ・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔掘削後〕	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
	3 4				路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 〔巻出し時〕		
								「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 〔締固め時〕		

【第1編 共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	4 道路 路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 〔掘削後〕	<ul style="list-style-type: none"> 出来映えの撮影 TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影 	
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工後〕		
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
		5	法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔仕上げ時〕				
	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)		
						かぶり	コンクリート打設毎に1回 (重要構造物かつ主鉄筋について適用)		
2						組立て ※新設のコンクリート構造物の内、 橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験 (電磁誘導法、 電磁波レーダ法)		試験毎に1回 〔試験実施中〕

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要				
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]					
3	2	3	4		矢板工 〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	根入長	40m又は1施工箇所1回 〔打込前後〕					
						変位	40m又は1施工箇所1回 〔打込後〕					
						数量	全数量 〔打込後〕					
							5		縁石工 (縁石・アスカープ)	施工状況	1種別毎に1回 〔施工中〕	
							6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所に1回 〔施工後〕	
							7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	※基礎幅 ※基礎高さ	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
					パイプ取付高	1施工箇所に1回 〔施工後〕						
							8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
						ビーム取付高				1施工箇所に1回 〔施工後〕		
							8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) 〔施工後〕	
						ケーブル取付高				1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		9		区画線工	材料使用量	全数量 〔施工前後〕						
					施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕						
		10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕						
		11		コンクリート面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕						
					素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕						
					塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕						

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕		
					2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ橋)	断面の外形寸法 橋桁のそり 横方向の曲がり	1スパンに1回 〔製作後〕	
				13		ポストテンション桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
							幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外後〕	
							中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
				14	1	プレキャストセグメント製作工 (購入工)	断面の外形寸法	1スパンに1回 〔製作後〕	
						2	プレキャストセグメント主桁組立 工	組立状況	1スパンに1回 〔組立時〕
				15		PCホロースラブ製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
							幅 厚さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
							中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
				16	1	PC箱桁製作工	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
							幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
							内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕	
							中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕	
				16	2	PC箱桁製作工 (押し箱桁)	シーす、PC鋼材 配置状況	桁毎に1回 〔打設前〕	
							幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕	
内空幅 円空高さ	桁毎に1回 〔型枠設置後〕								
中詰め及びグラ ウト状況	1スパンに1回 〔施工時〕								

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	2	3			根固めブロック工	数量	全数量〔製作後〕			
						ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕			
					18	沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
					19	捨石工	幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
					22	階段工	幅 高さ 長さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
					24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	
						2	伸縮装置工 (鋼製フィンガー ジョイント)	設置状況	1スパン に1回 〔設置後〕	
					26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
								法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					2	多自然型護岸工 (かごマット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
					27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
						2	羽口工 (ふとんかご、かご 枠)	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
					28		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工中〕	
								※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所 に1回 (※印は場所打ちのある 場合)〔埋戻し前〕	
					29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
						2	場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
3	暗渠工	幅 深さ	120m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕							
30		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕						

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	2	3	31		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕				
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 〔施工前後〕				
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 〔塗装後〕				
		4	基礎工	1			一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				3	1		基礎工護岸(現場打)	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕		
								2	基礎工護岸(プレキャスト)		据付状況
				4				既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
									根入長	1施工箇所に1回 〔打込前〕	
									数量	全数量 〔打込後〕	
									杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
				5				場所打杭工	根入長	1施工箇所に1回 〔施工中〕	
									偏心量	1施工箇所に1回 〔打込後〕	
									数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去 前、杭頭処理後	
									杭頭処理状況	1施工箇所に1回 〔処理前、中、後〕	
									鉄筋組立状況	1施工箇所に1回 〔組立後〕	
				6				深礎工	根入長	全数量 〔掘削後〕	
									偏心量 数量、基礎径	全数量 〔施工後〕	
									ライナープレート 設置状況	1施工箇所に1回 〔掘削後〕	
									土質	土質の変わる毎に1回 〔掘削中〕	
									鉄筋組立状況	全数量 〔組立後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	土 木 工 事 共 通 編	2	4	7	オープンケーソン基礎工	杓	1基毎に1回 〔据付後〕		
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕		
						載荷状況	1基に1回〔載荷時〕		
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕		
					8	ニューマチックケーソン基礎工	杓		1基毎に1回 〔据付後〕
							ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況		1ロット毎に1回 〔設置後及び型枠取外し後〕
							載荷状況		1基に1回〔載荷時〕
							封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況		1基に1回〔施工時〕
		9	鋼管矢板基礎工	杓	1基毎に1回 〔据付後〕				
				根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基毎に1回 〔設置後〕				
				載荷状況	1基に1回〔載荷時〕				
				封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回〔施工時〕				
		5	石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ(裏込)		120m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕
							法長 厚さ (ブロック積張)		200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕
				2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回		
						幅	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕		
4	緑化ブロック工			厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所 に1回〔施工中〕				
				法長 厚さ(ブロック)	200m又は1施工箇所 に1回〔施工後〕 ただし、根入部は40m に1回				

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	2	5	5		石積(張)工	厚さ(裏込)	120m又は1施工箇所1回 〔施工中〕				
						法長 厚さ(石積・張)	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回				
		6	7	1		アスファルト舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕		
							整正状況		各層毎400mに1回 〔整正後〕		
							厚さ		各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
							幅		各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕		
				2			アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
									整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
									厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
									幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕			
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕			
						4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕			
				幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕					
				5	アスファルト舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕			
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕			
				6	アスファルト舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕			
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
平坦性	1工事1回〔実施中〕									

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕	
				4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕	
				5	半たわみ性舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
				6	半たわみ性舗装工 (表層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート、プ ライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						浸透性ミルク注入 状況	400mに1回 〔注入時〕	
平坦性	1工事1回 〔実施中〕							

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要				
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]					
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)		敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
									修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
				5	排水性舗装工 (基層工)	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕					
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕					
				6	排水性舗装工 (表層工)	タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕					
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
				10	1	透水性舗装工 路盤工	平坦性		1工事1回 〔実施中〕			
							敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕			
							修正状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕			
							厚さ		各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕			
										幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	2	6	10	2	透水性舗装工 表層工	修正状況	400mに1回 〔修正後〕			
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
				11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							修正状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕	
							幅		各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
				2	グースアスファルト舗装工 (基層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕			
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						修正状況	400mに1回 〔修正後〕			
				3	グースアスファルト舗装工 (表層工)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕			
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕			
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕			
				12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							修正状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕	
							厚さ		各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
							幅		各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
					2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							修正状況		各層毎400mに1回 〔修正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
				5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	石粉 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						スリッパー タイバー寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕		

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	鉄網寸法 位置	80mに1回 〔据付後〕	
						平坦性	1工事1回〔実施中〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						目地段差	1工事に1回	
				6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
				7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						修正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理 工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	1,000㎡に1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕	
					幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕		
				9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
						タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔整正後〕	
				10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	敷均し厚さ	400mに1回 〔施工中〕	
						転圧状況		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より「厚さあるいは標高較差」 を管理する場合は各層毎1工 事に1回 〔整正後〕	
						平坦性	1工事1回 〔実施中〕	
11	コンクリート舗装工 (連続鉄筋コンクリート舗装工)	石粉、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕					
		鉄筋寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕					
		横膨張目地部 ダウエルバー 寸法、位置	1施工箇所1回 〔据付後〕					

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	6	12	11		縦そり突合せ目地部、縦そりダミー目地部 タイバー寸法、位置	80mに1回 〔据付後〕		
						平坦性	1工事に1回(実施中)		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔型枠据付後〕 〔スリップフォーム工法の場合は打設前後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 〔修正後〕		
						目地段差	1工事に1回		
				13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕
							整正状況		各層毎400mに1回 〔整正後〕
							厚さ		各層毎200mに1回 〔整正後〕
							幅		各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕
				2		薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況		各層毎400mに1回 〔施工中〕
							整正状況		各層毎400mに1回 〔整正後〕
							厚さ		各層毎200mに1回 〔整正後〕
							幅		各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕
3		薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕					
			整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕					

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕 ※コアを採取した場合は写真 不要		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕		
				4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕		
				5	薄層カラー舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔修正後〕		
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
						厚さ	1,000㎡に1回 〔修正後〕		
				5	薄層カラー舗装工 (基層工)	幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕		
				14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
							整正状況	各層毎400mに1回 〔修正後〕	
							厚さ	各層毎200mに1回 〔修正後〕	
							幅	各層毎80mに1回 〔修正後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に よる場合は各層毎1工事に1 回 〔修正後〕	

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕 ※コアを採取した場合は写真不要	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕	
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕	
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 〔整正後〕	
				5	ブロック舗装工 (基層工)	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
タックコート プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕							

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要			
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]				
3	土木工事共通編	6	15		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔修正後〕				
					舗装打換え工	幅 延長 厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕				
					オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕				
		タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕								
		修正状況	400mに1回 〔施工後〕								
		7	地盤改良工	2			路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回〔施工後〕		
							置換工	置換厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
							パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
							サンドマット工	施工厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
							7 8	バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固め改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 施工状況	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込み前後、施工中〕	
									杭径 位置・間隔	200㎡又は1施工箇所に1回 〔打込後〕	
									砂の投入量	全数量〔打込前後〕	
		9	1			固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1施工箇所に1回 〔打込後〕			
							深度	1施工箇所に1回 〔打込前後〕			
								ただし、(スラリー攪拌工)において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。			

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	土木工	2	7	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ	1,000m ³ ～4,000m ³ につき 1回、又は施工延長40m(測点 間隔25mの場合は50m)につき 1回。 〔施工厚さ 施工中〕 〔幅 施工後〕		
							幅			
		10	仮設工	5	1	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所に1回 〔打込前〕	
								数量		
				2	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1施工箇所に1回 〔削孔後〕		
							配置誤差			1施工箇所に1回 〔施工後〕
				3	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 ただし、根入部は40mに1回		
				4	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	施工状況	250m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		9	9	地中連続壁工 (壁式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
		10	10	地中連続壁工 (柱列式)	連壁の長さ 変位	40m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕				
		22	22	法面吹付工		第3編2-14-3吹付工に準 ずる				
		12	工場製作工	1	1	1 鑄造費 (金属支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕		
						2 鑄造費 (大型ゴム支承工)	製作状況	適宜 〔製作中〕		
				3	3	仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
							製作状況			適宜 〔製作中〕
4	4			刃口金物製作工	刃口高さ 外周長	1施工箇所に1回 〔仮組立時〕				
3	1			桁製作工(仮組立による検査を 実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を 行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	※シミュレーショ ン仮組立検査 の場合は仮組 立寸法を省略			
		製作状況	適宜 〔製作中〕							
		仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕							

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
3	2	12			桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
					3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1基に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
					4	検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
							製作状況	適宜 〔製作中〕	
					5	鋼製伸縮継手製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
							製作状況	適宜 〔製作中〕	
							仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕	
					6	落橋防止装置製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
							製作状況	適宜 〔製作中〕	
					7	橋梁用防護柵製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
製作状況	適宜 〔製作中〕								
8	アンカーフレーム製作工	仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕						
9	プレビーム用桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕						
		製作状況	適宜 〔製作中〕						
		仮組立寸法	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕						
10	鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕						
		製作状況	適宜 〔製作中〕						
11	工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 〔使用前後〕						
		素地調整状況 (塗替)	部材別 〔施工前後〕						
		塗装状況	各層毎に1回 〔塗装後〕						

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要				
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]					
3	2	13	11		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]					
						14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	
										土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工中]	
										法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	
						2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]		
									ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]		
									厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]		
									法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
						3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所 に1回 [清掃後]		
									ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所 に1回 [吹付前]		
									法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]		
									厚さ(検測孔)	200㎡又は1施工箇所 に1回 [吹付後]		
						4		1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に 基づき写真測量に用いた画 像を納品する場合には、写真 管理に代えることが出来る。	
									2	法枠工(プレキャスト法枠工)	法長	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]

【第3編 土木工事共通編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要		
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]			
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ	1施工箇所につき1回 〔削孔後〕			
						配置誤差	1施工箇所につき1回 〔施工後〕			
		15	1			場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工中〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔施工中〕		
							厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 〔型枠取外し後〕		
					2		プレキャスト擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
					3		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所につき1回 〔施工後〕	
		16	1			浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船) (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	運転状況	1施工箇所につき1回 〔施工後〕		
		18	2			床版工	幅 厚さ 鉄筋の有効 高さ 鉄筋のかぶり	1スパンにつき1回 〔打設前後〕		

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港湾編	3 一般施工	3 共通の工種	2 共通事項		浚渫 (使用船舶機械等)	作業現場	現地搬入前 又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影	
					ポンプ浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる	
						排砂管設置・撤去	作業時	設置状況か判明できるように撮影	
						零号、中継船設置、撤去	作業時	適宜	
						浚渫状況	作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる	
						排砂状況	排砂時	適宜	
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
					グラブ等浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる	
						浚渫状況	作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置を判明できる背景を入れること	
						土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する	
						浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	適宜	
						浚渫土砂の土捨状況	土捨時指定区域内	土捨位置が判明できる背景を入れること	
						海洋汚染防止対策		土捨区域を示す浮標灯などを入れる	
					障害物撤去	障害物積込状況	積込時	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影など障害物の状況に応じ撮影	
						運搬船に積込まれた状態	積込完了時(運搬毎適宜)	適宜	
				障害物捨込状況		捨込時	全景が判明できるように撮影		
				6 圧密・排水工	使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜	
						均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影	
					その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
						飛砂防止対策	対策を講じた時	適宜	
					砕石ドレーン	(使用施工機械) クローラクレーン アースオーガマシン リーダーオーガ 発動発電機 コンプレッサ トラクターショベル	現場搬入時 組立時、機械毎		
						施工状況	施工時	適宜	
					サンドドレーン ペーパードレーン サンドコンパクション ショパイル	(使用施工機械) 杭打船舶機械	打設時	組立完了後船舶機械等	
						記録計器	打設時		
						測量槽等	測量中	槽等毎	
						砂運搬船舶機械	運搬中	使用船舶毎(全景)	
					載荷(土砂)	(使用施工機械) 砂運搬船、機械	運搬時	船舶機械毎	
						排砂管設備	敷設時 排砂中	適宜	
				浚渫船(採取船)		浚渫中	適宜		
				海洋汚染防止対策		対策を講じた時	適宜		
				ロッドコンパクション	(使用施工機械) 振動体(バイプロ)	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景		
					ロッド、リーダー、トラクターショベル、発動発電機、ショベルローダー	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景		
					施工状況	施工時	全景		
				8 固化工	深層混合処理	(使用施工機械) 改良船、材料運搬船、潜水土船、引船、揚錨船	搬入時	使用船舶毎	
						施工状況	測量槽設置時	適宜	
						測量槽設置、撤去状況	改良船位誘導時		
						障害物撤去状況	調査、撤去時	適宜	
						改良杭打設状況	試験杭打時 作業時	適宜	
						海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
					改良船計器類 代表的計器	計測時	適宜		

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	8 固 化 工		マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影	
						アスファルト、コンクリート打設状況	打設時	適宜	
						搬入仮置	搬入仮置時	適宜	
						アンカー取付け、加工	取付加工時	適宜	
						運搬	運搬時	適宜	
				敷設状況	敷設状況と使用船舶機械	敷設時	適宜		
				10 中 詰 工	使用船舶機械等	運搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影	
					投入	投入状況	施工時		
					均し	均し状況	施工時		
					締固め	締固め状況	施工時		
			11 蓋 コ ン ク リ ー ト	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状が判るように前方、側面からそれぞれ撮影		
				ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前			
				コンクリート積込運搬状況	陸上及び海上	コンクリート打設前	作業状況が判明できるように撮影		
				コンクリート打設	打設状況	打設時	プレキャストコンクリートを使用する場合は、コンクリートブロックの撮影基準を適用する。		
				天端仕上げ	仕上げ状況	仕上げ時			
				養生	作業状況	養生時			
			14 控 工	控工 腹起しの取付	取付け及び締付状況 腹起し継手部の施工状況	施工中及び完了時	適宜		
				タイロッド受杭	(9-5-2)杭及び矢板を適用する。				
				タイロッド、 タイフイヤーの組 立て、取付け プレキャストコン クリート控壁、控 杭、控矢板 控頂部コンクリ ート 場所打コンクリ ート 控壁	組立て及び取付状況	施工時	(3-13,15,16)矢板及び杭を適用する。 (3-8)コンクリートブロックを適用する。 (3-16)上部コンクリートを適用する。		
				杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落防止措置を撮影		
				杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるように撮影		
				杭の運搬	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、使用船舶機械等が判明できるように撮影		
				導材の設置	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導材の構造が判明できるように撮影		
				杭の建込み	建込状況 (位置出し、吊込み、建込み等)	作業時	作業状況等が判明できるように撮影		
				杭の打込み	打込状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が判明できるように撮影		
					ハンマーの種類、型式等	適宜			
					打込書己録中	測定時			
					飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜飛油対策、騒音防止対策等を行った場合		
				16 コ ン ク リ ー ト 杭	コンクリート杭 鋼矢板 及び鋼管矢板 コンクリート矢板	(3-3-15)鋼杭工を適用する。			

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	6 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工		準備、仮設	ストックヤード、 仮設道路等	使用前後	適宜	
					陸上運搬	ストック、積込み、 運搬状況	運搬時	作業機械、作業状況等が判明できるように撮影	
					捨石投入	投入状況	投入時	捨石規格毎及び作業船種毎	
					捨石均し	均し状況	作業中	規格及び作業船毎	
		7 本 体 工 (ケー ソン 式)	2 ケー ソン 製 作 工		ケーソン製作 ヤード等	ヤード及び設備	着工時	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影	
					使用船舶機械等	引船、起重機船、運搬船 クレーン運搬機械等	作業時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影	
					函台	製作函台	着工時、作業時	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材 (ルーフィング等)の敷設状況の撮影	
					棒鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
					鉄筋	保管状況	加工後	まくら木の配管、覆いの状態等を撮影	
						組立て及び結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮 影	
						吊筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する	
					型 枠	製作及び大組製作製作 時の状況	製作時	適宜	
						組立状況	組立時	適宜	
						取外し状況	取外し後	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	
						型枠清掃状況	清掃時	適宜	
					足 場	作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影	
				昇り足場		組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるよ うに撮影		
				壁継ぎ		組立時			
				足場スペース		組立時			
				解体状況		解体時			
		コン クリ ート	打設準備	打設前	打設面の不鈍物除去、散水状況等を撮 影				
			コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の 打設方法及び打込状態、締固状態等を 撮影				
			仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影				
			レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影				
			養生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状 況を撮影				
		3 ケー ソン 進 水 掘 付 工		蓋(ネットを含む)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完 了状態を撮影		
				バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明ができ るように撮影		
			進 水	進水方法		進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方 法が判明できるように撮影		
				進水設備		進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含 む。)が判明できるように撮影		
				進水状況		進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状 況を撮影		
				沈設の場合 使用船舶機械等	起重機船、発動機ポンプ 等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できる ように撮影		
				沈設の場合 仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるよ うに撮影		
			係留の場合 仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明 できるように撮影			
			使用船舶	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるように撮影			
			曳航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	曳航開始時	曳航用ロープの取付位置及び状況につ いて撮影			

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用	
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	7 本 体 工 (ケー ソン 式)	3 ケー ソン 進 水 据 付 工		曳航	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるように撮影		
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影)		
					蓋の設置	完了状況	完了時	各函毎(蓋の設置状況以外は4)ケーソン曳航を適用する。		
					使用船舶	引船全景	回航開始時	形象物等が判明できるように撮影		
					回航用ロープ	取付状況及び吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況について撮影		
					回航	回航姿勢	回航時	回航の姿勢が判明できるように撮影		
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影)		
					使用船舶機械等	起重機船、発電機ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶、機械等の種類が判明できるように撮影		
					据付作業	作業状況	据付時	各函毎(据付作業が判明できるように撮影。)		
					据付位置	前面又は背面の確認	据付時	各函毎(配筋が非対象の場合に適用する。)		
		8 本 体 工 (ブ ロ ック 式)	2 本 体 ブ ロ ック 製 作 工		ブロック製作運搬、仮置	第9章9-7-1ケーソン製作に準ずる。				
	使用船舶機械等				起重機船、台般等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影			
	据付作業				据付作業状況	据付時	据付の全体が判明できるように撮影			
		16 上 部 工			準備仮設	プラント仮設、コンクリートミキサー船回航、仮設道路、登坂路等	着工前後作業中及び跡片付後	適宜		
	準備架設				仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置後、撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影			
					コンクリートミキサー船回航	回航開始時、終了時、作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影			
					仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置後、撤去後	路線状況が判明できるように撮影			
	打継ぎ処理				処理作業	作業時	作業方法が判明できるように撮影			
	型 枠				型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影			
					型枠組立て、取外し及び運搬状況	組立て、取外し及び運搬時	適宜			
					目地材等の取付状況	作業時	適宜			
					型枠清掃状況	清掃時	適宜			
	鉄 筋				鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	適宜			
					保管作業	保管後	保管状況が判明できるように撮影			
					組立て、結束及び溶接	組立時	適宜			

【第4編 港湾編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用			
4 港 湾 編	3 一 般 施 工	16 上 部 工			コンクリート	コンクリートの運搬、打設養生作業	作業時	適宜				
						打設準備	打設前	作業毎(打設面の不純物除去、散水状況等を撮影)				
						コンクリートの運搬及び打設	運搬及び打設時	運搬方法、打設方法及び打込状態、締固状況等を撮影				
						仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影				
							穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮				
					養生	養生時	打設後の養生状況を撮影					
					足場	組立状況	組立時	適宜				
						解体状況	解体時					
					その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	作業時	適宜				
					17 付 属 工	2 係 船 柱 工				使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)トラック等	設置時
	施工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況(杭打ち、基礎石没入、均し及びコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)								
	据付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影								
	3 防 舷 材 工						使用船舶機械等	台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
							取付け	取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分及び全景取付状況の撮影		
								取付状況	取付時			
	4 車 止 ・ 緑 金 物 工						使用船舶機械等	台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
							取付け	取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)		
								塗装状況	塗装時	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)		
	5 防 食 工	電 気 防 食					使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影		
							製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)及び取付陽極全体		
							取付け(陽極) (電位測定装置)	取付状況	取付時	取付状況(水中写真)		
								設置状況	取付時	測定用端子の設置状況		
		防 食 塗 装						使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影	
								塗装	施工状況	施工時	各層毎	
		被 覆 防 食						使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
								披覆防食の作業	施工状況	施工時	適宜	
	19 裏 込 ・ 裏 埋 工					使用船舶機械等	主要船舶機械	作業時	船舶機械毎(使用する船舶機械等が判明できるように撮影)			
						施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	適宜			
							埋立材連搬の状況	運搬作業時				
							埋立材整地状況	整地作業時				
							余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影			
							公害防止対策	防止処理作業時	適宜			
	2 共 通 仮 設	2 汚 濁 防 止 膜 工				取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影			
						設置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるよう使用船舶機械を配慮し撮影			
						撤去	撤去状況	撤去時				

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要												
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]													
6 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸附属物工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕													
									10 水制工	8		杭出し水制工	径 杭長	1施工箇所 に1回 〔打込み前〕						
		13 光ケ ーブル 配管工	3		配管工	配管状況	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕													
									4		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕							
	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	6	1	函渠工(本体工)	厚さ 幅 内空幅 内空高	1施工箇所 に1回 〔型枠取 外し後〕													
									6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイ プ) (ダクタイル鑄鉄 管)	据付状況	120m又は1施工箇所 に1回 〔巻立前〕							
															7		翼壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取 外し後〕	
	4 水門	3 工場 製作 工	3		水門	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取 外し後〕													
									4		扉体、戸当り及び開閉装置		機械工事施工管理基準(案) 参照							
															10		水門塗装		機械工事施工管理基準(案) 参照	
		6 水門 本 体 工	7 8 9 10 11			床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔型枠取 外し後〕												
										9 鋼管 理橋 上 部 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	支承取付状況	1スパンに1回 〔取付後〕					
9 鋼管 理橋 上 部 工																	10	2	支承工 (ゴム支承)	支承取付状況

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第6編 河川編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
6 河川編	4 水門	12 橋梁付 属物工 (鋼管理橋)	4		地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
			5 6		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
			7		検査路工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14			開門工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ 延長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
				8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
				8 魚道工	3	魚道本体工	厚さ 幅 高さ	200m又は測定箇所 毎に1回 〔施工後〕	
				9 管理橋 下部工	2	管理橋橋台工	厚さ 天端幅 (橋軸方向) 敷幅 (橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	6 排水 機場	4 機場 本体工	6			本体工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
				7		燃料貯油槽工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
				5 沈砂 池工	7	コンクリート床版工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	7 床止め ・床固め	4 床止め 工	6	1		本体工 (床固め本体工)	天端幅 堤幅 水通し幅	測定箇所 毎に1回 〔施工後〕	
				8	1	水叩工	幅 高さ	測定箇所 毎に1回 〔施工後〕	
		5 床固め 工	6		側壁工	天端幅 長さ	測定箇所 毎に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
7 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外後〕		
			6		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 据付状況	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 法長 厚さ	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔施工後〕 200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				5		コンクリート被覆工	法長 厚さ 裏込材厚	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕	
		8 天端 被覆 工	2		コンクリート被覆工	幅 厚さ 基礎厚	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 40m又は1施工箇所に1回 〔施工中〕		
				9 波返 工	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕
	2 突堤・ 人工 岬	4 突堤 基礎 工	4		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			5		吸出し防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
		5 突堤 本体 工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
			5		海岸コンクリートブロック工	数量 ブロックの形状 寸法 天端幅	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕 200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕		
				9		石砕工	厚さ 高さ 間詰石状況	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕 1施工箇所に1回 〔施工後〕	
				10		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
			11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 〔製作後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第7編 河川海岸編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回 〔据付後〕		
				3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
			12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 〔製作後〕		
				2	セルラー工 (セルラー工据付)	据付状況	1施工箇所 に1回 〔据付後〕		
				3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ 幅	1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
		6 根固め 工	2		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		
				3	根固めブロック工	数量 ブロックの形状 寸法	全数量 〔製作後〕 形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕		
		7 消波工	3			消波ブロック工	数量	全数量 〔製作後〕	
							ブロックの形状 寸法	形状寸法変わる毎に1回 〔製作後〕	
							据付状況	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	3 海城堤防 (人工リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海城堤基礎 工	3		捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第8編 砂防編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
8 砂防編	1 砂防堰堤	3 工場製作工	4		鋼製堰堤仮設材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
						製作状況	適宜 〔製作中〕		
		8 コンクリート堰堤工	4			コンクリート堰堤本体工	骨材採取製造 コンクリート製造 運搬	月に1回 〔施工中〕	
							打継目処理 打込・養生	4リフト毎に1回 〔施工中〕	
							天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
			6			コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
		8			水叩工	幅 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
	9 鋼製堰堤工	5	1		鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕		
						鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ		測定箇所毎に1回 〔施工後〕
		6		鋼製側壁工	長さ 幅 下流側倒れ 高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕			
	2 流路	5 床固め工	8			魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
	3 斜面対策	6 山腹水路工	4			山腹明暗渠工	厚さ 幅 高さ 深さ	120m又は1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
							7 地下水排除工	4	
			5			集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1施工箇所に1回 〔施工後〕	
9 抑止杭工		6			合成杭工	偏心量	1施行箇所に1回 〔施工後〕		
					数量	全数量 〔打込後〕			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第9編 ダム編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天端幅 ジョイント間隔 リフト高 堤幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					コンクリートダム工 (水叩)	ジョイント間隔 幅 長さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
						打継目処理	奇数ブロック毎に岩着部中間 リフトに1回	
					コンクリートダム工 (副ダム)	ジョイント間隔 リフト高 堤幅 堤長	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					コンクリートダム工 (導流壁)	ジョイント間隔 リフト高 厚さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
2 フィ ールド ム	4 盛 立 工	5			コアの盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					フィルター の盛立	外側境界線 盛立幅	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					ロック の盛立	外側境界線	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
					フィルダム (洪水吐)	ジョイント間隔 厚さ 幅 リフト高さ	測定箇所毎に1回 〔施工後〕	
3 基 礎 グ ラ ウ チ ン グ	3 ボ ー リ ン グ 工				ボーリング工	ボーリング状況 水押テスト状況 グラウト状況 深度 配置誤差	ブロック毎に1回 〔施工中〕	
					コア	地質変化毎全数量 〔抜取後〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
10 道路編	1 道路改良	3 工場製作工	2	1	遮音壁支柱製作工	部材長	1施工箇所1回 〔製作後〕		
					場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1施工箇所1回 〔型枠取外し後〕		
		11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所1回 〔施工後〕		
					落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
					防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所1回 〔施工後〕		
		12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所1回(施工前は必要に応じて)〔施工前後〕		
					遮音壁本體工	支柱間隔 支柱ずれ 支柱倒れ 高さ	1施工箇所1回 〔施工後〕		
	2 舗装	4 舗装工			歩道舗装工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
						整正状況	各層毎400mに1回 〔整正後〕		
						厚さ	各層毎200mに1回 〔整正後〕		
						幅	各層毎80mに1回 〔整正後〕		
		5 排水構造物工(路面排水工)	9			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	整正状況	400mに1回 〔整正後〕	
							タックコート、プライムコート	各層毎に1回 〔散布時〕	
平坦性							1工事1回 〔実施中〕		
					排水性舗装用路肩排水工	据付状況	200m又は1施工箇所1回 〔施工中〕		

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
10 道路編	2 舗装	7 踏掛版工	4		踏掛版工 (コンクリート工) (ラバーシュー) (アンカーボルト)	<コンクリート工> 各部の厚さ 各部の長さ	1施工箇所1回 〔施工後〕		
					<ラバーシュー> 各部の長さ 厚さ				
					<アンカーボルト> 中心のずれ アンカー長				
	9 標識工	4	1	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所1回 〔施工後〕		
					2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ		1施工箇所1回
		12 道路付 属物 施設工	5	1	1	ケーブル配管工	配管状況	100m又は1施工箇所1回 〔施工後〕	
						2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	厚さ 幅 高さ	
			6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 高さ	基礎タイプ毎5箇所1回(施 工前は必要に応じて)〔施工 前後〕		
		3 橋梁 下部	3 工場 製作 工	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1脚に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕	
	製作状況						適宜 〔製作中〕		
	仮組立寸法 (撮影項目は適 宜)						1脚に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
	6 橋台 工		8		橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方 向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より出来形管理資料を提出す る場合は、出来形計測状況を 1工事1回		
7 RC 橋脚 工						9	1		橋脚躯体工 (張出式)
	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	厚さ 天端幅 敷幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外し後〕 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領(案)」に より出来形管理資料を提出す る場合は、出来形計測状況を 1工事1回					

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	幅 高さ 長さ	全数量 〔型枠取外後〕	
				2	橋脚フーチング工 (門型)	幅 高さ	全数量 〔型枠取外後〕	
			10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
				2	橋脚架設工 (門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 〔架設中〕	
			11	現場継手工	継手部のすき間	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
			製作状況	適宜 〔製作中〕				
	8 橋梁付属物工	3		落橋防止措置工	アンカーボルト 孔の削孔長	1施工箇所に1回 〔削孔後〕		
5 コンクリート橋上部	6 プレベーム桁橋工	2		プレベーム桁製作工 (現場)	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
			製作状況	適宜 〔製作中〕				
			仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕				
			幅 高さ	桁毎に1回 〔型枠取外し後〕				
6 トンネル (N A T M)	4 支保工	3		吹付工	岩質	岩質が変わる毎に1回 〔掘削中〕		
			湧水状況	適宜 〔掘削中〕				
			吹付面の清掃状況	40m毎に1回 〔清掃後〕				
			金網の重ねせ状況	40m毎に1回 〔2次吹付前〕				
	吹付け厚さ(検測孔)	40m毎に1回 〔吹付後〕						
	4		ロックボルト工	位置間隔 角度 削孔深さ 孔径 突出量	施工パターン毎又は80mに1 断面〔穿孔中〕			
			ロックボルト注入 状況	施工パターン毎又は80mに1 断面〔注入中〕				
		ロックボルト打設 後の状況	施工パターン毎又は80mに1 断面〔打設後〕					

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	6 トンネル (N A T M)	5 覆工	3		覆工コンクリート工	覆工 (巻立空間)	1セントルに1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	1セントルに1回 〔型枠取外し後〕	
						幅 高さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
			5		床版コンクリート工	幅 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
		6 イン パ ー ト 工	4			インパ ー ト 本 体 工	インパ ー ト (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕
	幅(全幅)						200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	8 坑 門 工	4			坑門本 体 工	幅 高さ	1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
		5			明り巻 工	覆工 (巻立空間)	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠組立後〕	
						覆工 (厚さ)	40m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
				幅(全幅) 高さ(内法)	200m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕			
11 共同溝	6 現場打 構 築 工	2			現場打 軀 体 工	厚さ 内空幅 内空高	200m又は1施工箇所 に1回 〔型枠取外し後〕	
						4		
		5	1		防水工 (防水)	幅	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
			2		防水工 (防水保護工)	厚さ	100m又は1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
			3		防水工 (防水壁)	高さ 幅 厚さ	1施工箇所 に1回 〔施工後〕	
	7 プレ キ ャ ス ト 構 築 工	2			プレキ ャ ス ト 軀 体 工	据付状 況	200m又は1施工箇所 に1回 〔埋戻し前〕	
12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2			管路工 (管路部)	敷設状 況	100m又は1施工箇所 に1回 〔敷設後〕	

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【第10編 道路編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
10 道路編	12 電線共同溝	5 電線共同溝工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回〔据付後〕	
			4		現場打ちボックス工 (特殊部)	厚さ 内空幅 内空高	100m又は1施工箇所 に1回〔型枠取外し後〕	
			6		ハンドホール工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 〔型枠取外し後〕	
14 道路維持	4 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 〔施工後〕		
					タックコート	各層毎に1回 〔散布時〕		
					整正状況	400mに1回 〔施工後〕		
		7		路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 〔施工中〕		
			整正状況 厚さ		各層毎400mに1回 〔整正後〕			
11		グレーピング工	施工状況 出来ばえ	施工日に1回 (施工前後)				
16 道路修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 〔原寸時〕		
					製作状況	適宜 〔製作中〕		
					仮組立寸法 (撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 〔仮組立時〕		
	22 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ、径、材質	1橋に1回又は1工事に1回 (材料搬入時)		
					施工状況	適宜 (施工中)		

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	2 ほ場整備工事	3 整地工			表土扱い	表土厚	おおむね10a当たり1箇所	
					基盤造成 表土整地	基盤面 表土埋戻後	おおむね10a当たり1箇所 ただし、「情報化施工技術 の活用ガイドライン」による 断面管理の場合は、1工事 につき1回、面管理の場 合は計測ごとに1回とする。	
					畦畔復旧	幅 高さ その他必要箇所	施工延長おおむね200～400 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所。	
	4 暗渠排水工			吸水渠	埋設深 埋設間隔 その他必要箇所	1 耕区当たり1～2箇所		
				集水渠（支線） 導水渠（幹線）	埋設深 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所		
	7 道路工			道路工（砂利道）	まき出し厚さ 転圧 厚さ 幅 その他必要箇所	幹線道路は50～100mにつ き1箇所、支線道路は200 ～400mにつき1箇所		
	3 農用地造成工事	5 畑面工			耕起深耕	耕起深 つぼ掘り	おおむね1ha当たり2～3 箇所撮影するほか、つぼ掘 りは2ha当たり1箇所	
				テラス（階段畑）	幅 耕起幅 法勾配 その他必要箇所	テラス延長 100～200mに つき1箇所、上記未満は2 箇所		
				道路工（耕作道）	幅 厚さ 法勾配 側溝幅	施工延長おおむね100～200 mにつき1箇所		
				土壌改良	サンプル採取中 及び試験中の箇 所 その他必要箇所	おおむね2ha当たり1箇所		
				改良山成	基準高 法勾配 その他必要箇所	測定点2～3箇所につき1 箇所		
5 水路トンネル工事	5 トンネル工			水路トンネル	巻厚 型枠 切羽 支保工 矢板 坑口 その他必要箇所	巻厚については1スパンに つき1箇所、その他は掘削 タイプの変化する毎に1箇 所		
6 水路工事	6 開渠工			現場打開水路	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1 箇所		
				鉄筋コンクリート 大型フリューム	布設 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所		

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	6 水路工事	6 開渠工			鉄筋コンクリート L形水路	幅 厚さ 布設 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	
					現場打サイホン	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1 箇所	
			7 暗渠工		現場打暗渠	幅 厚さ 高さ 配筋 打継目 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1 箇所	
					ボックスカルバート 水路	高さ その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	
	8 管水路工事	5 管体基礎工			管体基礎工 (砂基礎及び埋戻等)	基礎 埋戻等の厚さ 幅 まき出し 締固め状況等	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所 ただし、「情報化施工技術 の活用ガイドライン」による 断面管理の場合は、1工 事につき1回とする。	
					管水路 (遠心力鉄筋コンク リート管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	
					管水路 (ダクタイル鋳鉄管) (強化プラスチック 複合管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	
					管水路 (硬質塩化ビニル管)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	
					管水路 (鋼管)	芯出し据付状況 溶接作業 清掃状況 塗装 非破壊検査 ピンホール検査 膜厚検査 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所、上記未満 は2箇所	膜厚検査で塗 膜厚の確認が 困難な場合 は、使用済塗 料空カン等の 撮影を行う。
					管水路 (埋設とう性管) たわみ率	マーキング関係 Dh及びDv寸 法 その他必要箇所	たわみ量測定箇所2箇所に つき1箇所。ただし、測定 箇所が2箇所の場合は2箇 所	Dh及びDv寸 法の測定状況 のほか、ス ケール目盛を 撮影する。
		シールド工事 (一次覆工)	セグメント設置状 況 外観検査 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100 mにつき1箇所。上記未満 は2箇所。たわみ率測定箇 所2箇所につき1箇所、た だし、測定箇所が2箇所の 場合は2箇所	Dh及びDv寸 法の測定状況 のほか、ス ケール目盛を 撮影する。			

【第11編 農業農村整備編】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]	
11 農業農村整備編	8 管水路工事	5 管体基礎工			シールド工事 (二次覆工)	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所。上記未満は2箇所。たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所、ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
					推進工事	管布設状況 外観検査 ジョイント関係 Dh及びDv寸法 その他必要箇所	施工延長おおむね50～100mにつき1箇所。上記未満は2箇所。たわみ率測定箇所2箇所につき1箇所、ただし、測定箇所が2箇所の場合は2箇所	Dh及びDv寸法の測定状況のほか、スケール目盛を撮影する。
	9 畑かん施設工事	2 末端工			スプリンクラー	埋設深	1ha当たり1～2箇所	
	18 ため池改修工事	3 堤体工			堤体工	盛土幅員 まき出し厚さ 転圧 法長 法面(芝) 法勾配 排水側溝 その他必要箇所	施工延長おおむね20m～40mにつき1箇所	
		5 洪水吐工			洪水吐工	床掘 基礎 幅 高さ 配筋 打継目 パイプ布設 外観検査 ジョイント関係 その他必要箇所	おおむね2スパンにつき1箇所。箇所単位の構造物については適宜撮影。	
		6 取水施設工			樋管工 同上付帯構造物 (土砂吐ゲート等)	床掘 基礎 幅 高さ 厚さ 配筋 打継目 その他必要箇所	施工延長おおむね10mにつき1箇所。箇所単位の構造物については適宜撮影。	

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘 要	
						撮 影 項 目	撮 影 ・ 提 出 頻 度 [時 期]		
1 共通編	1 総則	1 総則	1 8		建設副産物処分 (現場内利用・中間 処理施設持込み・最 終処分場持込み・他 工事間流用) ※残土処理含む	現 場 内 利 用	施工前・施工後の数量管理、施工中の状況管理を行 い、一連の作業で適正な処理が確認できること。 [施工前・後]		
						有 償 売 却	引き渡し前の全数量、形状 [引き渡し前]		
						中間処理施設・最終処分 施設への持込	副産物種別毎、運搬機種毎、運搬日毎に1回 [持出し時]		
						残 土 処 理	各工種の盛土工によること。 [施工前・中・後]		
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	2		仮設道路工 (開設、補修工)	掘 削 工	土 質 等 の 判 別	土質が変わる毎に1回 [掘削中]	
							幅、 長	200m又は、1施工箇所 に1回 [掘削後]	
						盛 土 工 (残土処理 工)	巻 出 し 厚	200mに1回 [巻出し時] ※工程写真については、一層毎	
							締 固 め 状 況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]	
							法 幅	200m又は、1施工箇所 に1回 [施工後]	
						法面整形工 (盛土部)	仕 上 げ 状 況 厚 さ	200m又は、1施工箇所 に1回 [仕上げ時]	
						路 面 工	幅、厚 さ	12-2-3 森林土木編-林道工事-道路土工-路 盤工・コンクリート路面工によること。	
	そ の 他 構 造 物		各種構造物の写真撮影箇所に準ずる。						
		1 5 擁壁工 共通	3			補強土壁工 (補強土(アールアルム) 壁工法) (多数アンカー式補強土 壁工法) (シオキスタイルを用い た補強土壁工法)	設 置 状 況 (壁面材組立・補強材)	各層毎に1回 [設置中・後]	・基礎工の撮影箇所 は、3-2-4-1 一 般事項によること。 ・基礎コンクリートの撮 影箇所は、3-2-4 -3(1) 基礎工護岸 によること。
							延 長 ・ 幅 ・ 高 さ		
盛 土 工 の 転 圧 状 況 (巻出し厚・敷均・締固)							3層毎 [施工中]		
高 さ ・ 鉛 直 度							起点・終点及び断面の 変化点毎に1回 [施工後]		
12 森林土木編	1 共通	1 木材等	2		枝条整理・根株処理 (現場内利用分)	枝 条 整 理	500㎡未満で1回、又は500㎡以上で3回 [施工前・中・後]		
						根 株 処 理	測定箇所毎に1回 (破碎前後の確認) [破碎前・中・後]		
	2 林道工事	3 道路土工			路盤工	施工状況	400mに1回 [施工中]		
						幅	80m又は、施工箇所 毎に1回 [施工後]		
						厚 さ	200m又は、施工箇所 毎に1回 [施工後]		
						コンクリート路面工	型 枠 (幅・厚 さ)	200m又は、施工箇所 毎に1回 [型枠設置後]	
							出 来 形 (幅)	80m又は、施工箇所 毎に1回 [型枠取外後]	
							出 来 形 (厚 さ)	200m又は、施工箇所 毎に1回 [型枠取外後]	

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘 要						
						撮 影 項 目	撮 影 ・ 提 出 頻 度 [時 期]							
12	3	4	5		流水工	基床、幅、厚さ	1 施工箇所毎に 1 回 [施工中]							
						幅、高さ、厚さ、据付け状況	1 施工箇所毎に 1 回 [埋戻し前]							
							6			側溝工 (素堀) (植生工)	幅、深さ	200m又は、1 施工箇所毎に 1 回 [施工後]		
										コンクリートダム本体工 コンクリート副ダム工	打 継 目 処 理 打 込 ・ 養 生	リフト毎 1 回 [施工中]		
									出 来 形 (幅・延長・挿筋本数)					
									止 水 (止水板の位置・型枠・目地材設置状況)		設置箇所毎 1 回 [施工中]			
									水 抜 (寸法・取付位置)		設置箇所毎 1 回 [取付後]			
									天 端 幅 ・ 堤 幅 ・ 水 通 し 幅 ・ 堤 長		測定箇所毎に 1 回 [施工後]			
									法 長		上下流各 2 箇所毎に 1 回 [ダム完成後]			
							3		2		のり切工	法 長	図示の点または 1 施工箇所毎に 1 回 [施工前、中、後]	
									3		階段切付工	法 長 (階 段 間) 幅 ・ 高 さ	100m又は、施工箇所毎に 1 回 [施工前・中・後]	
							4		2	3	土留工 (丸太積み土留工) 土のう積工 木製土留工	杭打込深さ・杭径・杭長	40mまたは 1 施工箇所毎に 1 回 [施工中]	・基礎工の撮影箇所は、3-2-4-1 一般事項によること。
									高 さ ・ 杭 間 隔			40mまたは 1 施工箇所毎に 1 回 [施工後]		
							8				柵工 (編柵工) (丸太柵工) (二次製品を用いた柵工)	杭打込深さ・杭径・杭長	40m又は、施工箇所毎に 1 回 [打込み前後]	
				施 工 状 況	40m又は、施工箇所毎に 1 回 [施工中]									
				高 さ ・ 杭 間 隔	40m又は、施工箇所毎に 1 回 [施工後]									
		9			筋工 (その他緑化二次製品を用いた筋工)	施 工 状 況	40m又は、施工箇所毎に 1 回 [施工前、中、後]	・丸太筋工については、柵工に準ずる ※高さ・幅については、種別により必要としない場合有り						
		14	2		落石防護柵工 (ストガード) (I型) (λ型)	高 さ	200m又は 1 施工箇所毎に 1 回 [施工後]	・基礎工の撮影箇所は、3-2-4-1 一般事項によること。 ※ コンクリート(鉄筋)施工の場合は、3-3-1-2 現場打擁壁工によること。						
				基 礎 工 (幅 ・ 高 さ ・ 延 長)		3-2-15-1 土木工事共通編 一般施工 擁壁工 一 場所打擁壁工によること。 [施工前、中、後]								
					固定工 (ロープ掛工) (ロープネット工法)	ロ ー プ 張 り 状 況	200㎡に 1 回又は、施工箇所毎に 1 回							
				削 孔 深 さ		1 施工箇所毎に 1 回								

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影・提出頻度〔時期〕			
12	5	森林整備工事	一般		着工前用地境界	測点杭及び用地境界確認状況	現地測点杭全本数の25%以上 (最低4回) 〔施工前〕	※施行面積がコンパス又は同等以上の精度を有する器械による測量成果に基づくものでない場合(GPS等)は、コンパスによる周囲測量により杭を設置し撮影。		
					4	地拵え	施工状況	施工地全体及び標準地 〔施工前・中・後〕 (工程管理写真については、標準地で各1回) 又、 残存木についても管理	・標準地は400m ² を基準 ※設定し難い場合は別途協議	
							棚間隔・規模	施工地全体及び標準地 〔施工前・中・後〕 (工程管理写真については、標準地で各1回) 又、 残存木についても管理		
							工種完了	施工地全体及び標準地 〔完了後〕		
					5	1	植付け(山行苗・新植)	苗木(規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格 (搬入時毎1本) 〔植付前〕	・標準地は400m ² を基準
								仮植状況	状況及び完了 (樹種毎1回) 〔施工中・後〕	
								植付状況(植穴規格・地被物等の除去・苗木の運搬・植付)	全体の施工前・後及び標準地での工程管理 (1標準地で樹種毎1本、最低1本、運搬状況1枚) 〔植付前・中・後〕	
								施肥状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量 (1標準地で樹種毎1本、最低1本、運搬状況1枚) 〔施工中・後〕	
								添竹設置状況(規格・運搬含)	全本数及び標準地での工程管理 (1標準地で1本、運搬状況1枚) 〔施工中・後〕	
								植栽完了	施工地全体及び標準地(植栽本数・植栽間隔) 〔完了時〕	
					5	2	植付け(小・中・大苗木)	苗木(規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格 (搬入時毎3本) 〔植付前〕	・標準は、100本当たり3本の管理であるが、樹種別の総本数により監督員と協議
								植付状況(植穴・地被物等の除去・苗木の運搬・植付)	樹種毎3本/100本 〔植付前・中・後〕	
施肥状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量 (樹種毎3本/100本) 〔施工中・後〕									
客土状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの客土量 (樹種毎は3本/100本) 〔施工前・中・後〕									
支柱設置状況(規格・運搬含)	材料全本数及び樹種・支柱別 (3本/100本) 〔施工中・後〕									
植栽完了	施工地全体及び部分写真 (ナンバリングテープ写真は、1・20・40・・・最終本) 〔完了時〕									

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影・提出頻度〔時期〕		
12	5	2	8		植付け(山行苗の部分補植)	苗木 (規格・全本数)	全本数(樹種毎)及び樹種毎の規格(搬入時毎1本) [植付前]	10本間隔については、全体本数等を考慮し監督員と協議	
						仮植状況	状況及び完了(樹種毎1回) [施工中・後]		
						植付状況(植穴規格・地被物等の除去・苗木の運搬・植付)	全体の施工前・後及び標準地での工程管理(1標準地で樹種毎1本) [植付前・中・後]		
						施肥状況(運搬含)	使用前・後の全数量及び1本当たりの施肥量(1標準地で樹種毎1本) [施工中・後]		
						添竹設置状況(規格・運搬含)	全本数及び標準地での工程管理(1標準地で樹種毎1本) [施工中・後]		
						植栽完了	施工地全体(ナンバリングテープ写真管理は、1・20・40・・・最終本)及び標準地(植栽間隔) [完了時]		
	3		1		風倒木整理工	施工状況(伐木造材・枝条整理・木寄)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理(標準地で2回) [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準 ・10本間隔については、全体本数等を考慮し監督員と協議	
						風倒木整理完了	施工地全体の施工前・後及び標準地で伐採木管理(標準地で全伐採木にナンバリングテープ写真管理は、1本・50本間隔・最終本) [完了時]		
	4	12			下刈り つる切り 追肥	施工状況	施工地全体の施工前・後及び標準地での工程管理(1標準地2回) ※下刈りは、密度管理及び草高管理標準地で1回、つる切りは、繁茂状況を標準地で1回、追肥は植付けの施肥に準ずる。 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準(つり切り、追肥)	
						工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]		
		3	1			除伐(広葉樹)	施工状況	施工地全体の施工前・後及び標準地での工程管理(1標準地毎2回) ※密度管理及び伐採率管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準
							工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]	
3	2			除伐(針葉樹) 本数調整伐	選木状況(胸高直径・樹高)	標準地毎2回(テープ等により判別) [選木時]	・標準地は400m ² を基準 ・本数調整伐での撮影頻度については標準地数及び工区数を考慮し監督員と協議。		
					施工状況(伐倒・玉切・枝払い・集積)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理(標準地内外で各工程3回) (標準地内伐採木のナンバリングテープ管理写真は、全数) [施工前・中・後]			
					工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]			

【第12編 森林土木編】

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影・提出頻度〔時期〕	
1 2	5 森林整備工事	4 保育	4	1	枝落し(2m)	施工状況 (枝落し高含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※枝落し高管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準
						工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]	
			4	2	枝落し(3m以上)	施工状況 (枝落し高・枝落し本数含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※枝落し高、本数管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準
						工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]	
			6		雪起し工 (倒木起し)	施工状況 (樹高・倒木 起し率含)	施工地全体の前・後及び標準地での工程管理 (標準地で各工程2回) ※樹高、倒木起し率等の管理は標準地で1回 [施工前・中・後]	・標準地は400m ² を基準
						工種完了	施工地全体及び標準地 [完了時]	
6		1	作業歩道作設工	掘削工(幅、法長)	200m又は、1施工箇所毎に1回 [掘削後]			
6	2 海岸防災林造成工	4	防風柵 シカ等動物被害防止 柵	全使用材料	全使用材料 [使用前]			
				杭打込深さ・杭径・杭長	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [打込み前後]			
				施工状況 (材料等の運搬含)	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [施工中]			
				高さ 杭間隔・杭本数	80mに1回又は、施工箇所毎に1回 [施工後]			

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)/撮影頻度	適用						
13 漁港 漁場 編	3 共通 仮設	2 汚濁 防止 膜工			取付け、組立て	取付け、組立状況	組立時全体及び部分	カーテンの接続、アンカー等の取付状況が判明できるように撮影							
					設置	設置状況	設置時	作業状況が判明できるように使用船舶機械を配慮し撮影							
					撤去	撤去状況	撤去時								
	5 一般 施工	3 共通 的工 種	2 共通 事項			浚渫 (使用船舶機械等)	作業現場	現地搬入前 又は現地搬入時	全景及び数量が判明できるように撮影						
						ポンプ浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる						
							排砂管設置・撤去	作業時	設置状況が判明できるように撮影						
							番号、中継船設置、撤去	作業時	適宜						
							浚渫状況	作業時、作業船毎	浚渫位置が判明できる背景を入れる						
							排砂状況	排砂時	適宜						
							海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜						
						グラブ等浚渫	浚渫位置測量状況	測量時	法線又は区域標識を入れる						
							浚渫状況	作業時、作業船毎	船団の配置及び浚渫位置を判明できる背景を入れること						
							土質状況	浚渫作業時	位置、深度又は層を明記する						
							浚渫土砂の運搬状況	運搬時積載状況	適宜						
							浚渫土砂の土捨状況	土捨時指定区域内	土捨位置が判明できる背景を入れること						
							海洋汚染防止対策		土捨区域を示す浮標灯などを入れる						
						障害物撤去	障害物積込状況	積込時	運搬個数が判明できるように撮影、或いは障害物の大きさが判明できるようにテープ等を同時に撮影など障害物の状況に応じ撮影						
							運搬船に積込まれた状態	積込完了時(運搬毎適宜)	適宜						
							障害物捨込状況	捨込時	全景が判明できるように撮影						
						6 圧密・ 排水工					使用船舶機械等	運搬船舶機械	投入時	適宜	
												均し船舶機械	均し作業時	均し用具は、作業前に撮影	
											その他	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
												飛砂防止対策	対策を講じた時	適宜	
											砕石ドレーン	(使用施工機械) クローラクレーン アースオーガマシン リーダーオーガ 発動発電機 コンプレッサ トラクターショベル	現場搬入時 組立時、機械毎		
												施工状況	施工時	適宜	
											サンドドレーン ペーバードレーン サンドコンパ クショパイル	(使用施工機械) 杭打船舶機械	打設時	組立完了後船舶機械等	
												記録計器	打設時		
												測量槽等	測量中	槽等毎	
												砂運搬船舶機械	運搬中	使用船舶毎(全景)	
											載荷(土砂)	(使用施工機械) 砂運搬船、機械	運搬時	船舶機械毎	
	排砂管設備	敷設時 排砂中	適宜												
	浚渫船(採取船)	浚渫中	適宜												
	海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜												
	ロッドコンパク ション	(使用施工機械) 振動体(バイプロ)	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景											
		ロッド、リーダー、トラク ターショベル、発動発電 機、ショベルローダー	現場搬入時 組立時	使用機械毎全景											
		施工状況	施工時	全景											
	8 固化工										深層混合処理	(使用施工機械) 改良船、材料運搬船、潜 水土船、引船、揚錨船	搬入時	使用船舶毎	
						施工状況 測量槽設置、撤去状況	測量槽設置時 改良船位誘導時	適宜							

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用		
13	漁港漁場編	5	一般施工	3	共通の工種	8 固化工	深層混合処理	障害物撤去状況	調査、撤去時	適宜	
								改良杭打設状況	試験杭打時 作業時	適宜	
								海洋汚染防止対策	対策を講じた時	適宜	
								改良船計器類 代表的計器	計測時	適宜	
						マット類の確認	補強材セット状況	作業中、完了時	作業状況が判明できるように撮影		
							アスファルト、コンクリート 打設状況	打設時	適宜		
							搬入仮置	搬入仮置時	適宜		
							アンカー取付け、加工	取付加工時	適宜		
							運搬	運搬時	適宜		
						敷設状況	敷設状況と使用船舶機 械	敷設時	適宜		
						10 中詰工	使用船舶機械等	連搬船等	施工時	作業状況が判明できるように撮影	
							投入	投入状況	施工時		
							均し	均し状況	施工時		
							締固め	締固め状況	施工時		
						11 蓋 コン クリ ート	使用船舶機械等	コンクリートミキサー船及 び付属船	コンクリート打設前	コンクリートミキサー船及び付属船の形状 が判るように前方、側面からそれぞれ撮影	
							ルーフィング敷設	中詰上面	コンクリート打設前		
							コンクリート積込 運搬状況	陸上及び海上	コンクリート打設前	作業状況が判明できるように撮影	
							コンクリート打設	打設状況	打設時	プレキャストコンクリートを使用する場 合は、コンクリートブロックの撮影基準を適用 する。	
							天端仕上げ	仕上げ状況	仕上げ時		
							養生	作業状況	養生時		
						14 控 工	控工 腹起しの取付	取付け及び締付状況 腹起し継手部の施工状 況	施工中及び完了時	適宜	
							タイロッド受抗	(9-5-2)抗及び矢板を適 用する。			
							タイロッド、 タイフイヤーの組 立て、取付け プレキャストコン クリート控壁、控 杭、控矢板 控頂部コンクリ ート 場所打コンクリ ート 控壁	組立て及び取付状況	施工時	(3-13,15,16)矢板及び杭を適用する。 (3-8)コンクリートブロックを適用する。 (3-16) 上部コンクリートを適用する。	
							杭の保管	保管状況	保管時	全景及びまくら木、くさび等の変形、転落 防止措置を撮影	
							杭の積込み	吊上げ及び積込状況	作業時	使用機械器具、積込方法が判明できるよ うに撮影	
							杭の運搬	運搬状況	作業時	荷くずれ防止措置、台船への積載状況、 使用船舶機械等が判明できるよう撮影	
							導材の設置	導材の設置状況	作業時	使用材料及び船舶機械、導材の構造が 判明できるよう撮影	
							杭の建込み	建込状況 (位置出し、吊込み、建込 み等)	作業時	作業状況等が判明できるように撮影	
							杭の打込み	打込状況	作業時	杭打船等の全景、打込み方法、順序等が 判明できるよう撮影	
								ハンマーの種類、型式等	適宜		
						打込書己録中		測定時			
						飛油、騒音防止対策	対策を講じた時	適宜飛油対策、騒音防止対策等を行った 場合			

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用		
13 漁港 漁場 編	5 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16 コ ン ク リ ー ト 杭		コンクリート杭 鋼矢板 及び鋼管矢板 コンクリート矢板	(3-3-15)鋼杭工を適用する。					
				6 基 礎 工	4 基 礎 捨 石 工	準備、仮設	ストックヤード、 仮設道路等	使用前後	適宜		
						陸上運搬	ストック、積込み、 運搬状況	運搬時	作業機械、作業状況等が判明できるように撮影		
		捨石投入	投入状況			投入時	捨石規格毎及び作業船種毎				
		捨石均し	均し状況			作業中	規格及び作業船毎				
		7 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	2 ケ ー ソ ン 製 作 工			ケーソン製作 ヤード等	ヤード及び設備	着工時	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影		
						使用船舶機械等	引船、起重機船、運搬船 クレーン運搬機械等	作業時	使用する船舶、機械の種類が判明できるように撮影		
						函台	製作函台	着工時、作業時	函台、函台の平坦性(敷砂等)及び剥離材(ルーフィング等)の敷設状況の撮影		
						棒鋼	保管状況	荷降し後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影		
							鉄筋	保管状況	加工後	まくら木の配管、覆いの状態等を撮影	
								組立て及び結束	組立時	組立て、結束状態が確認できるように撮影	
						型枠	吊筋	取付後	吊降しケーソンの場合に適用する		
							製作及び大組製作製作 時の状況	製作時	適宜		
								組立状況	組立時	適宜	
								取外し状況	取外し後	内枠、外枠、隔壁の取外し状況を撮影	
						足場	型枠清掃状況	清掃時	適宜		
							作業足場	組立時	内足場及び外足場の組立状況を撮影		
								昇り足場	組立時	足場の構造、安全ネット等が判明できるように撮影	
							壁継ぎ	組立時			
							足場スペース	組立時			
						コンクリート	解体状況	解体時			
							打設準備	打設前	打設面の不純物除去、散水状況等を撮影		
								コンクリート打設	打設時	ポンプ、スキップ、シュート、コンベア等の打設方法及び打込状態、締固状態等を撮影	
							仕上げ状況	表面仕上げ時	天端均し仕上げ状況を撮影		
							レイタンス除去状況	施工時	レイタンス除去状況を撮影		
		養生	養生時	打設後(底版、打継各層、天端)の養生状況を撮影							
		3 ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工				蓋(ネットを含む)	蓋の設置状況	進水時	曳航の場合で蓋の取付状況又は取付完了状態を撮影		
						バラスト投入	バラスト材投入状況	投入時	バラスト投入方法及び材料が判明ができるように撮影		
						進水	進水方法	進水時	斜路式、ドライドック、FD、吊降し等の方法が判明できるように撮影		
							進水設備	進水時	設備(吊降しの場合、起重機船、吊具を含む。)が判明できるように撮影		
							進水状況	進水時	漏水がある場合は漏水状況及び処置状況を撮影		
						沈設の場合 使用船舶機械等	起重機船、発動機ポンプ 等設置状況	設置時	使用する船舶機械等の種類が判明できるように撮影		

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮影頻度(撮影要領)／撮影頻度	適用	
13 漁港 漁場 編	5 一 般 施 工	7 本 体 工 (ケ ー ソ ン 式)	3 ケ ー ソ ン 進 水 据 付 工		沈設の場合 仮置作業	沈設状況	仮置時	沈設作業(注水を含む。)が判明できるように撮影		
					係留の場合 仮置作業	係留状況	仮置時	係留作業(係留アンカーを含む。)が判明できるように撮影		
					使用船舶	引船全景	曳航開始時	形象物等が判明できるように撮影		
					曳航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	曳航開始時	曳航用ロープの取付位置及び状況について撮影		
					曳航	曳航姿勢	曳航時	曳航の姿勢が判明できるように撮影		
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影		
					蓋の設置	完了状況	完了時	各函毎(蓋の設置状況以外は4)ケーソン 曳航を適用する。		
					使用船舶	引船全景	回航開始時	形象物等が判明できるように撮影		
					回航用ロープ	取付状況及び 吊具取付状況	回航開始時	回航用ロープの取付位置及び状況について撮影		
					回航	回航姿勢	回航時	回航の姿勢が判明できるように撮影		
					寄港避難	寄港及び避難の状況	寄港時、避難時	各函毎(途中寄港した場合には、その係留等の状態が判明できるように撮影		
					使用船舶機械等	起重機船、発電機 ポンプ等配置状況	作業時	使用する船舶、機械等の種類が判明できるように撮影		
					据付作業	作業状況	据付時	各函毎(据付作業が判明できるよう撮影。)		
					据付位置	前面又は背面の確認	据付時	各函毎(配筋が非対象の場合に適用する。)		
			8 本 体 工 (ブ ロ ッ ク 式)	2 本 体 ブ ロ ッ ク 製 作 工		ブロック製作 運搬、仮置	第9章9-7-1ケーソン製作 に準ずる。			
				3 本 体 ブ ロ ッ ク 据 付 工		使用船舶機械等	起重機船、台般等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
						据付作業	据付作業状況	据付時	据付の全体が判明できるように撮影	
			16 上 部 工			準備仮設	プラント仮設、コンクリート ミキサー船回航、仮設道 路、登坂路等	着工前後作業中及び 跡片付後	適宜	
						準備架設	仮設プラント、ヤード等	仮設作業時、設置 後、撤去後	ヤード全景及び設備が判明できるように撮影	
							コンクリートミキサー船回 航	回航開始時、終了 時、作業時	使用船舶、回航の状況等が判明できるように撮影	
					仮設道路、登坂路等	仮設作業時、設置 後、撤去後)	路線状況が判明できるように撮影			
					打継ぎ処理	処理作業	作業時	作業方法が判明できるように撮影		
					型枠	型枠の構造	作業時	作業機械、船舶、作業方法が判明できるように撮影		
					型枠組立て、取外し及び 運搬状況	組立て、取外し及び 運搬時	適宜			

【第13編 漁港漁場編】

編	章	節	条	枝番	工種	撮影項目	撮影時期	撮影頻度(撮影要領)/撮影頻度	適用						
13	漁港漁場編	5	一般施工	16	上部工	型枠	目地材等の取付状況	作業時	適宜						
							型枠清掃状況	清掃時	適宜						
						鉄筋	鉄筋の仮置、溶接、組立作業	作業時	適宜						
							保管作業	保管後	保管状況が判明できるように撮影						
							組立て、結束及び溶接	組立時	適宜						
						コンクリート	コンクリートの運搬、打設養生作業	作業時	適宜						
							打設準備	打設前	作業毎(打設面の不純物除去、散水状況等を撮影)						
							コンクリートの運搬及び打設	運搬及び打設時	運搬方法、打設方法及び打込状態、締固状況等を撮影						
							仕上状況	表面仕上時	天端均し仕上状況を撮影						
								穴埋時	型枠取外後の締付材等の穴埋状況を撮						
						養生	養生時	打設後の養生状況を撮影							
							足場	組立状況	組立時	適宜					
							解体状況	解体時							
						その他	灯台基礎、電柱穴、階段等	作業時	適宜						
						17	付属工	2	係船柱工		使用船舶機械等	杭打機、クレーン車(船)トラック等	設置時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影	
											施工	基礎工施工状況	施工時	基礎施工状況(杭打ち、基礎石没入、均し及びコンクリート打設等)を撮影(押込ボルトを含む。)	
		据付	本体据付状況	据付時	据付状況が判明できるように撮影										
		3	防舷材工		使用船舶機械等			台船、クレーン船、トラッククレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影					
					取付け			取付位置の状況	取付前	埋込(取付)ボルトの部分及び全景取付状況の撮影					
					取付状況			取付時							
		4	車止・縁金物工		使用船舶機械等			台船、溶接機、クレーン	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影					
					取付け			取付状況	取付時	取付状況(取付け、溶接、コンクリート打設)					
					塗装状況			塗装時	各層毎の塗装状況(警戒色塗装を含む。)						
		5	防食工	電気防食				使用船舶機械等	曳船、台船、潜水土船溶接機	取付時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影				
								製品(陽極)	取付陽極	取付前	取付陽極の部分(1組)及び取付陽極全体				
								取付け(陽極)(電位測定装置)	取付状況	取付時	取付状況(水中写真)				
								設置状況	取付時	測定用端子の設置状況					
				防食塗装				使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	曳船、台船、コンプレッサー等が判明できるように撮影				
								塗装	施工状況	施工時	各層毎				
				被覆防食				使用船舶機械等	使用船舶、機械類	施工時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影				
		被覆防食の作業	施工状況			施工時	適宜								
		19	裏込・裏埋工			使用船舶機械等	主要船舶機械	作業時	船舶機械毎(使用する船舶機械等が判明できるように撮影)						
						施工状況一般	埋立材の採取状況	採取作業時	適宜						
							埋立材連搬の状況	運搬作業時							
							埋立材整地状況	整地作業時							
							余水吐の設置及び撤去	設置作業時及び撤去時	余水吐が判明できるように撮影						
		公害防止対策	防止処理作業時	適宜											

【魚礁・着定基質工】

編	章	節	条	枝番	工 種	撮 影 区 分	撮 影 項 目	撮 影 基 準		注 意 事 項 及 び 説 明			
								撮 影 箇 所	撮 影 時 期				
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	2		単体魚礁製作	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーソン製作の関連事項を適用する。			
							使用船舶機械等	クレーン等	作業時				
							函台	製作函台	着工時				
							鉄筋						
							型枠						
							足場						
							コンクリート						
						品質管理			コンクリートの品質管理を適用する。				
						出来形管理	鉄筋	組立てかぶり	組立完了時	第4編3-7-2ケーソン製作の関連事項を適用する。			
							型枠	組立完了	組立確認後				
							コンクリート	形状寸法・外観	打設後		番号等を入れて撮影		
							完成	完成品	完成時		個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)		
								仮置状況	仮置時		積重ね段数が判明できるように撮影		
						4 魚礁沈設工		沈設	施工管理	使用船舶機械等	起重機船、台船等	作業時	使用する船舶機械等が判明できるように撮影
										沈設位置測量作業	測量作業状況	測量時	測量作業状況が判明できるように撮影
										沈設作業	沈設作業状況	積込時 沈設時 沈設完了時	沈設作業が判明できるように撮影(全基数)
出来形管理	出来形の確認	測定状況	測定時										
13 (漁) 第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁工	3	1、2	コンクリート部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーソン製作の関連事項を適用する。			
							使用機械等	クレーン等	作業時				
							足場						
							組立部材	運搬状況	作業時		荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影		
								保管状況	搬入後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影		
								組立状況	組立時		組立部分及び全景組立状況を撮影		
							品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況		観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
						出来形管理	ボルト等	取付外観 締付強度測定	観察時、測定時				
							完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)			
								仮置状況	仮置時				
						1、2		鋼製部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーソン製作の関連事項を適用する。
										使用機械等	クレーン等	作業時	
										足場			
									組立部材	運搬状況	作業時	荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影	
										保管状況	搬入後	まくら木の配置、覆いの状態等を撮影	
										組立状況	組立時	組立部分及び全景組立状況を撮影	
品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質量	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影									
出来形管理	溶接の外観	溶接外観	観察時										
	のど厚、脚長、溶接長等	計上寸法	測定時	テープ、ゲージ等を同時撮影									
	溶接部試験	非破壊試験の状況	試験時										
	完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)									
仮置状況		仮置時											

出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工種	撮影区分	撮影項目	撮影基準		注意事項及び説明	
								撮影箇所	撮影時期		
13 (漁)第1編共通編	5 一般施工	24 魚礁施工	3 組立魚礁組立工	1、2	化学系(FRP等)部材組立	施工管理	ヤード等	ヤード及び設備	着工時全景	第4編3-7-2ケーソン製作の関連事項を適用する。	
							使用機械等	クレーン等	作業時		
							足場				
							組立部材	運搬状況	作業時		荷崩れ防止装置、積載状況が判断出来るように撮影
								保管状況	搬入後		まくら木の配置、覆いの状態等を撮影
								組立状況	組立時		組立部分及び全景組立状況を撮影
						品質管理	組立部材の外観、形状寸法、質重	観察、測定状況	観察、測定時	部材の種類、形状寸法毎にテープ等を同時撮影	
						出来形管理	接続帯等	取付外観	観察時		
							完成	完成品	完成時	個数が確認できれば1枚に複数数入れて撮影(全個数確認必要枚数撮影)	
								仮置状況	仮置時		
						重錘コンクリート				第4編3-8-2ブロック製作、運搬、仮置の関連事項を適用する。	
						現場鋼材溶接被覆溶接(水中)スタッド溶接(水中)	施工管理	開先の加工	加工状況	作業中	使用機械器具が判明できるように撮影
			溶接	作業状況	作業中						
			水中溶接	作業状況	作業中						
			出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況		測定時				
					形状寸法		測定時	ゲージを同時撮影			
				試験	試料の採取状況		採取前及び採取後				
					強度試験の状況		試験時				
					非破壊試験の状況						
			カラーチェックの結果								
			現場鋼材切断	施工管理	切断	作業状況	作業中	使用機械器具が判明できるように撮影			
					水中切断	作業状況	作業中				
				品質管理	酸素ガス及び溶解アセチレン	<特>の品質であることの表示	使用前	ポンベの表示等が判明できるように撮影			
				出来形管理	外観、形状寸法	観察、測定状況	測定時				
						形状寸法		ゲージを同時撮影			
				25 増殖場工	2 着定基質製作工	着定基質製作	施工管理			第4編3-8-2本土工(ブロック式)ブロック製作、運搬、仮置の関連事項(魚礁タイプは5-25-2単体魚礁製作工)を適用する。	
			品質管理								
出来形管理											
3 着定基質組立工	着定基質組立	施工管理				5-25-3 組立魚礁組立工を適用する。					
		品質管理									
		出来形管理									
4 着定基質設置工	着定基質設置	施工管理				5-25-4 沈設を適用する。					
		品質管理									
		出来形管理									
5 石材投入工	石材投入	施工管理	準備		ストックヤード等	ストックヤード使用前後					
			石材投入		投入状況	投入時、石材規格毎作業船種毎					
			石材均し		均し状況	規格及び作業船毎					
		品質管理	材料試験	試験状況	試験時	公的機関が実施する場合は省略できる。					
			材料の確認	産地・規格	投入時	スタッフ、テープ等を同時撮影					
		出来形管理	出来形の確認	測量状況	測量作業時						

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1施工箇所につき1回 〔施工中〕	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	
					舗装工関係	仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1施工箇所につき1回 〔巻出し時〕	
							転圧状況	転圧機械が変わる毎につき1回 〔締固時〕	
						仮締切(コンクリート)	厚さ、高さ	100m又は1施工箇所につき1回 〔型枠取外し後〕	
					舗装工関係	基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械変わる毎につき1回 〔施工中〕	
							土質、岩質	土質、岩質変わる毎につき1回 〔掘削中〕	
							岩盤清掃状況	1施工箇所につき1回 〔清掃前後〕	
					舗装工関係	堤体コンクリート打設	骨材採取製造、コンクリート製造、運搬	月に1回 〔施工中〕	
							打継目処理、打込養生	8リフト毎につき1回 〔施工中〕	
						堤体止水	止水板の厚さ、幅、埋設位置、岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	
						堤体排水工	排水孔の位置、箱抜断面、排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロックについて4リフト毎につき1回 〔据付後〕	
						堤体冷却工	配管間隔、通水状況	5リフト毎につき1回 〔据付後〕	
						堤体埋設計器	器種、位置、間隔	1施工箇所につき1回 〔据付後〕	
					トンネル関係	トンネル坑門工	厚さ、幅、高さ	1施工箇所につき1回 〔埋戻し前〕	
						トンネル(矢板工法)	岩質	岩質の変わる毎につき1回 〔掘削中〕	
							湧水状況	適宜 〔掘削中〕	
							埋設支保工(建込間隔、寸法、基数)	100m又は1施工箇所につき1回 〔建込後〕	
							湧水処理工設置状況	全数量 〔設置後〕	
							集水渠(幅、高さ、位置)	100m又は1施工箇所につき1回 〔設置後〕	
						地下排水工(管接合据付状況)			

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
その 他					トンネル(矢板工法)	トンネル関係	地下排水工 (フィルター厚さ)	100m又は1施工箇所 に1回 〔投入前後〕	
						トンネル関係	矢板設置状況	岩質の変わる毎 に1回 〔設置後〕	
						トンネル関係	グラウト材料使用量	全数量 〔使用前後〕	
						シールド	掘削の地山状態	地質の変化の毎 に1回 〔掘削中〕	
							セグメント組立状況	1工事に1回 〔組立後〕	
							二次覆工(セグメント清掃状況)	1工事に1回 〔清掃後〕	
							二次覆工の厚さ	1スパンに1回 〔型枠取外し後〕	
					維持 修繕 工 関 係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 〔施工前後〕	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000㎡に1回 〔施工前後〕	
							目地充填	3,000㎡に1回 〔施工後〕	
							注入工、削孔状況(位置、間隔)	2,000㎡に1回 〔削孔後〕	
							注入工、注入圧	2,000㎡に1回 〔注入時〕	
							目地亀裂防止材、張付け状況	3,000㎡に1回 〔張付け後〕	
							局部打換、各層厚さ	各層毎100mに1回 又は1施工箇所に1回 〔施工前後〕	
						路肩、路側路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に1回 〔施工後〕	
						道路除草	施工状況	2kmに1回(1回刈毎) 〔施工前後〕	
						路肩整正	施工状況	1kmに1回	
						新設、更新、修理防護柵類	施工状況	1施工箇所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
						新設、更新、修理標識類	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
						新設、更新、修理照明灯	基礎幅、深さ、施工状況	基礎タイプ毎5カ所に1回(施工前は必要に応じて) 〔施工前後〕	
					視線誘導標	施工状況	施工日に1回 〔施工後〕		
					清掃(路面、標識、側溝、集水柵)	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
					区画線路面表示	施工状況	施工日に1回 〔施工前後〕		
	材料使用量	全数量 〔施工前後〕							

出来形管理写真撮影箇所一覧表

【その他】

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影・提出頻度[時期]		
その他					維持修繕工関係	街路樹植樹	施工状況	適宜 [施工前後]	
						街路樹補強補植	施工状況	適宜 [施工前後]	
						街路樹剪力	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 [施工前後]	
						街路樹消毒、施肥	施工状況	街路樹50本1回、グリーンベルト100m1回 [施工中]	
						街路樹雪囲	施工状況	適宜 [施工後]	
						排雪除雪	施工状況、機種	施工中に1回 施工中	
						凍結防止剤散布	施工状況	施工中に1回 施工中	
							材料使用量	全数量 [施工前後]	
						河川除草	施工状況、刈草処理状況	1kmに1回(1回刈毎) [施工前後]	
					応急処置	処理の状況	その都度[施工前後]		
					鉄筋・無筋コンクリート関係	配筋	位置、間隔、継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施工箇所1回 [組立後]	
						コンクリート打設	打継目処理、締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	
						養生	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法毎に1回 [養生時]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
1	セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験 に使用したコン クリートの供試 体が、当該現 場の供試体で あることが確認 できるもの
		スランプ試験		
		コンクリートの圧縮強度試験		
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]	
	コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	コンクリート舗 装の場合適用	
	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コン クリートダム・覆工 コンクリート・吹付け コンクリートを除く) (施工後試験)	ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中] ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)構造物工 編(試行)」により施工完了時の状 況(全周)の提出によりひび割れ 調査写真を代替することができる		
	テストハンマーによる強度 推定調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
	コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が 認められた時 [試験実施中]		
5	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		超音波探傷検査		
7	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]	
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		放射線透過試験		
		超音波探傷試験		
		水セメント比試験		
セメントミルクの圧縮強度試験				
11	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		プルフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		土の液性限界・塑性限界試験		
含水比試験				
12	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		粒度		
		平板載荷試験		
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		含水比試験		

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
13	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠		
14	セメント安定処理路盤(施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]	
		現場密度の測定		
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]	
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
15	アスファルト舗装(プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	アスファルト舗装(舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		外観検査		
		すべり抵抗試験		
16	転圧コンクリート(施工)	コンシステンシーVC試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		マーシャル突き固め試験		
		ランマー突き固め試験		
		コンクリートの曲げ強度試験		
		温度測定(コンクリート)	コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
		現場密度の測定	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	
		コアによる密度測定		
17	グースアスファルト舗装(プラント)	貫入試験40℃	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		リュエル流動性試験240℃		
		ホイールトラッキング試験		
		曲げ試験		
		粒度		
		アスファルト量抽出粒度分析試験		
		温度測定		
	グースアスファルト舗装(舗設現場)	温度測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
18	路床安定処理工	現場密度の測定	路床每または施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験		
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
19	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		現場密度の測定	材質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
20	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	
21	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度試験		
		多サイクル確認試験		
		1サイクル確認試験		
22	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
23	吹付工 (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		コンクリートの圧縮強度試験		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
24	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	モルタルを除く
		塩化物総量規制		
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]	
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]	
		空気量測定		
		ロックボルトの引抜き試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
25 26	河川・海岸土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
27	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
28	道路土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する。	
		プルフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	プルフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]	
29	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
30	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の試験		
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験		
	粗骨材のすりへり試験			
	練り混ぜ水の水質試験			
	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]	
空気量測定				
コンクリートの圧縮強度試験		配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要			
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]				
30	コンクリートダム (施工)	温度測定	配合毎に1回 [試験実施中]	気温・コンクリート			
		コンクリートの単位容積質量試験					
		コンクリートの洗い分析試験					
		コンクリートのブリージング試験					
		コンクリートの引張強度試験					
		コンクリートの曲げ強度試験					
31	覆工コンクリート (NATM)	スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		コンクリートの圧縮強度試験 塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]				
		空気量測定	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
		コンクリートの洗い分析試験					
32	吹付けコンクリート (NATM)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの			
		コンクリートの圧縮強度試験					
		スランブ試験	品質に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		空気量測定					
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
		吹付けコンクリートの初期強度	トンネル施工長40mごとに1回				
		33	ロックボルト (NATM)		モルタルの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
					モルタルのフロー値試験		
ロックボルトの引抜き試験	適宜						
34	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]				
		土の粒度試験					
		土の含水比試験					
		土の液性限界・塑性限界試験					
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]				
		土の一軸圧縮試験					
		CAEの一軸圧縮試験					
		含水比試験					

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
35	路上表層再生工 (材料)	旧アスファルト針入度	材料毎に1回 [試験実施中]	
		旧アスファルトの軟化点		
	路上表層再生工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		かきほぐし深さ		
		粒度		
	アスファルト量抽出粒度分析試験			
36	排水性舗装工・透 水性舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		アスファルト量抽出粒度分 析試験		
		温度測定		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
		カンタプロ試験		
	排水性舗装工・透 水性舗装工 (舗設現場)	温度測定		
		現場透水試験		
		現場密度の測定		
		外観検査		
37	プラント再生舗装工 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]	
		再生アスファルト量		
		水浸ホイールトラッキング試験		
		ホイールトラッキング試験		
		ラベリング試験		
	プラント再生舗装工 (舗設現場)	外観検査		
		温度測定		
		現場密度の測定		
38	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]	
		ノッチ深さ		
		スラグ		
		上縁の溶け		
		平面度		
		ベベル精度		
		真直度		
39	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]	
		型曲げ試験		
		衝撃試験		
		マクロ試験		
		非破壊試験		
		突合せ継手の内部欠陥に 対する検査		
		外観検査		
		曲げ試験		
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッ ドジベルについて [試験実施中]	

品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影・提出頻度 [時期]	
40	工場製作工	外観検査	1橋に1回又は1工事に1回 〔現物照合時〕	
		在庫品切出	当初の物件で1枚 〔切出時〕 ※他は焼き増し	
		機械試験	1橋に1回又は1工事に1回 〔試験実施中〕	
44	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 〔試験実施中〕	
		土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 〔試験実施中〕	

4. 品質管理

令和5年10月

(1) 品質管理基準

品質管理は、「品質管理基準及び規格値」により管理するものとする。

(2) 品質管理

品質管理は、その管理内容に応じて、工程能力図または品質管理図表を作成するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するもの及び監督員の指示がある場合実施するものとする。

この品質管理図表は、下記の工種に該当する工事は除いてよいが、試験については実施するものとする。

① 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 1,000 m²以下のもの）

② アスファルト舗装

維持工事等の小規模のもの（同一配合の合材が 100 t 未満のもの）

(3) 品質管理の方法

1) 工程能力図により管理

測定値の成果総括表にまとめて、工程能力図に打点し下限及び上限値を線引きする。

2) 成果総括表

コンクリート強度、スランプ、アスファルト温度、土工の密度等一連の資料を記入する。

3) コンクリート強度などそのバラツキ状態を把握することが望ましい項目について、その試料数が概ね 10 点(最小 8 点)以上の場合、原則として工程能力図または品質管理図表を作成しバラツキを把握するものとする。それ以外は品質管理表のみとする。

(4) 管理資料のまとめ方

品質管理資料は総体を A 4 版の大きさにまとめて左綴とする。

(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。

ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

*「公的試験機関での品質管理試験を義務付ける項目」はP4-7~8を参照

公的試験機関及び試験機関は下記のとおりとする。

1) コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)

(公財)大分県建設技術センター TEL 097-556-2982

ただし、監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であると判断した場合は「(9)コンクリート試験(圧縮・曲げ強度)の流れ」による。

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(令和4年度指定機関)

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

2) 骨材試験(ふるい分け・修正CBR等)

「大分県土木建築部及び農林水産部が発注する工事の品質管理試験を行う試験場の指定基準」により(公財)大分県建設技術センターを補完する試験場として指定された機関

(平成29年度指定機関)

大分県砕石協同組合共同試験所 TEL 0978-22-1131

大分県生コンクリート工業組合 国東技術センター TEL 0978-68-1315

大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター TEL 0974-22-3311

大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター TEL 0973-27-7226

タナベ環境工学株式会社 土質試験室 TEL 097-503-8877

株式会社ソイルテック 土質試験室 TEL 097-521-2447

3) 土質試験(土の締固め・CBR等)

(公財)大分県建設技術センター

ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関での試験実施が適切であると監督員が判断する場合はこの限りではない。判断基準はP4-5参照

4) アスファルト試験(密度・アスファルト量抽出・粒度分析・ホイールトラッキング)

(公財)大分県建設技術センター

5) 鋼材試験(鉄筋溶接引張・鉄筋母材引張・鉄筋母材曲げ)

(公財)大分県建設技術センター

(6) 骨材・土質関係試験書の有効期限

土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より1年間とする。

再生骨材関係試験書の有効期限は、公的機関試験書発行の日付より半年とする。

例) 新材骨材……C、M等 再生骨材……RC、RM等

*試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。

(7) 試験書について

監督員へ提出する公的試験機関の試験書は、公印を押印した「正」を提出するものとする。*コピーは不可とする。

なお、電子媒体の試験書においては、公的機関から発行された証明となる電子署名が付されたものを提出するものとする。

(8) 品質管理基準及び規格値

1. 目的

土木工事共通仕様書並びに設計図書及び特記仕様書等の契約図書、又は各種指針・要綱に、工事に使用する材料の形状寸法、品質、規格等が明示されており、受注者は、示された条件を十分満足し、且つ経済的に作りだす為の管理を行う必要がある。

そこで本章は、それぞれの目的に合致した品質管理の為基本事項を示したものであり、後述の基本事項を十分理解して、最も効果的な品質管理を図る事を目的としてまとめたものである。

2. 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目 P4-7～8

3. 品質管理基準及び規格値

受注者は品質管理基準及び規格値に定める試験項目、試験方法、規格値、試験基準により品質管理を行い、その管理内容に応じて品質管理図表等を作成すること。

なお、試験区分で「必須」となっている試験項目は全て実施するものとし、「その他」の試験項目は特記仕様書で指定するもの、又は監督員との指示・承諾・協議書により実施するものとする。

「試験成績表等による確認」欄に「公」が記されている試験項目は公的試験機関の試験成績表により、また○印が記されている試験項目は書面(試験成績表、ミルシート)により規定の品質を満足しているか確認を行うが必要に応じて監督員との指示・承諾・協議書により、現場検収や試験立会を実施しなければならない。

品質管理基準及び規格値

目 次

1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	4-9
2	プレキャストコンクリート製品(JIS I類) ...	4-10
3	プレキャストコンクリート製品(JIS II類) ...	4-10
4	プレキャストコンクリート製品(その他)	4-10
5	ガ ス 圧 接	4-11
6	鉄 筋 工	4-11
7	既製杭工	4-11
8	基礎工	4-12
9	現場杭工	4-12
10	既製杭工(中堀杭工コンクリート打設方式)	4-12
11	下層路盤	4-12
12	上層路盤	4-12
13	アスファルト安定処理路盤	4-13
14	セメント安定処理路盤	4-13
15	アスファルト舗装	4-13
16	転圧コンクリート	4-14
17	グーラスアスファルト舗装	4-15
18	路床安定処理工	4-16
19	表層安定処理工(表層混合処理) ...	4-16
20	固結工	4-17
21	アンカー工	4-17
22	補強土壁工	4-17
23	吹 付 工	4-17
24	現場吹付法砕工	4-19
25	河川土工	4-20
26	海岸土工	4-21
27	砂防土工	4-21
28	道路土工	4-22
29	捨石工	4-23
30	コンクリートダム	4-23
31	覆工コンクリート(NATM)	4-24
32	吹付コンクリート(NATM)	4-26
33	ロックボルト(NATM)	4-27
34	路上再生路盤工	4-27
35	路上表層再生工	4-28
36	排水性舗装工・透水性舗装工	4-28
37	プラント再生舗装工	4-28
38	ガス切断工	4-29
39	溶接工	4-30
40	工場製作工(鋼橋用鋼材)	4-30
41	水路工	4-31
42	水路工(管水路)	4-31
43	木材利用.....	4-31
44	中層混合処理	4-31
45	鉄筋挿入工	4-31

公的試験機関及び補完する試験機関の試験項目

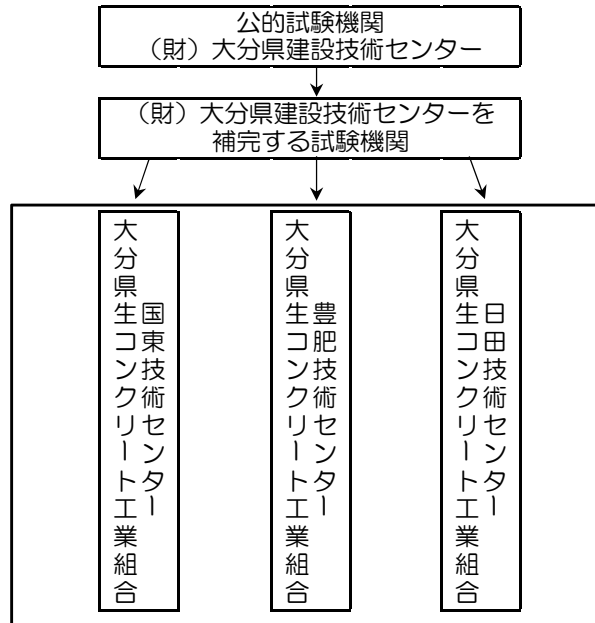
	コンクリート試験 (圧縮・曲げ強度)	骨材試験 (ふるい分け・修正ORR等)	土質試験 (土の締固め・ORR等)	アスファルト試験 (密度・7.77μm量抽出・粒度 分析・材料特性等)	鋼材試験 (鉄筋降伏引張・鉄筋母材引 張・鉄筋母材曲げ)	備 考
	(公財)大分県建設技術センター	○	○	○	○	
大分県生コンクリート工業組合 国庫技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 豊肥技術センター	○	○				
大分県生コンクリート工業組合 日田技術センター	○	○				
大分県砕石協同組合 共同試験所		○				
タナベ環境工学株式会社 土質試験室		○				
株式会社ソイルテック 土質試験室		○				

(9) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）の流れ

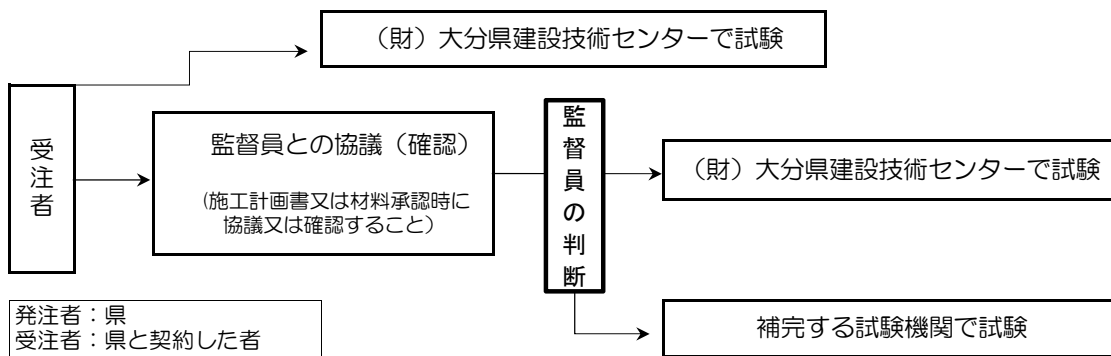
(5) 公的試験機関

公的試験機関とは、原則として（財）大分県建設技術センターとする。
ただし、（財）大分県建設技術センター以外の試験機関（（財）大分県建設技術センターを補完する試験機関）での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りではない。

1) コンクリート試験（圧縮・曲げ強度）



例 圧縮強度試験の流れ



確認で処理する機関	(公益財団法人)日本適合性認定協会よりISO/IEC 17025:2017の認定を受けている試験機関か。但し、下記試験機関については、施工計画書又は材料承認時の協議を省略し、現場代理人との確認で処理することができる。 (下記試験機関については、工事検査室にて認定書確認済み)	
	試験機関	大分県生コンクリート工業組合国東技術センター
		大分県生コンクリート工業組合豊肥技術センター
		大分県生コンクリート工業組合日田技術センター

※ 監督員が補完する試験機関での試験実施が適当であるとする判断理由	
(協議が必要) その補完する試験機関 の他	・年度末等で（財）大分県建設技術センターが対応出来ない場合。
	・施工箇所と（財）大分県建設技術センターが遠距離で工程への影響が大きい場合。
	・緊急に試験を行う場合。
	・その他

※ 監督員が最低、試験を実施する機関を実施する前に確認する必要があると考えます。

2 公的試験機関での品質管理試験を義務付ける試験項目

品質管理基準により義務付けられた品質管理試験項目の内、次表に示す品質管理試験項目については、公的試験機関(注1)での試験の実施を義務付けるものとする。

また、次表以外の品質管理試験項目であっても、設計図書や監督員の指示により、公的試験機関での試験実施を義務付けられた場合は、同様に公的試験機関で試験を実施することとする。

公的試験機関での品質管理試験の実施を義務付ける試験項目一覧

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	
コンクリート	セメントコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回 ただし、基礎コンクリート、練石積(張)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度	4-10
			必須	コンクリートの曲げ強度試験	σ28の強度試験 コンクリート舗装(転圧コンクリート)の場合に適用し、打設日1日につき2回(午前・午後)	4-10
	転圧コンクリート	施工	必須	コンクリートの曲げ強度試験	2回/日(午前・午後)後、3本1組/回(材令28日)	4-15
コンクリートダム	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 1回3ヶ 1. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m3未満の場合1ブロック1リフト当り1回行う。 なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m3以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2. 1ブロック1リフトのコンクリート量500m3以上の場合1ブロック1リフト当り2回行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3. ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回行う。 4. 上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回行う。	4-24	
鋼材	ガス圧接	施工前試験	必須	鉄筋溶接引張試験	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施	4-11
	鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼抜き取り試験	母材引張試験、母材曲げ試験 監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書との照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、引張試験、曲げ試験を行わせる。 (注2)	4-11
土工	河川海砂防	土工	必須	土の締め試験	当初及び土質の変化したとき。 (注4)	4-20
	道路土工	材料	必須	土の締め試験 CBR試験(路床)	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。但し、法面、路肩部の土量は除く。 (注4)	4-21
	補強土壁工	材料	必須	土の締め試験	当初及び土質の変化したとき。 (注4)	4-22
路盤工	下層路盤	材料	必須	修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験(注5) 道路用スラグの呈色判定試験 粗骨材のすりへり試験(再生材)	施工前及び材料の変更時 (注3、4)	4-12
			その他	粗骨材のすりへり試験(新材)		
路盤工	上層路盤	材料	必須	修正CBR試験 鉄鋼スラグの修正CBR試験 骨材のふるい分け試験 土の液性限界・塑性限界試験 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験(注5) 鉄鋼スラグの軸圧縮試験(注5) 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 鉄鋼スラグの呈色判定試験	施工前及び材料の変更時 (注3、4)	4-12
			その他	粗骨材のすりへり試験		
舗装工	アスファルト舗装工 グースアスファルト舗装工 排水性・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験 骨材の密度及び吸水率試験 骨材中の粘土塊量の試験(注5) 粗骨材の形状試験(注5)	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。 (注3、4)	4-13 4-15 4-28
			施工前試験	必須	ホイールトラック試験(注6、7)	耐流動性アスファルト混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物を使用する場合に適用 1工事につき1回(複数層に上記混合物を使用する場合は各層毎) 施工前に作成した3個のホイールトラック試験用供試体により試験を実施する。
	舗装現場	必須	現場密度の測定(注8) アスファルト量抽出 粒度分析試験(注8)	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1個とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10個とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	4-14 4-16 4-28 4-29	
固結工	固結工	施工	必須	土の軸圧縮試験	改良土500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記より多い場合は監督員の指示による。	4-17
吹付工	吹付工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	4-19
			その他	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合に行う。	
吹付工	現場吹付法枠工	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 1回6本 吹付1日につき1回行う。なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間開放後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7...3本、σ28...3本)とする。	4-20
			その他	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合に行う。	

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準	適用ページ	
捨石工	捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。 (注3、4)	4-23
				岩石の吸水率		
				岩石の圧縮強さ		
N A T M	覆工コンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後) 無筋コンクリートは打設日1日につき1回	4-25
				その他	コアによる強度試験	
		施工後試験	その他	コアによる強度試験	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取	4-26
	吹付けコンクリート	施工	必須	コンクリートの圧縮強度試験	σ28の強度試験 トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日,28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本)とする。	4-27
				その他	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合に行う。
	ロックボルト	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	施工開始前に1回 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 製造工場または品質の変更があるごとに1回	4-27

- (注)1. 公的試験機関とは、原則として(公財)大分県建設技術センターとする。
ただし、(公財)大分県建設技術センター以外の試験機関((公財)大分県建設技術センターを補完する試験機関)での試験実施が適当であると監督員が判断した場合はこの限りでは無い。
- 品質管理上の重要構造物とは、PC桁(工場製作は除き、間詰・横桁は含む)、鋼橋のRC床版、RC橋、井筒、水門、樋門等、共同溝、橋台、橋脚、擁壁(高さ5m以上)、本堤・副堤(砂防工事)、その他これらに類するもの及び設計図書等に示す構造物とする。
 - 土質及び新材骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より1年間とする
再生骨材関係試験書の有効期限は、公的試験機関試験書発行の日付より半年とする。
 - 試験は工事施工箇所毎に実施しなければならないが、公的試験機関(原則として(公財)大分県建設技術センター)において試験を実施した有効期限内の試験書により監督員が品質の適合を確認すれば、工事施工箇所毎の試験を省略できる。
 - 平成24年4月1日以降に起案する設計書より、公的試験機関での品質管理試験を義務づけることとする。
 - 平成24年10月1日以降に起案する設計書より、公的試験機関での品質管理試験を義務づけることとする。
 - アスファルト混合物事前審査制度で認定された耐流動性混合物、ポーラスアスファルト混合物、グースアスファルト混合物については認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表の写しを監督員に提出することにより、工事施工箇所毎のホイールトラック試験を省略することができる。
ホイールトラック試験を施工前にプラントで実施することにより、舗設現場における同試験を省略することができる。
*耐流動性混合物の種類は大分県アスファルト混合物事前審査要領の別表-1を参照
 - アスファルト量抽出粒度分析試験等の基本的な考え方は下記のとおりとする。

基本的な考え方

舗装面積	出来形管理(厚さ確認)コア採取	左記の内、アスファルト量抽出粒度分析試験	公的試験機関での試験	厚さ確認方法
400m ² 未満	1	1	×	・管理写真 ・現地確認
400m ² 以上 3,000m ² 未満	3	3	○	
3,000m ² 以上 4,000m ² 未満	4			
4,000m ² 以上 5,000m ² 未満	5			
5,000m ² 以上 6,000m ² 未満	6	6	○	・管理写真 ・現地確認 ・残りのコアでの厚さ確認
6,000m ² 以上 7,000m ² 未満	7			
7,000m ² 以上 8,000m ² 未満	8			
8,000m ² 以上 9,000m ² 未満	9			
9,000m ² 以上 10,000m ² 未満	10	10	○	
10,000m ² 以上	11			

※ 検査時迄に、公的試験機関での分析試験が困難な場合は、公的試験回数と別に1個程度自主管理試験を実施すること(監督員との協議が必要)

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○※
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○※	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砕等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○※	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○※	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○※	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○※	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○※	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○※	
		ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○※	
		練混ぜ水の品質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○※	
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○※	
		製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
ミキサの練混ぜ性能試験	パンチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2			コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○※	
連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下			工事開始前及び工事中1回/年以上。		○※		

※ 品質管理審査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	ト製し(プラン)	その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○※
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○※
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm スランブ2.5cm許容差±1.0cm	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められたとき。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 1工種当りの総使用量が50m³以上の場合、50m³ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回以上行う。ただし、基礎コンクリート、練石積(積)の胴込コンクリート等は、1工事当たり工事規模に応じ1~3回程度とする。 なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ7~3個、σ28~3個)とする。 原則としてσ28は公的試験機関で試験実施。	(参考) 4-92頁「コンクリートの圧縮強度試験、スランブ試験、空気量測定試験基準について」	公
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度、曲げ強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質変化が認められたとき。		
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個(σ28~3本)とする。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	その他	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112					
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工(ただし、いずれの工種についてもP.Cは除く。)及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類、トンネルについては 目地間(ただし100mを超えるトンネルでは、100mを超えた箇所以降は、30m程度に1箇所) で行う。その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m ² 以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、いずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原則位置のコアを採取。 原則として公的試験機関で試験実施。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。 公的試験機関の試験成績表提出。	公
2 プレキャストコンクリート製品(JIS I類)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3 プレキャストコンクリート製品(JIS II類)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4 プレキャストコンクリート製品(その他)	施工	必須	製品の外観検査(角欠け・ひび割れ調査)	目視検査(写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		

※ 品質管理監査会議「合格証」及び工事検査室「確認済証」の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略できる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
5 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜法の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については、手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 ①直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りがないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない ②直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 	公	
			鉄筋溶接引張試験	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は細い方の鉄筋)の1/4以下 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦たれ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承認を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ・①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ・④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ・⑤⑥は、再加熱して修正する。 ・⑦⑧は、圧接部を切り取って再圧接する。	熱間押抜法の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督職員の承認を得る。 ・①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ・④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。	公
			超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30箇所ランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより24db感度を高めたレベルとする。 	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が4日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 ・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督職員の承認を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。	公	
6 鉄筋工	材料	必須	鉄筋コンクリート用棒鋼 抜き取り試験	工事に使用する材料及び製品の検収について(平成18年3月31日付工検第441号)JIS Z 2241 JIS Z 2248	JIS G 3112に規定される機械的性質を満足すること。	監督員は、重要構造物に使用される材料の主要な部分について、鉄筋コンクリート用棒鋼に添付された製造番号等と品質証明書の照合及びその写真管理がなされていない場合に限り、抜き取りを行い、公的試験機関で引張試験、曲げ試験を行わせるものとする。	抜き取り本数は鉄筋の種類(径、規格)ごとに3本を標準とする。 公的試験機関の試験成績表提出。	公	
7 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○	
			施工	必須	外観検査(鋼管杭)	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満:許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下:許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下:許容値4mm以下	<ul style="list-style-type: none"> ・外径700mm未満:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$2\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径700mm以上1,016mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$3\text{mm} \times \pi$以下とする。 ・外径1,016mmを超え2,000mm以下:上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を$4\text{mm} \times \pi$以下とする。 	
			鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接 浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1.2.3.4.5.6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。 ただし、施工方法や施工順序等から全数の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JISZ2343-1.2.3.4.5.6により定められた認定技術者が行うものとする。 試験箇所は杭の全周とする。			
			鋼管杭・H鋼杭の現場溶接 放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)			
	その他		鋼管杭の現場溶接 超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。)	中掘り杭法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
7 既製杭工	施工	その他	鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) 水セメント比	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	試料の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。			
			鋼管杭・コンクリート杭 (根固め) セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数是一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。 なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値:20N/mm ²		
8 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り杭工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及びびい周固定液による支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める		
9 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測アープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測アープにより測定した孔底の深度を比較して把握する		
10 既製杭工 (中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測アープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する		
11 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	粒状路盤:修正CBR20%以上(クランシャラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計層が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方・・・20cm 東北地方・・・30cm その他の地方・・・40cm	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		公		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		公		
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5%以下		公		
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		公		
			粗骨材のすりへり試験 (再生材)	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で試験実施。	・再生クラッシュランに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表を提出。		公
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上 X1,2 93%以上 歩道箇所:設計図書による	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 ・1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、1工事あたり400㎡以下の場合は、1工事あたり1孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		全幅全区画で実施する。	・ 確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローヤマトラック等を用いるものとする。		
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・ 確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		随時(異常が認められたとき)			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下				
12 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	施工前及び材料の変更時 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公	
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 E001	修正CBR 80%以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。		公
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		公的試験機関の試験成績表提出。		公
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:4以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・公的試験機関の試験成績表提出。		公
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。		公
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5%以下		公的試験機関の試験成績表提出。		公
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E003	1.2Mpa以上(14日)		公的試験機関の試験成績表提出。		公
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 A023	1.50kg/l以上		・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。		公
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下		・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・公的試験機関の試験成績表提出。		公
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	施工前及び材料の変更時			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
12 上層路盤	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X1.2 93%以上	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 ・1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。 ただし、1工事あたり400m²以下の場合、1工事あたり1孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい:±15%以内	1回~2回/日		
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	75μmふるい:±6%以内	異常が認められたとき		
	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割合で行う。		セメントコンクリートの路盤に適用する。	
		土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		塑性指数PI:4以下		観察により異常が認められたとき	
		含水比試験	JIS A 1203		設計図書による。			
13 アスファルト安定処理路盤	施工	その他	アスファルト舗装に準じる					
14 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 E013	下層路盤:一軸圧縮強さ[7日間]0.98Mpa 上層路盤:一軸圧縮強さ[7日間]2.9Mpa(アスファルト舗装) 2.0Mpa(セメントコンクリート舗装)。	施工前及び材料変更時	安定処理材に適用する。	○
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧	下層路盤:10%以上 上層路盤:20%以上			○
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧	下層路盤:塑性指数PI:9以下 上層路盤:塑性指数PI:9以下			○
	施工	必須	粒度(2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい:±15%以内	1回~2回/日		
			粒度(75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい:±6%以内	異常が認められたとき		
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所:設計図書による	・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合は、10,000m ² 毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
	その他	セメント量試験	舗装調査・試験法便覧	±1.2%以内	異常が認められたとき(1~2回/日)			
		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公※
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm ² 以上 吸水率:3.0%以下		公※		
15 アスファルト舗装	材料	必須	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			公※
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			公※
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回	○※
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下		各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	○※
			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下		各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。	○※
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧	50%以下			○※
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧	3%以下			○※
			フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧	1/4以下			○※
			製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧	水浸膨張比:2.0%以下			○※
			製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下			○※
	その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石:30%以下 CSS:50%以下 SS:30%以下				○※
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下				○※
		針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4		施工前及び製造工場または、規格の変化時に製造会社に提出させる。		○※
		軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3				○※
		伸び試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3				○※
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4				○※
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4				○※
薄板加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4				○※		
蒸発後の針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1				○※		
密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト:表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3 ・セミブローンアスファルト:表3.3.4				○※		

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
15 アスファルト舗装	材料	その他	高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A050	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4			○※	
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 A051	舗装施工便覧参照 ・セミアスファルト:表3.3.4			○※	
			タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 A057	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト:表3.3.3			○※	
	プラント	必須(A)	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	印字記録による品質判定値 (別計算式による)「舗装施工便覧」 平成18年2月 p263, 250~251参照)	印字記録データによる:全数 左記の規格値をはずれるものが5%以上の確率 で現れないこと (または定期的にAs抽出試験で印字と照合する)	必須(A)または必須(B)のどちらかで管理する As混合物はマージナル安定度試験基準値、 粒度範囲の規格に適合すること	○※	
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003				○※	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028				○※	
		必須(B)	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい:基準粒度の±12%以内	As抽出試験、あるいは分け試験を1~2回/日行う。		必須(A)または必須(B)のどちらかで管理する As混合物はマージナル安定度試験基準値、 粒度範囲の規格に適合すること	○※
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	75μmふるい:基準粒度の±5%以内				○※
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト量: ±0.9%以内				○※
	その他	必須	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	1時間毎に行う。		○※	
			水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。	設計図書による。	耐剥離性の確認	○	
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 B003			耐流動性の確認 公的試験機関の試験成績表提出	公※	
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 B002			耐摩耗性の確認	○	
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	密度 X1.2 : 基準密度の 94%以上 X3 : " 95.5%以上 X6 : " 96%以上 X10 : " 96%以上 歩道箇所:設計図書による。 再アス処理の場合 X1.2 : 基準密度の 93%以上 X3 : " 96.5%以上 X6 : " 95.5%以上 X10 : " 95%以上	・舗装面積400m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに1孔とし、公的試験機関での試験を省略できる。 ・舗装面積400m2以上6,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに3孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。 ・舗装面積6,000m2以上10,000m2未満 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに6孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アス処理の場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・公的試験機関の試験成績表提出 ただし、橋面舗装はコア採取しないAS合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。	公	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	粒度(2.36mm) X1.2 : 基準粒度の±12.0%以内 X3 : " ± 7.0%以内 X6 : " ± 7.5%以内 X10 : " ± 8.0%以内 粒度(75μm) X1.2 : 基準粒度の± 5.0%以内 X3 : " ± 3.0%以内 X6 : " ± 3.5%以内 X10 : " ± 3.5%以内 アスファルト量 X1.2 : 基準密度の± 0.9%以内 X3 : " ± 0.6%以内 X6 : " ± 0.6%以内 X10 : " ± 0.65%以内	・舗装面積10,000m2以上 試験供試体個数は、表層・中間層・基層の各層ごとに10孔とし、原則公的試験機関で試験を実施する。		公	
		その他	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上	トラック1台毎。	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
				外観検査(混合物)	目視			随時	
				すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 S021	設計図書による		舗設車線毎200m毎に1回	
				コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値:50秒		当初	
				マージナル突き固め試験	転圧コンクリート 舗装技術指針(案) ※いすれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:96%			
				ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率:97%			
含水比試験				JIS A 1203	設計図書による。			含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが適ましい。	
コンクリートの曲げ強度試験				JIS A 1106	設計図書による。		2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		
その他	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22		細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	○		
		骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。		細骨材300m3、粗骨材500m3ごとに1回、あるいは1回/日。	○		
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。		工事開始前、材料の変更時	○		
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下		工事開始前、材料の変更時	ホワイトベースに使用する場合:40%以下	○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外(砂等) 3.0%以下(ただし、砕砂で粘土、シルト等含まない場合は5.0%以下)		工事開始前、材料の変更時		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		工事開始前、材料の変更時	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料と異なる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下		工事開始前、材料の変更時	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができます。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認				
16 転圧コンクリート	材料	その他	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シラセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○				
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202		工事開始前、工事中1回/月以上		○				
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、 終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○					
		練混ぜ水の水質試験	回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○					
	製造(プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○				
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2 連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート中のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下 コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。	○				
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○					
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上		○					
		施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。					
				マーシャル突き固め試験		目標値の±1.5%						
	ランマー突き固め試験			舗装調査・試験法便覧B072 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%							
	コンクリートの曲げ強度試験			JIS A 1106	・試験回数が7回以上(1回は3個以上の供試体の平均値)の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材齢28日)。 原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公				
	温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上								
	現場密度の測定	Rl水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40mに1回(横断方向に3箇所)								
	コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧B027-4		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定								
	17 グラスアスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回、原則として公的試験機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出。	公※			
骨材の密度及び吸水率試験				JIS A 1109 JIS A 1110	表面・基層 表乾密度:2.45g/cm ³ 以上 吸水率:3.0%以下	公※						
骨材中の粘土塊量の試験				JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	公※						
粗骨材の形状試験				舗装調査・試験法便覧A008	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	公※						
ファイラーの粒度試験				JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	各配合毎工事開始前1回、施工中材料及び配合に変動が生じた場合はその都度1回。				○※		
ファイラーの水分試験				JIS A 5008	1%以下					○※		
その他				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	30%以下					公的機関の試験成績表提出。	公※
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下						○※
				針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)				施工前及び製造工場または、規格の変化時に製造会社に提出させる。	規程値は、石油アスファルト(針入度20~40)にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。	○※
				軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃						○※
		伸度試験	JIS K 2207	10cm以上(25℃)	○※							
		トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%	○※							
		引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上	○※							
蒸発質量変化率試験		JIS K 2207	0.5%以下	○※								
密度試験		JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³	○※								
プラント		必須	貫入試験40℃	舗装調査・試験法便覧C001	貫入量(40℃)目標値 表層:1~4mm 基層:1~6mm	配合毎に各1回、ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。	○※					
			リュエール流動性試験240℃	舗装調査・試験法便覧C002	3~20秒(目標値)		○※					

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認
17 グラスアスファルト舗装	フラント	必須	ホイールトラックング試験	舗装調査・試験法便覧 B003	300以上	配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100未満の場合も実施する。原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公※
			曲げ試験	舗装調査・試験法便覧 B005	破断ひずみ(-10℃、50mm/min)8.0×10 ⁻³ 以上	印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日		○※
			粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度			○※
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	75μmふるい:±5%以内基準粒度	○※		
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト量:±0.9%以内	○※		
	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト:220℃以下 石粉:常温~150℃	随時	○※			
	舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。			随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)
18 路床安定処理工	材料	必須	土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。		
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm 砂置換法(JIS A 1214)	設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
				最大粒径>53mm: 突砂法 G021	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。		
			または、「R計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。			
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	確認試験である。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	確認試験である。	
たわみ量			舗装調査・試験法便覧 S046 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。		
19 表層安定処理工(表層混合処理)	材料	その他	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214)	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
最大粒径>53mm: 突砂法(舗装調査・試験法便覧 G021-1)	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。							
		または、「R計器を用いた盛土の締め固め管理要領(案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。				
		または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績等による確認	
19 表層安定処理工 (表層混合処理)	施工	必須	ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	沈下が認められた場合は、その箇所においてベンゲルマンビーム等によるたわみ量測定を行うものとする。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。				
			含水比試験	JIS A 1203		500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 S046 (ベンゲルマンビーム)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			
20 固結工	材料	必須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。 ボーリング等により供試体採取する。		
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。		
	施工	必須	改良体全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体は500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。		
	必須	土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	公		
21 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後)ノ日			
			モルタルのフロー値試験	JFCE-F 521-2018	10～18秒 Pポート (グラントアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべし。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			その他	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
22 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時、 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工各設計・施工マニュアル	同左				
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアル				○	
	その他	土の粒度試験	補強土壁工各設計・施工マニュアル		設計図書による。				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径 > 53mm 突砂法(舗装調査・試験法便覧 G021)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
	必須	または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)		次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大感度密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法)。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路床・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径が100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法】 【一般の橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバウト構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上			
	必須	または、施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による		施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は、路床・路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m2を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
23 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ骨材反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
23 吹付工	材料	その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コック用再生骨材H)	○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○			
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○			
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント). JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上	○			
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント). JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		○			
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製造(プラント)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
				その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和剤:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 急結剤は適用外。	
					ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場(JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭)、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
23 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m3以下	コンクリートの打設が午前と午後とまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場 (JIS表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有量試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)を監督員と協議の上、特記仕様書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕型(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、両渠工、樋管、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 :許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキヤッピングを行う。原則として1回に3本とする。 原則として公的試験機関で実施	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。(小規模工種) 公的試験機関の試験成績表提出 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	公
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
24 現場吹付法砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
			その他	骨材のふり分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	飽乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロコケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については概要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロコケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利:工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石:工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○	
			練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下、 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水质が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
24 現場吹付法土工	製造	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
	必須	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下				
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A1101	スランプ5cm以上8cm未満: 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下: 許容差±2.5cm	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。(小規模工事) ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(現場打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、側渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを取り取りキヤッピンを行う。1日に6本(α7…3本、α28…3本)とする。 原則として公的試験機関で実施	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを取り取りキヤッピンを行う。1日に6本(α7…3本、α28…3本)とする。 原則として公的試験機関で実施	・参考値118N/mm ² 以上(材令28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 公的試験機関の試験成績表提出 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	公
	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示)は、午後の試験を省略することができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		
	その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1日1回以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		
	その他	ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公		
25 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。	
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類の)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm: 鋪装調査・試験法便覧 G021 突砂法	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(2%≦75μmふるい通過分<50%) 空気間隙率VaがVa≦15% 【粘質土(50%≦75μmふるい通過分) 飽和度Srが85%≦Sr≦95%または空気間隙率Vaが2%≦Va≦10% または、設計図書による。	擁壁は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 (1回とは、3個の平均値をもって1回とする)	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 河川土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または、R計器を用いた盛土の締め管理要領(案)	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土(25%≦ V_a ≦75% V_a ≦15%)】 空気間隙率 V_a が V_a ≦15% 【粘性土(50%≦ V_a ≦75% V_a ≦15%)】 飽和度 S_r が85%≦ S_r ≦95%または空気間隙率 V_a が2%≦ V_a ≦10% または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、 路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路床路床とも1日の1層当たりの施工面積は1,500m²を標準とする。また1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		その他	土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。 舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。
26 海岸土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。			
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。			
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。			
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。			
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説	設計図書による。			
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。			
			27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 舗装調査・試験法便覧 G021 突砂法	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値
または「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。				・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
その他	土の含水比試験 コーン指数の測定	JIS A 1203 舗装調査・試験法便覧 S044			設計図書による。 舗装調査・試験法便覧 S044	設計図書による。 舗装調査・試験法便覧 S044	含水比の変化が認められたとき。 トラフィカビリティが悪いとき。	確認試験である。
27 砂防土工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公
			現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 突砂法(舗装調査・試験法便覧G021)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値	1,000m ³ に1回の割合、または、設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm： 砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm： 突砂法(舗装調査・試験法便覧G021)	最大乾燥密度の85%以上。または設計図書に示された値	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
			または「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領(案)」による	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
27 砂防土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	または「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
28 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。ただし、法面、路肩部の土量は除く。原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公		
			CBR試験(路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。(材料が岩砕の場合は除く)原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公		
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202						
			土の含水比試験	JIS A 1203						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216						
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の透水試験	JIS A 1218						
			施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：突砂法(舗装調査・試験法便覧 G021)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトリアキビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦10%または飽和度Srが85%≦Sr≦95%。 ・路床及び構造物取付け部：トリアキビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≦Va≦8%。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。		
					または、Ri計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210)A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210)C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトリアキビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率が8%以下 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層当たりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
					または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は1日の1層当たりの施工面積が1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
		ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 G023	路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。		・確認試験である。 ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				

面積(m ²)	500未満	500以上1000未満	1000以上2000未満
測定点数	5	10	15

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
28 道路土工	施工	その他	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1箇所/割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1箇所/割で行う。	・確認試験である。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。	・確認試験である。	
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧S044	設計図書による。	必要に応じて実施。 (例)トリアフィカビリティが悪いとき。	・確認試験である。	
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧S046 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	・確認試験である。	
29 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。原則として公的試験機関で実施	・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :約2.7~2.5g/cm3 ・準硬石:約2.5~2g/cm3 ・軟石 :約2g/cm3未満 公的試験機関の試験成績表提出	公
			岩石の吸水率	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石 :5%未満 ・準硬石:5%以上15%未満 ・軟石 :15%以上 公的試験機関の試験成績表提出	公
			岩石の圧縮強さ	JIS A 5006			・500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値: ・硬石:4903N/cm2以上 ・準硬石:980.66N/cm2以上 4903N/cm2未満 ・軟石:980.66N/cm2未満 公的試験機関の試験成績表提出	公
		その他	岩石の形状	JIS A 5006	うすっぺらなもの、細長いものであってはならない。	5,000m3につき1回の割合で行う。 ただし、5,000m3以下のものは1工事2回実施する。	500m3以下は監督員承諾を得て省略できる。	○
30 コンクリートダム	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国管技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 吸水率:2013年制定コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ホルランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		ホルランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103	粗骨材:1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには、3.0%以下。 細骨材: ・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。 ・砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。		○	
		練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
		回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
30 コンクリートダム	製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の混合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
			連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須	塩化物総量規制	[コンクリートの耐久性向上]	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とに分かれる場合は、午前と午後に分けて打設を行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、枕杭(現場打杭)、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、涵渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及びびね、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/1日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認証工場)の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回/3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロック1リフト当り1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトのコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロック1リフト当り2回の割合で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2~3時間に1回の割合で行う。 原則として公的試験機関で実施	コンクリート圧縮強度試験については公的試験機関の試験成績表提出	公
			温度測定(気温・コンクリート)	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打ち込み開始時終了時。		
その他	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回/2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値:2.3t/m ³ 以上		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートのブリージング試験	JIS A 1123		1回/1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回/3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回/3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
31 覆工コンクリート(NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005(コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材) JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	○
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 35%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
31 複工コンクリート (NATM)	材料	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合には使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○			
			製造 (プラント)	その他	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	
					ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンスタンテナー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		
					連続ミキサの場合: 土木学会規程 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			
					細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
施工	必須	スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。					
		コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前・午後)、その他のコンクリートは打設1日につき1回を行う。 なお、テストピースは打設場所にて採取し、1回につき6個φ70×3個、φ28×3個とする。 原則としてφ28は公的機関で試験実施。	公的試験機関の試験成績表提出	公			
		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前(1)回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合には、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。				
		空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。					
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公			
		コンクリートの洗い・分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
31 覆工コンクリート (NATM)	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	公	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCCE-G 504-2013	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。		
		その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋及び防水シートを損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。		
32 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○	
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○	
			骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104					○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下				○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。		○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上		試料となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下		細骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合は省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下			寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上		粗骨材は採取箇所または、品質の変更があることに1回。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量:2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量:1g/L以下 塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合: JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量:200ppm以下 セメントの凝結時間の差:始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比:材齢7及び28日で90%以上		工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造(プラント)	計量設備の計量精度		水:±1%以内 セメント:±1%以内 骨材:±3%以内 混和材:±2%以内、 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤:±3%以内		工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
32 吹付けコンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差率:0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率:5%以下 圧縮強度の偏差率:7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率:10%以下 コンスタンシー(スランプ)の偏差率:15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合: 土木学会規準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差:0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差:5%以下 圧縮強度差:7.5%以下 空気量差:1%以下 スランプ差:3cm以下		レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
			細骨材の表面水率試験 JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミストコンクリート以外の場合に適用する。		
			粗骨材の表面水率試験 JIS A 1125		1回/日以上。			
	施工	必須		塩化物総量規制 [コンクリートの耐久性向上]	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来る場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018,503-2018)または設計図書の規定により行う。	公
				コンクリートの圧縮強度試験 土木学会規準 JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に設置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(α7~3本、α28~3本)とする。 原則としてα28は公的試験機関で試験実施。	レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 公的試験機関の試験成績表提出	
				吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法(JSCE-G561-2010)	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
	施工	その他		スランプ試験 JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	1回/日以上、圧縮強度試験用供試体採取時及び打ち込み中に品質の変化が認められたとき。	レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	公
				空気量測定 JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%(許容差)		レディーミストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。	
				コアによる強度試験 JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	
外観検査(ロックボルト) 目視 寸法計測				設計図書による。	材質は製造会社の試験による。			
33 ロックボルト (NATM)	材料	その他	モルタルの圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	1)施工開始前に1回 2)施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
			モルタルのフロー値試験 JIS R 5201		1)施工開始前に1回 2)施工中または必要の都度 3)製造工場または品質の変更があるごとに1回			
	施工	必須	ロックボルトの引抜き試験 参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに実施、1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。			
			修正CBR試験 舗装調査・試験法便覧E001	修正CBR20%以上	施工前、材料変更時			
34 路上再生路盤工	材料	必須	土の粒度試験 JIS A 1204	舗装再生便覧参照表-3.2.8路上再生路盤用素材の望ましい粒度範	当初及び材料の変化時		公	
			土の含水比試験 JIS A 1203	設計図書による。				
			土の液性限界・塑性限界試験 JIS A 1205	塑性指数PI:9以下				
			セメントの物理試験 JIS R 5210 JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)		工事開始前、工事中1回/月以上	○		
			ポルトランドセメントの化学分析 JIS R 5202			○		
	施工	必須	現場密度の測定 舗装調査・試験法便覧G021 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得たい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000m ² :10孔 10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10孔を追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000m ² の場合:6,000m ² /1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000m ² 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。			
			土の一軸圧縮試験 舗装調査・試験法便覧E031	設計図書による。	当初及び材料の変化時			
			CAEの一軸圧縮試験 舗装調査・試験法便覧E032		当初及び材料の変化時	CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト孔剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。		
			含水比試験 JIS A 1203		1~2回/日			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
35 路上表層再生工	材料	必須	旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。	○	
			旧アスファルトの軟化点	JIS K 2207					
			既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法便覧 B008					
			既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法便覧 G007					
			既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028					
			既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法便覧					
	新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。	「アスファルト舗装」に準じる。						
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	空隙率による管理でもよい。公的試験機関の試験成績表提出	公	
			温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)		
			かきほぐし深さ	舗装再生便覧付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000m2毎			
アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	目標値を設定した場合のみ実施する。公的試験機関の試験成績表提出	公		
36 排水性舗装工・透水性舗装工	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	施工前、材料変更時原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公※	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)表乾比重:2.45以上 吸水率 :3.0%以下			公※	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下			公※	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧	細長、あるいは扁平な石片:10%以下			公※	
			ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	舗装施工便覧」3-3-2(4)による。	施工前、材料変更時		○※	
			ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○※	
			その他	ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時		○※
				ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧	50%以下			○※
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 A010	水浸膨張比:2.0%以下			○※
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS):30%以下			○※
	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122		損失量:12%以下			○※		
	針入度試験	JIS K 2207		40(1/10mm)以上			○※		
	軟化点試験	JIS K 2207		80.0℃以上			○※		
	伸度試験	JIS K 2207		50cm以上(15℃)			○※		
	引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4		260℃以上			○※		
	薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207		0.6%以下			○※		
	薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上			○※			
	タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧	タフネス: 20N・m			○※			
	密度試験	JIS K 2207				○※			
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A002	2.36mmふるい:±12%以内基準粒度	印字記録の場合:全数又は抽出・ふるい分け試験1~2回/日		○※	
粒度(75μmフルイ)			舗装調査・試験法便覧 A002	75μmふるい:±5%以内基準粒度			○※		
アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法便覧	アスファルト量:±0.9%以内			○※		
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)			温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○※		
その他		水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○		
		ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 B003			アスファルト混合物の耐流動性の確認 公的試験機関の試験成績表提出	公※		
		ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧			アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○		
		カンタブ試験	舗装調査・試験法便覧			アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○		
		舗設現場	必須	温度測定(初転圧前)	温度計による。		随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)	
				現場透水試験	舗装調査・試験法便覧	X10 1000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上(歩道箇所)	1,000m2ごと。		
現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008			アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公		
アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧			アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公		
			外観検査(混合物)	目視	随時				

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

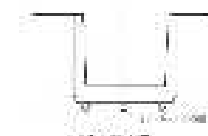
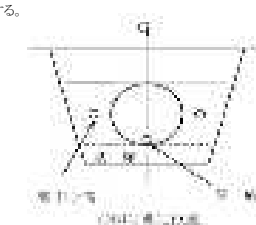
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
37 プラント再生舗装工	材料	必須	再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法便覧		再生骨材使用量500 tごとに1回。		○※	
			再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法便覧	3.8%以上			○※	
			再生骨材旧アスファルト針入度	マーシャル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上(25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500tを超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t未満の場合は、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○※	
			再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 tごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μmふるいにとどまるものと、水洗後の75 μmふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からとめる	○※	
			再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207 石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○※	
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 A003	2.36mmふるい：±12%以内 再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	印字記録の場合：全数 抽出ふるい分け試験の場合：1～2回/日		○※	
			粒度(75 μmフルイ)		75 μmふるい：±5%以内 再アス処理の場合、75 μm：±6%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○※	
			再生アスファルト量		アスファルト量：±0.9%以内 再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○※	
			その他	水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 B004	設計図書による。	同左	耐水性の確認	○
	舗設現場	必須	外観検査(混合物)	目視			随時		
			温度測定(初転圧前)	温度計による。				測定値の記録は、1日4回(午前午後各2回)	
			現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 B008	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 G028	アスファルト舗装(P4-11)による	アスファルト舗装(P4-12)による 原則として公的試験機関で実施	公的試験機関の試験成績表提出	公	
	38 ガス切断工	施工	必須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ:50 μm以下 二次部材の最大表面粗さ:100 μm以下(ただし、切削による場合は50 μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601(2013)に規定する最大高さ粗さRzとする。	
				ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm/mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
スラグ				目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
上縁の溶け					わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
その他		必須	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			ベベル精度	計測器による計測					
			真直度						
39 溶接工	施工	必須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ) (19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。 ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれの3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部さす検査20.8.7内部さす検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	

※アスファルト混合物事前審査制度で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証及び事前審査認定アスファルト混合物総括表)の写しを監督員に提出することにより試験成績表等の提出を省略することができる。

品質管理基準及び規格値

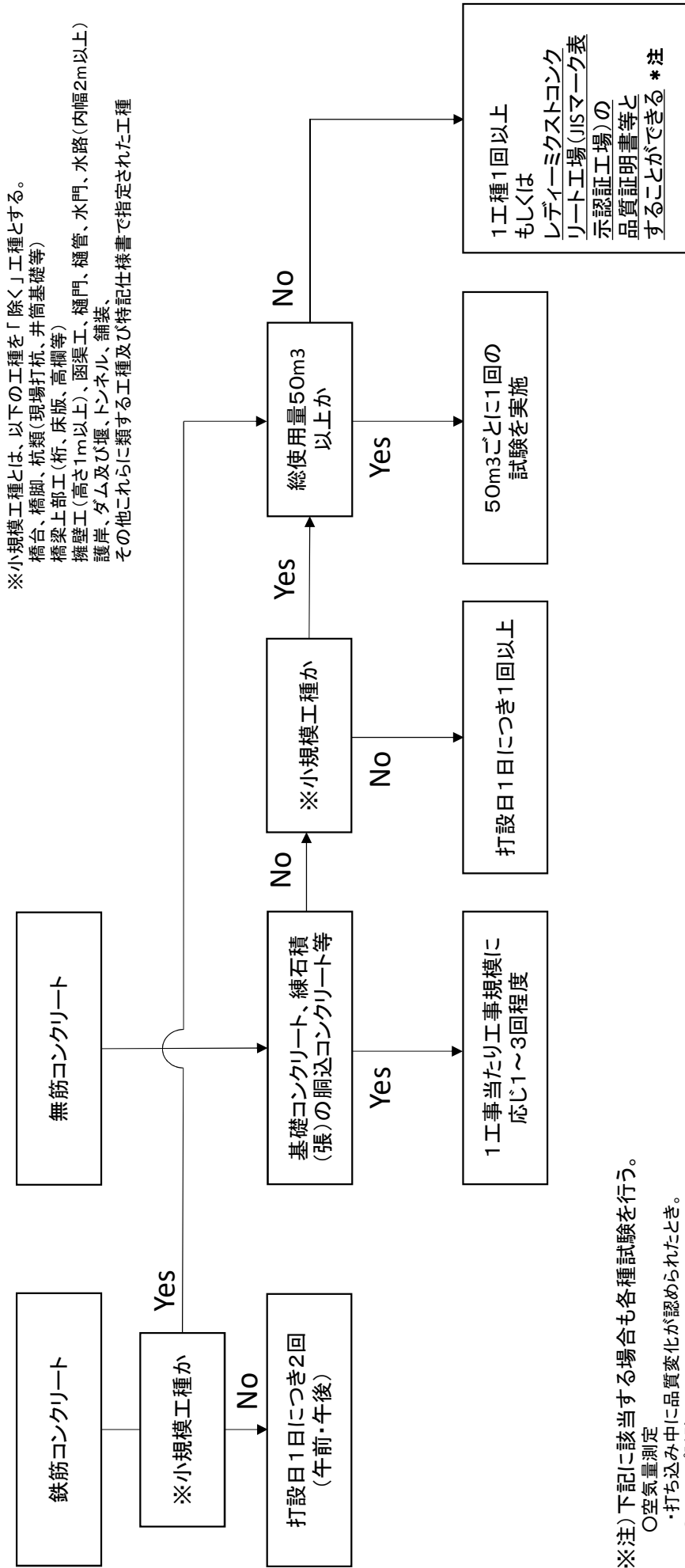
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
39 溶接工	施工	必須	マクロ試験: すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状:「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図一20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数:1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図一20.8.3すみ肉溶接試験(マクロ試験)溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験: スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400~550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはならない。	試験片の形状: JIS B 1198 試験片の個数: 3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経歴をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験: スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状: JIS Z 3145 試験片の個数: 3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたいさずす法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開いた割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4(透過写真によるきずの像の分類方法)に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験(手探傷)の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たすうえでの内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継ぎ手の強度等級に示されている。 (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査(割れ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査(ビード表面のピット)	目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(ビード表面の凹凸)		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査(アンダーカット)		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
			外観検査(オーバーラップ)	目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			必須	外観形状検査(余盛高さ)	目視・ノギス等による計測	設計図書による。設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてはならない。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅(B[mm])余盛高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B		
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整:余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み:あつてはならない。 ・アンダーカット:鋭い切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ:(設計値±2mm)を超えてはならない。			
			その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等の欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数、外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げのままにしておくものとする。
40 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	外観検査・規格(主部材)	現物照合 帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できること。規格・品質がミルシートで確認できること。		○
			外観検査(付属部材)	目視及び計測	JISによる	JISによる		
			機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる			試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認	
41 水路工	材料	必須	締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	工事着手前1回及び盛土材料が変わった場合。			
	施工	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による	延長200m毎に1回、測定箇所は横断方向に3点。			
			現場密度の測定	JIS A 1214	1. 乾燥密度で規定する場合 JIS A 1210 の試験で最大乾燥密度に対する締固め度は、A・B方法 90%以上、C・D・E方法 85%以上 2. 飽和度で規定する場合、飽和度は85～95%の範囲とする。 3. 空気間ゲキ率で規定する場合、空気間ゲキ率は2～10%の範囲とする。 上記によらない場合は特別仕様書による。				
42 水路工 (管水路) 基礎 (砂基礎等)	材料	必須	締固め試験	JIS A 1210	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。			
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による	工事着手前1回及び材料が変わった場合。			
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	締固めの規定 (JIS A 1210 のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 締固め度 = $\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210 の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$ 上記によらない場合は特別仕様書による。	延長200m毎に1回。 上記未測は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は下図を標準とする。 			
			材料証明				別添 土木構造物用木材納品証明書		
			44 中層混合処理 ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。
土の湿潤密度試験	JIS A 1225								
テールフロー試験	JIS R 5201								
土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216								
その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。		土質の変化したとき必要に応じて実施する。				
	土の粒度試験	JIS A 1204							
	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205							
	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216							
	土の圧密試験	JIS A 1217							
	土懸濁液のpH試験	JGS 0211			有機質土の場合には必要に応じて実施する				
施工	必須	深度方向の品質確認(均質性)	試料採取器またはボーリングコアの目視確認	採取した試料のフェーナルフタレイン反応試験による均質性の目視確認	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェーナルフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	1.実施頻度は、監督職員との協議による。 2.ボーリング等により供試体採取する。			
		土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを	1,000m3～4,000m3につき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。			
45 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査(芯材・ナット・プレート等)	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○	
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合		
		その他	外観検査(芯材・ナット・プレート等)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時			
	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回(3本/回)	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合			
		施工	引き抜き試験(受入れ試験) 引き抜き試験(適合性試験)	地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。			
その他	適合性試験		地山補強土工法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期加重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。				

土木工事の施工管理基準及び規格値(大分県)品質管理

(10) コンクリートの圧縮強度試験、スランプト試験、空気量測定 の試験基準について



※注) 下記に該当する場合も各種試験を行う。

- 空気量測定
- ・ 打ち込み中に品質変化が認められたとき。
- スランプト試験
- ・ 打ち込み中に品質変化が認められたとき。
- ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクストコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。
- ・ 道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプト試験の結果が安定し良好な場合は、その後スランプト試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。

*注 監督員との協議が必要

土木構造物用木材納品証明書

年 月 日

	殿	
		販売会社・工場名 _____
		測定者 _____
工事名称 _____		
所在地 _____		
納入時期 _____	年 月 日	
使用目的 _____		
使用材積 _____	m ³	※必要以外の内容は斜線処理のこと

1, 素材

納入元		種 別	
表示径	mm	表示長さ	mm
径（実測）の範囲	mm ~ mm	長さ（実測）の範囲	mm ~ - mm
曲 が り	直・小曲・大曲	その他顕著な欠点	なし・あり（ ）
JAS規格の適用	適用相当品・適用外	JAS規格の区分	素材 級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

2, 加工丸太

材料納入元		種 別	
表示径・幅・高さ	mm	表示長さ	mm
径（実測）の範囲	mm ~ mm	長さ（実測）の範囲	mm ~ - mm
幅（実測）の範囲	mm ~ mm	高さ（実測）の範囲	mm ~ mm
表面仕上げ	無・有（ ）	その他顕著な欠点	無・有（ ）
JAS規格の適用	適用相当品・適用外	JAS規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

3, 製材品

材料納入元		種 別	
表示幅・高さ	mm	表示長さ	mm
幅（実測）の範囲	mm ~ mm	長さ（実測）の範囲	mm ~ - mm
高さ（実測）の範囲	mm ~ mm		
表面仕上げ	無・有（ ）	その他顕著な欠点	無・有（ ）
JAS規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

4, 高次加工品・二次製品（※二次製品については寸法規格により適宜変更のこと）

材料納入元		種 別	
表示幅・高さ	mm	表示長さ	mm
幅（実測）の範囲	mm ~ mm	長さ（実測）の範囲	mm ~ - mm
高さ（実測）の範囲	mm ~ mm		
表面仕上げ	無・有（ ）	その他顕著な欠点	無・有（ ）
JAS規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS規格の区分	級
防腐処理の有無	有・無	防腐処理の方法	

5, 防腐（保存）処理

使用薬剤		処理方法	
JAS規格の適用	適用・適用相当品・適用外	JAS規格の区分	K1・K2・K3・K4・K5
表面状態	適・不適	浸潤度試験の結果	適・不適

上記のとおり証明します。

会社名 _____ 印 _____